

令和6年第1回定例会

市 議 会 会 議 録

令和6年2月14日（開会）

令和6年3月18日（閉会）

垂 水 市 議 会

令和六年第一回定例会会議録

(令和六年三月)

垂水市議会

第 1 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号（2月14日）（水曜日）

1. 開 会	6
1. 開 議	6
1. 会議録署名議員の指名	6
1. 会期の決定	6
1. 諸般の報告	6
1. 報告第 1 号 上程	1 3
報告	
1. 議案第 1 号～議案第 6 号 一括上程	1 4
説明、質疑、総務文教委員会付託	
1. 報告第 1 号 討論、表決	1 9
1. 議案第 7 号～議案第 1 2 号 一括上程	2 0
説明、質疑、産業厚生委員会付託	
1. 議案第 1 3 号 上程	2 5
説明、質疑、総務文教委員会付託	
1. 議案第 1 4 号 上程	2 6
説明、質疑、各常任委員会付託	
1. 議案第 1 5 号～議案第 1 9 号 一括上程	2 9
説明、質疑、各常任委員会付託	
1. 議案第 2 0 号～議案第 2 9 号 一括上程	3 2
説明	
1. 陳情第 3 号～陳情第 5 号 一括上程	4 0
産業厚生委員会付託	
1. 日程報告	4 0
1. 散 会	4 0

第 2 号（2月27日）（火曜日）

1. 開 議	4 2
1. 議案第 1 4 号～議案第 1 9 号 一括上程	4 2
委員長報告、質疑、討論、表決	
1. 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	
1. 令和 6 年度各会計予算案に対する総括質疑・一般質問	

川越 信男 議員	4 5
1 プレミアム付商品券発行事業について	
(1) 令和5年度の実績と令和6年度を取組について	
(2) 小規模店舗のみ使用できる専用商品券の基準は	
(3) 購入方法について	
2 市道元垂水原田線の防災工事について	
(1) 田神地区の山腹崩壊から現在までの対応について	
(2) 今後の計画の見込みについて	
3 鹿児島国際大学とのインターンシップ制度導入について	
(1) 令和6年度の職員採用状況について	
(2) 事業効果等について	
4 G I G Aスクール構想3年目の取組と今後の方向性について	
(1) 令和5年度を取組について	
(2) 来年度の方向性について	
5 地域おこし協力隊について	
(1) これまで採用しなかった理由は	
(2) 今回採用することとなった理由とその効果は	
前田 隆 議員	5 7
1 財政について	
(1) 義務的経費増に対応する自主財源の確保はどのように考えているか	
2 市庁舎耐震改修事業について	
(1) 市庁舎耐震改修事業はどのように進めるのか伺う	
(2) 充当財源の構成比についてはどのような考え方で計画されているのか	
(3) リノベーションについて対応や方向性を市長に伺う	
3 桜島大噴火対策	
(1) 大量降灰による幹線道路の通行不能解消策はどのように検討しているか	
(2) 家屋倒壊した住民の二次避難の対応はどのように検討しているか	
4 市道の交通安全対策	
(1) 速度制限要望のある市道に対し標識等の設置はどこが対応するのか。 また、土木課の対応はどのようにするのか	
5 学校教育	
(1) 小学校高学年の教科担任制の進捗状況と成果、課題について	

(2) 小規模校の教科担任制の取組と課題	
(3) 学校教育をさらに推進するための教育長の想いを伺う	
宮迫 隆憲 議員	67
1 農業政策について	
(1) 鳥獣害対策の実情は	
(2) 鳥獣被害防止計画の見直しは	
(3) 猟友会の方々への支援拡充を	
2 防災体制について	
(1) 消防本部における災害活動対応は	
(2) 第一分団詰所の建屋について	
(3) これまでの震災時の支援は	
(4) 能登半島地震で被災された方々への支援は	
(5) 避難者の受入れはあるのか	
(6) 本市の備蓄品、物資はあるのか	
3 花いっぱい運動花壇整備業務について	
(1) 経費削減は出来ないのか	
(2) 新たな場所での検討と学校等への配布は	
4 広報について	
(1) 各広報媒体の活用状況について	
(2) 災害時の広報のあり方について	
5 フェンシングのまちたるみずについて	
(1) これからの啓発活動について	
6 産婦人科設置について	
(1) 現時点の工事の進捗状況は	
(2) 開設後のプライバシーへの配慮	
(3) 緊急時の対応は	
高橋 理枝子 議員	79
1 桜島大噴火発生時の対応は	
(1) 桜島大噴火発生の可能性をどのように認識しているか	
(2) 大災害時避難所の割り振り、また個別避難計画の現状は	
(3) 災害用備蓄の現在の状況は	
(4) 災害発生後の災害ボランティアセンター運営等はどのように考えているか	
2 自主防災組織について	

- (1) 自主防災組織は振興会ごとに作成しているが災害時機能すると認識しているか
 - (2) 自主防災組織は今後どうあるべきと考えるか
 - 3 市内建築物の耐震化は
 - (1) 耐震化率について本市の状況は
 - (2) 本市の耐震診断及び耐震化改修工事に対する補助金や改修後の税制上の優遇措置は
 - (3) 今後の耐震化促進への取組は
 - 4 本市の子供の居場所
 - (1) 本市の不登校児童生徒の令和4年度の人数は
 - (2) 垂水市内で子供の居場所となりうる民間の放課後等デイサービスを提供している施設がいくつあり、その特徴は
 - 5 市内小学校の今後のあり方
 - (1) 市内全小学校の今後6年間の児童数の推移は
 - (2) 子供達を真ん中に考えると、今後小学校をどうするのがいいのか早期に検討するべきだと考えるが検討委員会設立の予定は
 - 6 水道事業について
 - (1) 水道事業の現状について
- 池田 みすず 議員 90
- 1 たるたるおでかけチケットについて
 - (1) アンケート調査結果について
 - (2) 今後の取組について
 - 2 老人憩の家について
 - (1) 現状について
 - (2) 今後の方向性について
 - 3 予防接種の充実について
 - (1) 予防接種の実施状況について
 - (2) 新型コロナウイルスワクチンについて
 - (3) HPVワクチンについて
 - 4 女性がん検診の充実について
 - (1) 女性がん検診の実施状況について
 - (2) 子宮体がん検診について
 - (3) 新たな慈愛会産婦人科医療機関での検診について
 - 5 発達に不安のある子供や保護者に対する取組・支援について

(1) 早期発見のための実施状況について	
(2) 早期発見のための新たな取組について	
6 子育て世代テレワーカー事業について	
(1) テレワーカー養成講座の今年度の実績と成果について	
(2) 今後の取組について	
7 芸術文化振興事業について	
(1) 文化会館自主文化事業について	
(2) 和田英作・香苗記念絵画コンクールについて	
池山 節夫 議員	103
市政について	
1 令和6年度一般会計予算案について	
(1) デジタル技術を活用し、未来を変革する4期目の方針について	
(2) 行政のDX化及び議会のタブレット化について	
(3) 中央地区の冠水対策について	
(4) 市内橋梁の長寿命化について	
2 錦江湾横断道路について	
(1) 実施路線化について	
(2) 期成会の設立について	
教育行政について	
1 英語教育の拡充について	
2 SNSによるセクストーションについて	
新原 勇 議員	111
1 消防団について	
(1) 各分団の現有車両の総重量の内訳と更改のサイクル年数は	
(2) 今後消防団車両導入について普通免許対応・オートマ車導入の考	
え	
(3) 消防団の準中型自動車免許の取得費用に対する公費助成制度の検討	
は	
2 高齢者支援について	
(1) シニアカー購入費補助事業について	
ア 最大10万円の根拠は	
3 解体費用助成について	
(1) 特定空家等の件数と認定に至るまでの流れは	
(2) 特定空家等に対し固定資産税の取扱いについて	

(3) 解体費助成の令和4年度の申込状況はどうだったのか	
(4) 今年度の見込額と見込件数は	
4 垂水高校振興対策事業について	
(1) 垂水高校支援額の今年度の執行見込額は	
(2) 来年度に向けての考え方と垂水高校振興対策協議会の助言は	
(3) 学校給食の導入について生徒たちの昼食の事情は	
5 小売業等店舗改装・開業支援補助金について	
(1) 小売業店舗改装・開業支援の内容と条件は、どのような人が対象になるのか	
6 ヤンバルトサカヤスデの防御について	
(1) ヤンバルトサカヤスデ発生の広がり原因と発生した時の住民の対処の仕方及び市の対応は	
1. 日程報告	1 2 0
1. 散 会	1 2 0

第3号（2月28日）（水曜日）

1. 開 議	1 2 2
1. 一般質問	1 2 2
梅木 勇 議員	1 2 2
1 桜島大規模噴火の備えについて	
(1) 防災訓練について	
ア 訓練の内容及び成果と課題は	
(2) 災害復旧対策について	
ア インフラ施設	
イ 降灰・軽石の除去及び災害廃棄物の対応は	
2 高齢者支援について	
(1) シニアカー購入補助事業について	
ア 制度の内容は	
イ 予算上限に達した場合の対応は	
(2) 認知症地域支援・ケア向上事業について	
ア 新オレンジプランについて	
イ サポーターの養成状況は	
ウ チームオレンジについて	
3 農業振興について	

(1) 地域計画推進事業について

ア どのような事業なのか

イ 人・農地プランとの違いとメリットは

ウ 計画策定について

北方 貞明 議員 1 3 3

令和6年度施政方針について

1 笑顔があふれるまち

(1) 乳幼児用紙おむつ回収について

ア 回収ボックスはどのような物か、また、週一回で衛生面は大丈夫なのか

(2) 不登校児童、生徒等の学び継続事業2,604千円の事業の内訳と不登校の児童、生徒数は

2 安心なまち

(1) 中央地区の冠水対策事業について

ア 令和6年度、地区内の全体計画作成、実施設計とあるが具体的にどの辺りか

3 潤いのあるまち

(1) 就業促進でインターンシップ事業として、令和6年から新たに垂水市役所での就労を目指すための事業とは、どのような事業か

一般質問

1 教育委員会について

(1) 不登校などに対して学校はどんな対応をしているのか

(2) 登下校の車での送迎をどのように考えているか

2 帯状疱疹について

(1) 帯状疱疹ワクチン接種助成はできないのか

篠原 静則 議員 1 4 2

1 PFI事業について

(1) 債務負担行為の変更と運営負担金の増額について

2 国体推進課について

(1) 今後の国体推進課について

3 高齢者の移動支援について

(1) シニアカー購入費補助金について

(2) 介護予防と安全対策について

(3) おでかけチケットの利用率について

- 4 帯状疱疹について
 - (1) ワクチン接種の助成について
- 5 相続登記の申請の義務化について
 - (1) 内容について
 - (2) 相続放棄と相続土地国庫帰属制度について
- 6 農政について
 - (1) 公設市場の現状と今後の見通しについて

持留 良一 議員 1 5 3

総括質疑

- 1 予算編成について
 - (1) 予算編成上の課題と財政の見通し
 - ア 財政状況はどういう中での予算案か
 - イ 財政フレームは
 - (2) 予算編成と住民参加の考え方について
 - ア 予算編成に向けて、市民の声の反映は
- 2 第9期介護事業について
 - (1) 介護保険料問題
 - ア 「準備基金」は基本的には次期計画期間において歳入として繰り入れるものである（老健局介護資料）が、今回の措置は一部を歳入に繰り入れし保険料の抑制を図られたが見解は
 - イ 事業量の見込み方について過年度の特徴と今後の推計をどう見たのか
 - ウ 一般財源を投入して特に低所得者の保険料乗率をさらに引き下げる検討はされたか
 - エ 「公費半分・保険料半分」では限界にきているのではないか。このままでは「介護保険制度」が崩壊するのではないかと考える。見解を。また、持続可能な制度にするためにも国庫負担増が必要と考える見解を
 - (2) 訪問介護（身体介護・生活援助）
 - ア 訪問介護報酬引下げの方針だが、影響をどのように考えているか
- 3 農業政策について
 - (1) 食料・農業・農村基本法を改定する方針である。希望の持てる農政に転換することは緊急課題であると考え。自給率向上を後退させ

- ることは問題と考えるが見解を
- (2) 持続可能な食料システムの構築を目指す「みどりの食料システム戦略」～再生へ向けた取組について
 - ア 小規模や家族農業の位置づけは
 - イ 有機農業の考え方は
 - ウ 学校給食などに有機農産物の供給の方針は

一般質問

1 教育問題について

(1) 包括的教育の認識と考え方、取組～「性の権利」

- ア 学習指導要領・「生命の安全教育」で「妊娠の経過は取り扱わない」とする「歯止め規定」が設けられているのはなぜか。また、保護者などの理解を得た上で「教えることができる」としているのはなぜか
- イ 「性暴力、性犯罪をなくし、互いの性を尊重する人間関係を築くために、科学的『包括的性教育』が求められているのではないか
- ウ 「七生事件」についての考えは

川畑 三郎 議員 1 6 5

1 産婦人科医療体制確保事業について

- (1) 事業概要について
- (2) 医療機関の概要と補助金について
- (3) 今後の展開について

2 外国人との共生支援事業について

- (1) 具体的な取組について

3 垂水市地域公共交通計画について

- (1) アンケート調査結果について
- (2) 今後の方向性について

4 消防団第一分団消防庁舎整備事業について

- (1) 事業の内容は

5 農林事業について

- (1) 令和6年度事業内容は

6 土木事業について

- (1) 令和6年度事業内容は

7 水産事業について

- (1) 令和6年度事業内容は

8	中央運動公園体育施設改修事業について	
	(1) 庭球場管理棟の改修について	
	(2) 各施設の改修計画について	
	感王寺 耕造 議員	177
1	防災対策について	
	(1) 本年1月12日の牛根地区凶上訓練の成果と課題、今後の防災訓練の方向性について	
	(2) 大災害時の避難計画の策定と避難場所について	
	(3) 鹿児島市、霧島市、鹿屋市及び始良市との連携、広域避難に向けた情報収集と防災教育の在り方について	
	(4) 高齢者や妊婦、乳幼児、技能実習生など災害弱者の避難対策と避難場所の運営について	
2	交通弱者・買い物難民対策について	
	(1) 国の地域公共交通確保維持改善事業のうち、地域内フィーダー系統確保維持費の国庫補助金を活用し、4系統の乗合タクシーが運行されているが、事業対象外の地域についても一人当たり年間3,000円のおでかけチケットのみの対応しかされていない。地域間格差がはなはだしい。市単費での乗合タクシーの拡充やおでかけチケットの増額の考えはないのか。また、本年5月策定予定の地域公共交通計画策定の方向性は	
	(2) 通院・買物難民対策について	
3	垂水市空家等対策計画・空き家の有効活用について	
	(1) 特定空家の手続きについて	
	(2) 空き家の有効活用、質問後の取組状況は	
4	パートナー制度について	
	(1) 志布志市はLGBTなど性的少数者のカップルを公認する「パートナーシップ宣言制度」の受付を開始した。本市の取組の考えは	
1.	議案第20号～議案第29号	188
	予算特別委員会・庁舎整備検討特別委員会設置、付託	
1.	予算特別委員会・庁舎整備検討特別委員会正副委員長互選結果報告	189
1.	日程報告	189
1.	散 会	189

1. 開 議	1 9 2
1. 議案第 1 号～議案第 1 3 号・議案第 2 0 号～議案第 2 9 号・陳情第 3 号～陳情第 5 号 一括上程	1 9 2
委員長報告、質疑、討論、表決	
1. 議案第 3 0 号～議案第 3 9 号 一括上程	1 9 8
説明、休憩、全協、質疑、討論、表決	
1. 議案第 4 0 号 上程	2 0 0
説明、質疑、討論、表決	
1. 意見書案第 4 号 上程	2 0 1
説明、質疑、討論、表決	
1. 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について 上程	2 0 1
閉会中の継続調査	
1. 各常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件について 上程	2 0 2
閉会中の継続調査	
1. 閉 会	2 0 2

令和6年第1回垂水市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
2・14	水	本会議	会期の決定、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託
2・15	木	休 会	
2・16	金	〃	(質問通告期限：正午)
2・17	土	〃	
2・18	日	〃	
2・19	月	〃	
2・20	火	〃	
2・21	水	〃	委員会 産業厚生委員会（令和5年度補正予算審査）
2・22	木	〃	委員会 総務文教委員会（令和5年度補正予算審査）
2・23	金	〃	
2・24	土	〃	
2・25	日	〃	
2・26	月	〃	
2・27	火	委員会	議会運営委員会
		本会議	議案上程、説明、質疑、委員会付託、委員長報告、質疑、討論、表決、 令和6年度各会計予算案に対する総括質疑・一般質問
2・28	水	〃	令和6年度各会計予算案に対する総括質疑・一般質問
		委員会	錦江湾横断道路推進特別委員会
2・29	木	休 会	
3・1	金	〃	委員会 産業厚生委員会（条例・その他議案）
3・2	土	〃	
3・3	日	〃	
3・4	月	〃	委員会 総務文教委員会（条例・その他議案）
3・5	火	〃	
3・6	水	委員会	庁舎整備検討特別委員会
		委員会	予算特別委員会
3・7	木	〃	委員会 予算特別委員会
3・8	金	〃	委員会 予算特別委員会
3・9	土	〃	
3・10	日	〃	

月 日	曜	種 別	内 容
3・11	月	休 会 委員会	予算特別委員会（総括質疑）
3・12	火	〃	
3・13	水	〃	
3・14	木	〃	
3・15	金	〃 委員会	議会運営委員会
3・16	土	〃	
3・17	日	〃	
3・18	月	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託

2. 付議事件

件 名

- 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市手数料条例の一部を改正する条例）
- 議案第 1 号 垂水市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 2 号 垂水市第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び垂水市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 3 号 垂水市第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 4 号 垂水市課設置条例等の一部を改正する条例 案
- 議案第 5 号 垂水市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 6 号 垂水市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 7 号 垂水市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 8 号 垂水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 9 号 垂水市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 10 号 垂水市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 11 号 垂水市介護保険条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 12 号 垂水市給水条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 13 号 鹿屋市との間において締結した大隅定住自立圏形成協定の変更について
- 議案第 14 号 令和 5 年度垂水市一般会計補正予算（第 9 号） 案
- 議案第 15 号 令和 5 年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号） 案
- 議案第 16 号 令和 5 年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） 案
- 議案第 17 号 令和 5 年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第 3 号） 案
- 議案第 18 号 令和 5 年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第 1 号） 案

- 議案第19号 令和5年度垂水市病院事業会計補正予算（第1号） 案
- 議案第20号 令和6年度垂水市一般会計予算 案
- 議案第21号 令和6年度垂水市国民健康保険特別会計予算 案
- 議案第22号 令和6年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算 案
- 議案第23号 令和6年度垂水市交通災害共済特別会計予算 案
- 議案第24号 令和6年度垂水市地方卸売市場特別会計予算 案
- 議案第25号 令和6年度垂水市介護保険特別会計予算 案
- 議案第26号 令和6年度垂水市老人保健施設特別会計予算 案
- 議案第27号 令和6年度垂水市水道事業会計予算 案
- 議案第28号 令和6年度垂水市病院事業会計予算 案
- 議案第29号 令和6年度垂水市漁業集落排水処理施設事業会計予算 案
- 議案第30号 垂水市農業委員会委員の任命について
- 議案第31号 垂水市農業委員会委員の任命について
- 議案第32号 垂水市農業委員会委員の任命について
- 議案第33号 垂水市農業委員会委員の任命について
- 議案第34号 垂水市農業委員会委員の任命について
- 議案第35号 垂水市農業委員会委員の任命について
- 議案第36号 垂水市農業委員会委員の任命について
- 議案第37号 垂水市農業委員会委員の任命について
- 議案第38号 垂水市農業委員会委員の任命について
- 議案第39号 垂水市農業委員会委員の任命について
- 議案第40号 垂水市議会会議規則の一部を改正する規則 案
- 意見書案第4号 「錦江湾横断道路」の早期事業化を求める意見書 案

陳 情

- 陳情第 3号 川内原発20年延長に反対する陳情書
- 陳情第 4号 令和6年能登半島地震の住宅被害を教訓とし耐震診断及び耐震改修の促進を求める陳情
- 陳情第 5号 ゴミステーション衛生環境推進員（仮称）を会計年度任用職員での新設を求める陳情

令和 6 年 第 1 回 定例会

会 議 録

第 1 日 令和 6 年 2 月 1 4 日

本会議第1号（2月14日）（水曜）

出席議員 14名

1番	高橋理枝子	8番	川越信男
2番	宮迫隆憲	9番	篠原静則
3番	前田隆	10番	感王寺耕造
4番	新原勇	11番	持留良一
5番	池田みすず	12番	北方貞明
6番	梅木勇	13番	池山節夫
7番	堀内貴志	14番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	生活環境課長	有馬孝一
副市長	海老原廣達	農林課長	森秀和
企画政策総括監	二川隆志	併任	
総務課長	濱久志	農業委員会	
企画政策課長	草野浩一	事務局長	
財政課長	園田保	土木課長	東弘幸
税務課長	福島哲朗	水道課長	岩元伸二
市民課長	岡山洋恵	会計課長	港耕作
併任		監査事務局長	福元美子
選挙管理		消防長	田中昭弘
委員会		教育長	坂元裕人
事務局長		教育総務課長	堀留豊
保健課長	永田正一	学校教育課長	川崎史明
福祉課長	森永公洋	社会教育課長	大山昭
水産商工	松尾智信	国体推進課長	米田昭嗣
観光課長			

議会事務局出席者

事務局長	橘圭一郎	書記	瀬脇恵寿
		書記	村山徹

令和6年2月14日午前10時開会

△開 会

○議長（堀内貴志） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第1回垂水市議会定例会を開会いたします。

△開 議

○議長（堀内貴志） これより本日の会議を開き、議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（堀内貴志） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において梅木勇議員、篠原静則議員を指名いたします。

△会期の決定

○議長（堀内貴志） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る2月8日、議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本定例会の会期をお手元の会期日程表のとおり、本日から3月18日までの34日間とすることに意見の一致を見ております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 異議なしと認めます。よって、本会は本日から3月18日までの34日間と決定いたしました。

△諸般の報告

○議長（堀内貴志） 日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から、令和5年10月分、11月分及び12月分の出納検査結果報告、令和5年度定期監査の結果、令和5年度財政援助団体の監査結果

報告並びに令和5年度指定管理者の監査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

〔市長尾脇雅弥登壇〕

○市長（尾脇雅弥） 皆様、おはようございます。先般開催されました、令和5年第4回定例会後の議会に報告すべき主な事項につきまして御報告いたします。

初めに、元日に発生した令和6年能登半島地震により、お亡くなりになられた方々に心から追悼の意を表しますとともに、被災された全ての方々に心からお見舞いを申し上げます。また、昼夜を分かたず、被災地のために御尽力されておられる全ての皆様方に深甚なる敬意を表します。

垂水市といたしましては、現在、全国市長会等の関係機関と連携し、義援金箱の設置や避難所へ提供可能な物資の確保などの後方支援活動を行っており、今月5日には市民の皆様から寄せられました災害義援金32万8,102円を垂水市社会福祉協議会にお届けしたところでございます。また、この義援金箱設置の取組は、来月29日まで延長することといたしました。

本市も、過去に台風や梅雨期の豪雨等によりまして大きな災害が発生した際、多くの御支援を頂いております。その御恩に報いるためにも、引き続き、被災自治体のニーズに対して迅速かつ的確に対応し、被災された皆様が一日も早く復旧・復興できるように支援してまいりたいと考えております。

それでは、まず、総務関係について御報告いたします。

はじめに、令和6年交通安全祈願祭が、先月9日、下宮町の鹿児島神社におきまして、垂水地区安全運転管理協議会の主催により執り行われ、堀内議長はじめ、関係者22人とともに出席したところでございます。本年も、交通事故の

ない安全で安心な地域社会の実現と併せて、1年間の平穏無事をお祈りするとともに、関係機関と連携し、引き続き交通安全対策の推進を図ってまいります。

次に、防災対策につきまして御報告いたします。

令和5年度垂水市桜島火山爆発総合防災訓練を、先月12日、牛根地区公民館で実施したところでございます。当日は桜島の大正噴火から110年の節目の日ということもあり、地元住民、消防第8分団をはじめ、市消防本部、市自主防災組織連合会など、総勢40人の参加及び協力を得て実施したところであり、近隣の霧島市、始良市、鹿屋市の防災担当者も視察されたところでございます。

訓練の内容につきましては、地区防災計画や個別避難計画を生かした要配慮者等の支援の方法について手順等を確認したところであり、訓練終了後の振り返りにおいては、支援関係者の不在時の対応や通学中の子供たちへの対応など、関係機関から幅広い御意見を頂いたところでございます。

桜島につきましては、現時点で大規模噴火の兆候は見られませんが、警戒を要する時期に入ったとする専門家の意見もございます。今後も気象台の発表や専門家の意見等の情報を収集・分析するとともに、状況等に応じた避難体制の構築等に努めてまいりたいと考えております。

また、冒頭で申し上げました令和6年能登半島地震から1月半が経過し、災害時における自治体からの情報発信、備蓄食料や生活用水の不足、二次避難の在り方、道路復旧の遅れなど、防災対策上重要な課題となるものが数多く見えてまいりました。これらの課題につきましても情報収集に努め、本市の防災対策に反映してまいりたいと考えております。

次に、企画政策関係についてでございます。

はじめに、包括連携協定につきまして御報告

いたします。

日本郵便株式会社様と本市におきまして、先月23日に包括連携協定の締結式を行ったところでございます。日本郵便株式会社様とは、これまでも災害発生時における協定等を結び、連携を図ってまいりましたが、今回の協定締結を通じ、郵便局事業を有効に活用させていただくとともに、地域に根づいている郵便局のネットワークを生かし、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応することで、市民サービスの向上及び地域の活性化が図られるものと期待しているところでございます。

次に、再生可能エネルギー関係につきまして御報告いたします。

垂水市とリニューアブル・ジャパン株式会社との再生可能エネルギーの活用に関する連携協定に基づき、垂水市立医療センター垂水中央病院と垂水市立介護老人保健施設コスモス苑への太陽光発電設備設置工事につきまして、先月12日に着工いたしました。

今後のスケジュールでございますが、来月末までに全ての工事が完了し、4月から両施設への電力供給が開始される予定となっております。引き続き、脱炭素社会の実現を目指す取組による持続可能なまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、財政関係についてでございます。

今後の庁舎等のあり方を議論していただく庁舎等のあり方検討委員会を、先月25日に開催したところでございます。会議冒頭、任期満了に伴う委員の一部入替えがあったことから、委員の互選により、委員長に元鹿児島大学工学部教授の鰐坂徹氏が再任されたところでございます。

また、新聞報道等でもありましたとおり、今議会に上程している令和6年度一般会計予算案において庁舎本館の耐震改修工事費を計上しており、議員の皆様方に御審議いただいて御理解を得た上で、速やかに執行させていただければ

と考えているところでございます。

次に、保健関係についてでございます。

産婦人科医療体制確保事業につきまして御報告いたします。

先の12月議会及び全員協議会において御説明申し上げましたとおり、令和6年春に公益財団法人慈愛会様による産婦人科医療機関の開設が予定されております。これに伴い、12月議会閉会后に公益財団法人慈愛会様と産婦人科医療体制確保事業に関する協定を締結するとともに、同事業に関する補助金要項に基づき、手続を滞りなく進めているところでございます。

また、慈愛会様において、開設予定地にて先月末から改修工事を開始したとの御報告を頂いております。引き続き、慈愛会様と連携し、女性の健康長寿の延伸を図るとともに、子育て世帯が安心して子供を産み育てられる環境の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、福祉関係についてでございます。

はじめに、デフレ完全脱却のための総合経済対策による低所得者支援につきまして御報告いたします。

昨年12月に議決を頂きました非課税世帯に対する7万円の第2次価格高騰給付金についての進捗状況であります。先月末時点で2,815世帯に給付済みであり、給付率は99.6%となっており、残り12件の対象世帯に対し再通知や個別訪問等を実施し、給付漏れが生じないよう努めてまいります。

次に、追加の低所得者支援策につきまして御報告いたします。

住民税所得割非課税世帯、いわゆる均等割のみ課税世帯約550世帯に対して物価高騰給付金として1世帯当たり10万円を支給できるよう、また、住民税均等割非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯において扶養されている18歳以下の子供に1人当たり5万円を支給できるよう現在準備を進めているところでございます。

このため、今議会に当該事業に関する補正予算案を上程しており、議員の皆様方に御審議いただき、御理解を得た上で速やかに執行させていただきたいと考えているところでございます。

次に、乳幼児用紙おむつ回収につきまして御報告いたします。

乳幼児用紙おむつ回収につきましては、通常のごみ回収のほか、垂水市子育て支援センターに乳幼児用紙おむつ回収ボックスを設置し、週2回の回収を行っているところでございますが、牛根支所及び新城支所に乳幼児用紙おむつ回収ボックスを新たに設置し、令和6年4月から週1回の回収を行うよう準備が整いましたことから、今議会に当該事業に関する補正予算案を上程しており、議員の皆様方に御審議いただき、御理解を得た上で速やかに執行させていただきたいと考えているところでございます。

次に、垂水高等学校への法務大臣感謝状贈呈につきまして御報告いたします。

犯罪や非行の防止と、罪を犯した方たちの更正を推進する社会を明るくする運動への協力に関し、昨年12月12日、垂水高等学校に法務大臣感謝状が贈呈されました。これは、同校生徒会が保護司会垂水支部と合同で地元の大型店舗等で街頭キャンペーンを行うなど市民への啓発活動に長年貢献されていることが高く評価されたことに伴うものでございます。これまでの活動に敬意を表しますとともに、この取組の継続が社会を明るくする運動の推進と、垂水高等学校の活性化につながるものと期待しているところでございます。

次に、水産商工観光関係についてでございます。

はじめに、商工関係につきまして御報告いたします。

商工業者への支援対策であります、「今こそ元気を！たるみず」プレミアム付商品券につきましては、今年度、延べ5,153世帯の市民の皆様

様から、総額3億5,000万円分の商品券を御購入いただいたところでございます。

これまでの販売により購買意欲の喚起が図られ、商工業の景気回復につながったものと考えているところでございます。なお、物価高騰は今年に入っても続いておりますことから、来年度も物価高騰による市民の皆様への影響は避けられないものと考えております。

その対策として、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、プレミアム付商品券を発行したいと考えており、今議会に当該事業に関する補正予算案を上程しており、議員の皆様方に御審議いただき、御理解を得た上で、速やかに執行させていただきたいと考えております。

次に、日本航空株式会社様と連携した販路拡大支援事業につきましては、今年度の新たな取組として、国内線ファーストクラスの機内食のメニューにおいて、桜島美湯豚が提供されているところでございます。お品書に桜島美湯豚と表記されており、1月は羽田空港到着の便、2月は羽田空港出発の便を中心に国内の主要6路線、合計62便で提供されております。加えて、2月の日本航空国内線全便の機内誌に本市特産品の紹介とふるさと納税の案内、観光PRの記事を掲載しているところでございます。日本航空国内線は、月間で延べ320万人が利用されることから、大きなPR効果があると期待しているところでございます。

次に、観光推進関係につきまして御報告いたします。

はじめに、観光庁の観光地づくりに係る補助事業である3つの駅がつながる・輝く垂水の観光素材を最大化する魅力的なコンテンツ造成につきましては、受託事業者である株式会社ミソラリンク様が実施するモニターツアーに垂水市道の駅・森の駅連絡協議会が協力し、昨年12月には2回に分けて県内外からお越しの9人の方

を対象に1泊2日のモニターツアーを実施したところでございます。道の駅たるみずはまびらでの握り寿司体験、森の駅たるみずでのテントサウナ体験、道の駅たるみず湯っ足り館を目的地とする垂水市内サイクルツアーなどを実施し、参加者から「垂水市のこと、垂水市の人が大好きになり、友人や家族に勧めたいと思う内容でした」などの感想を頂いたところでございます。今後も、両道の駅・森の駅と連携して、垂水市内を周遊していただける魅力的なコンテンツの造成に取り組んでまいります。

次に、訪日外国人観光客への観光施策、いわゆるインバウンド事業につきましては、昨年6月に鹿児島から香港への直行便が、10月末には韓国への直行便が再開し、今後、インバウンドの需要が高まることが期待されているところでございます。

先月、香港の旅行会社と交流がある垂水市観光協会の寺田秀人観光アドバイザー及び同観光協会事務局とともに、香港において鹿児島県香港事務所の御協力も頂きながら、EGLツアー等の旅行会社へセールスを行ったところでございます。

本事業につきましては、本市の交流人口の増加を図る上で重要なものでありますことから、引き続き積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、仕事と休暇を両立するワーケーション事業につきましては、観光庁の補助事業を活用して、大崎町と共同で事業を実施しているところでございます。

昨年12月には、企業版ふるさと納税制度を活用し、本市へ御寄付くださいましたPwCコンサルティング合同会社から4人が本市へお越しになり、フェアフィールド・バイ・マリOTT鹿児島たるみず桜島と森の駅たるみずにおいてリモートワーク等を実施されたところでございます。

また、先月は、昨年7月に東京都で開催されました鹿児島ワーケーションマッチングのイベント開催時に直接交渉させていただいたSNS関連会社のテイストメイドジャパン様から、3人にお越しいただいたところでございます。

このように本市におけるワーケーション事業は順調に推進できているものと考えており、引き続き、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、土木関係についてでございます。

はじめに、災害復旧工事につきまして御報告いたします。

昨年8月の台風6号により被災した市道高峠線の災害復旧工事につきましては、昨年12月21日から工事に着手したところでございます。今後も早期完成に向けまして、受託事業者と連携しながら工事を進めてまいりたいと考えております。

次に、国道220号の牛根境防災事業につきまして御報告いたします。

昨年12月3日に境小学校体育館におきまして、地元選出の自由民主党総務会長衆議院議員森山ひろし先生をはじめ、国土交通省道路局長や九州地方整備局長、鹿児島県副知事など関係者御出席の下、盛大に着工式が行われたところでございます。

今後、整備工事が進められますが、完成の暁には連続雨量200ミリでの通行規制が解除されることから、交通の利便性の向上や観光への活用など、本市や霧島市をはじめ、大隅半島、九州南部地域における産業、経済、文化の発展に寄与するものと考えているところでございます。

次に、都市公園整備事業につきまして御報告いたします。

本事業につきましては、垂水市公園施設長寿命化計画に基づき、現在の安全基準に適合する新たな遊具の設置を順次進めてきておりますが、本年度は中央公園と海岸公園の遊具設置工事が

完成し、先月17日に各公園の遊具を選定していただいたカトリック垂水幼稚園と慈恩保育園の園児を招待し、リニューアルオープンの式典を開催したところでございます。当日は天候に恵まれ、園児も大変喜んでいらっしゃる様子でありました。引き続き公園整備を推進し、子育てしやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、教育総務関係につきましてでございます。

垂水高等学校の「地方創生☆政策アイデアコンテスト2023」における協賛企業賞の受賞につきまして御報告いたします。

このコンテストは地域経済分析システム等を活用し、地域課題の分析を踏まえ地域を元気にするアイデアを競うもので、本市において振興支援を行っている県立垂水高等学校3年生の生徒6人が同コンテストに出場され、九州地区代表として、昨年12月9日、東京で行われた全国大会でプレゼンテーションを行い、協賛企業賞の三菱UFJリサーチ&コンサルティング賞を受賞されました。

同コンテストでは、「たるみず食で元気プロジェクト 食と健康で創るまち」と題し、食の宝庫である本市の食材の活用や、たるみず元気プロジェクトを支えた地域活性化や健康づくりを推進する内容を発表されたところでございます。

このような全国的なコンテストにおいて、垂水高校の生徒が本市の活性化を考え、研究した成果で高い評価を頂くということは本当に喜ばしく頼もしいと思うところであり、令和7年の創立100周年に向けてはずみになるものと考えているところでございます。

次に、学校教育関係についてでございます。

はじめに、プログラミング教室につきまして御報告いたします。

垂水中央中学校の卒業生1人を含む国立鹿児島高専の女子学生で組織されている世界的なボ

ランティア団体、ロボギャルズ鹿児島の6人による市内小中学生を対象としたワークショップ型のプログラミング教室を昨年12月23日、垂水市市民館で行ったところでございます。参加した子供たち20人はプログラミングの難しさを感じながらも、先端IT技術に触れることを楽しんでおりました。

次に、ICT教育につきまして御報告いたします。

かごしま「教育の情報化」フォーラムにおいて、リーディングDXスクール指定校の垂水小学校と垂水中央中学校が先月11日、それぞれの学校での実践発表を行ったところでございます。両校の取組は、授業改善及び教員の業務改善にまで及んでおり、ICT教育に関する有識者から高く評価され、参加された県内の教職員や一般企業、保護者の方々からも大変参考になったという感想を頂いたところでございます。

このような取組が評価され、GIGAスクールで教育DXに一步踏み出した市町村としてICT CONNECT 21が主催する教育DX推進自治体表彰2023を先月19日に受賞いたしました。昨年度の日本ICT教育アワード全国表彰に引き続き、県内唯一の受賞となったところでございます。

次に、社会教育関係についてでございます。

はじめに、令和6年垂水市二十歳のつどいにつきまして御報告いたします。

今年度、二十歳の節目を迎えられた方を対象に、先月5日、垂水市文化会館において同式典を開催したところでございます。

当日は、実行委員が中心となり、「羽化」をテーマに映像で中学校生活を振り返り、二十歳の主張では、新成人から地元垂水への愛情あふれる思いや、お世話になった方々への感謝の気持ち、これからの夢などが述べられ、厳粛な雰囲気の中、すばらしい式典となったところでございます。

次に、第9回和田英作・和田香苗記念絵画コンクールにつきまして御報告いたします。

今回は、一般部門とジュニア部門に県内外から合計372点の応募を頂き、最高賞である和田英作賞は、鹿屋市の下出水和子様が受賞され、ジュニア部門の最高賞である和田香苗賞は、市内5人の園児・児童・生徒が受賞され、学校賞は水之上小学校が受賞されたところでございます。

昨年12月10日から17日までの期間、垂水市文化会館において両部門の入賞作品を展示したところであり、展示期間中は約300人の市民の皆様が直接入賞作品を鑑賞されており、芸術の魅力を身近に感じていただけたものと考えているところでございます。来年度は第10回記念の顕彰事業となりますことから、これまで以上に和田英作・香苗両画伯のPRを行い、子供たちが絵画に触れる機会と本市の文化振興につながるよう、努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、消防関係についてでございます。

はじめに消防出初式につきまして御報告いたします。

先月6日、垂水市文化会館において新春恒例行事の消防出初式を開催したところでございます。今回から内容をリニューアルし、第1部を垂水市文化会館駐車場で、第2部を同館内で挙行し、消防団員やその御家族、関係者など約360人に御参加いただいたところでございます。

式典では各表彰者への伝達式のほか、森山ひろし先生をはじめ、県知事、県議会議員、市議会議員長の皆様方から団員に対して感謝と期待の言葉を頂いたところでございます。本年も消防団員をはじめ、関係者の皆様と連携をしながら、安心・安全な垂水のまちづくりに注力してまいりたいと考えております。

次に、消防庁舎耐震改修工事につきまして御報告いたします。

消防庁舎につきましては、耐震診断の結果に基づき、先月実施設計が完了したところでございます。

工事につきましては今月中に入札を行い、今年度中に着手する予定でございます。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（堀内貴志） 次に、議会運営委員会委員長から所管事項調査の報告の申出がありますので、これを許可いたします。

[議会運営委員長川畑三郎議員登壇]

○議会運営委員長（川畑三郎） 去る1月24日から1月26日にかけて、議会運営委員会委員6名と随行1名により、大阪府熊取町及び高槻市において所管事項調査を実施しましたので、その結果を御報告申し上げます。

今回の所管事項調査の目的は、議会におけるタブレット導入によるDX化の考え方やその経緯について調査し、今後の本市における議会運営の参考とするために調査してまいりました。

初めに、熊取町議会について報告いたします。

熊取町は、議会改革の一つとしてタブレット導入を協議されたとのことでありました。令和元年9月の議会改革検討特別委員会設置から5か月での全会一致による導入決定とのことであり、これは近隣自治体ではほとんど導入済みであることと、新型コロナウイルス感染症対策とのことでありました。

タブレット導入後は、議案や一般質問通告等の議会資料に限定せず、事務局からの通知や会議録に至るまでタブレットでの閲覧としたことでした。

このことの利点は、議員からしますと、過去の会議録を冊子で探す必要もなく、タブレット1つで済むことや単語による検索が可能となり、時間節約になっているとのことでありましたが、さらに執行部からしますと、資料の追加や差替えが即時に行うことができ、配付の時間や人的ロスを軽減できるメリットがあるとのことでした。

た。

説明後には実機を使用してのシステム利用体験をさせてもらう機会を頂いたのですが、丁寧な説明を受けながらではありますが、事前の不安をよそに私どもでも簡単に使用することができました。

次に、高槻市議会について報告いたします。

高槻市議会では、新型コロナウイルス感染症への対応や、平成30年の大阪北部地震、台風21号被害を経験した上での有事における機会の在り方について協議した結果、タブレットの導入を決定したとのことでありました。

それまでは、議員に対しノートパソコンを貸与して使用されていたところですが、インターネットに接続せず、オフラインでの運用として文書作成等が主な利用方法でありました。このため、議員への通知等においては、電話もしくはファクスによるものであったことから、まずは通知や議案等の文書共有システムを試験的な運用として、リース契約を行うこととなったようでありました。ただし、試験的運用ということから、議案については紙媒体と併用することとして、全員協議会資料や各種通知については、電子媒体のみで運用されたところでした。リース期間終了後、議会において取扱いを検討したところ、貸与されているノートパソコンの故障率が多く、支障をきたしていることから、既に執行部が取得しており持ち運びが容易であるSIM通信可能型タブレットパソコンを導入することとなりました。2台で運用されていたものを1台となったことから議員の使用率も大変高くなり、議案の閲覧についてもタブレットによるアプリケーションからブラウザ方式に変わったものの、使用感はほとんど変化がなく問題なく運用されているとのことでありました。

両自治体におきましても機種の違いがありますが、議会のDX化として議案の電子化にとどまらず、災害時における議員の安否確認や議会

のBCP対応への一步としてWi-FiではなくLTE契約を行い、外部でいつでも使用可能とし、全国市議会議長会においてもコロナ禍の頃から協議されておりますオンライン委員会も標準とされていきますことから、機材の一つとして必須になることが考えられますので、本市議会におきましても導入に向けて早急に協議していくことが大事であると感じたところであります。

今回の研修を通じて、全国的にも半数以上の自治体で導入、もしくは導入予定となっており、県内においても3分の2の市が導入済みであるタブレットの経緯を調査し、大いに参考となる事例を数多く学んでまいりました。

活発な議会の運営にとどまらず、有事の際にも議会として活動していくために検討すべき事項の一つとして参考にしてまいりたいと考えております。

以上で、議会運営委員会所管事項調査の報告を終わります。

○議長（堀内貴志） 以上で、諸般の報告を終わります。

△報告第1号上程

○議長（堀内貴志） 日程第4、報告第1号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

報告を求めます。

○市民課長（岡山洋恵） 報告第1号垂水市手数料条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

この条例改正につきましては、戸籍法の一部改正に伴いまして、地方公共団体の手数料の標準に関する政令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令についてもその一部が改正され、戸籍謄本等の広域交付、戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行が可能となることから、本市の条例において手数料を定める必要が生じ

たため、その関連部分について垂水市手数料条例の一部を改正したものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、添付しております新旧対照表で御説明いたします。

1 ページをご覧ください。

別表第1中、事務の種類、戸籍法の施行に関する事務の手数を徴収する事項第1款につきましては、戸籍法の一部改正に伴いまして、本籍地以外における窓口での戸籍謄本の交付、いわゆる広域交付が可能となることから、根拠規定の改正を行っております。手数料については改定されておられません。

次に、第2款につきましては、戸籍法の一部改正に伴いまして、戸籍記載事項証明手数料に係る根拠規定の文言整理を行ったものでございます。

2 ページをお開きください。

改正案の第3款につきましては、戸籍法の一部改正に伴いまして、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行が可能となることから、新たに戸籍電子証明書提供用識別符号の発行1件につき400円の項を加える改正を行ったものでございます。

戸籍電子証明書提供用識別符号とは、戸籍を電子証明書として確認を行うために用いるパスワードのこととございまして、識別符号の取得により、行政機関へ紙で提出していた戸籍謄本の提出を省略することができるものでございます。

なお、マイナンバー等を利用し、スマートフォンなどによりマイナポータルを通じて戸籍電子証明書提供用識別符号発行の申請をする場合と、窓口にて紙戸籍の請求と同時に同戸籍の識別符号を請求された場合の識別符号の発行手数料は不要となります。

4 ページをお開きください。

改正案の第4款につきましては、戸籍法の一部改正に伴いまして、本籍地以外における窓口

での除籍謄本の交付、いわゆる広域交付が可能となることから根拠規定の改正を行っております。手数料については改定されておられません。

次に、5ページをご覧ください。

改正案の第5款につきましては、戸籍法の一部改正に伴いまして、除籍記載事項証明手数料に係る根拠規定の文言整理を行ったものでございます。

6ページをお開きください。

改正案の第6款につきましては、戸籍法の一部改正に伴いまして、除籍電子証明書提供用識別符号の発行が可能となることから、新たに除籍電子証明書提供用識別符号の発行1件につき700円の項を加える改正を行ったものでございます。

除籍電子証明書提供用識別符号とは、戸籍電子証明書提供用識別符号と同様、除籍を電子証明書として確認を行うために用いるパスワードのことでございまして、識別符号の取得により行政機関へ紙で提出していた除籍謄本の提出を省略することができるものでございます。

なお、除籍電子証明書提供用識別符号につきましてもマイナンバー等を利用し、スマートフォンなどによりマイナポータルを通じて、除籍電子証明書提供用識別符号発行の申請をする場合と、窓口にて紙戸籍の請求と同時に同戸籍の識別符号を請求された場合の識別符号の発行手数料は不要となります。

8ページをお開きください。

改正案の第7款につきましては、戸籍法の一部改正に伴いまして電子化された届書等情報の内容の証明書の交付が可能となることから根拠規定の改正を行っております。手数料については改定されておられません。

次に、9ページをご覧ください。

改正案の第8款につきましては、戸籍法の一部改正に伴いまして電子化された届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供することが可能

となることから、根拠規定の改正を行っております。手数料については改定されておられません。

なお、戸籍法の一部改正の施行期日が令和6年3月1日とされましたことから、垂水市手数料条例の一部を改正する条例を専決処分し、この条例を令和6年3月1日から施行しようとするものでございます。

以上で報告を終わりますが、御承認いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（堀内貴志） 以上で、報告第1号の報告を終わります。

△議案第1号～議案第6号一括上程

○議長（堀内貴志） 次に、日程第5、議案第1号から日程第10、議案第6号までの議案6件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第1号 垂水市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第2号 垂水市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び垂水市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第3号 垂水市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第4号 垂水市課設置条例等の一部を改正する条例 案

議案第5号 垂水市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例 案

議案第6号 垂水市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例 案

○議長（堀内貴志） 説明を求めます。

○総務課長（濱 久志） 議案第1号垂水市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に公布され、令和6年度から会計年度任用職員についても勤勉手当を支給できる対象となったことに伴い、これまで対象外であった会計年度任用職員に係る文言の整理を行うものでございます。

それでは、改正の内容について添付しております新旧対照表で御説明いたします。

まず、第7条第2項は、育児休業をしている職員の勤勉手当の支給について定めておりますが、勤勉手当の支給が会計年度任用職員についても対象となることに伴い、対象外であった会計年度任用職員の文言を削除するものでございます。

次に、第8条については、第7条第2項において条文の一部を削除したことに伴い、対象の法令について条例内で最初に引用される法令となるため、制定年、法令番号を追加するものでございます。

なお、附則としまして、この条例は令和6年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第2号垂水市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び垂水市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に公布され、令和6年度から第1号会計年度任用職員についても勤勉手当を支給できる対象となったことに伴い、支給要件等を定めるものでございます。また、これに伴い条例名が変更となることに合わせ、当該条例を引用する条例についても文言の整理を行うものでございます。

なお、改正の方法でございますが、垂水市第

1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを第1条として、垂水市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを第2条として改正を行おうとするものでございます。

それでは、改正の内容について、添付しております新旧対照表で御説明いたします。

まず、第1条関係は、垂水市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例について一部改正するものでございます。

条例名、条例第1条、条例第3条につきましては、勤勉手当が支給の対象となることに伴い、勤勉手当の文言を追加するものでございます。

条例第9条は、勤勉手当の支給要件を新たに制定するに当たり、期末手当の支給要件について文言を整理するものでございます。

条例第9条の2は、勤勉手当の支給に伴い、新たに支給要件を制定するものでございます。第1項第1号では勤勉手当支給対象者について定め、第2号においては勤勉手当支給率を定めております。第3号では勤勉手当を算定するに当たっての勤勉手当基礎額について定めております。第2項では、勤勉手当を支給しないものの規定等について定めております。

条例第14条は、市長が特に必要と認める会計年度任用職員の報酬等について定めており、対象に勤勉手当の文言を追加するものでございます。

次に、新旧対照表の3ページをお開きください。

第2条関係、垂水市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例について一部改正するものでございます。

条例第18条の2は、第1号会計年度任用職員の給与の種類に勤勉手当の文言を追加するもの、また、引用条例について条例名が変更となることに伴い文言の修正を行うものでございます。

条例第18条の3は、第2号会計年度任用職員

の給与の種類に勤勉手当の文言を追加するものでございます。

なお、附則としまして、附則第1項は、この条例は令和6年4月1日から施行しようとするものでございます。

附則第2項は、新旧対照表の4ページをお開きください。

附則関係でございますが、垂水市職員の懲戒の方法及び効果に関する条例について一部改正するものでございます。

条例第3条は、条例名が変更となることに伴い文言の修正を行うものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第3号垂水市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本議案は、期末手当に関する規定について、職員の期末手当に関する規定を読み替えて適用しており、令和5年度人事院勧告に基づき、令和5年第4回垂水市議会定例会にて議決された垂水市職員の給与に関する条例の一部改正に伴い改正しようとするものでございます。

また、地方自治法の一部を改正する法律により、第1号会計年度任用職員へ勤勉手当の支給が可能となることに合わせ、第2号会計年度任用職員についても支給の対象となることから支給要件等を定めるものでございます。

なお、改正の方法でございますが、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものを第1条として、令和6年4月1日施行分を第2条として2段階の改正を行おうとするものでございます。

それでは、改正の内容について、添付しております新旧対照表で御説明いたします。

まず、第1条は、垂水市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例において、令和5年4月1日から適用するものとして改正するもので

ございます。

条例第16条は、令和5年度人事院勧告に基づき、垂水市職員の給与に関する条例の期末手当の読替え部分が改正されたことに伴い、100分の120を6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の125に改めるものでございます。

次に、第2条でございますが、垂水市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例において、令和6年4月1日から適用するものとして改正するものでございます。

条例第2条は、第2号会計年度任用職員給料の定義について説明しており、勤勉手当支給に伴い文言の整理を行うものでございます。

条例第16条は、令和5年度人事院勧告に基づき垂水市職員の給与に関する条例の期末手当の読替え部分が改正されたことに伴い、文言の整理を行うものでございます。読替え部分の改正については、令和6年度以降の期末手当の支給月数について定めたものであり、先の第1条の改正で12月支給分の支給月数の引上げを行った分を令和6年度以降の6月、12月支給分で平準化しようとするものでございます。

内容としましては、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の125としたものを、100分の122.5に改められたものでございます。

条例第18条の2は、勤勉手当を支給するに当たり、垂水市職員の給与に関する条例の読替え部分、引用部分を整理したものでございます。勤勉手当の支給率について100分の102.5と定められているものを100分の48.75と読み替えて適用するものでございます。

条例第18条の2第2項は、勤勉手当支給要件である任期の定め6月以上であること、6月に勤勉手当を支給する際の前会計年度と合算することで6月以上のみなし方について定めるもので、本条例第16条第2項、第3項を準用するも

のでございます。

また、勤勉手当を支給しない者の規定、一時差し止めとなる場合の規定については、垂水市職員の給与に関する条例第16条の2、第16条の3を準用するものでございます。

なお、附則としまして、附則第1項は、この条例中第1条の規定は公布の日から施行し、第2条の規定は令和6年4月1日から施行するものでございます。

また、附則第2項は、第1条の規定による改正後の規定は令和5年4月1日に遡及して適用することを規定したものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第4号垂水市課設置条例等の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本議案は、令和6年度以降の定員管理及び組織体制の検証に伴う調査を行い、各課における業務量、課題等の状況把握、行政改革による事務事業の効率化、市民ニーズに適しているかなどを踏まえ、組織機構の再編を実施することに伴い、関係する部分について垂水市課設置条例の一部を改正するものでございます。

本改正に係る組織再編の内容については、大きく2点でございます。

1点目は、DX推進業務に関する体制の再編でございます。本市においては、限られた人的資源を最大限に活用しながら住民の利便性向上、各所属における業務の効率化を図るためには、デジタル技術を有効に活用していかなければならないと考えております。このことから連携業務の取組を進めている企画政策課と総務課の体制を一元化し、事務能率の向上を図ろうとするものです。

体制といたしましては、企画政策課にDX推進係を新設し、総務課の情報統計係のシステム・ネットワーク関連業務と企画政策課の政策

推進係のDX推進業務を移管し、また、総務課の情報統計係の統計関連業務を企画政策課の政策推進係に移管した上で、総務課の情報統計係を廃止いたします。

2点目は、保健課・福祉課の業務連携に向けての再編でございます。

保健・福祉部門においては、大きく3つの課題を解消するための再編となっております。まずは、高齢者対策部門の強化でございます。高齢者対策を所管する課が保健課と福祉課に分散している状態で、市民目線に立つとどこに相談していいか分かりにくい状態であったことから、市民が見て分かりやすい組織、また、連携しやすい体制、より住民サービスを円滑かつ効果的に提供しやすい組織となるように福祉課に保健課の介護保健係、地域包括ケア係、地域包括支援センターを設置し、高齢者部門を同一の課に配置するものでございます。

次に、子ども家庭センター設置を見据えた体制整備でございます。児童福祉法の改正に伴い、妊産婦・子育て世帯・子供への一体的な相談支援を行う拠点である子ども家庭センターを設置することを見据え、現在の保健課の健康増進・元気プロジェクト係の母子保健分野と福祉課の子育て支援係の児童福祉分野の一体的な提供を備える必要があり、子育て関連事業の運営に関し、連携して効果的に業務を遂行できるよう、福祉課の子育て支援係を保健課へ移管するものでございます。

次に、健康増進部門の機能拡充でございます。保健課の健康増進・元気プロジェクト係は、近年、たるみず元気プロジェクトをはじめ、新型コロナウイルスワクチン接種、慈愛会との包括連携協定に基づく産科の設置など業務量が増加している状況でございます。また、子ども家庭センターに係る業務も今後増加することが見込まれているところです。そういった状況を踏まえ、係を健康増進係と元気プロジェクト係に分割し、そ

それぞれの負担軽減と持続可能な体制づくりを行うものでございます。

以上が、本改正に係る組織再編の概要でございます。

また、本改正に伴い、関連する条例2件についても文言の整理が必要なことから、併せて改正するものです。

なお、改正の方法でございますが、垂水市課設置条例の一部改正についてを第1条として、垂水市子ども・子育て会議条例の一部改正を第2条として、垂水市地域包括ケアセンター条例の一部改正を第3条として改正を行うものでございます。

それでは、改正の内容について添付しております新旧対照表で御説明いたします。

まず、第1条関係、垂水市課設置条例の一部改正についてでございます。条例第3条は課の事務分掌を定めておりますが、今回の組織再編に伴い、第1号の総務課については、前述のとおり、情報統計系の業務を企画政策課へ移管することから、エ、電子計算業務に関すること、オ、統計及び調査に関することを削除し、第2号の企画政策課に加えようとするものでございます。

第6号の福祉課については、保健課から高齢者部門の業務が移管されることから、保健課のイ、介護保険に関することを削除し、福祉課へ加えようとするものです。

第7号の保健課については、子育て支援業務が移管されることから、児童福祉に関することを加えようとするものです。

次に、第2条関係、垂水市子ども・子育て会議条例の一部改正についてでございますが、条例第7条については所管課の変更に伴い、福祉課から保健課へ改めようとするものです。

次に、第3条関係、垂水市地域包括ケアセンター条例の一部改正についてでございますが、これらについても同様に所管課の変更に伴い、

垂水市保健課地域包括ケア係から、垂水市福祉課地域包括ケア係に改めようとするものでございます。

なお、附則としまして、この条例は令和6年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○企画政策課長（草野浩一） 議案第5号垂水市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例案につきまして御説明申し上げます。

ふるさと納税制度は、御承知のとおり、平成20年4月の地方税法等の改正により、生まれ育ったふるさとに貢献できる制度、自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度として創設され、同年5月からスタートした制度でございます。同時に、本市においては、垂水市をふるさととして応援しようとする方々に、本市のふるさと納税に対する考え方や寄附金の使い道等となる用途の事業を定めることで寄附をしていただく方々の意思が反映されたものにするため、同年6月に寄附金の用途を指定する事業の区分等を定めた垂水市ふるさと応援基金条例を制定したところでございます。

そのような中、ふるさと納税制度は創設から15年が経過し、ふるさと納税市場の拡大や寄附者が求める用途指定に係るニーズなど制度創設時と比べ、ふるさと納税を取り巻く環境が大きく変化してきており、寄附者から用途指定の項目が多い、項目内容が分かりづらいなどの御意見が寄せられてきていたことから、昨年10月のふるさと納税制度の改正に合わせ、条例の見直しを行ったところでございます。

具体的には、寄附者がふるさと納税をしていただくに当たり、寄附金の使い道となる用途を寄附者にとってより分かりやすくするため、まちづくりの指針となる第5次総合計画と戦略となる第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に

沿った元気な垂水づくりの実現に向けた、「笑顔・安心・潤い」の3つのまちづくりの施策とリンクした使途の設定にしようとするものでございます。このことで垂水市が目指しているまちづくりの考え方や方向性を明確にお伝えすることができ、垂水市を応援する判断の一つにもなり、ひいては寄附額の向上につながるものと考え、今回、条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、添付しております新旧対照表で御説明申し上げます。

第3条、事業の区分において、第1号を子どもから高齢者まで笑顔が続くまちづくりに関する事業に、第2号を自然環境保護や安心安全なまちづくりに関する事業に、第3号を産業振興や地域資源を生かした潤いのあるまちづくりに関する事業にそれぞれ改め、第7号を第4号に改めようとするものでございます。

なお、附則としまして、この条例は令和6年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○市民課長（岡山洋恵） 議案第6号垂水市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令が令和5年11月22日に公布され、同年12月13日から施行されました。今回の改正法に伴い、本条例の引用する条項に条ずれが生じることから改めるものでございます。

それでは、新旧対照表にて御説明いたします。

1ページをご覧ください。

第1条は、協議会の設置の根拠につきまして、第7条第1項を第8条第1項に改めるものでございます。

第2条第1号は、空家等対策計画の法規定につきまして、第6条第1項を第7条第1項に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和5年12月13日から適用しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（堀内貴志） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（堀内貴志） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案6件については、いずれも総務文教委員会に付託いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

次は、11時20分から再開いたします。

午前11時09分休憩

午前11時20分開議

○議長（堀内貴志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの報告第1号について議決しておりましたことからお諮りをいたします。

報告第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議はございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（堀内貴志） 異議なしと認めます。よって、報告第1号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（堀内貴志） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。報告第1号を承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（堀内貴志） 異議なしと認めます。よって、報告第1号については承認することに決定いたしました。

△議案第7号～議案第12号一括上程

○議長（堀内貴志） 次に、日程第11、議案第7号から日程第16、議案第12号までの議案6件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第7号 垂水市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例 案

議案第8号 垂水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 案

議案第9号 垂水市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第10号 垂水市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例 案

議案第11号 垂水市介護保険条例の一部を改正する条例 案

議案第12号 垂水市給水条例の一部を改正する条例 案

○議長（堀内貴志） 説明を求めます。

○福祉課長（森永公洋） 議案第7号垂水市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

現在、本市におきましては、県の重度心身障害者医療費助成事業に基づき、重度心身障害者に対し、医療費に係る自己負担額分を助成しております。令和6年7月から制度変更を予定しており、対象者を身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2に加え、精神福祉手帳1級も対象となること、新たに所得制限を導入すること、また、申請方法については申請書に医療機関の領収書を添付し提出する必要性がありました。変更後は対象者が医療機関へ受給資格者証

を提示することで鹿児島県国民健康保険団体連合会を通じ、助成に必要な情報を得ることが可能となるため、市へ申請書を提出する必要がない自動償還払いの導入を予定していることから、制度運用に際し、助成対象者等の整理及び申請方法等の取扱いについて必要な事項を定める必要があるため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正の内容について添付しております新旧対照表で御説明いたします。

条例第2条第1項は、重度心身障害者の定義に精神障害者保健福祉手帳1級を追加するものでございます。

同条第2項は、区域外で対象となる入所施設の規定を加えるものでございます。

第3条は、今回追加対象となる精神障害者保健福祉手帳1級においては、通院費用のみが対象となることから、第2条第1項と併せて新たに加えるものでございます。

第4条は、対象者の所得制限に関する規定を新たに加えるものでございます。

第7条第3項は、申請書類の提出が不要となる自動償還払いの導入となることから窓口申請の省略について新たに加えるものでございます。

なお、附則としまして、この条例は令和6年7月1日から施行し、同日以降の診療分から適用しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第8号垂水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

まず、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が施行されたことにより、子ども・子育て支援法が一部改正、学校教育法が一部改正、関係省庁からこども家庭庁に所掌事務が移管されたことから条例の一部を改

正しようとするものでございます。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律につきましても、第19条第2項が削除され、現行の第19条第1項が第19条となるものでございます。

次に、学校教育法の一部を改正する法律につきましても、第25条が第25条第2項及び第3項が追加され、現行の第25条が第25条第1項となるものでございます。

次に、関係省庁から所掌事務が移管されたことに伴い、現行法において厚生省令、厚生労働大臣と規定していた箇所が、主務省令、内閣総理大臣となるものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、添付しております新旧対照表で御説明いたします。

1ページをご覧ください。

まず、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、現行の第19条第1項が第19条となるものでございます。

1ページには、第4条及び第6条、2ページには第7条、第8条、第13条、4ページに第20条、第35条、5ページに第36条、6ページに第37条、7ページに第39条、第51条、8ページに第51条、9ページに第52条を記載しており、下線部が改正となっております。

次に、学校教育法の一部改正に伴い、現行の第25条が第25条第1項となるものでございます。

4ページをご覧ください。

4ページには第15条が記載しておりますが、第15条第3号の下線部が改正となっております。

次に、関係省庁から所掌事務が移管されたことに伴う改正でございます。

4ページをご覧ください。

第15条第4号の下線部が改正となり、厚生省令が主務省令、厚生労働大臣が内閣総理大臣へ改正となります。

7ページをご覧ください。

第44条の下線部が改正となり、厚生労働大臣

が内閣総理大臣へ改正となります。

次に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第11項が同条第10項に改正されること等を受け、条例の一部を改正しようとするものでございます。

この改正は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第11項が同条第10項に改正されることから、現行の第11号が第10号となるものでございます。

改正の内容につきまして、添付しております新旧対照表で御説明いたします。

4ページをご覧ください。

このページの1行目に記載の部分でございますが、現行の第11号が第10号へ改正となります。

次に、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令第2条により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正が行われたことから文言の修正が必要となったものでございます。

改正の内容につきまして、添付しております新旧対照表で御説明いたします。

4ページをご覧ください。

4ページに記載されている第23条の下線部でございますが、改正前の規定において特定教育・保育施設に義務づけられていた運営規定の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項の提示に加え、インターネットを利用した公衆の閲覧の義務づけに係る文言が追加されたものでございます。

10ページをご覧ください。

10ページに記載されている第53条の下線部でございますが、記録の交付を行うための媒体について技術中立性を明らかにする観点から、改

正前の磁気ディスク、シー・ディー・ロム、その他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物という規定から、電磁的記録媒体へ改めるものでございます。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございますが、第23条及び第53条の改正規定は、令和6年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

引き続きまして、議案第9号垂水市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

この改正につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、垂水市ひとり親家庭医療費助成に関する条例第2条第2項第6号中の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項について第10条第1項または第10条の2と規定する必要がございますことから、条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは改正の内容について、添付しております新旧対照表で御説明いたします。

条例第2条第2項第6号中の第10条第1項の次に、又は第10条の2を加えるものでございます。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第10号垂水市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

鹿児島県では、令和3年4月より住民税非課税世帯の0歳から18歳までに係る医療費窓口での負担をなくする現物給付制度を導入しており

ますが、令和6年4月より市内医療機関等において本市独自の子ども医療費無料化・窓口負担ゼロの新制度導入開始を予定しており、新制度運用に際し、助成対象者等の整理及びその取扱いについて必要な事項を定める必要があるため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正の内容について、添付しております新旧対照表で御説明いたします。

条例第4条第1項は助成の方法について定めるものでございます。現在、住民税非課税世帯の子供については県で実施している子ども医療給付事業により医療機関等の窓口負担が生じない取扱いとなっておりますが、住民税非課税世帯以外の世帯に属する子ども医療費については、保護者が医療機関等の窓口において自己負担分の医療費を支払い、後日、市より助成対象者に助成金を支給しております。

令和6年4月からの新制度の開始により、垂水市内に設置されている医療機関等については窓口での負担がなくなることになりますことから、市内医療機関等を利用した保険給付に係る一部負担金については、保険医療機関等に対して子ども医療費助成金を支給し、垂水市外に設置されている保険医療機関等については、支払った助成対象者に支給する内容に改めるものでございます。

なお、附則としまして、この条例は令和6年4月1日から施行し、同日以降の診療分から適用しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○保健課長（永田正一） 議案第11号垂水市介護保険条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

まず、改正の理由でございますが、市町村は老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条に基づき3年を1期とする高齢者保健福祉計

画・介護保険事業計画を定めることになっております。

現在の8期計画は令和5年度をもって終了いたしますことから、今年度、令和6年度から8年度までの期間を対象としました第9期計画の策定を行ったところでございますが、本議案は計画実施に係る第9期介護保険料の改定等について条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正の内容について、添付しております新旧対照表で御説明いたします。

第2条第1項は保険料率による各段階の保険料を年額で定めたものとなります。このうち同条第1項第5号、すなわち第5段階が第9期介護保険事業計画期間の基準となる額でございますが、この額を現行の7万4,400円から7万2,000円に改めようとするものでございます。月額で申し上げますと現行の月額6,200円から200円を減額し、6,000円に改めようとするものでございます。

ほかの各号につきましてはこの基準月額に各所得段階の保険料率を乗じて各所得段階ごとの保険料額を算定したものとしております。

また、第8期計画までは第9段階であった所得段階を介護保険法施行令の改正に伴い、13段階に改める必要があるため、同条第1項第10号から第13号を新設することとし、加えてこれまで国の定める保険料率を適用しておりましたけれども、今回、市の定める保険料率を適用することから引用しておりました介護保険法施行令第38条を第39条に改めようとするものでございます。

それに伴いまして第2条第2項から、2ページの第8項までは市の定める所得額について新設したものでございます。

なお、この所得段階区分については国の基準のとおりとしております。

また、同条第9項から第11項につきましては、

平成27年度から実施しております低所得者への保険料の軽減措置を定めたもので、同条第9項は第1段階保険料額の3万3,120円を2万880円と、同条第10項は第2段階保険料額の4万9,680円を3万5,280円と、同条第11項は第3段階保険料額の5万40円を4万9,680円と読み替えようとするものでございます。

次に、第4条第3項は市の定める割合にしたこと及び所得段階の新設に伴う文言を加えようとするものでございます。

附則といたしましては、附則第1項は、この条例は令和6年4月1日から施行しようとするものでございます。附則第2項は、この条例改正に伴う介護保険料について経過措置を定めたものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○水道課長（岩元伸二） 議案第12号垂水市給水条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

これまで水道行政は厚生労働省が管轄しておりましたが、令和6年4月1日より国土交通省と環境省に移管されることとなります。

業務の分担は、国土交通省が水道事業に関する基本方針の策定や事業の認可、老朽化対策、耐震化などの施設整備や経営、災害時の復旧支援、漏水対策などを担い、環境省が水質、衛生に関する業務を担うこととなります。

このことから垂水市給水条例の一部を改正する必要が生じ、改正等の内容につきまして添付しております新旧対照表で御説明いたします。下線を引いたところが改正部分でございます。

まず、第5条、給水装置の新設等の申込、第1項厚生労働省令を国土交通省令に改めるものであります。

同じく第34条、給水装置の基準違反に対する措置、第2項の厚生労働省令を国土交通省令に改めるものであります。

また、同じく第37条過料、第1号中の厚生労働省令を国土交通省令に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（堀内貴志） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○持留良一議員 簡潔にお願いしたいと思います。議案第11号、3点です。一部を改正する条例案、1つは、今回13段階での保険料の提案になぜなったのかということと、結果値上げになるのか。また、抑制する対策、取組はどうだったのかということ。あと高齢者の生活への影響はどのような形になるかということをお3点お願いいたします。

○保健課長（永田正一） まず、その13段階にした理由なんですけれども、第9期介護保険事業計画の策定におきましては、介護保険制度の持続可能性を確保するために低所得者の介護保険料の上昇を抑制することが必要とされ、また、負担能力に応じた負担の観点から高所得者層の保険料の乗率の引上げをすることとされております。これは現行の第9段階をさらに所得段階により細分化しまして、高所得者層の保険料を引き上げた部分で第1から第3段階の低所得者の保険料を抑制するという考えになります。

今回、国はこの保険料の段階を13段階と設定したところなんですけれども、国としましては、各市町村における保険料段階の設定は必ず13段階以上としていただく必要があるということを示しておりますので、それに伴いまして本市も13段階としたところです。なので、値上げか値下げということだったんですけれども、値下げというところで今回は判断したところです。

値下げに至った理由でよろしいですか。

○議長（堀内貴志） 持留議員、いいですか。

[「はい」の声あり]

○保健課長（永田正一） 8期計画を策定した令和2年度におきましては、それまでの給付額が右肩上がりに伸びていたという現状がございます。それを踏まえて8期計画中の給付額も同様に増額していくものということで算定していたんですけれども、実際はコロナの影響であったり、介護事業所の人材不足の面で縮小があったりして、その計画と実績の差が大きいというところがありました。そうなった分、基金の積立額が想定外に多くなってしまったというところでもありますので、この第9期の保険料を算定する上でどれくらいの基金を繰り入れて保険料の抑制を行うか、また引き下げたとしても10期を考えたときに、急に値上げとなってしまうと、市民の皆さんに影響が出ますので、そこは慎重にシミュレーションを行いながら判断したところです。その結果、保険料を諮りまして、基準額を6,000円に設定したということになります。

あと市民の皆さんへの影響なんですけれども、今回の報酬改定におきましては、物価高、賃上げ、介護人材確保に対応するためにプラス1.5%の改定率となっております。特に介護職員の賃上げに向けた処遇改善というのは1%程度のベースアップが見込まれております。これらを反映させた場合なんですけれども、必然的に考えれば保険料というのは上げざるを得ない状況となりますけれども、そのような中で依然として物価上昇などもありまして生活が厳しくなっているという状況がございますので、そのようなことから、今回8期計画中に想定外の基金が生じたこと、この基金を有効に活用して少しでも保険料を抑制して市民の皆さんの生活に影響が出ないようにというところで、そのような観点から200円値下げしたということになります。

以上です。

○議長（堀内貴志） ほかに質疑はありません

か。

[「なし」の声あり]

○議長（堀内貴志） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案6件については、いずれも産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第13号上程

○議長（堀内貴志） 日程第17、議案第13号鹿屋市との間において締結した大隅定住自立圏形成協定の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

○企画政策課長（草野浩一） 議案第13号鹿屋市との間において締結した大隅定住自立圏形成協定の変更につきまして御説明申し上げます。

大隅定住自立圏形成協定は、大隅管内の曾於市を除く3市5町で圏域を形成しております大隅定住自立圏において、国の定住自立圏構想推進要綱に基づき、市町が相互に役割を分担し、連携・協力することにより圏域全体として必要な生活機能等を確保することを目的に、事務局がある鹿屋市とそれぞれの市町との間で平成21年10月に締結し、平成31年3月に変更締結を行っているところでございます。

今回、大隅圏域の課題解決に向け、さらに推進を図るため、定住自立圏構想における現行の取組の内容を一部変更することから、垂水市議会の議決すべき事項を定める条例第2号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

具体的には、本協定に基づき大隅定住自立圏全体で人口定住のために必要な生活機能を確認し、自立のための経済基盤を培い、地域の活性化を図るため、中長期的な観点から圏域が目指す将来像及びその実現のために必要な具体的取組等を明らかにするため、第3次大隅定住自立圏共生ビジョンを策定しております。

今回、このビジョンの期間が令和5年度末までとなっておりますことから、次期ビジョンには圏域の現状等を踏まえた変更を行うとともに、

新たな取組を追加しようとするもので、その策定に当たり鹿屋市との間において締結した本協定に変更が生じるものでございます。

なお、本ビジョンを策定することで、ビジョンに掲載してある事業を行う際には、国による支援として各省庁の補助事業等の優先採択や優先的支援、特別交付税措置がされることとなります。

それでは、お配りしております新旧対照表により主な変更を3点、御説明申し上げます。

新旧対照表の1ページをお開きください。

まず、別表第1のウ、産業振興の取組でございます。

3ページの上段をご覧ください。

新たな取組として、魅力ある雇用の場の創出を加え、その取組の内容を圏域経済の活性化に向けて、雇用の受け皿の整備及び企業誘致を推進するものでございます。

次に、オ、教育文化の取組でございます。

4ページの下段をご覧ください。

新たな取組として、児童生徒に対するきめ細やかな支援体制の確立に向けた取組を加え、その取組の内容を圏域の不登校児童・生徒の支援体制の連携の促進を図るものでございます。

最後に、6ページをお開きください。

別表3のア、圏域内市町の職員等の交流でございます。取組の広域の計画策定や研修を通じた圏域内市町職員の交流の促進について、甲、鹿屋市と乙、垂水市の役割をそれぞれ記載のとおり変更しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀内貴志） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（堀内貴志） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案については、総務文教委員会に付託いたします。

△議案第14号上程

○議長（堀内貴志） 日程第18、議案第14号令和5年度垂水市一般会計補正予算（第9号）案を議題といたします。

説明を求めます。

○財政課長（園田 保） それでは、議案第14号令和5年度垂水市一般会計補正予算（第9号）案を御説明いたします。

主な補正の内容を記載しました参考資料をお配りしておりますので、併せてご覧ください。

今回の補正は財政調整基金及び減債基金並びに市有施設整備基金への積立て、特別会計への繰出金、各種事業費の確定等に伴う歳入歳出予算の整理によるものが主なものでございます。また、年度内に事業を完了できないため、やむを得ず繰り越す事業について繰越明許費の設定、複数年の支出を見込む事業について債務負担行為の補正などを同時に行うものでございます。

補正の額は、歳入歳出とも5億8,404万1,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額は136億5,042万5,000円となります。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は2ページから4ページの第1表、歳入歳出補正に掲げてあるとおりでございます。

5ページをお開きください。

第2表、繰越明許費について御説明いたします。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費をお示しております。繰越し事業の内容でございますが、2款総務費はマイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等事業及び戸籍への氏名振り仮名追加事業に伴うシステム改修の仕様書の改定が予定されておりました令和5年12月までに改正されず、本年6年3月下旬となったため、本補

正予算に必要な予算を計上し、繰越しを行うものでございます。

4款衛生費は、新型コロナワクチンの特例臨時接種の終了に伴い、令和6年3月31日で事業を終了いたしますが、接種費用支払いに係る検収・確認及び各物品の廃棄等について、年度内で事業を完了することが困難であるため繰越しを行うものでございます。

7款商工費は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、プレミアム付商品券発行事業を実施するものでございますが、令和5年度中の事業完了が困難なことから本補正予算に必要な予算を計上し、繰越しを行うものでございます。

10款教育費は、学校給食用コンテナ配送車購入に当たり、国内外の社会情勢による物流の乱れや世界的な半導体を中心とした部品の供給不足及び海外需要の高まりなどにより、購入予定のベース車両の製造の遅れ、それに伴う架装の遅れにより、年度内の納品が困難であるため繰越しを行うものでございます。

11款災害復旧費は、台風6号により被災した箇所11月6日から7日に災害査定を受検し、災害復旧事業の認定を受けたことから、11月中旬以降に発注準備を行い、工事発注を行いました。年度内での期間では標準工期を設定し、完了することが困難なことから、繰越しを行うものでございます。

繰越明許費全体としましては、6事業の総額1億1,800万9,000円でございます。繰越しに要する財源は、国庫支出金、地方債、一般財源を充てております。

債務負担行為にも補正がありましたので、6ページの第3表、債務負担行為の補正をご覧ください。

農業近代化資金利子補給金及び肉用牛繁殖用素牛導入預託事業は本年度に交付決定等したものでございまして、最終年度までの債務負担行為

を追加するものでございます。

PFI事業運営負担金は、南の拠点整備事業（B棟）契約書の別紙7、サービス対価の見直しにおいて一定の水準を超える物価変動があった場合に支払金額の変更を行うものとされており、毎月勤労統計調査の指標が前々年の8月から前年7月の年平均値で3%以上となった場合、改定を行うこととされております。同契約書において、初回の改定は平成28年6月の指標と比較することとされており、令和4年8月から令和5年7月の年平均値が4.12%の増となったことから、計算式に基づき令和6年度から最終年度までの債務負担行為を追加するものでございます。

地方債にも補正がありましたので、7ページの第4表、地方債の補正をご覧ください。

変更の内容は、各事業費の決算見込みに伴う補正でございます。それぞれの事業に伴う起債額を右の欄に示す限度額に変更し、今年度の起債限度額を合計6億8,872万6,000円に減額しようとするものでございます。

続きまして、歳出の事項別明細で主なものを御説明いたします。なお、事務事業の決算見込みに伴う予算整理に係るものは割愛させていただきます。

16ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費8目財産管理費の積立金は、財政調整基金及び減債基金並びに市有施設整備基金に積立てを行うものでございます。

10目企画費18節負担金、補助及び交付金の廃止路線代替バス運行費負担金は、今年度の申請額確定に伴う増額でございます。

17ページをご覧ください。

3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費12節委託料の電算システム改修・導入業務委託は、先ほど繰越明許費で御説明しました住民基本台帳システム及び戸籍附票システムの改

修に係るもので、仕様書の改定が令和6年3月下旬となったため、本補正予算に必要な予算を計上して繰越しを行うものでございます。

少し飛びますが、20ページをお開きください。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費19節扶助費の非課税世帯等への価格高騰支援給付金及び非課税世帯への第2次価格高騰支援給付金は、実績見込みによる減額でございます。同じく住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰臨時給付金は、国の予備費使用によるもので対象世帯1世帯当たり10万円を給付するものでございます。

3目障害者福祉費19節扶助費の障害福祉サービス費は、障害者自立支援給付費に不足が見込まれることから増額をするものでございます。

21ページをご覧ください。

13目介護老人保健施設費の繰出金は、地方債償還に係るものに加え、特別会計における収支不足が見込まれることから一般会計から繰出しを行うものでございます。

22ページをお開きください。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費の需用費から扶助費は、子ども医療費窓口無料化に伴う事前周知等に要する事務経費及び国の予備費使用による低所得者子育て世帯物価高騰対応重点支援地方創生臨時給付金事業で対象児童1人当たり5万円を支給するものなどでございます。

8目障害児福祉費の扶助費は、障害児通所給付費に不足が見込まれることから増額を行うものでございます。

23ページをご覧ください。

4款衛生費1項保健衛生費3目予防費の委託料は、予防接種事業における受診者数の減少及び新型コロナウイルス感染症検査費用助成事業の年度途中終了に伴う減額、加えて新型コロナワクチン接種事業の実績見込みによる減額でございます。

24ページをお開きください。

2項清掃費 1目清掃総務費の18節負担金、補助及び交付金は、浄化槽設置整備事業補助金の今年度の実績見込みによる減額でございます。

25ページをご覧ください。

3項病院費 1目病院費の18節負担金、補助及び交付金は、病院事業会計への負担金でございます。

28ページをお開きください。

7款商工費 1項商工費 2目商工業振興費は、先ほど繰越明許費で御説明いたしました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用してプレミアム付商品券発行事業を実施するもので、本補正予算に必要な予算を計上して繰越しを行うものでございます。

ページが飛びまして32ページをお開きください。

10款教育費 2項小学校費 2目小学校教育振興費10節の需用費は、学習指導要領の改定に伴う教師用指導書（デジタル教科書）の購入に係るものでございます。

以上が歳出の主なものでございますが、これらに対する歳入は、前に戻っていただきまして8ページの事項別明細書の総括表及び10ページからの歳入明細にお示ししてありますように、それぞれの事務事業に伴う国県支出金、繰入金、市債などの特定財源と市税、地方交付税、繰越金等を補正し、収支の均衡を図るものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（堀内貴志） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○持留良一議員 1点だけ簡潔に聞きます。補正予算のプレミアム付商品券の事業補助です。これについて、今まで様々な議論がされ、どういう形で工夫して平等に、なおかつ効果的に、効率的に運営していくかということで議論がされてきたと思うんですが、先ほど高校生の地域

内経済の循環という形で表彰されたということですけども、あのような形での地域内での経済循環をどう図っていくのかということのも最大のこの間の課題だったと思うんです。大事な税金を地元の経済にどう貢献していくのかという観点が必要だと思うんですが、そういう観点に立った場合、様々な議論を踏まえた上での今回の提案というのはどういう内容なのか、お願いします。

○水産商工観光課長（松尾智信） 地域振興に貢献する事業なのかという趣旨の質問だったと思いますけれども、プレミアム付商品券事業補助金につきましては、地域振興に貢献する商店街において共通して使用可能なプレミアム付商品券を発行することによりまして、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている地域経済の活性化、それから地元消費の拡大を図ることを目的としているところでございます。

今回は購入世帯見込みを3,200世帯、購入額を2億800万円のプレミアム率30%で計画をしているところでございます。

今回は買い求めやすい購入金額といたしまして6,500円のプレミアム付き商品券を5,000円で販売する予定でございます。購入額上限を5万円、1万5,000円のプレミアム付き、合計6万5,000円といたします。

また、初の試みといたしましてプレミアム部分につきましては地元商品の利用促進のため、小規模店舗のみ使用できる専用商品券を発行することとしております。

なお、先ほど財政課長からもございましたけれども、この事業は繰越しをしまして6年度に実施するものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内貴志） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、所管の各常任委員会に付託いたします。

△議案第15号～議案第19号一括上程

○議長（堀内貴志） 日程第19、議案第15号から日程第23、議案第19号までの議案5件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第15号 令和5年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案

議案第16号 令和5年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案

議案第17号 令和5年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第3号）案

議案第18号 令和5年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第1号）案

議案第19号 令和5年度垂水市病院事業会計補正予算（第1号）案

○議長（堀内貴志） 説明を求めます。

○市民課長（岡山洋恵） 議案第15号令和5年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,325万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を24億652万9,000円とするものでございます。

主な補正の理由でございますが、健康ポイント事業などの事業確定に伴う減額及び令和3年度、4年度分の保険給付費等交付金などの確定に伴う償還金について増額を補正するものでございます。また、歳入の補正に伴い、財源の組替えを行っております。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細により御説明いたします。

初めに、歳出から御説明いたします。

8ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費10節需用費の消耗品費は、印刷用トナー等の購入費用に不足を生じるための増額、印刷製本費及び12節委託料は、費用確定により減額補正するものでございます。

2目国民健康保険団体連合会負担金、4項1目趣旨普及費、5項1目医療費適正化特別対策事業費並びに3款1項1目一般被保険者医療給付費分は、財源の組替えでございます。

5款1項1目7節報償費は、社会福祉大会時の保健・福祉作文コンクールに係る賞品等でございますが、事業費確定により減額しております。

2目健康診査等事業費は財源の組替え、3目健康ポイント事業費は健康ポイント事業の商品券交換の実績等に基づき減額補正するものでございます。

4目重複・頻回受診者等訪問指導事業費、2項1目特定健康診査等事業費及び2目特定健診・特定保健指導未受診者等対策費は財源の組替えでございます。

8款1項8目保険給付費等交付金償還金は、令和4年度分の普通交付金の確定に伴う償還金と、令和3年度新型コロナウイルス感染症対応に係る災害等臨時特別補助金及び令和4年度保険者努力支援交付金等の確定に伴う特別交付金の償還金を増額補正するものでございます。

9目その他償還金は、令和4年度社会保障・税番号制度システム整備費等補助金の交付確定に伴う返還金の補正でございます。

これに対する歳入でございますが、6ページからありますとおり、国庫支出金、県支出金、繰越金、諸収入などを充てております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第16号令和5年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案について御説明いたします。

1 ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ521万3,000円を減額し、歳入歳出予算額の総額を2億6,131万3,000円とするものでございます。

主な補正の理由でございますが、後期高齢者医療広域連合納付金に係る被保険者保険料の今後の見込み額及び保険基盤安定分担金の交付決定によるものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細により御説明いたします。

初めに、歳出から御説明いたします。

7 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者保険料の減額分と保険基盤安定分担金が交付決定されたことに伴う減額補正でございます。

これに対する歳入でございますが、6 ページにありますとおり、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金の補正をもって充てております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願います。

○保健課長（永田正一） 議案第17号令和5年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第3号）案につきまして御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ156万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を24億8,462万8,000円とするものでございます。

補正の理由でございますが、国から財政的インセンティブとして交付されます保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の交付決定に伴う財源組替えと、介護報酬改定等による介護システム改修事業の仕様が変更されたことに伴う減額が主なものでございます。

それでは、事項明細書の歳出から御説明申し上げます。

7 ページをお開きください。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費の

委託料は、介護報酬改定等の仕様が変更になったことに伴う介護システム改修費委託料の減額でございます。積立金は、保険料過誤納還付金及び国庫返還金の増額に伴う介護給付費準備基金の減額補正でございます。

次に、2 款介護給付費 2 項介護予防サービス等諸費 1 目介護予防サービス給付費及び 3 目地域密着型介護予防サービス給付費は、給付実績を踏まえた予算の組替えでございます。

次に、3 款地域支援事業費 1 項介護予防・日常生活支援総合事業費 6 目一般介護予防事業費から、8 ページの 2 項包括的支援事業費・任意事業費 7 目認知症総合支援事業費までは、国庫補助金の交付に伴う充当財源の組替えでございます。

次に、4 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 1 目第 1 号被保険者保険料還付金は、過年度の保険料の更正等により還付金が不足する見込みであることから増額しようとするものでございます。

3 目償還金は、地域支援事業国庫負担金返還金の実績報告書の修正により、返還金に不足が生じたための増額補正でございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

6 ページをお開きください。

1 款保険料 1 項介護保険料 1 目第 1 号被保険者保険料は、介護給付費及び地域支援事業費の財源の一部を賄っているところでございますが、この後の 3 款国庫支出金で御説明申し上げます国の保険者機能強化推進交付金及び介護保険努力支援交付金を地域支援事業費の財源に充当することから、保険料の充当額分を減額するものでございます。

3 款国庫支出金 2 項国庫補助金 4 目事業費補助金は、介護報酬改定等に伴う介護システム改修の仕様が変更になり、改修費委託料が減額になったことに伴い、2 分の 1 補助となっている

国庫補助金を減額するものでございます。

5目から6目は、国から財政インセンティブとして交付されます保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金でございます。

4目事務費繰入金は、介護報酬改定等によるシステム改修費が減額になったことに伴い、一般会計から繰り入れている市負担分を減額するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第18号令和5年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,173万6,000円を追加し、歳入歳出の総額を6億6,102万4,000円とするものでございます。

補正の理由でございますが、新型コロナウイルス流行後において、介護老人保健施設コスモス苑の施設稼働は前年度より上向いてはいるものの、コロナ流行前の施設稼働までには回復していない状況でございます。そのことから、施設利用収入を減額するとともに、その減額した資金不足分の補填として、一般会計からの資金の繰入れを行おうとするものでございます。

それでは、7ページをお開きください。事項別明細書の歳出から御説明いたします。

1款事業費1項1目老人保健施設事業費の交付金は、コスモス苑の介護従事者の人件費を増額しようとするものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをご覧ください。

1款1項療養費収入1目施設療養費収入は、事業収益の減収見込みにより減額するものでございます。

2款使用料及び手数料1項使用料1目施設使用料は、施設個室料の収入見込み額に伴い、増額するものでございます。

5款諸収入2項雑入1目実費弁償金は、日用品費、食費、居住費等に係る利用者の実費負担分の減収見込みにより減額するものでございます。

2目雑入は、利用者のクリーニング代、散髪代等に係る利用者の実費負担分の減収見込みにより、減額するものでございます。

6款繰入金2項1目一般会計繰入金は、コスモス苑建設時等の起債借入分の元利償還金と今年度の資金不足見込額を一般会計より繰り入れるものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第19号令和5年度垂水市病院事業会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

今回の補正は、令和5年度の病院事業に係る交付税措置額の確定に伴い、収益的収支における病院事業収益及び病院事業費用をそれぞれ増額するものでございます。

2ページをお開きください。

それでは、実施計画について、収益的収入及び支出について御説明いたします。

収入につきましては、収益的収入の1款病院事業収益2項医業外収益2目他会計負担金を1億2,391万2,000円増額し、4目指定管理者負担金を8,000円増額するものでございます。

支出につきましては、収益的支出の1款病院事業費用1項医業費用1目経費を1億6,798万4,000円増額しようとするものでございます。

続きまして、内容について御説明申し上げます。

4ページをお開きください。

収益につきましては、収益的収入の1款病院事業収益2項医業外収益2目他会計負担金の一般会計負担金は、令和5年度の病院事業に係る交付税措置額が確定したことに伴い、現予算と

の差額を病院事業収益に計上するものでございます。

4目指定管理者負担金は、令和4年度の企業債の利率が当初の見込みより上回ったことにより計上したものでございます。

次に、支出について御説明申し上げます。

1款病院事業費用1項医業費用1目経費の政策的医療交付金は、令和5年度の病院事業に係る交付税措置額が確定したことに伴い、救急医療に要する経費や院内保育に要する経費など、指定管理者に支払う政策的医療交付金を増額しようとするものでございますが、今年度におきましては、交付税措置額に加えて内部留保金を一部充当しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀内貴志） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案5件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託いたします。

△議案第20号～議案第29号一括上程

○議長（堀内貴志） 日程第24、議案第20号から日程第33、議案第29号までの議案10件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第20号 令和6年度垂水市一般会計予算案

議案第21号 令和6年度垂水市国民健康保険特別会計予算案

議案第22号 令和6年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算案

議案第23号 令和6年度垂水市交通災害共済特別会計予算案

議案第24号 令和6年度垂水市地方卸売市場特

別会計予算案

議案第25号 令和6年度垂水市介護保険特別会計予算案

議案第26号 令和6年度垂水市老人保健施設特別会計予算案

議案第27号 令和6年度垂水市水道事業会計予算案

議案第28号 令和6年度垂水市病院事業会計予算案

議案第29号 令和6年度垂水市漁業集落排水処理施設事業会計予算案

○議長（堀内貴志） ここで、保健課長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

○保健課長（永田正一） 先日配付させていただきました、令和6年度垂水市特別会計予算書におきまして、その内容に誤りがありまして、本日、正誤表及び差し替え分をお配りさせていただきましたので御報告申し上げます。

誤りの部分でございますが、特別会計予算書の69ページに掲載しております垂水市老人保健施設特別会計の予算総額が6億6,272万5,000円となっておりますが、正しくは6億6,272万4,000円でございます。

お詫びを申し上げますとともに、今後このようなことがないように、複数人でチェックに努めてまいります。どうもすみませんでした。

○議長（堀内貴志） それでは、改めて、議案について説明を求めます。

〔市長尾脇雅弥登壇〕

○市長（尾脇雅弥） それでは、ただいまより、令和6年第1回市議会定例会に提案させていただき、令和6年度一般会計予算案の概要につきまして御説明させていただきますとともに、令和6年度の市政運営の基本方針及び主要施策について、その概要を説明し、施政方針並びに所信を述べさせていただきます。少し早口になるか

かもしれませんが、御了承いただきたいと思ひます。

初めに、令和6年度一般会計予算案につきまして概要を申し上げます。

お手元の配付資料8ページに予算編成の考え方を、10ページから24ページにわたり主要施策等を掲載しております。

本年は辰年でございますが、辰年は動いて伸びる年とされております。そのため、予算につきましては各事業がもたらす成果に重点を置き、積極的な財政運営を図りつつ、経済の好循環の起点となる賃上げの実現やDXの推進、子ども・子育て政策の抜本的強化などを掲げた国の動向も踏まえ、本市が抱える社会的課題の解決を図るため、子育て支援や高齢者支援、市民の安心・安全に係るインフラ整備、産業振興、経済活性化、デジタル技術を活用した市民幸福度の上昇等に関連する事業を優先して編成いたしました。

その結果、総予算規模は、一般会計と特別会計等合わせ、合計で187億2,742万5,000円となり、一般会計だけで申し上げますと前年度当初予算比約5.6%増の119億8,000万円となっております。

歳出に要する歳入財源につきましては、それぞれの補助事業に対して交付される国県支出金、また、道路改良事業などに充てる市債を計上しております。これらの特定財源を充て、不足する部分につきましては財政調整基金などを充てて収支の均衡を図っております。普通建設費は地域の皆様の声を反映し、50%増となっております。そのほか、事業会計等は記載のとおりでございます。

次に、令和6年度の主要施策につきましては、先ほど申し上げました元気な垂水市を実現するための3つのまちづくりの目標に沿って掲載しておりますが、その中から新たな事業を中心に紹介させていただきます。

資料の10ページをお開きください。

まず、1つ目の目標であります、笑顔があふれるまちづくりでは、子どもからお年寄りまで市民の皆様の笑顔がつづくまちづくりの施策といたしまして、57の主要事業を展開してまいります。

はじめに、子育て世帯支援でございます。本市にとって宝である子供たちの、心身の健全な育成を図るべく、子育て世代の経済的な負担軽減とサービスの充実、仕事と子育ての両立を重点施策とし、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援の実現に向けて取り組んでまいります。

具体的な事業といたしまして、まず、子ども医療費無料化・窓口負担ゼロでございます。鹿児島県における住民税課税世帯の未就学児に対する子ども医療費助成制度につきましては、全国で唯一、一旦病院の窓口で医療費を支払い、後日口座に振り込まれる自動償還払い方式でございます。そのため、現在、県内各地から窓口負担のない現物給付方式の要望が出されているところでございます。そのような状況を踏まえ、本市では、子育て世帯の経済的負担軽減及び疾病の早期発見・早期治療を目的に、本市に在住している18歳までの全ての子供を対象に、県に先がけて、令和6年4月から医療費窓口無料化を実施する予定としております。具体的には、住民税の課税状況に関係なく、垂水市内21か所の医療機関・調剤薬局における窓口支払いをなくする本市独自の制度でございます。

次に、0歳児から2歳児までの保育料無料化でございます。子育て世帯の経済的負担を軽減するため、市内保育所等における0歳から2歳までの課税世帯の保育料について、令和6年4月から無料化を実施する予定としております。これらの無料化は私が公約に掲げていたものであり、子育て期におけるライフステージに応じた経済的負担が軽減されることにより、子育て世代が住みやすいまちづくりが大きく前進する

ものと期待しているところでございます。

次に、乳幼児用紙おむつの回収についてでございます。

現在、子育て支援センターに乳幼児用紙おむつの回収用ボックスを設置しておりますが、令和5年12月に回収用ボックスの容量を増やしており、令和6年度は新たに牛根支所、新城支所にも回収用ボックスを設置し、週1回、回収を行う予定としており、子育て世代の負担軽減や清潔な住環境の整備を図ってまいります。

次に、女性の健康長寿の延伸でございます。

具体的には、産婦人科医療体制確保事業でございます。本市には、これまで産婦人科がなかったことから、女性が婦人科の診療や妊婦健診などを受診する場合は、垂水市外の産婦人科医療機関へ足を運ぶ必要があり、身体的、経済的、時間的負担を抱えております。この地域課題を解決すべく産婦人科医療体制確保を実現するため、令和5年12月18日付で本市と公益財団法人慈愛会との産婦人科医療体制確保事業に関する協定を締結し、産婦人科医療機関の開設及び運営等について連携することといたしました。令和6年春には、慈愛会様により新たに本市内に産婦人科医療機関を開設していただけることとなり、当初予算において関連予算を計上したところでございます。

次に、教育環境の充実でございます。

具体的には、GIGAスクールを活用した教育の拡充でございます。本市では、令和3年度からGIGAスクールによる授業や家庭学習等における1人1台端末の活用により、児童生徒のICT活用能力の育成が図られております。令和6年度は、発信と交流をテーマに中学校の総合的な学習の時間においてキャニオニング体験や漁業体験、史跡巡りを行い、ふるさと垂水の豊かな自然、産業、歴史等を全世界に発信する学習活動を行い、多様な表現力の向上を目指してまいります。

また、児童生徒のICT活用能力をさらに高めていくために、小中学生を対象としたICTリーダー育成講座を年5回開催してまいります。

次に、英語教育の拡充につきましてでございます。小学校における英語の学習が始まったことを受け、英語検定の補助を小学生にも広げることにより、早期からの英語教育の充実を図ってまいります。また、青少年海外派遣「夢の翼」事業で派遣した香港の王肇枝中学校とICT機器を活用したオンラインによる英語での交流を進めてまいります。

次に、高齢者支援でございます。

具体的には、シニアカー購入費補助事業でございます。75歳以上の運転免許を返納した方々等を対象に、高齢者の閉じこもり予防・移動支援を図るため、1人当たり最大10万円のシニアカー購入費補助を行うこととし、その関連予算を当初予算に計上しております。

また、その他の高齢者支援として、本年1月に施行されました認知症基本法の理念に基づき、認知症の知識・理解の啓発推進のための認知症サポーター養成講座の開催や、令和5年度に立ち上げた認知症の方の社会参画を目的としたチームオレンジの取組の推進を図ることで、認知症になってもできる限り住みなれた地域で社会参画しながら尊厳をもって地域の人々とともに暮らし続けることができる共生社会の実現を目指してまいります。

次に、外国人との共生支援でございます。

具体的には、地域おこし協力隊を活用した共生支援でございます。本市における技能実習生の方々を含めた外国人の数は年々増加傾向にあります。受入れ側の企業の皆様や住居として提供しております錦江町定住促進住宅等におきまして言葉や文化、生活習慣の違いに起因する様々な課題が表面化しております。

このような状況に対処する取組として、外国人の方々と地域住民の皆様との橋渡しを行う多

文化共生まちづくりコーディネーターを設置いたします。本事業は地域おこし協力隊の制度を活用した事業であり、本市では初めて地域おこし協力隊を迎え入れることとなります。

具体的には、地域おこし協力隊による日本語教室の開催や雇用企業向けの説明会・交流会の企画・運営といった多文化共生のまちづくりを行っていく上での仕組みを構築してまいります。

次に、芸術文化振興についてでございます。

はじめに、文化会館自主文化事業についてでございます。市民の皆様に優れた芸術文化に触れる機会を提供し、心豊かに暮らしていただくとともに、活力ある地域社会の実現に向け、芸術文化を振興することを目的として、毎年度、自主文化事業を実施しております。令和6年度の自主文化事業は、8年ぶりに平和の尊さ・命の大切さをテーマにした演劇を開催することとしており、教育委員会で毎年度実施しているわくわくどきどき夢教室の一環として市内の小中学生を招待し、子供たちの文化芸術に親しむ機会とするとともに、平和学習の場として活用する予定としております。

次に、和田英作・和田香苗記念絵画コンクールでございます。当コンクールは、垂水市出身の洋画家、和田英作・和田香苗両画伯を顕彰するとともに、芸術文化の向上を目的として実施しているものでございます。令和6年度には第10回開催を記念して、入選作品に加え、過去の大賞受賞作品並びに和田英作の模写作品及び教育委員会所蔵の和田香苗作品を展示する特別展にしたいと考えております。

併せて、一般の部門の名称を和田英作部門に、ジュニア部門の名称を和田香苗部門に変更することにより、これまで以上に和田英作・和田香苗両画伯をPRするとともに、子供たちが絵画に触れる機会と本市の文化振興につなげるものといたします。

次に、DX——デジタルトランスフォーメー

ションについてでございます。

具体的には、DXの推進でございます。冒頭に申し上げましたとおり、これからのまちづくりにおいてはデジタル技術を積極的に活用し、未来を変革していく必要があると強く考えているところでございます。

そのため、まずは市役所のDXを推進し、職員の業務負担軽減を図ることで人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことを目指してまいります。令和6年度は、業務用端末の更新や業務用コミュニケーションツールの導入等を行ってまいります。

DXにつきましては、今後も引き続き、先進事例の情報収集を行い、施策具現化に向け検討を重ねると同時に、令和5年8月に策定したDX推進計画に定められた各種施策を推進することで、デジタルの力で元気な垂水市の実現を目指してまいります。

次に、16ページをお開きください。

2つ目の目標であります、安心なまちづくりでは、安心安全なまちづくりへの施策といたしまして、77の主要事業を展開してまいります。

はじめに、防災についてでございます。

具体的な事業といたしまして、まず、垂水市地域防災訓練及び個別避難計画でございます。

冒頭に申し上げました、能登半島地震のような大規模な災害や桜島大正噴火から110年を数え、今後予想される桜島大規模噴火に備えるために、本市では災害対策基本法に基づき災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策を適切に実施できるよう垂水市地域防災計画を策定しております。

同計画に基づき、令和6年度は、これまでの自然災害に加えて能登半島地震における課題や成果を踏まえた総合防災訓練等を実施することとしております。これらの訓練の中には、現在、各地区で策定に取り組んでおります地区防災計画や避難する際に支援が必要な方の避難に係る

個別避難計画を生かした訓練を新たに位置づけ、地域の皆様による図上訓練等を実施し、防災対応の経験を重ねることにより、地域防災力の向上を図るとともに、各計画の実効性向上のため、適宜見直しを行ってまいります。

次に、中央地区の冠水対策事業についてでございます。

私が公約に掲げました中央地区の冠水対策につきましても、錦江町内の市道垂水9号線は令和3年度から改良工事を進めてまいりましたが、令和6年度で完了となります。また、令和5年度から冠水する箇所の特定制と冠水状況の調査を行っており、中央地区全体における冠水対策の計画作成を進めるなど、引き続き全力で取り組んでまいります。

次に、市庁舎耐震改修事業についてでございます。

令和3年度の耐震診断の結果を踏まえ、建築の専門家や市民の皆様で構成する垂水市庁舎等のある方検討委員会において、協議・検討を重ね、同委員会からいただいた現庁舎の耐震化に係る御意見を反映させた形で、令和5年度に耐震改修工事に係る実施設計が完了いたしました。引き続き、令和6年度から3か年にわたり、耐震改修工事を実施してまいります。

次に、消防庁舎耐震改修事業についてでございます。

現在の消防庁舎についても耐震診断の結果に基づき、耐震補強工事を行うこととし、これまで専門家の意見等を伺いながら工法等を決定したところであり、令和5年度に実施設計が完了したところでございます。引き続き、今年2月から耐震改修工事を実施してまいります。

次に、垂水市消防団第1分団消防庁舎整備事業についてでございます。

令和5年度は関係課による検討を重ね、地区住民の皆様への説明会等も踏まえ、候補地を決定したところでございます。令和6年度は実施

設計を予定しており、建物の規模や工法等を決定した上で、令和7年度の工事着工を目指すこととしております。

次に、地域交通についてでございます。

具体的には、市内移動手段の利便性向上でございます。人口減少による公共交通利用者の減少、運転手不足の深刻化等により、地域における公共交通の維持は容易ではなくなっております。

このような状況から、今後の本市における望ましい地域旅客運送体系の姿を明らかにする地域公共交通マスタープランとして、垂水市地域公共交通計画を本年6月に策定することとしており、この計画に基づき、既存の乗合タクシーの在り方も含め、持続可能な生活交通の確保及び維持並びに利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、移住定住についてでございます。

具体的には、空き家リフォーム促進事業及び住宅リフォーム促進事業の延長でございます。

本市では、平成17年度から空き家バンク制度を実施しており、この制度を軸に7つの移住・定住促進事業を実施しておりますが、このうち空き家リフォーム促進事業が今年度末をもって終了となります。また、市民の皆様が所有する住宅のリフォーム工事に対し補助金を交付する住宅リフォーム促進事業につきましても、今年度末をもって終了となります。いずれの事業も一定の実績を有し、市民のニーズの高い事業でありますことから、令和6年度以降も引き続き実施し、市内空き家の有効活用による移住定住の促進や住宅リフォームの促進による快適な住環境の整備や子育て世帯への支援等を図ってまいります。

次に、生活環境についてでございます。

具体的には、合併浄化槽への転換に係る補助金でございます。生活排水の適正処理を推進するため、単独処理浄化槽及びくみ取り便槽から

合併処理浄化槽への転換に係る費用に対する補助金について、令和6年度から補助金を増額することとしており、引き続き、合併浄化槽の普及促進に努めてまいります。

次に、施設整備についてでございます。

具体的には、垂水中央運動公園体育施設改修事業でございます。垂水中央運動公園の体育施設は、その多くが昭和50年代に建設され、老朽化が進んでいることから、施設の改修に向けて計画的に取り組んでいるところでございます。令和6年度は、庭球場管理棟の改修を行うこととしており、屋根・壁の劣化対策及びトイレの洋式化と多目的トイレの設置により、利用者の安全性の確保と利便性の向上を図ってまいります。

次に、たるみず元気プロジェクトについてでございます。

具体的には、健康長寿事業でございます。本事業は、市民の皆様が御自身の健康度を把握し、健康寿命の延伸を図ることを目的に、鹿児島大学心臓血管・高血圧内科学の大石充教授を垂水市スーパーバイザーに迎え、平成29年度から取り組んでいる事業でございます。令和6年度はこの取組をさらに拡充し、市民の皆様及び従事スタッフの双方がより参加しやすい受診体制の構築に努めるとともに、抽選会の開催等で新規参加者確保に努め、より楽しく健康と向き合う環境を整えてまいりたいと考えております。

次に、22ページをお開きください。

3つ目の目標であります、潤いのあるまちづくりでは、地域資源を生かした潤いのあるまちづくりへの施策といたしまして、26の主要事業を展開してまいります。

はじめに、官民連携についてでございます。

具体的な事業といたしまして、まず、民間活力の導入でございます。宮脇海岸公園につきましては、公園施設の維持管理等を行うため、令和6年度から指定管理者制度の運用が始まる予

定でございますが、同公園の指定管理者から、県内でも類を見ない国道沿いの約1キロにわたる樹齢100年を超えたアコウ並木のロケーションを有する景観を生かし、自主事業としてグランピングやカフェを併設した管理棟、バーベキューサイト等の設置・運営について提案があったところでございます。

この提案が計画に沿って展開されたあかつきには、新たな観光スポットが確立されるだけでなく、地元の食や野菜の販売など地域資源を活用した新たな稼ぐ力の拠点として、さらなる人の流れを生み出し、周辺地域に新たなテナントの出店を生み出すなどの相乗効果をもたらすことから、交流人口200万人の達成や潤いのあるまちづくりの実現に大きく寄与するものと期待しているところでございます。

次に、商工業・水産業振興についてでございます。

具体的な事業といたしまして、まず、小売業等店舗改装・開業支援補助金でございます。市内の小規模小売業者への支援として、令和6年度から新たに新規開業店舗への支援事業、既存の店舗改装等に係る支援事業を実施することとしており、商店街のにぎわいの創造や地域の活性化による地域経済の循環につながることを期待しているところでございます。

次に、特産品販路拡大支援事業・水産業販路拡大支援事業についてでございます。

本市と包括連携協定を締結している日本航空や連結子会社でありますJALUXと連携して、JAL国際線ファーストクラスラウンジにおけるカンパチをネタとして使用した寿司の提供や、空港内ラウンジでの飲む温泉水の提供、国内線機内食での本市特産品を活用したメニューの提供などを行い、販路拡大につながる取組の支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、ふれあいフェスタ夏祭り等イベント補助でございます。

同イベントにつきましては、補助を継続し、市内外のお客様にお楽しみいただきたいと考えているところでございます。

次に、農業振興についてでございます。

具体的な事業といたしまして、まず、農産物6次産業創出事業についてでございます。6次産業に取り組む農家や食料品製造業者等に対し、施設の設備及び開発・販売促進に係る経費の補助を行うことで6次産業化の推進等による生産・加工体制の強化や付加価値の向上に取り組んでまいります。

次に、地域振興計画推進事業についてでございます。高齢・小規模農家も含めて、実効性のある地域計画の合意形成に向けた話し合いの活動を行い、地域農業の在り方や農地の集積・集約など、地域が10年後に目指す農地利用を示した目標地図の作成を支援してまいります。

次に、畜産業支援についてでございます。

昨年、佐賀県で豚熱の発生が確認されたことを受け、養豚農家が行う豚熱ワクチン接種費用の一部補助を行うほか、草地や畜舎等の生産基盤の整備、優良家畜の改良増殖など、総合的な施策の展開により、高品質で低コストな生産技術の普及による畜産経営の安定化に取り組んでまいります。

次に、子育て世代が働きやすい環境整備についてでございます。

子育てと仕事の両立支援の充実や、子育て世代の方々の「働く環境がない」、「育児中の隙間時間を使って無駄なく働きたい」といったニーズに対応すべく、今年度にテレワーカー育成講座を実施したところでございます。

令和6年度は講座の受講生に対し、より実践的な研修を行うとともに、月に2回、子育て支援センターの2階を開放し、託児を行うことで、子供連れのまま出勤できる子連れオフィスとして利用できるように整備を行うことで、子育て世代の方々の交流やワーク・ライフ・バランス

の推進がなされるよう努めてまいります。

次に、地域活性化についてでございます。

具体的には、鹿児島女子短期大学との連携支援事業でございます。令和4年度に、本市と包括連携協定を締結した鹿児島女子短期大学との連携事業として、令和5年度から、広告代理店に支援業務を委託し、大野地区のつらさげ芋を利用したメニューの開発や、本市のキャラクター「たるたる」を活用したグッズ開発、SNSを活用した本市の観光資源や地域資源を発信する活動等の取組を展開しているところでございます。

令和6年度も引き続き各種取組を継続して実施するとともに、メディアを活用した広報展開を行うことで地域活性化や関係人口の創出に取り組んでまいります。

次に、就業促進についてでございます。

具体的には、インターンシップ事業でございます。全国の地方自治体において2045年には必要とされる公務員数の82%しか確保できないとする試算もあるように、職員確保は今後の課題となっております。本市においては、垂水市役所での就労を意識する契機を提供するために、令和6年度から垂水市役所での学生の受入れを行う垂水市インターンシップ事業を実施いたします。2日間の研修期間において庁内業務の見学や市施設の見学、職員との意見交換などを行い、学生の就業意識の向上を図るとともに、自らの適正を考える機会を提供することで、将来的な職員の確保につなげてまいりたいと考えているところでございます。

また、実践的な行政保健師業務の就業体験の提供や人材確保に寄与することを目的に、看護学生等を対象に保健業務に特化した受入れを行う保健業務インターンシップを昨年度に引き続き実施いたします。

以上が、令和6年度の主要施策となります。

次に、組織再編についてでございます。

今回の再編では、DX推進に係る組織体制と保健・福祉分野の組織体制を見直すこととしております。

まず、1点目は、DX推進に係る組織体制の見直しについてでございます。

本市においては、令和4年10月に垂水市デジタル変革宣言を行い、令和5年8月には垂水市DX推進計画を策定し、デジタルの力で元気な垂水市の実現を目指しているところでございます。令和5年度は、業務推進を企画政策課政策推進係が、システム関連業務を総務課情報統計係がそれぞれ執り行っておりましたが、さらなる推進体制の確立と、より効果的・効率的な組織となることを目的に、総務課の情報統計係を企画政策課へ移管し、名称をDX推進係としたところでございます。

2点目は、保健・福祉分野の組織体制の見直しについてでございます。

これまで高齢者施策につきましては、保健課と福祉課の両課が所管しておりましたが、高齢者を取り巻く環境の多様化と課題の複雑化に対応すべく、組織内の連携を強化し、高齢者施策をより円滑かつ効果的に提供しやすい組織となることを念頭に、保健課の介護保険係、地域包括ケア係、地域包括支援センターを福祉課に移管し、高齢者福祉部門を同一の課に配置することといたしました。

また、子育て支援関係につきましては、改正児童福祉法により、子育て支援事業と母子保健事業の一体的な相談支援を行うこども家庭センターの設置に努めることとなっております。このことから、こども家庭センター設置を見据えた子育て支援分野と母子保健分野の連携強化の体制を講じる必要があるため、福祉課の子育て支援係を保健課に移管したところでございます。

このほか、元気プロジェクト事業については、より特化した専門性の追求及び効果的な事業展開、機能拡充等を目的に、保健課の健康増進・

元気プロジェクト係を健康増進係と元気プロジェクト係の2つに分割したところでございます。

結びに、昨年6月に発表された令和4年の出生者数は過去最少であり、人口減少・少子高齢化はこれまでも増して解決すべき喫緊の課題となっております。

本市におきましては若年層、特に女性の流出や基幹産業である漁業・農業の担い手不足の課題がございます。また、諸般報告の冒頭にも述べた能登半島地震の爪痕は深く、ロシアのウクライナ侵攻など世界各地での紛争の火種は絶えず、物価高騰等による不穏な社会情勢もあり、未来への見通しは決して明るいものとは言えない状況でございます。

そのような中、市民の皆様の笑顔、安心があふれる、潤いのあるまちづくりを推進するためには、デジタルに代表される新しい技術を積極的に活用するとともに、これまでにない思い切った発想で本市の未来の変革を進めていく必要があると思います。

本日、御説明した事業等につきましては、明るい未来を切り開くための投資であります。これらの事業等をスピード感を持って実施することにより、市民の皆様の幸福度の上昇と、元気な垂水市の実現を目指して、粉骨砕身の覚悟で取り組んでまいり所存でございます。

なお、特別会計や一般会計の詳細につきましては、審議の過程におきまして担当課長が説明いたします。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内貴志） ただいま、令和6年度の各会計予算案について説明がありましたが、これに対する総括質疑及び一般質問のための本会議を2月27日及び28日の午前9時30分から開きます。質疑及び質問は通告制といたしますので、質疑者及び質問者は、会議規則第51条第1項の規定により2月16日の正午までに質疑及び質問

事項を具体的に文書で議会事務局へ提出をお願いいたします。

なお、当日の質疑及び質問時間は、答弁時間を含めて1時間以内といたします。また、質問回数については無制限といたします。また、いずれも初回の発言時間を20分以内に制限いたしますので御協力をお願いいたします。

△陳情第3号～陳情第5号一括上程

○議長（堀内貴志） 日程第34、陳情第3号から日程第36、陳情第5号までの陳情3件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

陳情第3号 川内原発20年延長に反対する陳情書

陳情第4号 令和6年能登半島地震の住宅被害を教訓とし耐震診断及び耐震改修の促進を求める陳情

陳情第5号 ゴミステーション衛生環境推進員（仮称）を会計年度任用職員での新設を求める陳情

○議長（堀内貴志） ただいまの陳情3件については、産業厚生委員会に付託いたします。

本日の日程は、以上で全部終了いたしました。

△日程報告

○議長（堀内貴志） 明15日から26日までは、議事の都合により休会といたします。

次の本会議は、2月27日及び28日に開きます。

△散 会

○議長（堀内貴志） 本日は、これをもちまして散会いたします。

午後0時50分散会

令和 6 年 第 1 回 定 例 会

会 議 録

第 2 日 令和 6 年 2 月 2 7 日

本会議第2号(2月27日)(火曜)

出席議員 14名

1番	高橋理枝子	8番	川越信男
2番	宮迫隆憲	9番	篠原静則
3番	前田隆	10番	感王寺耕造
4番	新原勇	11番	持留良一
5番	池田みすず	12番	北方貞明
6番	梅木勇	13番	池山節夫
7番	堀内貴志	14番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	生活環境課長	有馬孝一
副市長	海老原廣達	農林課長	森秀和
企画政策総括監	二川隆志	併任	
総務課長	濱久志	農業委員会	
企画政策課長	草野浩一	事務局長	
財政課長	園田保	土木課長	東弘幸
税務課長	福島哲朗	水道課長	岩元伸二
市民課長	岡山洋恵	会計課長	港耕作
併任		監査事務局長	福元美子
選挙管理		消防長	田中昭弘
委員会		教育長	坂元裕人
事務局長		教育総務課長	堀留豊
保健課長	永田正一	学校教育課長	川崎史明
福祉課長	森永公洋	社会教育課長	大山昭
水産商工	松尾智信	国体推進課長	米田昭嗣
観光課長			

議会事務局出席者

事務局長	橘圭一郎	書記	瀬脇恵寿
		書記	村山徹

令和6年2月27日午前9時30分開議

△開 議

○議長（堀内貴志） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△議案第14号～議案第19号一括上程

○議長（堀内貴志） 日程第1、議案第14号から日程第6、議案第19号までの議案6件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略します。

議案第14号 令和5年度垂水市一般会計補正予算（第9号） 案

議案第15号 令和5年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） 案

議案第16号 令和5年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） 案

議案第17号 令和5年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第3号） 案

議案第18号 令和5年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第1号） 案

議案第19号 令和5年度垂水市病院事業会計補正予算（第1号） 案

○議長（堀内貴志） ここで各委員長の審査報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長、新原勇議員。

[産業厚生委員長新原 勇議員登壇]

○産業厚生委員長（新原 勇） 産業厚生委員会審査結果報告書を申し上げます。

去る2月14日の本会議において、産業厚生常任委員会に付託となりました案件について、2月21日に委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第14号令和5年度垂水市一般会計補正予算（第9号）案中の福祉課の所管費目では、非課税世帯等への価格高騰支援給付金事業の給付実績について質疑が交わされました。

次に、保健課の所管費目では、特段質疑はありませんでした。

次に、生活環境課の所管費目では、浄化槽の設置率について質疑が交わされました。

次に、農林課の所管費目では、サツマイモ基腐病緊急対策事業の減額について質疑が交わされました。

次に、水産商工観光課の所管費目では、プレミアム付商品券のプレミアム率について質疑があり、これまで消費喚起・景気対策としてプレミアム率を変更して取り組んでおり、市民の皆様によく行き渡るよう商工会と協議した結果、30%に設定したとの回答がありました。

次に、土木課の所管費目では、特段質疑はありませんでした。

全ての所管費目について審査を終え、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号令和5年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第3号）案では、電算システム改修・導入業務委託の減額理由について質疑があり、当初、国の方針で一定以上の所得の方については、1割負担から2割負担へ判断基準の見直しが行われる予定であったが、令和6年度以降に継続審議となり、改修が不要になった部分を減額したためであるとの回答がありました。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号令和5年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第1号）案では、特段質疑はありませんでした。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号令和5年度垂水市病院事業会計補正予算（第1号）案では、特段質疑はありませんでした。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

以上で、報告を終わります。

○議長（堀内貴志） 次に、総務文教委員長、池山節夫議員。

[総務文教委員長池山節夫議員登壇]

○総務文教委員長（池山節夫） おはようございます。去る2月14日の本会議において、総務文教常任委員会付託となりました各案件について、2月22日に委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第14号令和5年度垂水市一般会計補正予算（第9号）案中の総務課の所管費目では、電算費の執行残の理由について質疑が交わされました。

次に、財政課の所管費目については、財政積立金について質疑が交わされました。

次に、企画政策課の所管費目については、廃止路線代替バス運行負担金について質疑が交わされました。

次に、市民課の所管費目については、健康ポイント事業についての広報の仕方や事業の実績について質問があり、対象者に郵送で健康ポイントカードを送ることや国保だより等を活用して広報を行っている。また、事業の実績については、商品券と引き換えた方が861名で、交換率は8.45%になっているとの回答がありました。

次に、選挙管理委員会の所管費目については、特段質疑はありませんでした。

次に、消防本部の所管費目については、特段質疑はありませんでした。

次に、学校教育課の所管費目については、デジタル教科書で使用する教科書の算定方法について質疑が交わされました。

次に、社会教育課の所管費目については、文

化財保護職員の採用について質疑が交わされました。

次に、国体推進課の所管費目については、国体の総括、問題点について質疑が交わされました。

次に、地方債・歳入全款の審査に入り、税務課と財政課の所管費目では、特段質疑はありませんでした。

全ての所管費目について審査を終え、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号令和5年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案について、医療費適正化特別対策事業の内容と総括について質疑が交わされました。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号令和5年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案について、普通徴収保険料を滞納された方の保険証の取扱いについて質疑が交わされました。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

以上で、報告を終わります。

○議長（堀内貴志） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（堀内貴志） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（堀内貴志） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第14号から議案第19号までの議案6件を各委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（堀内貴志） 異議なしと認めます。よって、議案第14号から議案第19号までの議案6件については、各委員長の報告のとおり決定いたしました。

△鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（堀内貴志） 日程第7、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから、市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されています。

現在の広域連合議会議員のうち、市議会議員から選出する議員については2人の欠員が生じているため、広域連合規約第9条第3項及び広域連合議会の議員の選挙に関する規則の規定に基づき、選挙の告示を行い、候補者の届出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える3人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により選挙を行います。

この選挙は、同条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行えません。

そこで、お諮りいたします。選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思いますが、これに御異議はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（堀内貴志） 異議なしと認めます。よって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（堀内貴志） ただいまの出席議員数は14人です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条の規定によって、立会人に川越信男議員、篠原静則議員及び感王寺耕造議員の3名を指名します。

候補者名簿を配ります。

[候補者名簿配付]

○議長（堀内貴志） 候補者名簿の配付漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（堀内貴志） 配付漏れなしと認めます。投票用紙をお配りします。

[投票用紙配付]

○議長（堀内貴志） 念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（堀内貴志） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（堀内貴志） 異状なしと認めます。ただいまから投票を行います。

投票は、1番議員から順番に投票願います。それでは、順次投票をお願いします。

[1番議員から順次投票]

1番	高橋理枝子	議員
2番	宮迫隆憲	議員
3番	前田隆	議員
4番	新原勇	議員
5番	池田みすず	議員
6番	梅木勇	議員
7番	堀内貴志	議員
8番	川越信男	議員
9番	篠原静則	議員
10番	感王寺耕造	議員

- 11番 持留良一 議員
12番 北方貞明 議員
13番 池山節夫 議員
14番 川畑三郎 議員

○議長（堀内貴志） 投票漏れはありませんか。
[「なし」の声あり]

○議長（堀内貴志） 投票漏れなしと認めます。
投票を終わります。
開票を行います。

立会人の川越信男議員、篠原静則議員及び感
王寺耕造議員は、開票の立会いをお願いいたし
ます。

[開票・点検]

○議長（堀内貴志） 選挙の結果を報告します。

投票総数 14票

そのうち

有効投票 14票

無効投票 0票

有効投票のうち

松元正明君 10票

迫 杉雄君 1票

柴立豊子君 3票

以上のとおりです。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

△令和6年度各会計予算案に対する総括
質疑・一般質問

○議長（堀内貴志） 日程第8、ただいまから
令和6年度各会計予算案に対する総括質疑及び
一般質問を行います。

1回目の質疑及び質問は登壇して行い、再質
疑及び再質問は質問席からお願いいたします。

なお、本日の質疑及び質問時間は、答弁時間
を含めて1時間以内といたします。

また、質問回数については制限なしといたし
ます。

また、いずれも初回の発言時間を20分以内に
制限しますので、御協力をお願いいたします。

それでは、通告に従って、順次、質疑及び質
問を許可いたします。

最初に、8番、川越信男議員の質問及び質疑
を許可いたします。

[川越信男議員登壇]

○川越信男議員 おはようございます。新年が
明けまして大分たちましたが、初めての議会で
ございますので、改めまして本年もよろしくお
願ひいたします。

今回も、トップバッターとして質問させてい
ただきたいと思ひます。

まずは、令和6年1月1日に発生しました能
登半島地震で犠牲になられた方々の御冥福を慎
んでお祈りするとともに、被災に遭われた方々、
また避難所での生活を強いられている方々に対
し、衷心よりお見舞い申し上げます。

また、被災地で勤務活動、救助活動、復旧作
業に従事されておられる方々に深く敬意を表し
ます。

一日も早い復旧と復興を心から願っている
ところでございます。

毎年のように発生いたします自然災害につ
いては、火山の噴火や大雨による洪水、地震など、
自然の力が引き起こすもので、いつどのような
場所で起きるのか予想が非常に難しいとも言わ
れているようでございます。

鹿児島県は、火山や台風の接近も他県と比べ
れば多く、自然災害となる因子が高いのではと
感じているところでございます。

私たち垂水市も、これまで幾度も自然災害に
見舞われており、そのたびに復旧・復興を続け
てきております。

これまでの経験によりまして、ある程度の備
えはできているつもりでおりますが、実際、阪
神淡路大震災や東北大地震、今回の能登半島地
震級以上の大災害が発生したときに、どれだけ
冷静に対応できるのか、私自身、非常に心配で
不安でございます。

今後、予想される災害となると、南海トラフ巨大地震や桜島の火山爆発、それに伴う直下型地震が考えられるところがございますが、南海トラフ巨大地震については、政府の地震調査委員会が30年以内の発生確率が70～80%としており、また桜島については、既に大正爆発時と同等のマグマがマグマだまりに蓄積されているとも言われておりまして、いつ発生してもおかしくない状況にあるのではと考えている研究者もおられるようですので、これらの災害に備える必要がございます。

そのようなことから、今回の災害が決して対岸の火事ではなく、明日は我が身と思いながら、これまでの大地震等を教訓に災害に備える訓練の重要性、また災害の多様化や激甚化に伴い、従来の避難経路や避難計画等も再度見直す必要性を強く感じたところでございます。

さて、話題は変わりますが、立春も過ぎまして、暦の上では既に季節は春となっております。朝晩は、いまだに寒さを感じておりますが、三寒四温を繰り返しながら過ごしやすい季節に移り変わっていくのではないのでしょうか。

また、気象庁の桜情報によりますと、今年の桜の開花でございますが、鹿児島県は3月25日前後に開花が予想されているようでございます。一步一步、春が近づいているようでございます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告しておりました質問に入りたいと思います。各所管課長の明確な答弁をお願いいたします。

最初に、プレミアム付商品券発行事業について質問いたします。

令和5年度のプレミアム付商品券事業の実績につきまして、12月議会では、同僚議員より、これまでの実績について質問がございましたが、令和5年度事業については、事業が実施途中でございましたので実績が出ていなかったと思っております。今回は、1月に事業が終了しておりますことから、令和5年度実績について教え

てください。

また、本議会初日に補正予算で上程されて、先ほど可決されましたプレミアム付商品券発行事業、これにつきましては、繰り越して事業を実施されるとのことでございますので、事業の詳細の確認と市民への周知の意味も含めまして、事業内容等について教えてください。

次に、市道元垂水原田線の防災工事について質問いたします。

市道元垂水原田線の田神地区において、平成28年の台風16号により、山腹が崩壊する災害が発生しましたが、道路ののり面のモルタル吹きつけなどの施設が被災しなかったため、災害復旧の対象にならなかったことは、これまでの一般質問の答弁で理解しております。

その後、毎年、のり面調査の業務委託を発注していると認識しておりますが、なかなか工事の着手とはならないようであります。

そこで、何か理由があるのか。また、どのような対応をしているのか。これまでの経緯につきましてお尋ねいたします。

続きまして、鹿児島国際大学とのインターンシップ制度導入についてお聞きします。

昨年12月30日付の南日本新聞に、鹿児島県内の19市町村で一般事務の採用予定数に届かなかったことから、追加募集を行った旨の記事が掲載されておりました。

同記事によると、専門職を含めると、追加募集を行った自治体数はさらに膨らむとのことでございます。インターンシップ事業は、将来的な職員不足を想定しての取組とのことでしたが、本市の令和6年における職員採用試験の応募状況や4月以降の職員配置数の見込み等についてお聞かせください。

次に、GIGAスクール構想について伺います。

本市の教育行政の一番の柱でもありますGIGAスクール構想につきましては、6月議会に

においても質問し、今年度は文部科学省のリーディングDXスクール事業の指定を受け、交流と発信をテーマにして取り組んでいくとの答弁がなされました。

GIGAスクール構想の3年目を終え、本市の取組の進捗状況をどのように捉えているか伺います。

次に、地域おこし協力隊となります垂水市多文化共生まちづくりコーディネーターについて伺います。

昨年12月26日付の南日本新聞に、外国人396人が住む垂水市において、住民と実習生の相互理解を深めるため、地域おこし協力隊を迎える旨の記事が掲載されたところでした。

同記事には、外国人が介護をはじめ、製造や農業と幅広い業種の人手不足を補ってくれる欠かせない存在であることから、外国人の定着のため、自治体が支援している例が記載されておりました。

本市においても、技能実習生や特定技能外国人は、様々な業種において貢献していただいているところであり、垂水市多文化共生まちづくりコーディネーターは、本市に在住する外国人の方々に対する支援策となるものと期待しているところでした。

ところで、本事業につきましては、地域おこし協力隊の制度を活用したものであるとのことですが、本市では、これまで地域おこし協力隊の採用はなかったと認識しております。なぜ、これまで地域おこし協力隊を採用していなかったのか。その理由についてお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○水産商工観光課長（松尾智信） おはようございます。それでは、令和5年度の実績と令和6年度の事業内容についての質問にお答えいたします。

最初に、令和5年度の実績でございますが、

令和5年度はプレミアム率25%で、上限を8万円とし、4,000円で5,000円分の、8,000円で1万円分の商品券を、総額3億5,000万円、延べ5,153世帯へ販売したところでございます。

プレミアム付商品券を発行することによりまして、購買意欲の喚起が図られ、商工業の景気回復につながっているものと考えているところでございます。

次に、令和6年度の事業の内容等につきましては、きばいやんせ商店街プレミアム付商品券臨時発行事業としまして、地域振興に貢献する商店等において、共通して使用可能なプレミアム付商品券を発行することで、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている地域経済の活性化、地元消費の拡大を図ることを目的とした商品券の発行を予定しており、購入世帯見込みを3,200世帯、購入金額2億800万円のプレミアム率30%で計画しております。

今回は、市民の皆様の消費意欲の喚起を図るとともに、幅広く市民の皆様へ購入していただくため、買い求めやすい購入金額として6,500円のプレミアム付商品券を5,000円で販売する予定です。購入金額の上限は5万円とする予定です。

また、初の試みとしまして、プレミアム部分につきましては地元商店の利用促進のため、小規模店舗のみ使用できる専用商品券を発行することとしているとともに、購入していただきやすいように手続の簡素化も図っていくよう、商工会と協議していく予定でございます。

また、販売方法につきましては、応募案内を掲載したチラシ等を6月1日から全戸配布しまして周知を図る予定としており、応募受付につきましては6月3日から21日まで、販売期間につきましては7月1日から8月31日までの2か月間とし、使用期間については、お中元及びお歳暮商戦を見据えて、7月1日から12月31日までとさせていただきます。予定でございます。

以上でございます。

○土木課長（東 弘幸） おはようございます。元垂水原田線の防災工事の経緯につきましてお答えいたします。

平成28年の台風16号の豪雨により、田神地区の山腹が崩壊する災害が発生いたしました。道路のり面のモルタル吹きつけ部を含め、道路施設に被害がなかったため、災害復旧の対象として申請できなかったことは、議員がおっしゃったとおりでございます。

被災直後の対応は、山腹に残った崩壊土砂が人家へ流出するおそれがあったため、大型土のうを設置し、安全対策を行ったところでございます。

その後、令和元年度にのり面の状態を調査するのり面性状調査を発注したところ、何らかの対策が必要との結果であったため、令和3年度にのり面对策の実施設計を発注し、次年度に防災工事に着手する計画でございましたが、既設モルタル吹きつけ部に亀裂が発生しており、地滑りのおそれも考えられましたことから、のり面の実施設計から地滑り観測へ業務内容を変更いたしました。

令和4年度、令和5年度と、引き続き地滑り観測を続けましたが、令和4年度は比較的雨量が少なかったため、地滑りの動きが観測されず、令和5年度は地下水位の上昇とのり面の動きは観測できたものの、軽微な動きであり、地滑りの滑り面が特定できなかったため、設計業務の実施に至らなかったところでございます。

これらの理由により、いまだ工事に着手できずにいるところでございます。

以上でございます。

○総務課長（濱 久志） おはようございます。令和6年度の職員採用状況についてお答えいたします。

令和5年第2回市議会定例会の全員協議会で、定員管理についてお示ししたとおり、職員数を

235人から241人に見直しを行い、9月実施の職員採用試験において一般事務、保健師、土木技師、文化財専門員の募集を行ったところでございます。

一般事務については33名、文化財専門員については4名の応募者がありましたが、保健師、土木技師については応募者がいない状況でございました。

このようなことから、保健師、土木技師については12月に職員採用試験の2次募集を行ったところですが、土木技師の応募者はあったものの、保健師については応募者がなかったところでございます。

議員御指摘のとおり、県内各地で職員確保に苦戦している中で、本市においても、一般事務の応募者も年々減少している状況であり、専門職、特に保健師については、それ以上に応募者がいない状況が続いているところでございます。

なお、令和6年度4月以降の職員配置数の見込み等については、一般事務は充足するものと考えておりますが、先ほど申しましたとおり、保健師は応募者がなかったことから不足する状況でございます。

以上でございます。

○学校教育課長（川崎史明） おはようございます。GIGAスクール構想の令和5年度の取組につきましてお答えいたします。

本市のGIGAスクール構想につきましては、昨年度までの2年間は市教育委員会、各学校のそれぞれにおいて、主にタブレット端末等のICT機器の操作方法について研修を行い、3年目となる今年度は、交流と発信という実際の授業レベルでの活用を目指した取組につなげてきたところでございます。

7月には、県教育委員会の教育の情報化の研究指定を受けておりました垂水中央中学校において、研究公開を行い、県内各地から約100名の参加がございました。国語・道徳・特別活動

の授業において、タブレット端末を活用して生徒が自分の考えを表現したり、交流し合ったりする様子を参観していただきました。

また、教員にとっても、生徒の考えの変化などを瞬時に把握することで、これまでより効率的な授業を展開する様子も公開することができました。

参加者からは、タブレット端末を活用したこれからの授業の可能性について、大変参考になったとの感想を多くいただいたところでございます。

10月には、大隅地区の研究指定を受けておりました協和小学校で、高学年の国語の授業公開を行い、児童自らがタブレット端末を巧みに扱いながら、主体的に考えをまとめたり、友達と交流したりする様子を参観していただきました。

参加者は、日々の授業の積み重ねにより、児童のICT機器の操作スキルが向上しており、思考や交流が活性化している様子に驚き、刺激を受けておりました。

また、中学校においては、キャニオニングや漁業体験、史跡巡りなどの垂水の豊かな自然・産業・文化・歴史を生かした体験活動を通して、感じたり考えたりしたことをプレゼンテーションソフトでまとめ、文化祭で発信する活動につながっており、保護者や地域の方々からは、ポイントがまとめられており、分かりやすいなどの評価を受けておりました。

小学校におきましては、小規模校間で、オンライン上での遠隔合同授業を積極的に行い、他校の児童と交流するとともに、例えば算数科において両校の担任が5年生、6年生の授業をそれぞれ受け持つなどの複式学級における単式化の授業にもチャレンジしております。

さらに、教育委員会としましては、ICT機器活用に関する児童生徒の意欲をさらに高めるために、12月23日に、国立鹿児島高専の女子生徒が所属する世界的なボランティア団体である

ロボギャルズを招き、プログラミング講座を開催いたしました。参加した児童生徒20名は、パソコンを使ってロボットに指令を出しながらプログラミング学習を楽しんでおりました。

このような学校や市教委の取組につきましては、毎月の広報たるみずにおきまして、「GIGAスクール通信」と題して情報発信をしているところでございます。

このような取組が評価されまして、「ICT CONNECT21」が主催します教育DX推進自治体表彰2023を1月19日に受賞いたしました。昨年度の日本ICT教育アワード全国表彰に続き、県内唯一の受賞となったところでございます。

なお、1月中旬に行われました鹿児島学習定着度調査におきましては、小学校・中学校共に県平均を超えるなど、児童生徒の学力向上にもつながりつつあるというところでございます。

以上でございます。

○企画政策課長（草野浩一） おはようございます。これまで、地域おこし協力隊を採用しなかった理由につきましてお答えいたします。

地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組で、協力隊員の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与えることや、行政ではできなかった柔軟な地域おこし策の立案、住民が増えることによる地域の活性化等が期待される制度でございます。

一方で、地域おこし協力隊員のやりたいことと自治体が協力隊員に望む姿に乖離があり、任期の途中あるいは任期終了後に地域を離れる、いわゆるミスマッチの事例についても多く聞き及んでいるところでございます。

さて、本市においては、まちづくりの指針で

ある第5次総合計画において、「九つの彩り豊かに 健やかな人を育むまち 垂水」を市の将来像として掲げております。

本市には、9つの地区公民館が設置されており、地区公民館を中心に9つの地域ごとに様々な行事やイベント等が行われているところでございます。

これらの地区においては、各地域の住民が主体となる計画策定・推進委員会を組織し、これからの地域づくりの考え方や地域の将来像を盛り込んだ地域振興計画を策定しているところでございます。

この計画は、地域住民が自分たちの地域のありたい姿を目指して、誰が、いつ、何をするとすることを行動計画としてまとめたものでございます。

計画期間は10年間または5年間で、財源として、市のまちづくり交付金や国の交付金等を活用しております。

これまで、大野地区において、平成28年度農林水産祭むらづくり部門において、内閣総理大臣賞を受賞するなど、本市の地域振興計画に基づく取組につきましては高い評価を得てきているものでございます。

そのため、本市において地域の将来像実現のための地域おこしの活動は、地域住民自らの手で策定された地域振興計画に基づき、地域住民が主体となって、これまで活動してきていることから、地域おこし協力隊の制度を活用してこなかったところでございます。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。それでは、2回目の質問を行ってまいります。一問一答方式でお願いいたします。

プレミアム付商品券発行事業についての1回目の課長の答弁で、初の試みとして、プレミアム部分について、地元商店の利用促進のため、小規模店舗のみ使用できる専用商品券を発行す

るとのことでしたが、その基準について、どのような考えでおられるのか教えてください。

○水産商工観光課長（松尾智信） 小規模店舗のみ使用できる専用商品券の基準についての質問にお答えいたします。

先ほども答弁いたしました、今回はプレミアム率30%で、購入金額上限を5万円といたします。1冊当たり6,500円の商品券を5,000円で販売する予定としており、このうち1,500円分のプレミアム部分につきましては、プレミアム付商品券取扱加盟店として登録される店舗のうち、地元商店、小規模店舗のみで使用できるもので、大型店舗では使用できないものでございます。

使用できない大型店舗でございますが、垂水市商工会より大規模店として報告を受けております店舗が、タイヨー、だいわ、ニシムタ、Aコープ、ヤマダ電機、ナフコ、ドラッグストアモリ、コスモスの8店舗でございます。

大まかな基準といたしましては、一定規模以上の店舗であり、さらにチェーン店を大規模店舗として分類させていただき予定でございますことから、今回、事業実施に際しましては、ドラッグイレブン、セイムス、ミドリ薬品の3店舗を追加しまして、合計11店舗とする方向で垂水市商工会と協議を行う予定でございます。

以上でございます。

○川越信男議員 次に、購入していただきやすいように、手続の簡素化も図っていくよう商工会と協議しているところであるとの答弁がございましたが、どのような方法を考えておられるのか教えてください。

○水産商工観光課長（松尾智信） 購入方法についての質問にお答えいたします。

現在、まだ案の段階ではございますが、これまで応募につきましては、はがきのみでの受付でございましたので、今回はスマホからでも応

募ができるような電子化の取組を検討するとともに、商品券の販売場所及び販売時間の拡大について商工会と協議を行っていく予定でございます。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。新たな取組を行うことで、利便性がこれまで以上に図られると思いますので、ぜひ実施できるよう取り組んでいただきたいと思います。

また、聞くところによりますと、現在、商工会の会員数はピーク時より半数以下に減少している状況であるようです。プレミアム付商品券発行事業を実施することで、少しでも地元商店街の活性化、商工業の振興につながっていくものだと考えておりますので、今後もこの事業を継続していただくことをお願いいたしまして、この質問は終わります。

それでは、市道元垂水原田線の防災工事について、2回目の質問に移らせていただきます。

先ほどの土木課長の答弁において、現在のところ、地滑りと思われる兆候はあるものの、目立った動きが観測されず、その結果、工法確定ができないことから、毎年業務委託を発注しながらも工事に着手できない状況であることは十分理解しました。

しかしながら、地区住民の安全確保のため、一日も早く、防災工事に着手することが大事だと考えますが、今後の現場の状況も踏まえ、工事までの見込みについてお尋ねします。

○土木課長（東 弘幸） 今後の計画の見込みにつきましてお答えいたします。

先ほど答弁しましたとおり、令和5年度の地滑り調査設計業務委託におきまして、梅雨前線豪雨などによる地滑りの動きを設置した伸縮計で観測いたしましたが、動きが少なかったため、滑り面の特定に至りませんでした。

そこで、学識経験者である鹿児島大学理工学域工学系の酒匂教授に、今後の対応につきまし

て相談いたしましたところ、現段階での観測値だけでは地滑りか否かの判断は難しいため、観測を継続すること。また、歩道上に設置した大型土のうが地滑りの動きを抑止する抑え盛土になっている可能性も考えられるため、横ボーリングを施工し、地下水を排出した後に、次の梅雨時期までに撤去し、のり面の動きを観測するよう助言をいただきました。

横ボーリングの施工は、昨年12月議会で予算の組替えを計上し、御承認いただきましたことから、既に発注しております。

大型土のうの撤去につきましては、人家への安全対策をしっかりと行った上で実施する予定でございます。

今後も、観測を継続し、地滑りとして断定する観測値が得られ、滑り面が特定されましたら地滑り対策工事となりますが、仮に横ボーリングによる地下水排出と大型土のうの撤去後も動きが観測されなかった場合は、地滑りではないものと考えられるため、通常ののり面对策工事を実施することになるものと思われれます。

地元振興会からも、毎年度要望もございましてことから、早期着手、早期完成となるよう努めてまいります。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。有識者の助言もいただきながら様々な検討がなされていることや、現場の兆候を特定することが困難な状況などが分かりました。

地域の住民や通行される方々は、一刻も早い対策を待ち望んでおられると思います。これまでも同様に、安全確保の対策に十分配慮して、早期着手、早期完成に向けて取り組んでいただきますようお願いいたしまして、この質問は終わります。

次に、鹿児島国際大学とのインターンシップ制度導入についての2回目の質問に移らせていただきます。

総務課長の答弁をお聞きして、当市においても専門職で追加募集を行ったことや、来年度の見込み等をお伺いすると、将来的な職員数不足の兆候は現れているのではないかと感じられたところです。

人口減少は、想像を遙かに上回るスピードで進行し、本市においては、特に若者の流出が課題であると考えますが、このような傾向が続くことで、市内の産業の担い手が不足することが懸念されます。

これは、市役所においても同様の状況であると考えますが、将来的に垂水市役所の職員数が不足することで行政サービスの低下につながるのではと危惧するところであります。

このような懸念に対する手段として、インターンシップ事業を企画されたものと考えますが、事業を企画した意図や事業による効果につきましてお聞かせください。

また、インターンシップ事業には、保健業務に特化した保健業務インターンシップもあるとのことですが、同事業についても、企画した意図や効果についてお聞かせください。

○企画政策課長（草野浩一） インターンシップ事業を企画した意図及びその効果につきましてお答えいたします。

地方において、10代から30代の若年層の人口流出は、基幹産業等における担い手不足、消費市場縮小による地域経済の縮小、自治体の機能の維持困難といった様々な危機を引き起こす因子となり得るものでございます。

本市におきましても、10代後半から30代前半にかけて転出超過が大きく、特に、女性の転出者数が顕著であるという分析結果が出ており、議員が言われましたとおり、若年層の流出や担い手不足が喫緊の課題であると認識しているところでございます。

この傾向は、当市役所におきましても例外ではなく、議員御指摘のとおり、将来的な市職員

数の不足について危惧されるところでございます。

また近年、市町村自治体は、国や県からの権限移譲により、職員の業務負担は増加しております。

このような状況に加え、職員数が不足することになりますと、職員が疲弊し、良質な行政サービスの提供に支障を来すことが懸念されるところでございます。

人口減少に対しましては、即効性のある対策があるわけではございませんが、このような状況を憂慮するために、市といたしましても、まずはできることから着手すべく、今議会に新年度予算として、垂水市インターンシップ事業関連予算を計上させていただいたところでございます。

本事業は、2日間の研修期間を設定し、庁内業務の見学や市施設の見学、職員との意見交換等を行うことで学生の就業意識の向上を図るとともに、自らの適性を考える機会を提供することで、将来的な職員の確保につなげることを目標としているものでございます。

来年度は、本市と包括連携協定を締結している鹿児島国際大学の学生を対象に実施する予定でございますが、今後は、同様に本市と包括連携協定を締結している鹿児島大学や鹿屋体育大学、鹿児島女子短期大学等の学生も対象とするよう調整を行ってまいりたいと考えているところでございます。

本事業の効果といたしましては、将来的な職員数確保につながることで、懸念している職員の業務負担軽減と、職員数の確保による良質な行政サービスの提供の維持が図られるものと考えるところでございます。

また、若い職員が入庁することに伴い、本市への移住定住が促進され、本市で特に懸念される若年層の流出の対策の一助になるものと考えております。

このようなことから、インターンシップ事業につきましても、事業内容について効果的に周知を行い、参加者の確保に努めるとともに、今後も継続的に事業に取り組むことで、将来的な職員数の確保につなげてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○保健課長（永田正一） 保健業務インターンシップ事業の意図及び効果等につきましてお答えいたします。

本事業は、保健業務に特化したインターンシップとして、看護学生等を対象に、実践的な就業体験や職業意識の向上、保健業務に対する理解を深めるとともに、本市のイメージアップと人材確保に寄与することを目的としており、令和5年8月に初めて実施しましたところ、鹿児島国際大学の看護学生1名の参加があったところでございます。

本事業の制度設計におきましては、対象である看護学生が参加しやすい環境を整えるため、4点の工夫を行ったところでございます。

1点目は、開催時期及び日数でございます。看護学生は、大学での授業スケジュールがタイトであることから、夏休み期間中に短期間で体験を行えるよう、2日間の日程で開催したところでございます。

2点目は、体験型プログラムでございます。実習は、庁内での座学実習に加え、現場実習においては法定的な保健業務である、母子健診をはじめ、本市独自の取組である健康チェックでの体験実習を行い、本市ならではの特色ある事業の理解を深めていただいたところでございます。

また、本市の魅力を肌で感じていただくために、体験型観光としてキャニオニングを盛り込んだところでございます。

3点目は、サポート支援でございます。学生等の皆さんが参加しやすいよう、鴨池・垂水フ

エリーの交通費の支援や、垂水港から市役所までの送迎支援、またキャニオニング体験料の支援を行ったところでございます。

4点目は、参加者限定のポロシャツの贈呈でございます。インターンシップに参加したことを記念するポロシャツを贈呈し、実習期間中は着用していただくこととし、インターンシップ終了後も本市を身近に感じていただくとともに、御友人の看護学生等へ本市の魅力を口コミ等により広げていただくための材料として期待するものでございます。

このような工夫の結果、冒頭申し上げましたとおり、1名の看護学生の参加があり、「大変勉強になり、垂水市がとても好きになりました。友達にもこのインターンシップを勧めたいと思います」などの感想をいただいたところでございます。また、数日後には、体験の感動を記したお礼の手紙をいただいたところでございます。

来年度におきましては、より多くの参加者を募り、本市におけるインターンシップが印象深いものとなり、将来の就職先の選択肢となるよう、本年度と同様の工夫を行いながら、鹿児島国際大学をはじめとする看護学部のある大学等に対し、広く周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。本市では、子育て支援政策や移住定住政策等、人口減少を和らげるための様々な政策を展開しているところであり、一定の効果はあるものと考えているところですが、人口減少は今後も全国的に進行していくことが予想されます。

職員数についても、今後、減少していくことが予想され、行政サービスの低下が危惧されるところです。

また、国や県の権限移譲により、職員の負担は増加しているとのことですが、将来的に職員数が不足することで、より一層の負担を職員に

強いことになるのではという懸念もございます。

このような状況にあって、比較的早い段階から職員数確保に結びつくような取組に着手していただくことは、一定の評価をしたいと考えるところです。

今後も、インターンシップ事業を着実に推進していただくとともに、職員確保に向けた他の取組についても検討していただくことを要望し、この件に関する質問を終わります。

次に、G I G Aスクール構想3年目の取組と今後の方向性について、2回目の質問に移らせていただきます。

先ほど、学校教育課長から本市の進捗状況を伺いましたが、交流と発信をテーマに、特色のある取組が展開されていると理解いたしました。

そこで、来年度はG I G Aスクール構想4年目を迎えますが、今年度までの成果と課題を踏まえて、どのような取組を進めていくつもりなのか伺います。

○学校教育課長（川崎史明） G I G Aスクール構想の来年度の取組の方向性につきましてお答えします。

1回目の答弁で御説明いたしましたけれども、本市のG I G Aスクール構想につきましては、各学校の理解と努力もあり、おおむね順調に進められていると考えております。

一方で、毎年的人事異動で教職員の入れ替わりもございます。

市教委としましては、このことにより、学校間や職員間での意識や活用に差が生じないように、職員研修を充実していく必要があると考えております。

そこで、来年度は、各学校で実施されている職員研修のうち、年3回は全ての学校をオンラインで結び、基本的な操作技能や効果的な実践事例等について共通した研修を行ってまいります。

特に、人事異動で初めて本市に転入してきた教職員には、本市のG I G Aスクール構想を理解してもらう研修から行いたいと考えております。

次に、タブレットを使った授業がさらに活性化するように、各学校にI C T機器活用のリーダーとなる児童生徒を育てていきたいと考えております。

そのために、I C Tリーダー育成講座を年5回開催いたします。

また、小規模校の小学校間で行われておりますオンライン上での遠隔合同授業に加え、来年度は、垂水小学校と小規模校とを結ぶ遠隔合同授業にも取り組んでまいりたいと考えております。

高学年でのこの取組は、中学校入学前にお互いを知り、人間関係を築く機会にもなるため、中1ギャップの解消にもつながると期待しているところでございます。

さらに、G I G Aスクール構想を授業改善につなげ、児童生徒の学びを変えてまいりたいと考えております。

主体的、対話的で深い学びを実現させるために、納得いくまで調べたり、考えたりする時間を生み出し、友達との交流から授業をスタートする反転学習や、自分のペースで学習を進めていく自由進度学習など、様々な学びの姿を実現するための取組を本格的に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。G I G Aスクール構想をさらに推進していくために、教職員の研修の充実や児童生徒への講座、遠隔合同授業の工夫、授業改善の視点等の様々な取組を進めていきたいとの答弁があり、心強く感じています。

その中で、学力向上に一定の効果が出てきたとの答弁がありましたが、G I G Aスクール構

想を進めていくことは、本市の子供たちの学力向上につながってきているのか、伺います。

○学校教育課長（川崎史明） G I G Aスクール構想と学力との関係につきましてお答えいたします。

今年1月に行われました鹿児島学習定着度調査への取組につきましては、タブレット端末で配信されました良問やA Iドリルなどに組み込んだ成果が出てきたものと考えております。

本市の各学校におけるタブレット端末活用については、活用頻度や活用方法など、量・質、共に進んでいると考えております。

一方で、主体的、対話的で深い学びの実現のためには、小学校で45分、中学校で50分の授業の中では、児童生徒が納得いくまで調べたり、考えたりする時間が不足しがちでありました。

この課題を解決するためには、授業の最後のところで次の時間の学習課題を提示し、家庭学習を活用して自分が納得するまで調べたり、考えたり、まとめたりする活動を行うことで、次の授業は友達との交流からスタートすることが可能となります。

このことが、先ほどの答弁で御説明いたしました反転学習でございます。

このような授業を増やしていくことで、児童生徒が主体的に学習に参加し、納得いくまで追求することのできる学習に変えてまいりたいと考えております。

全国学力・学習状況調査の質問紙では、本市の児童生徒は学びに向かう態度や、学校生活への満足感・道徳性などは比較的高いということに対し、家庭学習時間がやや短いという課題もございますが、自分なりの方法で納得いくまで調べたり、まとめたりする活動を意図的に設定することで、家庭学習の充実を図ることができ、学習への関心、意欲、思考力、表現力などをさらに高めていくことができると考えております。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。本市のG I G Aスクール構想が年度ごとにしっかりと課題を見据えて進められており、学力につながっていることが分かりました。

私も、未来の垂水の発展のためには、教育には投資が必要だと考えておりますので、今後も魅力ある垂水の教育のために、G I G Aスクール構想を中心にさらに進めていってほしいとの願いを伝えて、この質問を終わります。

次に、地域おこし協力隊についての2回目の質問に移らせていただきます。地域おこし協力隊の制度をこれまで用いてこなかった理由については、よく理解できました。

地域振興計画に基づき、地域住民が主体的に地域の課題解決に努める姿勢は、全国的にも高く評価されていると伺っております。今後も、継続して地域振興計画の見直し等に努めていただくよう要望いたします。

このように、垂水市としては、地域振興計画に基づく地域づくりを展開してこられましたが、それでは、なぜ今回、採用することとなったのか。その理由や経緯についてお聞かせください。

また、地域おこし協力隊の制度を活用することにより、どのような効果が得られるのか、併せてお聞かせください。

○企画政策課長（草野浩一） なぜ今回、地域おこし協力隊制度を活用するのか、またその効果の御質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊につきましては、平成21年度の制度創設から10年以上が経過したこともあり、近年、全国的に良好な活用事例が増加していること、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略においても、地域おこし協力隊の増員や期間終了後の定住・定着の支援を掲げていること、鹿児島県本土において、令和5年9月30日時点で地域おこし協力隊の制度を活用していない自治体は3自治体にとどまることなど、地域おこし協力隊を取り巻く状況が大きく変わってきて

おります。

一方で、1回目で答弁いたしましたとおり、本市では、各地区が策定した地域振興計画に基づく地域づくりが行われているところですが、最初の計画を策定してから10年が経過し、地域づくりの担い手が減少、高齢化してきており、また、社会の変容に応じて地域課題も複雑、多様化しているという実態が生じてきているところでございます。

その地域課題の1つとして、外国人との共生社会推進における課題も生じてまいりました。

本市における外国人の数は、本市の基幹産業等の担い手をはじめとし、年々増加傾向にありますが、その受入れ側の事業所や住居として提供しております錦江町定住促進住宅等において、言葉や文化、生活習慣の違いに起因する様々な課題が表面化してきており、それらの課題への対応が求められてきているところでございます。

このようなことを勘案いたしまして、本市におきましては、令和6年4月から外国人の皆様と雇用する事業所や地域住民の皆様との橋渡しを担う多文化共生まちづくりコーディネーターを2名、地域おこし協力隊の制度を活用して採用する予定としているところでございます。

具体的には、地域おこし協力隊による外国人への日本語教室の開催や、雇用する事業所向けの説明会・交流会の企画・運営といった多文化共生のまちづくりを行っていく上での仕組みを構築していただきたいと考えております。

本取組を推進することにより、外国人との共生による多様性・寛容性のあるまちづくりが推進されることが期待されるほか、地域おこし協力隊員の定住・定着が図られるものと考えているところでございます。

加えまして、地域おこし協力隊による本市のPR活動は、地域おこし隊ならではの目線による本市の魅力が発信されるものと考えており、シティープロモーションが促進され、交流人口、

関係人口が増加すること等も期待しているところでございます。

今回の地域おこし協力隊員の活動により、多文化共生のまちづくりという課題に対し、一定の効果が得られましたら、本市が抱えるほかの地域課題解決のための採用についても、今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。今回、地域おこし協力隊の制度を活用し、多文化共生まちづくりコーディネーターを採用する背景や効果について理解することができました。

本市には、技能実習生等の外国人が年々増えておりますが、本市の人口減少対策として有効であるのみならず、第1次産業等の担い手としても期待されると、本市の地域課題を解決するために大きな力となるものと考えております。

外国人が住みやすい、働きやすい環境整備のため、多文化共生まちづくりコーディネーターが果たすであろう役割も期待されるところでございます。

また、地域おこし協力隊につきましても、今回の取組を十分に検証し、今後の他の課題の活用について検討していただきたいと思っております。

冒頭に紹介しました南日本新聞の記事は、外国人との共生を進めるのに市町村の役割は大きい。外国人が安心して暮らせる環境づくりが重要との旨で締めくくられておりました。

本取組のみならず、今後も多様性と寛容性がある多文化共生のまちづくりを推進していただきますようお願いいたします。私の質問を終わります。

○議長（堀内貴志） ここで、暫時休憩いたします。

次は、11時00分から再開いたします。

午前10時47分休憩

午前11時0分開議

○議長（堀内貴志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、前田隆議員の質疑及び質問を許可いたします。

[前田 隆議員登壇]

○前田 隆議員 おはようございます。今回は財政や市庁舎の耐震改修事業など、5問、質問いたします。市長、教育長にも所見を伺いますので、答弁をよろしく願いいたします。

さて、1月の能登半島地震は、多くの犠牲者と多大な被害をもたらし、いまだ多くの方が避難生活を余儀なくされておられます。亡くなられた犠牲者の方には心からお悔やみ申し上げ、被災された方にも心からお見舞い申し上げます。被災地の早急な復旧復興対策がなされることを心より祈っております。

それでは、議長の許可をいただきましたので、早速、質問に入っていきます。

まず、1番目の財政について。

今年度の予算が119億8,000万円と示されました。そのうち、職員等の人件費、社会保障関係の扶助費、市の借金返済に充てる公債費のいわゆる義務的経費が49億5,300万円計上され、前年より1億900万円増となっています。

人件費は、昨今の物価高騰を上回る賃上げということで理解しております。扶助費も、年金、医療、介護、福祉、子育てなど高齢化と少子化対策に必要な経費でやむを得ません。公債費も、これまで発行した市債の返済分で発行を抑制しているものの、当分は現状の10億5,000万円前後が続きます。

こう考えると、今後、ますます義務的経費は増大しますが、その財源をどうするのが問題になります。

自主的財源の少ない本市は、依存財源に頼らざるを得ませんが、国も国債等の借金が1,286兆円と危機的状況でございます。自助努力で自主財源のさらなる確保も必要だと思えます。

そこで、義務的経費増に対応する本市の自主財源の確保をどのように考えておられるか、財政課長に伺います。

次に、2番目の本市の耐震改修事業について。1点目の市庁舎耐震改修事業はどのように進めるのか伺います。

市庁舎の耐震改修事業費が、今回の当初予算で2億2,484万円計上されました。3年間の複数年度にわたる事業となり、継続費として3億5,431万円が示されております。

この事業をどのような工程、スケジュールで進めるのか。仮設整備も含めてお聞かせください。

次に、3番目の桜島大噴火対策について。前回、大正大噴火級の規模や前兆と備えなどを伺いましたが、時間の関係で予想される災害に対し、質問ができませんでした。今回、改めてお聞きしたいと思います。

折しも、能登半島地震で、地震や津波の脅威、自然災害の悲惨さを知ることになりました。本市も、桜島火山が控えております。大量降灰と地震・津波に対する災害対策としては、いろいろな準備を検討し、万が一に備えなければなりません。今回は、2点に絞って対策を伺います。

まず、1点目。垂水方面が大量降灰で道路に10センチ以上積もった場合、車両の通行が不能になると言われております。そうすると、物流輸送が困難となり、災害活動に支障が予想されます。そこで、本市の対応策として、大量降灰による幹線道路の通行不能解消策はどのように検討しておられるか、土木課長に伺います。

次に、2点目の家屋倒壊した住民の2次避難の対応はどのように検討しているか質問いたします。

耐震化していない老朽化した家屋は、大量降灰とその後の地震や津波で倒壊するおそれがあります。避難中に家屋が倒壊した住民は長期避

難を余儀なくされますが、いつまでも1次避難所にいるわけにはいかないと思います。

そこで、本市では、そのような事態になられた住民の方の2次避難の対応はどのように検討しているか、総務課長に伺います。

次に、4番目の市道の交通安全対策について質問に入ります。

私の地域、水之上の浜平大都線沿いの住民の方から、牧や上本城の交差点付近を減速せず猛スピードで走る車両をよく見かける。危ないので、速度制限標識を各交差点付近に設置できないか、市に要望してほしいと相談を受けました。

以前にも要望したことがあるようですが、このような要望のある市道に対し、標識等の設置はどこが対応するのか。また、土木課の対応はどのようにするのか伺います。

次に、5番目の小学校高学年の教科担任制について質問に入ります。

小学校高学年の教科担任制については、令和4年の3月議会でも質問させていただきました。

その際、垂水市の小学校では、音楽や理科、英語などの授業において、各学校の実情を踏まえつつ、工夫を凝らしながら導入を進めているとのことでした。

その後、本市の取組はどのように進んでいるのか。小学校高学年の教科担任制の進捗状況と成果、課題について伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○財政課長（園田 保） 前田議員御質問の義務的経費の増に対応する財源確保についてお答えいたします。

令和6年度当初予算における義務的経費は、施政方針基礎資料にもありますように、前年度と比較しまして1億円ほど増加しております。

主な要因としましては、令和5年人事院勧告に伴う給与改定に加え、令和6年度から、新たに会計年度任用職員に勤勉手当が支給されることによるものでございます。

これらの財源としましては国の地方財政対策において、令和5年度人事院勧告等に伴う会計年度任用職員の給与改定及び勤勉手当の支給に要する経費について、地方財政計画の一般行政経費等に計上し、地方交付税措置を講ずることとされていることから、一定の財源の確保はできているものと考えております。

今後も、国の地方財政計画等を注視しながら財源確保に励むとともに、これまで以上に事業の優先度による峻別と重点化を精査し、歳出抑制に取り組んでまいりたいと考えております。

また、制度発足以降、重要な自主財源となっておりますふるさと応援寄附金及び企業版ふるさと応援寄附金等の財源確保に努めながら、健全な財政状況を維持してまいりたいと考えております。

以上でございます。

続きまして、市庁舎耐震改修事業についてお答えいたします。

耐震改修工事は、工事箇所が1階から屋上塔屋まで多岐に渡りますことから、工期を3期に分けて実施するものでございます。

工事に先立ち、工事範囲に影響がある執務室につきましては移動を行わなければなりません。本庁舎内だけの移動では対応が困難であることから、仮設庁舎の設置を計画しております。

この仮設庁舎を検討するに当たっては、市民の皆様が来庁されることが多い1階窓口も含まれますことから、工事による市民の皆様にとっての不便性を最小限に抑えること、十分な執務スペースを確保すること、電話や庁内LANの整備費用を最小限に抑えることなどを念頭に、市役所周辺の空き店舗を検討してまいりました。

しかしながら、市役所周辺の空き店舗では十分な執務スペースが確保できず、執務室を分散しなければならないこと。執務室を分散したことにより、窓口での各種手続において、市民の

皆様の移動距離が長くなり、御不便をおかけすること。複数の空き店舗に執務室を設けることで、それぞれの執務室に電話や庁内LANの整備が必要となり、維持費用を含め多額の費用が見込まれること。また、いずれも駐車場の確保が難しいこと。

これらのことを考慮した結果、市役所に隣接する本庁舎北側の公用車駐車場部分に仮設庁舎を建設する計画といたしました。

なお、公用車につきましては、市役所近隣の駐車場として使用できる用地に移動したいと考えております。

工事のスケジュールでございますが、仮設庁舎建設後、1期工事を令和6年11月から令和7年7月まで、2期工事を令和7年9月から令和8年3月まで、3期工事を令和8年5月から令和9年1月までの3か年で計画しております。

以上でございます。

○土木課長（東 弘幸） 大量降灰による幹線道路の通行不能解消策につきましてお答えいたします。

大正大噴火から本年度110年を経過いたしました。専門家の見解では、同規模の噴火の可能性が指摘されております。

大正大噴火時は、牛根麓方面に火山灰が流れ、当時、多いところで1メートル程度の堆積となったようでございます。

桜島火山対策検討委員会の資料によりますと、垂水市内で50センチ以上の火山灰や軽石の堆積が予想されております。

大量の降灰による通行不能の解消策につきましては、国道は大隅河川国道事務所、県道は大隅地域振興局、市道は本市と、それぞれの道路管理者の対応となりますが、まずは緊急輸送道路である国道220号の通行不能の解消が最優先でございますので、大隅河川国道事務所と協力し、国道の早期開通に努めるとともに、市内の建設業組合の方々には、一級市道や二級市道の

幹線道路の降灰除去をお願いすることとなるものと考えております。

降灰除去の方法につきましては、大量の降灰時は路面清掃車のタイヤが空転するものと予想されるため、モーターグレーダーやタイヤショベル、バックホーを活用し、道路の片側に灰を寄せ、タイヤショベルでダンプに積み込み搬出し、堆積厚が薄くなった時点で路面清掃車での除去となるものと見込んでいるところでございます。

また、大噴火時は、一自治体での対応には限界があるため、昭和59年に設立されました道路の降灰除去に関する連絡調整会議において、九州地方整備局や鹿児島県、鹿児島市などの道路管理者より応援をもらうなどの体制が確立されているところでございます。

以上でございます。

○総務課長（濱 久志） 家屋が倒壊した住民の方の2次避難の対応についてお答えいたします。

災害により被害を受け、または受けるおそれのある方は、まずは安全の確保を目的に開設している指定避難所など、安全な場所に避難していただきます。

議員が御指摘のとおり、大規模な噴火や大きな地震により住居が被災した方にとりましては、避難の長期化が避けられないことが考えられます。

2次避難は、安全確保のため避難した最初の避難とは異なり、生活の確保を目的とするとされております。このため、それまで過ごされた場所から移行し、別の場所で避難生活を続けていただくことが考えられ、その際は、当然、被災者からの生活相談やニーズ等も踏まえながら対応していくこととなります。

具体的に検討される2次避難の場所としまして、入居が可能な定住促進住宅の活用のほか、住居喪失が多数発生するなど、被災の規模が大

きな場合は、災害救助法に基づく応急仮設住宅の設置も検討し、被災者が居住可能な住居を迅速に確保する必要があると考えており、これらの対策につきましては、垂水市地域防災計画に沿った対応を基本に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○土木課長（東 弘幸） 速度制限要望のある市道の標識等の設置につきましてお答えいたします。

御質問の速度制限や一旦停止などの標識等の設置要望につきましては、土木課が担当窓口となっております。

浜平大都線は、本市の一級市道であり、重要な幹線道路でございます。そのため、比較的交通量も多く、過去には死亡事故も発生しております。

交通規制を伴う速度制限につきましては、公安委員会の判断となりますことから、一部の振興会からではなく、地区全体の総意として水之上地区公民館からの要望をいただければと考えております。

その要望を受け、市としての意見書も添付し、公安委員会へ進達したいと考えております。

次に、土木課の対応についてでございますが、先ほども申しましたとおり、速度制限や一旦停止などの交通規制につきましては、道路管理者である土木課ではなく公安委員会の判断となります。

行政連絡会などで停止線の要望などが頻繁にございますが、交通規制を伴う停止線の設置は道路管理者ではできず、公安委員会の対応となる旨の回答をしているところでございます。

しかしながら、道路管理者側としての交通安全対策も求められる場合もございますので、「スピード落とせ」や「徐行」など注意喚起の路面表示につきましては対応できるものと考えております。

今後、交通規制に関する御要望がございました場合には、公安委員会へお願いをしつつ、道路管理者としてできることはしっかりと対応してまいります。

以上でございます。

○学校教育課長（川崎史明） 小学校高学年の教科担任制の進捗状況と成果、課題につきましてお答えいたします。

令和3年1月に出されました中央教育審議会答申を踏まえ、国の義務教育9年間を見通した指導体制の在り方等に関する検討会議におきましては、小学校高学年からの教科担任制を推進する必要があると報告されております。

教科担任制導入の主な目的は、次の4点でございます。

1点目は、教科指導の専門性を持った教員が指導を行うことが可能となることで、授業の質が向上し、児童が学習内容をより理解できるようになることでございます。

2点目は、小学校高学年から教科担任制に慣れることで、中学校進学後に教科によって担当教員が変わることや学習面での不安を少しでも軽減し、中学校への円滑な接続を図れること、いわゆる中1ギャップの解消につながることでございます。

3点目ですけれども、複数の教員が指導することで多面的な児童理解ができ、情報共有を図りながら、組織的な生徒指導ができるということでございます。

4点目といたしまして、専門性をもつ教科の事業を担当することで、授業準備が効率化され、教員の負担軽減を図る業務改善につながるということでございます。

小学校における教科担任制を進めていくためには幾つかの方法がございます。

例えば、これまでやっていた音楽や理科など特定教科を専科教員が指導する方法や、授業時間を調整して、ほかの学年、学級を指導する方

法。また、担任間で特定の教科を交換して指導する方法などがございます。

本市の小学校におきましては、教員の専門性や学級数など、それぞれの状況に応じて、今、挙げましたいずれかの方法で教科担任制を実施しております。

垂水小学校では、県・地区の指定を受け、小学校高学年教科担任制モデル校として、今年度から5年生の算数科で教科担任制を研究・実践しております。

この授業では、複数の学校を兼務することができますので、水之上小学校の5年生の算数科も担当しているところでございます。

1月に実施されました鹿児島学習定着度調査では、両校の5年生の算数科において、県の平均正当率を大きく上回っております。

算数科以外でも、2人の担任で、一方が社会科、もう一方が理科の教科担任をするなど、取組も進めているところでございます。

児童のアンケートからは、いろいろな先生にいろいろな学習方法を教えてもらえる。授業が分かりやすいといった感想があったと聞いております。

教科指導の専門性を持った教員によるきめ細やかな指導を可能とする教科担任制の導入により、授業の質の向上や一人一人の学習内容の理解度・定着度の向上を図るとともに、授業準備を効率的にできることから、教育活動の充実や教員の負担軽減にもつながっているところでございます。

課題としましては、主に次の2点が挙げられます。

1点目は、専門性を持った教員の配置でございます。

全ての小学校に、教科担任制の対象となる教科の専門性を持った教員がいるわけではございません。教員がキャリアを積む中で、研修や授業実践を通じて専門性を高めたり、指導力を身

につけたりしているところでございます。

2点目は、教科担任制の対象とする教科の授業時数を調整することでございます。

1週間に行う授業時数は教科によって異なるため、交換する授業時数が大体同じになるように調整し、負担軽減にも配慮しながら進めているところでございます。

以上でございます。

○前田 隆議員 それでは、一問一答で2回目の質問に入ります。

1番目の財政について、自主財源の確保はどのように考えているかに対して答弁をいただきました。

ふるさと納税も重要な財源で、確保に努めるとのことでした。自主財源の確保は難しい問題であることは承知しておりますが、大事な問題の1つと思い、年度当初に当たり、質問いたしました。

私は、自主財源の確保の手段として、実績のあるふるさと納税は重要だと思いますが、根本的な対応としては、人口問題、社会構造問題に対応する施策を推進することが重要だと思います。

特に、本市を支える担い手、生産年齢層の転出を防止し、雇用の確保を推進する事業が求められており、これを実施することが自主財源の確保につながる道だと思います。そのための施策を講じていくことで若者がとどまり、婚姻も増え、人口減少、少子化も緩和できると思います。

私が指摘するまでもなく、これまでもいろいろと考え、取り組んでおられることは重々承知しておりますが、今年度はこのような視点からチェックを行い、提案し、郷土垂水のために活動してまいりたいと考えております。

今年度、上程された予算は、関連する事業もいろいろありますが、実効性のある事業になることを期待し、また、本市を支える生産年齢層

の維持と転出防止につながる施策の強化をお願いいたしまして、この件は終わります。

次に、市庁舎耐震改修工事はどのように進めるかについて説明いただき、スケジュール等は分かりました。詳細については、今後、委員会等で質問いたしたいと思います。

それでは次に、事業費3億5,000万円の財源としては、これまで市有施設整備基金と緊急防災・減災事業債の充当を考えていると聞いておりましたが、その財源の資金計画について基本的な考え方を確認することは重要です。

そこで、交付税措置70%ある緊急防災事業債を多く利用するのか、20億円強まで積み立てている市有施設整備基金を多く利用して市債発行を終えるのか、両方、半々で行くのか。いろいろな選択肢があると思います。

この基本的な選択が、今後3年間の他の事業計画にも影響しますので、財源構成費の割合、資金計画はどのような考え方で計画・検討されているのか伺います。

○財政課長（園田 保） 充当財源についてお答えいたします。

令和6年度当初予算における市庁舎耐震改修事業に係る経費は、事務経費を除き、総額で2億2,484万8,000円でございます。このうち2億2,328万2,000円について、市有施設整備基金の充当を考えているところでございます。市有施設整備基金の充当率99.3%でございます。

当初予算編成におきまして、有利な地方債である緊急防災・減災事業債の活用についても十分検討したところでございますが、令和6年度は市庁舎耐震改修事業のほかに水産基盤整備事業や道路橋梁整備事業、小学校施設整備事業など多額の市債発行が見込まれており、当初予算における市債の発行限度額は、総額で8億5,618万5,000円となっております。

一方、市有施設整備基金の残高は、令和5年度末の見込みでございますが21億3,961万4,000

円となっておりますことから、令和6年度につきましては、今後の補正予算等も考慮し、市債の発行額の抑制の観点からも、市有施設整備基金を活用することといたしました。

以上でございます。

○前田 隆議員 分かりました。ありがとうございます。

私は、基本的な考え方として、地方債を総額の5分の1以下にして、残りを市有施設整備基金で充当し、他の事業にも対応できる市債発行と基金活用で計画してほしいと考えておりました。

地方交付税措置のある防災も有利な財源ですので、活用すべきとは考えますが、20億円強まで積み立てている市有施設整備基金をできるだけ多く活用し、他の事業の市債発行額が確保されるように願っております。

そういう意味では、今回の資金計画が市有施設整備基金を貸与する計画のようですので評価いたします。令和7年度、8年度も、同様によりしくお願いしておきます。

それでは次に、耐震化事業とは別に、並行してリノベーションも必要との声も聞きます。また、この機会にエレベーターを設置すべきだなどの声もあります。

このような声に対し、新しい庁舎を建てるのか、リノベーションで対応するのかの方向性の選択は、耐震工事が終わってから検討することに議会では合意しております。

しかし、こういう声もありますので、今後の対応や方向性について、市長の所見を伺いたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） 前田議員の御質問につきましてお答えいたします。

今回の耐震改修事業につきましては、外部検討委員会であります庁舎等のあり方検討委員会の皆様からの提言を基に、安心安全の確保に向け、耐震に関連する必要最小限の改修を予定し

ております。

外部検討委員会につきましても、先月、新たに立ち上がりましたことから、リノベーションや庁舎等に必要な機能の整備等、今後の庁舎の在り方につきましては、外部検討委員会におきまして慎重、丁寧な議論を重ねていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○前田 隆議員 分かりました。新たな庁舎のあり方検討委員会で、庁舎に必要な整備の機能や今後の庁舎の在り方は議論してもらおうとのことです。

いろいろな声に応えるためにも、早急に準備や検討がなされ、議論が開始されるように検討委員会に御指示をお願いいたします。

これで、この件は終わります。

それでは次に、3番目の大量降灰による主要幹線道路の通行不能解消策はどのように検討しているかについて答弁いただき、降灰除去対策は分かりました。

そこで、次に考えられるのが、その大量の灰の処分をどうするのが問題になります。処分先はどうするのか伺います。

○土木課長（東 弘幸） 降灰の処分先につきましてお答えいたします。

先ほど答弁いたしましたとおり、市内全域において50センチ以上の火山灰や軽石の堆積が予想されております。

降灰除去作業時に発生する大量の火山灰の処分につきましては、廃校になった学校などの公共施設や幹線道路沿いの広い空き地などに一時的に仮置きし、幹線道路の降灰除去のめどが立った時点で、民間の残土処分場への搬出を想定しております。

今後、仮置き場としての候補地を選定するなどの検討が必要になるものと考えております。

以上でございます。

○前田 隆議員 分かりました。ありがとうご

ざいます。処分先の仮置き場の検討や準備もよろしく願いいたします。

それでは次に、2点目の家屋倒壊した住民の2次避難の対応はどのように検討しているかについて答弁いただきました。

具体的な対応策として、応急仮設住宅の建設や入居可能な定住促進住宅の活用などで応急対応し、災害支援、復旧に当たるとのことでした。

能登半島地震で家屋倒壊した住民の避難生活の救助を目の当たりにして、その対策の必要性を強く感じております。

そこで、定住の空き部屋の把握や応急仮設住宅の候補地など、あらかじめ検討しておく必要もあると思います。現在、入居可能な戸数と仮設住宅の候補地は検討されているのか、土木課長に伺います。

また、応急仮設住宅の建設や窓口はどこが行い、対応はどのようにするのか、福祉課長に伺います。

○土木課長（東 弘幸） 定住促進住宅の入居可能戸数と仮設住宅の候補地につきましてお答えいたします。

まず、定住促進住宅の入居可能戸数でございますが、軽微な補修が必要な部屋もありますが、現在のところ、錦江町定住促進住宅が30戸、水之上定住促進住宅が39戸ございます。

次に、仮設住宅の候補地でございますが、都市公園や教職員住宅跡地など市内14か所が候補地となっており、総数279戸が建設可能となっているところでございます。

以上でございます。

○福祉課長（森永公洋） 家屋倒壊した住民の2次避難の対応の検討における応急仮設住宅の建設や入居窓口はどこが行い、どのようにするのかにつきましてお答えいたします。

桜島大噴火等の大規模災害発生に伴い、本市及び周辺自治体において住居を喪失され、2次避難することとなった被災者に対する支援策と

して、応急仮設住宅の供与がございました。

建設や入居手続等の窓口でございますが、垂水市災害対策本部規定におきまして、プレハブ住宅の応急仮設住宅の建設及び入居管理につきましては、救護班であります市の福祉事務所の所掌事務となっております。

応急仮設住宅を建設する際の住宅の規模や建設する戸数、入居対象者等につきましては、災害救助法の規定に準じ、災害の規模等を考慮して定めることとなっております。

災害救助法が適用される場合は、災害救助法の規定に基づき、応急救助の実施主体であります鹿児島県が応急仮設住宅を被災者へ供与することとなっておりますことから、県からの事務委任を本市が受けまして、建設や入居手続等の対応をすることとなっております。

桜島大噴火に伴う災害につきましては、今後、広範囲かつ大規模な災害となる可能性が非常に高いと想定されますことから、住居を喪失された被災者に対する災害発生後の支援策として、居住可能な応急仮設住宅等の迅速な確保が重要であり、災害発生時に迅速かつ適切に対応するため、平常時より県や周辺自治体、関係機関や関係部署との連携や情報共有に努めてまいります。

以上でございます。

○前田 隆議員 分かりました。定住の入居可能数の把握や仮設住宅の候補地は検討されていることが分かり、安心しました。

また、応急仮設住宅の建設等、受付窓口は県の委任を受けて市の福祉事務所が対応することが分かりました。

その際は、対応をよろしくお願いいたしまして、この件は終わります。

次に、4番目の市道の交通安全対策に答弁をいただきました。

速度制限のある道路標識設置は規制を伴うため、公安委員会の判断とのことでした。

このような要望を進達する際は、地区全体の総意として地区公民館から要望書を提出してもらい、市の意見書を添えて進達したいとのこととで了解いたしました。

水之上公民館では、毎年、危険箇所点検を実施し、市や県に要望書を提出しておりますので、その際に検討して要望するよう伝えたいと思います。

その折は、交通安全対策として設置が実現するように取り計らいをお願いいたします。駄目なときは、答弁にもありましたように市の対応をお願いして、この件は終わります。

次に、5番目の学校教育の小学校高学年の教科担任制について答弁いただきました。

垂水小学校を中心に新たな取組が進められているのは分かりました。一方で、本市には複式学級を持つ小規模校もあります。教員の数が少ない小規模校では、どのような取組をされているのでしょうか。小規模校の教科担任制の取組と課題について伺います。

○学校教育課長（川崎史明） 小規模校の教科担任制の取組と課題につきましてお答えいたします。

本市には、複式学級での指導を実施している小学校が5校あります。一人一人にきめ細かな指導をしたり、担任の先生が一方の学年を指導している時間には、自ら学習を進める力を育成したりするなど、複式小規模校のよさを生かした教育活動に取り組んでいるところでございます。

それらのよさに加えて、どの小学校におきましても、それぞれの状況に応じて教科担任制を実施しています。

例えば、教頭が理科の授業を担当したり、担任以外の教員が授業時間を調整しながら、高学年の社会科をはじめ、他教科でも授業をしたりして、学校全体でより分かりやすい指導に努めているところでございます。

また、外国語につきましては、垂水中央中学校に配置されている専科教員を派遣しております。専門的な知識・技能を生かして、担任の代わりに授業したり教材を作成したりすることで、子供たちの興味・関心を高めながら、外国語教育の充実を図っているところでございます。

複式小規模校においては、先ほど申した垂水小学校のように特定の教科を指導する教員が配置されておらず、教科担任制の取組にも限りがございます。

そこで、本市ではGIGAスクール構想によって整備された環境を生かした取組を始めていくところでございます。

複式学級では、2学年を1人の担任が指導しております。担任が5年生を直接指導している時間では、6年生に直接指導することはできません。これまでは、多様な意見に触れることを目的としまして、複式小規模校同士をオンラインでつないでございました。

現在では、複式学級を単式化するための新たな試みとして、2つの学校をオンラインでつないだ際、一方の学年の5、6年担任が5年生を中心に、もう一方の5、6年担任が6年生を中心に指導するオンライン授業に取り組んでいるところでございます。

普段、少人数で学習している子供にとって、多様な考えに触れ、学びを深める機会となっております。

教員にとっても、1学年分の教材研究に専念できるため、負担軽減につながっております。

また、今後は、複式学級同士だけではなく、先ほど申し上げました垂水小学校で算数科を担当する教員の授業とオンラインでつなぎ、どの学校においても授業の質の向上が図れるように努力してまいります。

このような教科担任制の取組を進めることで、各教科の面白さや魅力が子供たちに伝わり、学びに向かう姿勢、学習意欲の一層の向上につな

がっていくと考えております。

さらに、授業での交流が中学校での学習や学校生活に順応しやすくなることを期待しているところでございます。

以上でございます。

○前田 隆議員 ありがとうございます。小規模校の実情と対策はよく分かりました。

GIGAスクール構想で整備された環境を生かし、複式学級同士をオンラインで結んでオンライン授業をされている。また、今後、垂水小を核としてオンライン授業で取り組んでいかれるというようなことが分かりました。

GIGAスクールのすばらしい取組を称賛いたします。今後とも、小規模校をつないで、より充実するようによろしくお願いたします。

それでは、最後に、学校教育をさらに推進するために、教育長の思いを伺いたいと思います。

○教育長（坂元裕人） まずは、川越議員そして前田議員への課長答弁と情報が重複する部分もあることはお許し願いたいと思います。

では、学校教育をさらに推進するための教育長の思いを伺うにつきましてお答えいたします。

本市の学校教育をさらに推進するために、また、様々な教育課題を解決するために、垂水の教育改革の原点でもあり、強力なツールであるGIGAスクール構想を、学校教育の中で、今後も引き続き大切にしたいと考えております。

これからの時代は、「VUCAの時代」、つまり将来の予測が困難な時代であると言われており、改めて学校教育の果たすべき役割の大きさを痛感しているからこそその考えでもございます。

市長の諸般の報告でもございましたが、昨年度のICT教育アワードにおける受賞に引き続き、今年度は教育DX推進自治体表彰という、連続全国受賞という結果をありがたく受け止めたいと思っております。

また、学校教育課長をはじめ、2人の指導主

事を中心に、管理職や各学校の情報担当と連携して実践的な研修を重ねていきながら、授業改善の大きなツールとして1人1台のタブレットを使った学びが質の高い授業につながり、本市にとりまして大事な宝である子供たちと学校職員とで共有できていることが一番の成果であり、表彰された理由でもあると考えております。

自治体表彰でございますが、子供たちや管理職、学校職員が一番の功労者であり、一緒に喜びを分かち合いたいと思います。

さて、本市の各学校の授業を参観しますと、経験年数やICT機器への抵抗感の差に関係なく、多くの教師がGIGAスクール構想のよさや魅力を感じながら授業改善に取り組み、子供たちも授業や家庭学習で文房具としての活用が当たり前のように行われており、GIGAスクール構想が定着、浸透していることを感じます。

GIGAスクール構想の狙いは、御承知のとおり、大きく捉えますと、授業改善と業務改善であり、本市におきましては、これまで取り組みやすいことから始めるスタンスを取ってまいりました。

例えば、中学校では、生徒の出欠の確認、職員間の連絡事項、生徒会の資料、校則などペーパーレス化を図り、業務改善に取り組み、そのよさを実感することからスタートし、自然と授業改善へと実践・研究へのウエートがシフトしていったと捉えております。

結果、中学校は、教育の情報化の県指定研究協力校として研究公開を実施した3つの授業が高く評価され、研究公開終了後も、学校職員からさらに研修を深めたいという機運の醸成が図られ、テストのCBT化にも取り組んでおります。

一方、先ほども話題になりました小規模な小学校の多い本市では、オンラインによる授業を通して、学校間で児童同士がつながり、より多

くの考えに触れるなど、そのよさを教師・児童ともに実感してきているところでございます。

このような取組ができている背景には、管理職の子供たちを育て、職員の指導力を向上させたいとの強い思いやリーダーシップがあることは言うまでもございません。

さて、今後の展望につきましては、1点目に、何のためにタブレットを使うのかという原点に返ることがGIGAスクール構想の狙いでもあり、確かな情報活用能力を育むことにもつながると考えております。

2点目に、タブレットを使うことで、学ぶことが楽しい、授業がよく分かる。このような好循環が学力の向上という結果につながると考えております。

3点目に、子供の側から、「こんな使い方があるよ」、「ここで使えばいい」などの声をこれまで以上に生かしながら、授業を教師と子供と一緒に楽しく創造していくことが求められると考えております。

この3点を通して得られるのは、子供の学びの自立、自走、自己調整であり、教師の指導力の向上であると確信しております。

このような授業を実践することで、普段の授業やオンラインによる遠隔合同授業などで、他者の考えに触れる機会が格段に増えた、自分の考えを含めた学びを発信する機会が劇的に増加した。このような授業改善の報告を各学校からより多く聞きたいと願っております。

今や、GIGAスクール構想は、AIやメタバースの活用など、ネクストGIGAに入ったと言われております。教育界は、新たなものを取り入れ、軌道に乗せるまでに時間がかかると言われます。しかしながら、本市におきましては、教育DXの全国の動向にもアンテナを張りながら情報収集に努め、確かな現状認識の下で、改善点につきましても学校と情報共有、連携を図りながら、課題の解決に努め、本市のGIGA

Aスクール構想をさらに前に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○前田 隆議員 ありがとうございます。変化する環境の中で、将来を担う子供たちの教育を、教育長の言われるG I G Aスクールの活用でさらに充実させ、授業の質の向上と教員の皆様の負担軽減を図りながら、教育のまち垂水の教育行政に御尽力いただきますようお願いいたします。質問を終わります。どうもありがとうございます。

以上で終わります。

○議長（堀内貴志） ここで、暫時休憩いたします。

次は、13時00分から再開いたします。

午前11時55分休憩

午後1時0分開議

○議長（堀内貴志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、宮迫隆憲議員の質疑及び質問を許可いたします。

〔宮迫隆憲議員登壇〕

○宮迫隆憲議員 お疲れさまです。私にとりまして、4回目の一般質問をさせていただきます。

その前に、元日に起きました能登半島地震、そして2日の日航機事故でお亡くなりになりました方々へ哀悼の意を捧げますとともに、被災された皆様方への一日も早い復興、復旧を切に願いたいと思います。

2024年は、暗いニュースばかりが流れている、非常に心に痛みを感じるほどの幕開けとなりました。しかし、本市においては、ありがたいことにうれしい吉報もございました。

それは、私の中学時代の先輩に当たります水之上地区出身の鹿島匡人さんが、第73回プロスペール・モンタニエ国際料理コンクール、いわゆる世界大会に日本代表で出場し、準優勝とい

うすばらしい結果を残されました。

鹿島さんは、フェイスブックにて、「優勝できず、悔しい気持ちはありますが、全てを出し切って、悔いなくやり切ることができました。初挑戦から13年、夢であった世界大会に諦めず挑戦させてもらった関係者の皆さんに、心から感謝します」と投稿されておられます。諦めない心、そして人を思いやる心が一番大切だと、改めて感じた次第であります。

そして、3月には、垂水消防職員で構成しておりますT-B L A Z Eが、大阪府で行われます国際大会に出場することが決まり、日々訓練に励まれているようであります。垂水市の安心安全を守りながらの御努力に敬意を表しますとともに、今大会でいい成績を残されることを願いたいと思います。

それでは、通告に従い、順次質問を行ってまいります。明快な答弁をお願いいたします。

1、農政について。近年、幾度となく質問されております鳥獣被害ですが、最近では山手のほうから降りてきて、家の近くでイノシシやタヌキの目撃や、庭のミカンやカキなどを食べる猿の食害もあるなど、市民の皆さんの不安も広がりとつあると思います。

本市の農畜産業、そして市民の皆さんを守るためにも、いま一度、鳥獣害対策の実情について、農林課長に答弁を求めます。

次に、防災体制について伺います。今回の能登半島地震では、亡くなられた方は200名を超え、いまだに行方不明者の方もいます。住宅被害は5万棟に上り、大規模火災は東京ドームより広い5万2,000平方メートルが焼失したと推定されております。

このように、一たび大地震が発生すると、津波、火災、崖崩れなど、1つの災害が複合して発生します。

本市においては、桜島が隣接しており、大正噴火の頃に匹敵するマグマを蓄積していると言

われ、いつ噴火してもおかしくない状況にあるようです。事前に兆候は見られるとしても、大噴火、それに伴う地震、津波、さらには降灰による被害も想定されます。

また、南海トラフ地震も、30年以内に約80%の確率で発生すると予想されているようであります。

加えて、夏のゲリラ豪雨による河川の氾濫、昨今の台風の大型化は、簡単に風水害を引き起こす状況でもあります。

今回の輪島市のような大規模火災が本市の市街地で発生した場合、災害活動の対応と災害の活動拠点は維持できるのかという不安な部分もあることから、災害が起きた場合の消防本部における災害活動対応について、消防長に伺います。

次に、これまで幾度となく災害に見舞われてきた日本ですが、災害が起こるたびに復興に向けて、たくさんの自治体そして国民の皆さんが支援をされてきましたが、本市においてはどのような活動、支援を行ってきたのか、総務課長に伺います。

次に、花いっぱい運動花壇整備業務の委託について質問いたします。

本市は、これまで「花と渓谷と温泉のまち垂水」をキャッチフレーズに観光PR等をおられます。

このキャッチフレーズの最初のフレーズに花がございしますが、本市の花につきましては、皆さんも御存じのとおり、高峠ツツジでございます。4月中旬から5月のゴールデンウィークまでの期間、高峠つつじヶ丘公園の一面を様々な色で覆うツツジの景観は、何物にも代え難い本市の貴重な財産であり、全国でも1、2位を争うツツジの名所だと申し上げても過言ではないと思っております。

また、ここ数年、道の駅たるみずはまびらや旧垂水港ロータリーを中心とした垂水港付近の

花の植栽は、何ともきれいな風景で、市民の皆さんも四季を通して楽しんでおられると思います。

整備につきましては、「餅は餅屋」という言葉がありますように、やはり専門業者に委託することによりクオリティーの高い仕事が維持されていると感じているところではございますが、花いっぱい運動花壇整備業務についての業者への委託に至った経緯と、少し委託料が高いのではと感じておりますので、経費削減等は考えられないのか伺います。

次に、広報について伺います。

今月1日の南日本新聞4面に、令和5年度鹿児島県広報コンクールの広報紙部門において、広報たるみずが入選された記事が掲載されておりました。

鹿児島県の公式ウェブサイトで確認したところ、入選されたのは、垂水吹奏楽団を特集した広報たるみず令和5年11月号でありました。

県内の13市5町1村からの19作品が応募された中、ベスト5に入る評価をいただいたこととなります。

多くの自治体が紙面の編集作業を業務委託している中、本市においては担当職員が企画、取材、紙面の構成等の編集作業を行っていると同っております。

今回の入選にお祝いを申し上げますとともに、担当職員をはじめ、関係各位へ敬意を表します。

今回の入選は、我々垂水市民にとって誇りに思うところでございます。広報たるみずは、全国広報コンクールにおいて、平成2年度をはじめ、近年では平成24年度、平成28年度に入選されており、他県からも視察研修が訪れるなど充実した紙面構成により、市民の皆様へ有益な情報が提供されていると考えております。近い将来、再び全国広報コンクールで入選ができるように御期待申し上げます。

一方で、デジタルトランスフォーメーション

(DX)が促進される中、公式ウェブサイトをはじめ、LINEやYouTube、SNSなど、多様な広報媒体の活用による、さらに充実した広報の在り方が求められていると考えております。

このようなことから、現在、本市における各広報媒体の活用状況について、企画政策課長にお尋ねいたします。

次に、フェンシングたるみずにおけるこれからの啓発活動について伺います。

国体を契機として、国体推進課では、フェンシング教室の開設をはじめ、垂水カップの開催、各世代の日本代表の合宿など、フェンシングのまち垂水につながる事業とその普及に取り組んでこられたと思います。

国体が終了した今、これからさらにフェンシングのまち垂水としての意識を高め、全国に広く周知していくためには、今後の啓発活動が非常に重要であると考えます。

そこで、今後の啓発活動について、具体的にどのように行っていく予定であるのか、国体推進課長に伺います。

次に、産婦人科設置について伺います。現在、設置場所とされる前を通ると、工事が進められているようではありますが、現在の工事の進捗状況を保健課長に伺い、1回目の質問を終わります。

○農林課長(森 秀和) 鳥獣害対策の実情についてお答えいたします。

本市の鳥獣害対策は、垂水市鳥獣被害防止計画に基づき、寄せつけない環境づくり、侵入を防止する、個体数を減らすの3つの取組を軸に、垂水市猟友会や農業者の方々に御協力いただきながら、農作物の被害軽減の取組を推進しているところでございます。

野生鳥獣の捕獲は、鳥獣保護法により原則禁止されておりますが、農林水産業等への被害防止のため、鳥獣被害防止特措法により例外的に

捕獲できることとされており、鳥獣被害防止計画を作成することで、猟友会員が行う捕獲活動や地域ぐるみで取り組む鳥獣侵入防止策等について、国の支援を受けることができます。

さて、鳥獣被害防止対策として、猟友会員の捕獲活動、地域や農家自ら実施する獣害防止柵設置への支援、有害鳥獣のすみかとなる荒廃農地解消事業等により、ここ数年は一定の効果をj得て、被害額は横ばいで推移しておりますが、鳥獣被害がゼロになったわけではございません。

今後、未整備地区の解消に取り組むために、3月から地域での意見交換を開始することとしております。

また、有害鳥獣捕獲に従事されている垂水市猟友会と定期的な協議を行いながら、鳥獣被害防止に取り組んでまいります。

以上でございます。

○消防長(田中昭弘) 消防本部における災害活動対応につきましてお答えいたします。

本市全域に及ぶ大規模な災害が発生した場合、消防におきましては、災害発生と同時に活動を開始し、災害対策本部の設置により本格的な救助活動などが展開されます。

また、大規模災害発生時は、発災直後から消防力を上回る火災・救助・救急事案が同時多発的に要請される可能性が非常に高く、当本部の消防力だけでは対応が困難になることや、同様の状況である近隣の消防本部へ応援要請できない状況が予想されます。

そのため、まずは活動可能な消防職員、消防団員の確保を図ると同時に、緊急消防援助隊などへの応援要請を考慮し、万全な受入体制を整えるなど救助活動等が迅速に行われる体制を構築することとしております。

また、消防救急デジタル無線により、派遣された緊急消防援助隊と情報共有を図りながら、救助活動等を行うこととしております。

さらに、ドクターヘリ、防災ヘリ、DMAT

との連携により、救急医療体制の充実・強化を図る必要がございます。

今後も、大規模災害発生時における緊急対応と迅速な運用ができますよう、県及び自衛隊、警察等の関係機関と様々な訓練を通じて、連携強化を図っている状況でございます。

以上でございます。

○総務課長（濱 久志） これまでの震災時の支援についてお答えいたします。

平成23年3月11日に発生しました東日本大震災につきましては、義援金の取組や支援物資配送のほか、日本水道協会鹿児島県支部の要請に基づき、水道課職員の1名が給水活動等のため、被災地となった福島県の現地へ赴いております。

また、支援活動には組織的な対応が必要であるとして、大隅半島の4市5町で結成されました大隅半島4市5町復興支援チームにより、被災地となりました岩手県大船渡市へ延べ24名の職員を派遣しております。

派遣した職員は、救援物資の仕分けや給水活動、被災車両置き場の警備等に従事したほか、派遣した保健師につきましては、被災者の健康相談等の支援活動に当たっております。

次に、平成28年4月14日に熊本・大分両県で相次いで発生した平成28年熊本地震においては、義援金や支援物資配送の取組を行ったほか、同月16日の消防本部緊急消防援助隊の消火小隊5名の派遣を皮切りに、同年7月4日まで全30名の市職員を被災地となりました熊本県宇城市を中心に派遣しております。

派遣した職員は、被災者への罹災証明書発行の事務や、保健師につきましては、避難所巡回訪問による避難者の健康チェック及び健康相談を行うなどの支援活動に従事しております。

なお、熊本地震においては、地震発生当日から庁内の情報収集体制を取り、現地で収集した被災状況等の把握や支援に向けた情報の共有に努めております。

また、職員派遣の要請元であります鹿児島県や、先述しました大隅半島4市5町復興支援チームと連携した対応を行うこととし、円滑かつ被災地の受入体制に配慮した支援活動を行えるよう、調整等に努め、各種の支援活動を実施しております。

以上でございます。

○水産商工観光課長（松尾智信） 経費削減はできないのかについての質問にお答えいたします。

花いっぱい運動花壇整備業務委託につきましては、令和元年度より専門業者に委託し、整備を行っているところでございます。

以前は、市に育苗圃（苗場）がございましたので、作業員を雇用しまして、自前で苗などを育て、事業を行っておりましたが、作業員の高齢化や新たな人員の確保が厳しくなりましたことから、事業を一時期停止しておりました。

しかしながら、市民の皆様から花いっぱい運動再開に関する強い要望等もございましたので、専門業者に委託する方法によりまして、令和元年度から再開したところでございます。

委託の内容及び経費につきましては、道の駅たるみずはまびら及び旧垂水港ロータリーの2か所における年2回の花壇の植え替えと、年間を通した補植、肥料散布及び週2回の管理作業を委託するものであり、育苗と肥料散布など一体として管理ができる業者と年間約680万円で随意契約を行っております。

育苗業者と管理業者はそれぞれございますが、育苗から管理まで一体して行う業者はなく、管理だけの業者の場合は、育苗業者から苗を購入することになり、種類によって金額が異なってまいります。

全ての苗を一般的な単価で購入した場合は約360万円となり、開花時期も異なりますが、現在の委託業者とは年間で4万2,000本の種類の異なる苗を約48.5円の統一金額で契約し、総額

で約230万円となっており、また、土造りから育苗まで手がけられ、時期をずらしての苗づくりにより、一定の時期に開花させることが大きな違いであると思われま

す。なお、約450万円の管理費はほぼ人件費であり、令和4年度の実績では年間で約3,800時間を費やし、植えつけ、肥料散布、除草作業を行っていただいております。

また、令和2年度までは、道の駅たるみずはまびらは道の駅事業で委託しておりましたが、令和3年度より旧垂水港ロータリーと併せて委託することで、1割程度経費削減となりました。

このようなことから、現在は随意契約による業務委託としておりますが、ほかに同等程度の金額で一般的な管理ができる業者がございましたら、内容を精査した上で入札することも可能であると考えているところでございます。

しかしながら、現在のところ、一体的な管理が可能なのはほかの業者はおられないようでございますので、今後の契約締結に際しましては、委託業者と協議いたしまして、可能な限り、経費削減に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○企画政策課長（草野浩一） 本市における各広報媒体の活用状況につきましてお答えいたします。

初めに、本市における現在の広報媒体につきましては、紙媒体の広報たるみずをはじめ、ウェブ媒体の公式サイト、公式LINE、公式YouTube、たるたるInstagram、水産商工観光課所管のフェイスブックと、ラジオ媒体であるFMたるみずでのたるラジや総務課が所管しております防災無線、ホットメールがございます。

また、報道機関へのプレスリリースによる新聞掲載、テレビでのインターネット放送、MBC南日本放送が提供しているデジタル放送を活用した情報発信を行っており、そのほかにも、

各課が作成する文書やチラシなどについて、月に2回、各振興会を経由して行う全戸配布や班配布等の回覧板など、関係機関の皆様の御協力をいただきながら、広報事業を展開しているところでございます。

加えまして、昨年11月に市民の皆様から御応募いただき、結成されたたるみず宣伝部により、本市の魅力をInstagramで発信していただいているところでございます。

自治体広報には、自治体が行う取組やイベントを周知するとともに、市民の皆様におけるまちづくりへの参加意欲を高め、多くの市民の皆様によるまちづくりの推進を図る目的もございます。

本市といたしましても、各媒体が持つ特性を生かしながら、市民の皆様へ有益な情報をタイムリーに提供できるよう、広報事業に取り組んでいるところでございます。

各広報媒体の特性でございますが、まず紙媒体、いわゆる印刷物による広報の特性といたしましては、現物が皆様のお手元に残ることになり、必要な際には何度でも読み返すことができるものであると考えております。

特に、高齢の方におかれましては、これまで慣れ親しんできた情報の取得方法であり、自治体広報において軸となる広報媒体であると考えているところであり、特に広報紙につきましては、振興会の御協力をいただき、振興会加入の全世帯や各事業所にお届けしているところでございます。

また、振興会に加入されていない方においても、市の施設で受け取ることができるほか、市公式ホームページにおいて発行日と同日に掲載しておりますことから、多くの皆様へ確実に情報をお届けできる広報媒体であると考えているところでございます。

次に、ウェブ媒体による広報の特性といたしましては、紙媒体と比較して安価であり、旬の

情報をスピーディーに発信でき、同時に、その情報に対する市民の皆様の反応を確認できるものであると考えております。

総務省の令和4年版情報通信白書によりますと、令和3年の情報通信機器の世帯保有率はモバイル端末全体で97.3%となっております。市民の皆様にとりましても、必要な際に、いつでもどこでも情報を取得できる媒体であり、紙媒体と同様、自治体広報において軸となる広報媒体であると考えているところでございます。

次に、新聞をはじめ、ラジオやテレビなどのメディア媒体による広報の特性といたしましては、市内外の広い範囲において詳細に広報できるものであると考えております。

特に、垂水市関連の明るい話題などがメディア媒体で広報されたときなどは、とても誇らしく、元気や勇気を与えてくれる広報媒体であると考えております。

次に、防災無線やホットメールによる広報の特性といたしましては、台風や大雨等の緊急時における災害情報や避難情報等に関する情報を取得できる媒体であり、生命や財産を守るための広報媒体であると考えているところでございます。

これらの広報媒体を活用することは、まちづくりの指針である第5次垂水市総合計画において、まちづくりの進め方として、広報広聴の充実を掲げ、地域情報や行政情報を多様な手段で積極的に発信することとしており、様々な媒体や手法を活用することで、重点プロジェクトとして位置づけているシティープロモーションの推進にもつながるものと考えているところでございます。

今後も引き続き、各広報媒体の特性を生かしながら、広報事業に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○国体推進課長（米田昭嗣） フェンシングの

まち垂水における、これからの啓発活動につきましてお答えいたします。

本市が今後、フェンシングのまち垂水として事業を発展させていくためには、議員がおっしゃるとおり、各種媒体を活用した積極的な啓発活動が非常に重要であると考えております。

今後の取組予定といたしましては、現在、市内4か所に設置してある国体PR看板の2か所を、フェンシングのまち垂水を掲げるものへ貼替えを行うこととしており、多くの方々に大隅半島におけるフェンシングといえは垂水市のイメージを持っていただける仕様でリニューアル予定でございます。

また、垂水カップをはじめとする各種競技会の開催や合宿受入れなどの実績、そのほかフェンシングに関する本市での取組を市公式ホームページに掲載するなど、ウェブ媒体を通じた情報発信も積極的に行っていく予定でございます。

このほかにも、日本フェンシング協会をはじめとする各団体との良好な関係を活用し、これまで以上にフェンシングのまち垂水を発信していけるよう、啓発活動に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○保健課長（永田正一） 産婦人科医療体制確保事業における工事の進捗状況につきましてお答えいたします。

初めに、開設に向けた全体的な進捗でございますが、今月15日時点の公益財団法人慈愛会様からの報告によりますと、開設届に関する手続きについては、今月2日に鹿屋保健所へ診療所開設許可申請書を提出しており、今後県・国において審査等が行われるとのことでございます。

また、医療機器等につきましては、契約発注済みであり、3月中旬から下旬にかけて納品予定とのことでございます。

次に、工事の状況でございますが、昨年12月末に慈愛会様と土地・建物所有者との間で店舗

賃貸借契約を締結し、先月22日から改修工事が開始され、現在、順調に工事が進んでおり、3月末までに全ての工事を完了する予定とのことでございます。

今後も引き続き、慈愛会様における開設準備が粛々と行われるものと考えておりますが、本市といたしましても、着実に産婦人科医療機関が開設できるよう、慈愛会様との定例会議等を通じて進捗を確認してまいります。

以上でございます。

○宮迫隆憲議員 御答弁ありがとうございます。それでは、一問一答方式で2回目の質問をさせていただきます。

農政についてですが、課長の答弁で、垂水市鳥獣被害防止計画に基づき、寄せつけない、侵入を防止、個体数を減らすと3つの取組を軸に行い、被害額は横ばいに推移しているとありましたが、横ばいだからオーケーなのか、疑問に思います。

作物を荒らされる、ビニール等が破かれるなどが被害だけじゃなく、第2回定例会でも感王寺議員も言っておられますが、自作地だけで30数筆被害がある、あぜを壊されて、修復しないと米も栽培できない、4人で2週間実費であぜの修復を行ったと答弁されております。

こういった被害も合わせれば災害レベルになります。鳥獣被害防止計画を多面的な方向で見直しが必要だと思っておりますが、そのことに関して、課長の考えを伺います。

○農林課長（森 秀和） 鳥獣被害防止計画の見直しについてお答えいたします。

12月議会最終日の全員協議会において御説明させていただいたところでございますが、現在の鳥獣被害防止計画が令和5年度をもって計画期間3年間の最終年度となることから、次期計画の策定を進めているところでございます。

鳥獣被害防止対策は第5次総合計画の政策方針協議事項であり、市長公約にも盛り込まれて

おり、近年は市議会での一般質問も多く、市民の皆様の関心も高くなっております。

このようなことから、次期計画の策定に当たっては、市民の皆様の意見を反映できるよう、計画素案についてパブリックコメントを実施した後、経営会議へ付議し、承認いただいたところでございます。

なお、パブリックコメントにつきましては、市民の皆様からの特段、意見等の提出はございませんでした。

今後のスケジュールでございますが、計画素案については、検討協議を行った上、3月下旬の公表を予定しております。

以上でございます。

○宮迫隆憲議員 ありがとうございます。今後のスケジュールで、計画素案について検討・協議を行うようですので、農畜産業の皆さんが困っている現状もしっかりと伝えていただきたいと思っております。

次に、本市の猟友会の方々への支援拡充を求めたいと思っておりますが、現時点で、どのような支援を行っているのか伺います。

○農林課長（森 秀和） 猟友会の方々への支援拡充についてお答えいたします。

これまで猟友会への支援策として、狩猟免許取得時の手数料・講習料を助成する狩猟免許取得補助金、1年間のハンター保険、県・肝属支部等の会費などを助成する有害鳥獣捕獲従事者支援補助金、鳥獣捕獲に対する県・市の補助金による支援を行ってきております。

また、令和5年度からは、狩猟免許更新時の費用も補助対象に拡充したほか、イノシシ用の箱わな、ホワイトボード等の貸出しを行っているところです。

そのほか、狩猟期間中の有害鳥獣捕獲については、鳥獣保護法の観点もございまして、原則的には行ってないところでございますが、住民の財産等に係る被害が生じるおそれがある

場合などについては、垂水市鳥獣被害対策実施隊の民間隊員を委嘱している猟友会会員に、出動要請手当として、1日当たり4,000円を支給しているところでございます。

これまでも、捕獲については全面的に猟友会の皆様に依存している状況があり、猟友会の皆様の活動をなくしては、有害鳥獣の被害軽減がなされないものと十分認識しております。

今後も、国・県の動向及び近隣市町との情報共有を密にして、市としてどのような支援ができるか検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○宮迫隆憲議員 ありがとうございます。いろいろな手数料、講習料、保険、補助金などを支援していることは分かりましたが、私は、猟期も、国・県が難しいのであれば、市独自で、鳥獣捕獲に対する補助金を出すべきだと思います。

年間の実績を見れば、猟期が11月1日から3月15日までなんですが、2022年4月から10月までは1か月ごとに、イノシシでいえば33頭、50頭、26頭、39頭、83頭、61頭、10月時点で67頭と、1か月ずつ捕っているんですけど、11月からゼロ、ゼロ、ゼロと続くんです。これはやっぱり、皆さん仕事しながら捕獲に向かわれる中で、補助金がないからなのか、1か月ごとを見たときに、今年の令和5年度も、令和5年10月までは取られているんですけど、11月、12月、1月って全てゼロなんです。

そこは、これからこの時期が、子供を産む時期とかいろいろあると思うので、この時期にやっぱり皆さんに頑張ってもらって捕ってもらうべきじゃないのかなと思うので、ここは要望としてお願いしておきます。

以上で、この質問は終わります。

次に、防災体制についてですが、消防長の答弁で、大規模災害時には火災・救助事案が発生直後から同時的に多発し、消防力を上回る要請がなされる可能性があるとのことでした。

考えるだけで怖いんですが、そういった状況では消防団員の確保、拠点が大事になってくると思うことから、これから建設予定の第1分団詰所の建屋について、どのような工法、規模で考えておられるのか伺います。

○消防長（田中昭弘） 第1分団詰所の建屋についてお答えいたします。

議員御承知のとおり、今年度は建設地を決定するため、建築基準法や浸水区域外などの様々な要件をクリアした候補地の中から最終的に候補地を決定し、その後、第1分団や建設候補地の地区住民、中央地区住民に対し、説明会を開催し、御理解いただいたところでございます。

建設地につきましては、土木課所管の鉄道公園利用者駐車場の一部でございます。

今議会に基本及び実施設計業務委託費を上程しております。議決をいただけましたら、今後、建築の工法や建物の規模等について協議していくこととなります。その後、令和7年度に工事費を計上し、御審議いただきたいと考えております。

事業を進めるに当たりましては、第1分団員及び女性団員、並びに地域防災の活動拠点としての機能を有する施設となるよう、十分協議してまいります。

以上でございます。

○宮迫隆憲議員 ありがとうございます。この詰所は、災害時、市民の皆様はもとより、緊急消防援助隊や消防団員の活動拠点になることも想定されることから、消防長が言われますとおり、機能性を有する施設にしていきたいと思えます。

予算の関係もあることは重々承知しておりますが、一度建てれば50年は建設できないかと思われることから、節約できるところは節約する、未来の子供たちのために投資するところは投資していただくことを要望して、この質問は終わります。

次に、災害時の支援状況の答弁、ありがとうございました。本市の支援もいろいろされていることが分かりました。業務もたくさんある中で本当に頭が下がる思いであります。

今月5日には、能登半島地震への義援金を垂水市社会福祉協議会へお渡しされておりますが、今後の後方支援はどのようなことをされていくのか伺います。

○総務課長（濱 久志） 能登半島地震で被災された方々への支援についてお答えいたします。

定例会初日の市長の諸般報告でも報告いたしました。まず、義援金の取組につきまして申し上げます。

市役所本庁では、仕事始めの日となる先月4日から、牛根、新城両支所につきましては、翌5日から災害義援金の取組を行うため、各庁舎のロビーに義援金箱を設置し、市民の皆様から温かい善意をお寄せいただきました。

義援金は、被災地の支援に早期に役立てていただくこと、今月2日までに寄せられました全額を市長から市社会福祉協議会へお渡しし、被災地へ届けていただいたところでございます。

なお、災害義援金の取組は、来月29日まで延長して行う予定でございます。

次に、支援物資の提供についてでございますが、鹿児島県から県内市町村に対し、被災地に提供可能な物資の照会があり、総務課において協議の上、物資のリストを作成し、県に提出いたしました。現在まで、県から要請等の情報はなく、連絡を待っている状況でございます。

次に、職員の派遣につきましては、同じく鹿児島県から県内の市町村に対し、石川県への職員派遣につきまして、派遣可能人数の照会がございました。総務課で各課への照会を行い、派遣可能人数につきまして取りまとめ、県に報告を行っている状況でございます。

具体的な要請は今のところございませんが、県から要請があった場合には早急に検討し、対

応してまいりたいと考えております。

支援を行う際に大切なことは、被災した現地では何が求められているかというニーズの把握に加え、現地での受入体制に配慮することであるとと考えております。

このため、引き続き情報収集に努めてまいりますとともに、職員派遣や支援物資の提供につきましては、県などからの要請に基づく対応を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○宮迫隆憲議員 ありがとうございます。市民の皆さんの善意が被災地で活用されて、本当にありがたいことです。

今も被災地の避難所で寒い中、1日を過ごされている方々がいらっしゃると思うんですが、被災地から避難したいなどの要請がないのか、土木課長に伺います。

○土木課長（東 弘幸） 避難者の受入れにつきましてお答えいたします。

1月1日に発生した能登半島地震の避難者受入れにつきましては、1月12日付で鹿児島県土木部建築課住宅政策室より、各自治体に対し、公営住宅や教職員住宅など受入れが可能かとの問合せがあったため、教育総務課へ照会を行った上で、定住促進住宅と教職員住宅での受入れが可能であるとの回答を行ったところでございます。

現在のところ、避難者受入れの依頼はございませんが、依頼がありました場合は、直ちに入居できる体制を整えているところでございます。

以上でございます。

○宮迫隆憲議員 ありがとうございます。心も体も、心身共に疲労こんぱいである方々がほとんどだと思います。もし、要請が来たときは、快く受け入れていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

災害関係の最後の質問になりますが、本市がもし被災した場合、備蓄品、物資はどのぐらい

あるのか、どのようなものがあるのか、総務課長に伺います。

○総務課長（濱 久志） 本市の備蓄品、物資についてお答えいたします。

本市の防災備蓄品につきましては、発災直後に必要となる食料、生活必需品及び災害応急対策に必要な資器材等につきまして、市の防災倉庫等に適切に備蓄し、管理に努めているところでございます。

現在、備蓄している主な物資につきまして申し上げます。

食料につきましては、アルファ化米、水がなくても食べられる調理済みの御飯物、コーンポタージュ、アルミ包装パンなど、合わせて約6,500食、飲料水につきましては、1日当たり必要量を1人3リットルとした場合、約1,170人分を備蓄しております。

また、乳児向けの液体ミルク及び使い切りの哺乳ボトル、避難所における女性用品として生理用品を備蓄しており、その他の物資としまして、折り畳み簡易ベッド30台、床に敷くアルミ製のマット400枚、ワンタッチパーティション400個、段ボールベッド33個、毛布約500枚、避難所用ランタン27個、扇風機8台、スポットクーラー6台、可搬型の非常用発電機23台、簡易トイレ5台、携帯便袋約1,200回分などを備蓄しております。

これらの備蓄品につきましては、避難所として開設する可能性の高い施設においては、施設内のスペースをいただいて、飲食料やパーティション等を保管するなど、分散備蓄を図り、その管理に努めております。

今後も、引き続き、計画的に備蓄品の整備を図るとともに、在庫管理に努めてまいります。

一方、個人により必要な物資が異なることが考えられますので、市民の皆様に対して、御家庭における備蓄の推進を図られるよう、防災訓練等を通じ、普及や啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○宮迫隆憲議員 ありがとうございます。食料、資材等、いろいろあると思うんですが、やっぱりこの全てにおいて消費期限というものが発生してくる中で、話を聞けば、消費期限が切れる前にいろいろな人に訓練とかで配って、無駄がないようにされているというのを伺って、ほっとしているところであります。

やっぱり、消費期限が切れているものをやるわけにはいかないの、予算との関係上、いろいろ難しいところもあると思いますが、少しでも備蓄していただきたいと思います。

それでは、この質問は終わります。

次に、花いっぱい運動花壇整備業務委託についてですが、昨年9月議会で同僚議員から、新たな場所での植栽の整備の検討について質問がございましたが、その中で垂水新港ロータリーへの植栽について質問もございました。

今後、どのように進めていかれるのか。また、経費削減を言いながら、非常に矛盾しているとは理解した上で、あえて教育的観点から質問させていただきたいと思いますが、植物を育てて優しい心を育てるという意味からも、学校や市内の施設等への花の配布は考えておられないのか、伺います。

○水産商工観光課長（松尾智信） 新たな場所での検討と学校等への配布は、についての質問にお答えいたします。

新港ロータリーでの植栽は可能なのか、県に問合せをいたしましたところ、前向きな御回答をいただいたところです。

しかしながら、これまでの経緯で、塩害により花が育ちにくい環境であることが分かっておりますので、その他の候補地も含め、検討し、最終的な判断を行いたいと考えているところです。

また、新たに苗を市内の施設や学校に配布することにつきましては、関係課と協議を進めて

まいります。

以上でございます。

○宮迫隆憲議員 新たな場所での植栽については様々な条件等ございますが、前向きに検討していただきたいと思っております。

それから、花の配布につきまして、各学校へ配布することにより、子供たちが自然に触れ合い、植物を育てる楽しみや難しさ、開花したときの感動などを体験することで、情操教育が行われると感じておりますので、これもぜひ検討していただきたいと思っております。

花は花でも宿根草、いわゆる多年草もあります。一度植えれば、毎年花を咲かせる花です。チューリップなども球根を取って、また次に植えられれば3年は使えるということも、調べればいろいろ出てきますので、そういったことをやっつけていけば結構な経費削減になるかなとは思っておりますので、どうか前向きに検討をよろしくお願いいたします。

それでは、次に広報について、2回目の質問に移らせていただきます。

本市の広報については、様々な工夫をし、各広報媒体の特性を生かしながら有益な情報発信に努められてきていると思っております。

引き続き、これまで積み重ねてこられた広報技術を活用され、さらに効果的な情報の発信をお願いしたいと思います。

一方で、元日に発生しました令和6年能登半島地震において、被災情報や避難者への情報が行き届かないなどの報道等を目にしました。このことは、今議会の初日の市長の諸般報告においても、能登半島地震における被災自治体の広報の在り方について課題が残るとの話をされております。

そこで、改めて、本市における災害発生時の広報の在り方についてお尋ねいたします。

○企画政策課長（草野浩一） 本市における災害発生時の広報の在り方につきましてお答えい

たします。

本市における災害発生時の広報の在り方につきましては、垂水市災害対策本部規程第7条に基づき、企画政策課長を部長とする企画広報対策部に広報班を配置して、政策推進係職員を中心に広報車等による住民への避難指示等の伝達並びに災害広報に関することが、また、企画班として、地域振興係職員が報道関係との連絡及び協力に関すること、被害状況等の撮影保存及び記録に関することなどについて事務所掌することが定められており、これまでの梅雨期の大雨や台風来襲時等において、災害広報事務を行っているところでございます。

災害広報事務は、市民の皆様の生命や財産を守る非常に重要な事務でございます。このため、正確で迅速な情報を確実に提供することが求められるものであると認識しておりますが、平成23年東北地方太平洋沖地震、いわゆる東日本大震災や、平成28年熊本地震などの過去の大規模災害発生時と同様に、今回発生した能登半島地震におきましても、偽情報の拡散が見受けられているところでございます。

SNS等では、被災された方や知人等による投稿により、救助や支援につながった報道もございましたが、その一方で、救助要請で発信された情報の中には、架空の住所が記載されていたものがあつた報道もございました。

偽情報の拡散は、救助活動が遅れるだけでなく、風評となるなど、その影響が大きいがゆえに、厳しい避難生活を続けてられる被災者を傷つける行為であり、大きな問題であると認識しているところでございます。

また、石川県珠洲市におきましては広報担当職員が少なく、市民向けの情報発信が課題となり、市民に必要な様々な情報が伝わりにくい状況であると言われ、阪神大震災を経験した神戸市から応援職員が派遣され、広報業務を強化されたことが報道されました。

このことは、本市におきましても災害が発生し、または発生するおそれがある場合、外部からの応援を迅速、的確に受け入れて対応することが必要不可欠でありますことから、その応援職員等を迅速、的確に受け入れて、情報共有や各種調整を行うため、総務課において垂水市受援計画を今年度中に策定する予定であり、大規模災害発生時には、全国市長会をはじめ関係機関と連携しながら、正確な情報提供に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○宮迫隆憲議員 ありがとうございます。垂水市では、近年、大きな災害は発生していないところですが、記憶に新しいのは中洲橋や磯脇橋の崩落や、国道225号の寸断により、牛根地区が一時孤立するなど、市内全域に大きな爪痕を残しました平成28年台風16号の被害であります。

今後、能登半島地震のような大規模な災害や、予想される桜島大規模噴火に備えるためにも、災害時における自治体からの情報発信、備蓄食料や生活用水の充足、2次避難の在り方など、防災対策上、大変重要なことだと考えております。

課長の答弁では、現在、市外からの応援職員等を受け入れ、情報共有や各種調整を行うため、垂水市受援計画を災害担当課である総務課において今年度中に策定する予定とのことでしたので、今後、しっかりと体制の構築に努めていただきますようお願いしてこの質問を終わります。

次に、国体についてですが、フェンシングのまち垂水は、これから垂水市を発展する中で重要なキーワードになってくると思います。

今後、これを事業としてさらに発展させ、垂水市のスポーツ振興につなげていくことを要望といたしまして、フェンシングのまち垂水に関する質問を終わります。

次に、産婦人科の工事の進捗状況に対しては理解いたしました。

12月議会の池田議員の質問でもおおむね理解はしておりますが、友人の奥さんなどに話を聞けば、やっぱり知られるのが気になると多数の声を耳にすることから、開設後のプライバシーの配慮についてどのようにお考えか伺います。

○保健課長（永田正一） 開設後のプライバシーへの配慮につきましてお答えいたします。

先ほどありましたとおり、先の12月議会で、池田議員からも同様の質問がありまして説明させていただいたところなんですけれども、昨年6月から7月にかけて保健課にて実施した市民ニーズ調査において、知り合いが従業員だと行きにくい、周りに知られたくない、小さい町なので顔見知りが多いなど、73件の御意見をいただいたところでございます。

これらの御意見を踏まえ、本市から慈愛会様に対し、プライバシーへの配慮について相談させていただき、次の3点について対応することとしております。

1点目は、従業員の雇用についてでございます。

知り合いが従業員だと行きにくい等の声に対応するため、当分の間は垂水市外在住者の雇用の確保に努めていただくこととしております。

2点目は、中待合室の設置でございます。

問診等は個室での聞き取りをしてほしいなどの声に対応するため、受付の前に設置される待合室と診察室との間に、中待合室という個室的な部屋を設けていただくこととしております。

3点目は、予約制の導入でございます。

予約制を導入することで待ち時間を短縮し、患者同士が接する時間をできるだけ短くしていただくこととしております。

そのほか、駐車場に車を停めることで受診していることが分かってしまうという御意見もありましたので、医療機関から離れた場所での駐車場の確保についても慈愛会様と意見交換を重ねてまいりましたけれども、雨天時等の利便性

や離れた場所での駐車場候補地がないなどの課題から、現時点では困難な状況でございます。

今後も、よりよい医療機関となるよう、利用者の皆様の声を聞きながら、引き続き、慈愛会様へ要望や相談を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○宮迫隆憲議員 ありがとうございます。皆さんの意見に全て応えられるように御尽力いただければと思います。何とかよろしく願いいたします。

開設して受診される皆さん、全ての方が何も異常がないとは限りません。もし、緊急を要する患者さんがおられた場合、どのような段階で、どのような手順で対応するのか。そこまで想定をされているのか伺います。

○保健課長（永田正一） 緊急時の対応につきましてお答えいたします。

開設予定の産婦人科医療機関の診療時間は、毎週火曜日と木曜日の午後1時30分から午後4時30分までが予定されており、緊急時の受入れについて、現在、慈愛会様と協議中ですが、診療時間外での対応や診療内容によっては消防本部と連携し、母体医療機関である今村総合病院や市内外の医療機関へ搬送・連携することが想定されます。

本市といたしましては、引き続き慈愛会様と情報共有を行いながら、市民の皆様が当該医療機関を安心して御利用していただけるよう、広報の仕方についても協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○宮迫隆憲議員 ありがとうございます。いろいろなケースに対応できるように、これからも慈愛会様としっかりと連携を組みながら、頑張ってくださいと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（堀内貴志） ここで、暫時休憩いたします。

次は、14時00分から再開いたします。

午後1時56分休憩

午後2時0分開議

○議長（堀内貴志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、高橋理枝子議員の質疑及び質問を許可いたします。

[高橋理枝子議員登壇]

○高橋理枝子議員 こんにちは。お疲れさまです。

まずは、能登半島地震関連により命を落とされた方々にお悔やみ申し上げます。また、被害に遭われ、今なお不自由な生活を余儀なくされている方々にお見舞いを申し上げますとともに、1日も早い復旧復興を心よりお祈り申し上げます。

先ほども同僚議員より、明るい話題として紹介されました鹿島匡人さんですが、鹿児島県の食材にこだわり、特に全国初栽培に成功した垂水産白ニンジンのパースニップを使用するなど、独創的で美しいお料理を創作されるふるさと愛にあふれたシェフです。今月2日には母校の水之上小学校を訪れ、諦めないで夢は持ち続けてほしいと語りかけられたそうです。

さて、先日政府が国会に提出した少子化対策関連法案ですが、公的医療保険料に上乗せして徴収する子ども・子育て支援金創設を盛り込みました。全世代で子育て世代を支えるというコンセプトですが、子育て世帯にも新たな負担を要求するかもしれない、そういう点に違和感を持ちました。国にはしっかり議論していただき、せめて当事者には負担を求めない方向性を模索してほしいと願うところであります。

それでは質問に入ります。桜島大噴火についてです。大きな災害がいつ起こってもおかしく

ない現状ですが、特に垂水にとりまして脅威であります桜島大噴火発生時の対応についての質問をさせていただきます。同僚議員からも災害についての質問がありましたが、また角度を変えて質問させていただきたいと思えます。

改めて桜島大噴火発生の可能性をどのように認識されていますか。

次に、避難所についてですが、地域で避難する場所は決められていますが、実際にはほとんどの方がどこに避難していいか分からないともおっしゃいます。避難所割り振りについて市民に認識していただく必要があると思えますが、周知をどのようにお考えですか。また、支援を要する方々の個別避難計画についての現状をお答えください。

災害用備蓄の現在の状況については、同僚議員への答弁で把握しました。私は後ほど女性用品や乳児用品のことについて御提案させていただきたいと思えます。

次に、災害発生後のボランティアセンター運営についてですが、能登半島のボランティアセンター運営もかなり困難な状況が続き、なかなか受け入れも進まなかったようです。垂水市はボランティアセンター開設運営をどのような手順で始めるのか、マニュアルがあればお示ください。

次に、自主防災組織についてです。いざというときに自主防災組織が大切な役割をすることになりますが、垂水市は大体振興会ごとに作成しています。それは正しく機能するかどうかを伺います。

また、支援を要する方を含めての避難訓練や焚き出し訓練など自主防災組織活動が活発な地域があれば事例をお示ください。自主防災組織は今後どうあるべきか、行政としてどのように関わることが1人でも多くの命を守ることにつながるのかお考えをお示ください。

次は、市内の建築物の耐震化についてお尋ね

します。建築物の耐震化率ですが、平成23年度垂水市建築物耐震改修促進計画が作成されています。耐震化率を平成27年までに9割にと国交省が提言し、本市もそれを目標に掲げていますが、住宅及び建築物の耐震化率について垂水市の現在の状況をお示ください。

次に、本市の住宅や建築物の耐震診断及び耐震化改修工事をした場合の補助金、また改修後の所得税特別控除、固定資産税減額措置などの優遇措置はどのようになっているのか伺います。今後の耐震化促進への取組をどのようにされるのか、お答えください。

次に、子供の居場所についてです。こちらにつきまちは何度か質問させていただいておりますが、大切な子供たちのことですのでよろしくお願いたします。

まず、本市の不登校児童生徒の令和4年度の人件をお示ください。また、本市としては今後、子供の居場所として何か新しい取組をお考えか伺います。垂水市内で子供の居場所となり得る民間の放課後等デイサービスを提供している施設はいくつあり、それぞれのサービスの内容の特徴をお示ください。

次に、市内小学校の在り方についてです。少子化による児童生徒減少問題は本市でも最重要課題であり、保護者としては早期に方向性を示してほしいと願うのは当然です。そこで、市内小学校の今後6年間の人数の推移をお示ください。子供たちを中心に考えると、どのような状態が望ましいのかを今後調査研究していく必要があると思えます。後回しにするのではなく、早期に行政主導で検討委員会などを設立するべきと思えますが、お考えを伺います。

最後に水道事業についてです。垂水市水道事業経営戦略が2019年から2028年、10年間を計画期間として策定されてから5年が過ぎ、折り返し地点となりました。水道施設の老朽化、耐震化、水道管路の交換など、問題が山積みなので

はないかと考えます。そこで、垂水市の水道事業の現状について伺います。

以上6項目、市民に分かりやすい御答弁をよろしくお願いいたします。

○総務課長（濱 久志） 桜島大噴火発生の可能性をどのように認識しているかについてお答えいたします。

県が設置しております桜島以南4火山合同火山防災協議会の中に火山防災連絡会が設置されており、定期的に会議が開催され、直近では今月8日に開催されました。会議では、鹿児島地方気象台及び京都大学防災研究所火山活動研究センターから桜島の火山活動状況についての説明のほか、火山防災体制やその対策等について協議が行われるなど、平常時から防災関係機関との情報共有及び連携を図る場となっております。その連絡会において、桜島につきましては現時点で大規模噴火の兆候は見られないとの認識を共有しているところでございます。

しかしながら、京都大学防災研究所によりますと、始良カルデラ下のマグマ蓄積は2020年代には大正噴火が起こる前のレベルまでほぼ戻るといことが推定され、大正噴火級の大規模噴火に対する警戒を要する時期に入ったとされておりますことから、今後も油断することなく、先述いたしました火山防災連絡会をはじめ鹿児島地方気象台や各研究機関との緊密な連携を図り、情報収集、分析するとともに、状況等に応じた対応に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

続きまして、大災害時避難所の割り振り、また個別避難計画の現状についてお答えいたします。

まず、市の地域防災計画火山災害対策編は噴火記録が整理されている大正噴火の実績及び平成18年度に大隅河川国道事務所が作成し、予測される主な災害要因の影響範囲等が推定されている噴火災害危険区域予想図による予測結果を

想定災害として策定されております。大正噴火のような大規模噴火の発生が予測される、または切迫している状態で噴火警戒レベルが現行のレベル3からレベル4、あるいは5に引き上げられた場合、桜島との距離が近い本市の一部の居住地域も大きな噴石の飛散等に警戒が必要となる範囲内に入る可能性がございます。

市ではこの情報を受けた場合、まず即時に市内全域を対象として、第一報となります緊急速報メールを流す仕組みを令和4年度以降運用しております。その後、気象台の発表をもとに警戒が必要な範囲を中心とした住民に対し、高齢者等避難や避難指示等の避難情報を発令することとなります。

現状では、大規模噴火は南岳山頂火口や昭和火口など、山頂付近からではなく山腹からの噴火の可能性が十分に考えられると言われております。したがって、警戒が必要な範囲は噴火が発生、あるいは発生する恐れのある火口の場所、規模等により変わってくることから、範囲を事前に決め込んでおくことは困難でございます。

ただし、御質問の避難所の割り振りににつきましては、平成29年に全世帯向けに配布いたしました総合防災マップにも掲載してございまして、桜島に距離の近い牛根麓及び協和地区の一部の振興会別に避難集結地及び避難所を計画として定めております。また、平成29年度の市桜島火山爆発総合防災訓練においては、牛根麓振興会及び小浜振興会など、海潟の一部の振興会の訓練参加者を避難集結地から訓練会場までバスで搬送する訓練も実施しております。

このように、避難の基本的な計画として整理し、訓練実績もございしますが、大規模噴火が切迫している状況で、何より重要なことは御自分や御家族の生命を守ることであり、そのときの気象台の発表や市が発信する避難情報等に留意しながら命を守る行動をとっていただくことが

重要であることは言うまでもございません。このため、平常時から避難が必要な場合の避難先を想定しておくなど、各御家庭での火山防災対応を話し合わせておくことが有効でございますし、議員御指摘のとおり、より円滑な安否の確認を図るためには振興会長や自主防災組織の代表等に御自分の無事や避難先等を伝達しておくことも必要であると認識しております。市といたしましても、過去の実績から桜島大規模噴火は発生するという前提のもと、平常時の情報発信や啓発に努め、市民の皆様の火山防災意識の向上を図るとともに、訓練等を通じ広く火山防災について周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、個別避難計画の現状につきまして申し上げます。令和3年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者ごとの個別避難計画について概ね5年間で作成することが市区町村の努力義務とされました。

本市では、従来の取組に加え、令和4年度以降、市内小学校区を1つの区域として防災専門家が入り、住民の声を反映したハザードマップや自分たちの防災対応、避難先などを掲載した地区防災計画を作成することを並行して、地元住民の話合い活動を通じ、地元にお住まいで見守りの必要な人や避難に支援が必要と思われる方を対象に、安否の確認や、もしものときの避難に役立てていただくための個別避難計画の作成にもつなげる取組を行っております。これらの計画作成は話合い活動を通じて意見を出し合っ、考える作業を行って進めていくという地域コミュニティからのアプローチという指標で進めており、先月12日に牛根地区で実施しました桜島の総合防災訓練においては、訓練想定の中に牛根地区住民が作成した地区防災計画や個別避難計画を組み入れ、訓練参加者には自分たちが作成した各計画の実効性の確認や課題の抽出などを行っていただいたところでございます。

個別避難計画の現状につきましては、申し上げます手法によりまして、令和4年度は境、牛根、松ヶ崎の3地区で各計画を作成し、今年度に入り同3地区で作成した計画の見直しを実施いたしました。今年度は新規の個別避難計画を大野、水之上、垂水の3地区で作成中でございます。来年度につきましては、作成済の地区においては見直し作業や訓練等を実施するとともに、協和地区においては新規に個別避難計画を作成していただくこととしており、協和地区に対し、今月9日に担当が事前の説明を行ってきたところでございます。協和地区につきましては、御質問の桜島にも距離が比較的近いことから、早期の取組が必要であると認識しております。

以上の取組を今後も順次進めていき、先述いたしました改正災害対策基本法における目標年度である令和7年度には市内全域における個別避難計画の作成を目指したいと考えております。

以上でございます。

○福祉課長（森永公洋） 災害発生後の災害ボランティアセンター運営等につきましてお答えいたします。

桜島大噴火等の大規模災害発生後、被災者の生活の復旧や地域の復興を進める上で様々な支援のニーズを捉え、被災地外部等からの災害ボランティア活動希望者を受け入れまして、被災者への支援活動等を行っていただく災害ボランティアの拠点として、災害ボランティアセンターがでございます。垂水市地域防災計画におきまして、大規模な火山災害が発生した場合、市は日本赤十字社鹿児島県支部、県社会福祉協議会、垂水市社会福祉協議会及びボランティア関係協力団体と連携し、被災者の様々な支援のニーズの把握に努め、求められているボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行い、被災地における災害ボランティアによる支援体制の確立に努めることとな

っております。災害ボランティアセンターの設置や運営等につきましては、市からの協力要請によりまして、垂水市社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置することとなっており、被災者の様々な支援のニーズの把握、具体的活動内容の指示、活動に必要な物資の提供を行うこととなっております。

また、災害ボランティア活動希望者の受付、登録、派遣等につきましては、大隅地域管内の市町の社会福祉協議会で構成されます大隅地区社会福祉協議会連絡協議会が設置する地域ボランティアセンターの近隣支部近隣支援本部が窓口となって、災害ボランティアセンター等との連絡調整を図ることとなっております。

桜島の大噴火に伴う災害につきましては、広範囲かつ大規模な災害となる可能性が非常に高いと想定されていますことから、災害発生後の被災者支援策として、災害ボランティアセンターの設置について迅速かつ的確に判断し、適切な運営等がなされるよう、平常時より垂水市社会福祉協議会等との連携や情報共有に努めてまいります。

以上でございます。

○総務課長（濱 久志） 自主防災組織は、振興会ごとに作成しているが、災害時機能すると認識しているかについてお答えいたします。

防災や避難の応急対応には、行政による公助だけでは限界があることが明らかでございます。そこで、災害対策基本法の基本理念には、行政による公助はもとより、住民一人ひとりが自発的に行う防災活動である自助や地域の防災力向上のための自主防災組織をはじめとした、地域内の住民が連携して行う防災活動である共助を促進する考え方を定めております。

本市には、現在74の自主防災組織が結成されております。

区域としましては、振興会単位によるもののほか、複数の振興会、あるいは地区単位で1つ

の組織を結成するなど、幾つかの構成単位がございます。

災害時にその組織が機能するかの御質問ですので、今年度、市内の自主防災組織で避難訓練等が行われました2つの事例をここで紹介させていただきます。

1つは、昨年9月30日に、錦江町自主防災組織が避難・安否確認訓練を実施し、82名の住民が訓練に参加しておられます。事前の準備としまして、自主防災組織が消防団第1分団に当日の広報協力を依頼したほか、振興会内住民に対しては、回覧板による訓練のお知らせを行い、また錦江町ごみステーション内に訓練計画や訓練想定を掲示するなど、住民に対する周知に努められておられました。

当日の訓練内容としましては、地震の発生及び地震に伴う津波が発生し、市が避難情報を発令したという想定に基づき、訓練の参集場所とした垂水地区老人憩いの家に振興会内の住民がそれぞれ徒歩等で参集しますと、憩いの家にて自主防災組織会長をはじめ、役員数名が振興会員名簿により参集者の確認を行うとともに、隣の住民の安否や近隣の状況について随時聞き取り、その一方で参集できない住民は会長のもとへ電話連絡を行うなどの方法により、安否の確認を行う訓練でございました。参集した住民に対し、自主防災組織から御家庭で備蓄していただくよう非常食等の配布がありました。安否の確認と並行して、振興会内の複数の方が炊き出しの訓練を行いました。

錦江町振興会の訓練参加者等は、炊き出し品を活用し、訓練終了後に近くの海岸公園内で訓練反省会も行っておられます。

訓練を視察した担当によると、自主防災組織が地元の方に対する訓練周知や消防分団に対する広報協力要請、名簿の整備など事前の準備を周到に行っていたこと、また、炊き出しにつきましても家庭にある台所用品等を持ち寄って、

作業分担も即時に行う手際の良さなど、平常時に自主防災組織が行うべき役割を自発的に果たしている訓練であったという報告でございました。

2つ目は、松ヶ崎地区の辺田自治公民館協議会が実施しました訓練でございます。訓練は昨年12月10日に実施され、高齢者、親子連れなど幅広い世代の方や学校の先生など、地区内の56名の方が参加されました。訓練想定としましては、夜間に発表された津波の情報に伴い、地区で事前に決めておいた近くの避難場所まで避難するという訓練及び炊き出し訓練を行うというものです。訓練内容としましては、辺田自治公民館からの放送で、災害訓練実施と避難を呼びかけるメッセージが集落内に流れますと、海拔10メートルほどの鉄道跡地の避難場所まで住民が徒歩等で避難するという訓練でございました。

今回の訓練は、特に夜間における避難行動の想定でございましたので、自主防災組織では、避難路に危険性がないか調査を行い、備蓄している投光器等により、避難路や避難場所に照明を設置したほか、役員に限らず、集落内の方々に手持ちの懐中電灯や声かけによる避難所の誘導、避難場所がわかるようにライトで合図を送るなど、安全面に配慮した具体的な避難支援にあたりました。

一方、炊き出しにつきましては、1人分ずつ容器に詰め、参集した避難場所で訓練参加者に持ち帰っていただきました。また、令和4年度に松ヶ崎地区が作成した松ヶ崎地区防災計画も今回の訓練に生かされており、自主防災組織の会長から、訓練の参加者に対し、再度計画書を読み返して、自分や御家族の避難行動について各自で確認を行うよう改めて要請があったところでございます。

訓練を視察した担当からは、訓練では御近所同士、声を掛け合って避難する姿や、作業可能な方で炊き出しを行うなど、実効的で住民同士

の兼ねてのお付き合いをかいま見ることもでき、地区のまとまりも感じられた、大変充実した訓練であったと報告を受けております。

以上、2つの自主防災組織による訓練事例を紹介させていただきましたが、2つに共通する点として、次のように整理されると考えております。

まず、強制的なものではなく、無理せず、継続的に参加できるような訓練形態となっていること。

次に、防災のための特別なものではなく、普段使っているものが訓練時に役立てられていること。

次に、親子連れの参加もあり、行動に伴う学ぶための訓練であります。炊き出しや非常食を持ち帰るなど、楽しみが加味されていること。

最後に、御近所同士で声を掛け合い、連れ立って行動するなど、かねての御近所付き合いと変わらず、訓練がその延長であることなどあります。災害時に自主防災組織が機能を果たすかどうかにつきましては、ただいま紹介しました事例のように、平常時のうちにいかに防災意識を高められる取組を継続して行い、区域内の住民に対して意識づけを行っているかによることも大きいと思われま。別の言い方をすれば、平常時に行っていないことを発災時にいきなり行おうとしても、地域としての防災力を発揮して防災の対応を行うことは難しいということが言えるのではないかと考えております。

以上でございます。

続きまして、自主防災組織は今後どうあるべきと考えるかについてお答えいたします。

災害対策基本法は、市町村の責務として自主防災組織の充実を図ることを定めております。また、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律では、地方公共団体は地域防災力の充実強化を図る責務を有すると定められております。自主防災組織は地域において共助の

中核をなす組織とされておりますが、取り組むべき活動につきましては、災害の種別、地域の自然的、社会的条件、住民の意識等が地域によって様々であることから、活動の具体的な範囲や内容を画一化することは困難でございます。

そこで、先ほども答弁でも申し上げましたが、本市といたしましては、現在地区ごとに推進しております地区防災計画や個別避難計画の作成及び見直しの取組が、ここでも極めて有効となると考えております。これは、地元の自主防災組織を含み、振興会長や民生委員、その他住民の方々による話し合い活動をもとに、当然、画一的ではなく、地域特性に合わせて進めていく取組でございます。防災の切り口ではございますが、特に個別避難計画の作成は、地域からのアプローチで、災害が発生する前にあらかじめ、要支援者等の見守り体制を構築しようとしておくことも目的の1つとして進めていく手法をとっております。

繰り返しになりますが、1月12日の市の桜島火山爆発総合防災訓練においては、対象の牛根地区において、まさに自主防災組織を含む地域の代表が作成した牛根地区防災計画や、地区内の個別避難計画の実効性を確認し、課題を検証するという訓練を初めて行いました。訓練参加者と行政とともに、本取組が有効であることの手応えを感じ取ったところでございます。

こうした訓練実績からも、地区内の自主防災組織を巻き込んで同様の訓練を当面継続し、各地区の地区防災計画や個別避難計画の作成及び見直しの取組が機能することで、当該区域で結成されている自主防災組織の形骸化の防止や再評価、ひいては活性化にもつながるものと期待しております。

また、自主防災組織につきましては、平成22年に結成されました垂水市自主防災組織連合会がでございます。同連合会では、年に1回スキルアップ研修会を実施しており、毎年度様々な

テーマで自主防災組織のリーダー等に研修を受けていただいておりますので、本取組も継続し、例えば手本とするべき訓練の紹介なども行って、他の組織への波及を図ってまいりたいと考えております。

なお、先ほど答弁の中で紹介いたしました自主防災組織の訓練に際しましては、2つの事例とも、市の自主防災組織育成事業補助金を活用されました。本事業は、防災訓練の実施等に要する経費の一部につきまして、市が自主防災組織に補助を行う制度でございます。こうした支援を行いながら、地域とともに防災対策に取り組みたいと考えておりますので、他の自主防災組織につきましても、具体的な訓練計画を立てられましたら、総務課へ御相談いただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○土木課長（東 弘幸） 本市の耐震化率につきましてお答えいたします。

1月1日に発生しました能登半島地震では、倒壊した家屋は、ほぼ耐震性のない家屋であったとの報道がございました。耐震化率につきまして、2月3日付の南日本新聞に、鹿児島県の耐震化率82.3%との記事が掲載されておりましたが、本市につきましては、令和元年度に固定資産台帳をもとに、垂水市内の住宅の耐震化率を算定しておりますが、53.3%と低い数値となっているところでございます。

次に、耐震診断及び耐震改修工事の補助につきましてお答えいたします。

各補助につきましては、耐震診断は垂水市木造住宅耐震診断補助金交付に関する要綱、耐震改修工事は垂水市木造住宅耐震改修工事補助金交付に関する要綱で定めております。

まず、耐震診断でございますが、昭和56年5月31日以前に建築された木造建築物を対象としております。診断につきましては、建築士または建築士事務所に所属する鹿児島県木造住宅耐

震技術講習会受講修了者名簿に登録された者が行うこととなっており、診断に要する費用の3分の2、上限6万円を補助することとしております。

次に、耐震補強工事でございますが、耐震診断におきまして耐震補強が必要と判断された木造建築物に対し、耐震改修工事に要する費用の100分の23、上限30万円を補助するものでございます。

以上でございます。

○税務課長（福島哲朗） 耐震化改修工事に対する税制上の優遇措置につきましてお答えいたします。

まず、国税である所得税関係について説明いたします。耐震工事に係る所得税等の控除制度につきましては、3種類あり、いずれも確定申告を行うことにより控除が適用されます。

まず、増改築の際に住宅ローンを利用して御自宅の耐震工事をされた場合、住宅特定改修特別税額控除の対象になります。条件としましては、控除を受ける年の合計所得金額が2,000万円以下であること、住宅ローンの返済期間が10年以上であること、増改築後の床面積が50平方メートル以上であること、地震に対する一定の安全基準を満たしていることなどがあります。

所得税からの税額控除は、住宅ローンの年末残高の0.7%で、所得税から控除しきれない分については、市県民税から控除されることとなっており、控除期間は10年間となっております。

次に、住宅ローンを利用して耐震基準に該当しない中古住宅を購入し、事前に一定の耐震改修を行う旨の申請をした上で、居住する日までにその申請に係る耐震改修を行ったことにより、耐震基準に適合することが証明された住宅については、住宅借入金特別控除の対象となります。

条件としまして、対象となる住宅の取得から6か月以内に居住していること、控除を受ける年の合計所得金額が2,000万円以下であること、

住宅ローンの返済期間が10年以上であること、建築後使用され、耐震基準に適合しない建物であることなどです。所得税からの税額控除は、先ほど御説明しました住宅特定改修特別税額控除と同じく、住宅ローンの年末残高の0.7%で、所得税から控除しきれない分については、市県民税から控除されることとなっており、控除期間は10年間となっております。

最後に、住宅ローンを利用せずに、個人が御自分の居住のための家屋に一定の耐震改修を行った場合、所得税から控除を受けることができる住宅耐震改修特別控除というものがございます。この住宅耐震改修特別控除でございますが、適用を受けるための条件としまして、昭和56年5月31日以前に建築された建物であること、耐震改修を行った家屋が現行の耐震基準に適合していること、耐震改修を行った方が2戸以上住宅を所有していた場合、主に居住している住宅の改修工事であるということです。

控除額につきましては、住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額のうち250万円を工事限度額として、10%に相当する額が税額から控除されます。

なお、この控除は所得税のみの控除であり、市県民税には適用されません。

以上で、所得税に係る優遇制度についての説明を終わります。

続きまして、市税である固定資産税に係る税制上の優遇措置につきまして御説明いたします。住宅に一定の耐震改修を行った場合、要件を満たす住宅部分について、1戸当たり120平方メートル相当分までの固定資産税が2分の1に減額されます。減額の対象となる住宅の条件としまして、昭和57年1月1日以前に建築した住宅であること、費用が1戸当たり50万円を超える耐震改修が行われたものであること、現行耐震基準に適合した工事であることの証明がなされたものであるということでございます。

以上で、耐震化に係る税制上の優遇措置についての説明を終わりますが、当該制度につきましては、今後、広報紙等により、納税義務者の皆様への適時の周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○土木課長（東 弘幸） 耐震化促進への取組につきましてお答えいたします。

耐震化の促進は、まず耐震診断を行う必要がございますが、平成29年度より補助金交付要綱を定め、市広報誌やホームページ等で市民への周知を図ってまいりました。

しかしながら、これまでの実績といたしましては、問合せはございましたが、申請は1件もないところでございます。今回の能登半島地震におきまして、倒壊した家屋は耐震性のない旧建築基準で建てられた建築物が主であるなどの報道があり、危機感を持っているところでございます。

今後は引き続き、市広報誌やホームページでの周知を図るとともに、当該補助のパンフレットなど全戸配布も検討し、さらに周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○学校教育課長（川崎史明） 本市の令和4年度の不登校児童生徒の人数につきましてお答えいたします。

文部科学省の定めている不登校の定義につきましては、何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いた児童生徒を不登校と定義しているところでございます。

昨年度の全国の不登校の割合としましては、国の問題行動等調査の結果によりますと、小学校では約1.7%、中学校で約6.0%となっております。これは平成30年の、つまり4年前の小学

校0.7%、中学校3.7%から急増しているというデータになります。

さて、御質問の中にありました、本市の令和4年度の不登校の児童生徒数についてでございますけれども、小学校が8人、中学校が13人でありました。

不登校の割合といたしましては、小学校では全国が約1.7%に対して、本市は約1.5%、中学校では全国が約6%に対して本市は約4.7%という状況でございました。

以上でございます。

○福祉課長（森永公洋） 垂水市内で子供の居場所となり得る民間の放課後等デイサービスを提供している施設がいくつあり、その特徴は、につきましてお答えいたします。

本市の児童福祉法に基づく放課後等デイサービス事業所については、平成31年と令和3年に1事業所ずつ、計2か所設置されております。

支援の内容といたしましては、療育が必要な児童に対し、生活能力の向上及び社会との交流促進に必要な訓練等の実施でございます。児童に対する支援については、市内の事業所が設置されるまで近隣市の事業所を利用するしかありませんでしたが、現在は本サービスの利用しやすい環境が構築でき、ニーズに対応した支援提供ができていると考えております。

利用対象児についてですが、学校に就学している障害児及びその傾向のある児童において療育支援が必要であると判断できる場合、利用可能となっておりますので、御活用いただければと考えております。

以上でございます。

○総務課長（濱 久志） 市内全小学校の今後6年間の児童数の推移につきましてお答えいたします。

市内全小学校の児童数を住民基本台帳を基に予測したところ、令和6年度479人、令和7年度460人、令和8年度433人、令和9年度401人、

令和10年度377人、令和11年度337人でございます。

続きまして、検討委員会設立の予定につきましてお答えいたします。

まず初めに、小学校のあり方についての基本的な考え方でございますが、これまでの議会答弁のとおり、今後の児童数の推移を見極めつつ子供の意向も聴取し、保護者や地域の方々の合意形成を図りながら段階を経て丁寧に対応すべき重要案件であると認識しております。また、全国的にも少子化が進展していることから、国も少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて、平成27年に公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引きを策定しておりますので、本市教育委員会としましてもこの手引きを参考にして、様々な観点から調査・検討に努めていきたいと考えているところでございます。

御質問いただいた検討委員会の設立でございますが、本市は平成22年4月に中学校の統合を行ったところでございますが、その際に教育委員会の諮問機関として平成17年に垂水市立学校規模適正化検討委員会を設置し、検討を行ってまいりました。今後、このような検討組織を設置する際には改めて設置目的や委員構成等を確認して必要な規則改正を行い、設置していく必要があると考えております。

なお、設置時期でございますが、これまで答弁しておりますとおり、まずは保護者の皆様や地域の声をしっかりと聞き、合意形成を図りながら進めていく必要がございます。そこで、各学校に設置している学校運営協議会を活用していきたいと考えております。先ほどの全児童数の推移について答弁しましたが、こういった情報や文科省の手引きにより検討が必要な課題、さらには検討組織の設置などについても学校運営協議会単位での意見を確認しながら、慎重丁寧に進めていきたいと考えております。

最後に、総合計画や教育振興基本計画などの上位計画との整合性でございますが、教育振興基本計画については令和5年度に国や県が新たに策定しておりますことから、本市も令和6年度中に第4期となる垂水市教育振興基本計画を策定する予定でございます。

また、垂水市におきましても、令和6年度に新たな総合計画を策定する予定でございますことから、これら上位計画にもしっかりと位置づけた上で、同時並行とはなりますが、慎重丁寧に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○水道課長（岩元伸二） 水道事業の現状についてお答えいたします。

まず浄水場などの浄水施設については、上水道創設当時から本市の大半の水道水を賄っている内ノ野の浄水場は平成26年度までに改修工事を終えております。海潟、新城、牛根境、小谷段の浄水施設においては、比較的新しい健全な施設であります。しかしながら、耐震化が図られていない施設が多いことから、今後延命化を図りながら耐震化の検討を考えていく必要があります。

また、配水池や管路においては、令和4年度末での配水池の耐震化率23.7%、管路全体の耐震化率9.4%、基幹管路の耐震化率30%、管路老朽化率24.4%となっており、全国平均値と比較すると非常に低い値となっており、老朽管の更新や耐震化が非常に遅れている状況であります。そのため、現在、平成30年度に作成したアセットマネジメントに基づき、管路の老朽管更新や基幹管路の耐震化を優先して進めております。

次に水道事業の経営状況については、まず4年度末の決算について御説明いたします。令和4年度決算では、水を作って販売する部分での事業収支の事業収益は約2億4,000万円、これに対します事業費用は約2億1,000万円とな

っております。この結果、当年度の純利益は約2,800万円となっております。

一方、施設の更新や耐震化の工事等の資本的収支では総収入額は約2,800万円、総支出額は約1億7,000万円で約1億4,000万円の不足となりましたが、この不足額については当年度純利益や過年度損益勘定留保資金等で補填しております。

企業債につきましては、約7,800万円を償還し、新たに約1,700万円を借り入れし、年度末における起債残高は約9億円、資金残高は前年度より減少し約5億1,000万円となっております。また、今後の水道事業の見通しですが令和5年度に牛根境地区と小谷段地区の簡易水道を上水道に統合したことや給水人口の減少、昨今の物価高騰など社会情勢の影響により、令和6年度から非常に厳しい経営状況になる見込みとなっております。

そのため水道課としましては、昨年12月より垂水市水道事業審議会を開催し、平成30年度に作成しました水道事業経営戦略の見直しについて御審議いただいております。

経営戦略の見直しが今後完了しましたら、水道事業の基本目標である安心・信頼を未来へ繋ぐしなやかで強い水道の実現を目指して、安心・安全で美味しい水を安定して供給し続けるように努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○高橋理枝子議員 すみません、あと5分しかないのですが、防災に関して皆さんに考えていただきたいということもありまして、1つ過去の文献を紹介させていただきたいと思います。

垂水の記録・文学という瀬角龍平さんが執筆された本です。その中に1779年、今から245年ほど前に、桜島大噴火について伊地知季虔という当時垂水島津家家臣であった日記があります。そちらのほうを抜粋させていただきたいと思いますが、まるで地震と火山雷は互い戦い

打ち合うようであり、全て周囲が恐ろしいほどの鳴り響く音に物を言う声も聞こえない。すぐにも山も崩れ海も傾き、世界中が皆逆さまにひっくり返ってしまうのであろうか。海底が隆起して9つの島ができたが、二、三年のうちの4つは海中に沈み込んだとあります。私たちが最近目撃した能登半島地震、これ以上の状況ではないかと私はとても恐ろしいことを考えましたので、今回はたくさん防災について質問させていただきました。

あと、備蓄に関してなんですけれども、女性用品に関しては生理用品だけの備蓄だったというふうに先ほど答弁されました。女性が半分以上いらっしゃると思います。たくさん御提案したいことがございます。例えば、女性のサニタリーショーツとか生理用品に使うものなんですけれども、あと妊産婦さんの母乳パッドとか授乳ケープとか乳児用の哺乳瓶とか洗浄用ブラシ、湯沸かし道具、瞬時に困るものがたくさんあります。そちらをリストにして御提案させていただきますので、どうか今後女性の声をたくさん拾っていただいて、備蓄に生かしていただきたいというふうに思います。

あと耐震化について市長にお尋ねしたいんですけれども、詳しいことは税務課に御相談いただきまして、いろいろ優遇措置があるようですので、特に固定資産税については1年間のみ2分の1ということで、もうちょっとどうかと思いました。

あと、市長には耐震診断と耐震工事の補助額の上限をもっと上げるお考えはないのかというのを伺いたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） 市独自の耐震化補助のかさ上げということにつきまして考えをお話したいと思います。

先ほど土木課長が答弁したとおりでございますけれども、少しでも耐震化の促進を図るために市の広報誌やホームページで周知を図るだけ

でなく全戸配布も検討するなど、まずはさらなる周知を図り、1件でも多くの申請をいただき、耐震補強工事につなげることが大事であるというふうを考えております。私も倒壊した家屋の映像を目にするたびに強い危機感を感じておりまして、地震や大規模な災害などにより多くの尊い人命が失われることはあってはならないと、市政を預かるものとして強く感じているところでございます。

今後、能登半島地震における国の動向も注視しながら、他市町村の動向も踏まえ、調査・検討するよう指示してまいります。

また、先ほど桜島大爆発も含めて、我々が想定していること以上のことが起きるだろうというふうに思いますので、あらゆる想定をしておりますけれども、そのときに1番大事なものは人災ゼロを目指して、そのためにこういうハード・ソフト整備をどうやってやっていくことかというふうに思いますので、高橋議員の先ほどの女性の提案も含め、多くの皆様から御提案をいただいて、より良い形にしていきたいと考えているところでございます。

○高橋理枝子議員 ありがとうございます。

あと1つ、教育長に伺いたいんですけども、小学校のあり方の検討委員会の問題についてなんですけれども、ぜひ次の垂水市の総合計画とか教育振興基本計画の改定に向けまして、触れたいいただきたいというふうに思うんですけどもお考えを伺います。

○教育長（坂元裕人） 先ほど教育総務課長が答弁したとおり、段階踏んでというところで、当然上位計画である総合計画、そしてまた教育振興基本計画、こちらにも記載の方向で検討してまいりたいと思います。

以上で終わります。

○高橋理枝子議員 以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（堀内貴志） ここで、暫時休憩いたし

ます。

次は、15時10分から再開いたします。

午後3時0分休憩

午後3時10分開議

○議長（堀内貴志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、池田みすず議員の質疑及び質問を許可いたします。

[池田みすず議員登壇]

○池田みすず議員 それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして市民の声を届けながら7項目質問いたします。

まず、たるたるおでかけチケットについてであります。

本市では令和2年4月より高齢者の積極的な社会参加と健康維持促進、移動手段を目的として、本市に在住している65歳以上の方へ垂水市たるたるおでかけチケットを無料で交付されており、本年度は令和5年10月までにチケットを受け取られていない方を対象にアンケートを実施されたとお聞きしたところでした。そのアンケート結果についてお答えください。

次に、老人憩の家についてであります。

老人憩の家に伺うと、高齢者の方々が楽しそうに話をされており、低価格で温泉等に入浴できるからありがたいとの声を多くいただきますことから、高齢者の方が安心して利用いただけるように維持管理をお願いしたいと考えておりますが、現状についてお答えください。

次に、予防接種の充実についてであります。

新型コロナウイルス感染症をはじめとする伝染病の発生、まん延を予防するため、公衆衛生の見地から予防接種の充実が不可欠です。現在の本市の予防接種の実施状況についてお答えください。

次に、女性がん検診の充実についてであります。女性がん検診は早期発見、早期治療につな

がる重要な検診です。しかし、費用面や行きづらさ等、様々な理由で未受診の方も少なくないと思います。そこで、本市の女性がん検診の実施状況と受診率の向上に向けての取組についてお答えください。

次に、発達に不安のある子供や保護者に対する取組支援についてであります。現在、障害者の自立と社会参加の促進を基本理念とする垂水市障害者計画や垂水市障害福祉計画等の見直しが進められ、保健課や教育委員会その他外部団体等との連携がパブリックコメントで公表されております。このような中、障害児を持つ保護者や教育現場、発達に不安のある子供や保護者に対する支援についての御相談の声が多数寄せられております。特に、幼少期や就学前後における早期発見と個別支援は子供の健全な成長と発達を促すために不可欠です。本市でも幼少期、就学前における早期発見、早期支援に積極的に取り組んでおり、様々な施策を実施していると思いますが、現在の実施状況についてお答えください。

次に、子育て世代テレワーカー事業についてであります。本年度新規事業として実施された子育て世代テレワーカー育成講座の実績と成果についてお尋ねいたします。

最後は、芸術文化振興事業についてであります。本年度は文化会館が開館30周年を迎える記念の年であり、様々な文化事業に取り組んでおられます。その中でも11月に開催された瀬戸口藤吉翁グランプリコンサートは、これまで県内外から小中高生の吹奏楽部や一般の吹奏楽団に瀬戸口藤吉翁の行進曲を課題曲として、全国でもほかにない行進曲コンクールを25回実施されていたようですが、本年度はコロナ禍もあり参加校数も減少してきたことから、新たにグランプリコンサートとして開催されたことが印象に残っております。

当日は、文化会館入り口から駐車場まで数百

名の市民の方々が並んでおられ、コンクールにおいてグランプリを受賞された松陽高校、情報高校吹奏楽部の演奏、垂水小学校金管バンドとの合同演奏は来場者の方々がとても感動されており、このような文化事業は必要であると感じたところです。

そこで、令和6年度は自主文化事業として、小学校、中学校を対象とした演劇による平和学習を実施されるようですが、内容など現在分かる範囲で構いませんので、お聞かせください。以上で、1回目の質問を終わります。

○福祉課長（森永公洋） 垂水市たるたるおでかけチケット交付事業に係るアンケート調査結果につきましてお答えいたします。

令和2年4月から実施しております垂水市たるたるおでかけチケット交付事業に係るアンケート調査につきましては、令和3年度及び令和4年度はたるたるおでかけチケットを受け取られた方々全員を対象にチケットの利用状況等に関して調査を実施いたしました。

アンケート調査結果でございますが、毎年チケットを受け取られているリピーターが約92%と多く、約93%の方々が受け取られたチケットを実際にお使いいただいている状況でございます。

また、御回答いただいた約15%の方々からチケット使用の用途を増やしてほしい、約13%の方々から交付金額を増やしてほしいといった御要望をいただいております。

次に、令和5年度は令和5年10月までにチケットを受け取られていない方々を対象に、チケットを受け取られない理由等に関して調査を実施いたしました。アンケートの調査結果でございますが、チケットを御存じの方が約59%と高く、チケットの存在自体は承知されていることが確認されております。外出する際の移動手段として約73%の方々が自家用車を、約18%の方々が徒歩と回答され、また、公衆浴場を利用

されない方々の割合が約86%と高いことから、日頃からバスやタクシー、公衆浴場を利用されていないことがチケットを受け取られない要因となっているようでございます。

これらの調査結果からチケットの利用頻度が高い方々については、交通費等の費用の一部を補う移動支援としての役割を一定程度果たしているものと考えております。一方で、新たな用途や交付金額の増額を求められており、これらの要望への対応について協議していく必要があると考えております。

以上でございます。

続きまして、老人憩の家につきましてお答えいたします。

垂水市老人憩の家の事業は、高齢者の方々が低価格で温泉等に入浴され、多目的ホールや和室で交流していただくことで、老人福祉の向上を図ることを目的として、垂水地区の垂水老人憩の家及び新城地区の南地区老人憩の家の両施設を福祉課が設置し、管理・運営しているところであります。

両施設の利用状況でございますが、全体の利用者数はコロナ前の令和元年度で約8,100人、コロナ禍の影響により令和2年度と令和3年度は約7,400人に減少しておりましたが、令和4年度は約7,700人に回復しているところでございます。また、垂水老人憩の家の多目的ホールや和室は、周辺の振興会や中学校の部活動等の集会や、毎週土曜日はボランティア団体によります子育てサロンの場として御利用いただいております。

施設管理等につきましては、利用者の受付業務や入浴施設の管理・清掃等を垂水市シルバー人材センターへ業務委託し、また必要な修繕や備品の更新等を行いながら管理・運営しているところでございます。

以上でございます。

○保健課長（永田正一） 予防接種の実施状況

につきましてお答えいたします。

本市における予防接種につきましては、大きく17種類の予防接種を実施しております。定期接種と任意接種別で申し上げますと、B型肝炎等の定期予防接種が14種類、おたふく風邪等の任意予防接種が2種類、定期接種と任意接種を行っているインフルエンザワクチンが1種類でございます。

接種内容につきましては、おおむね接種時期の1か月前に予診票の送付を行い、接種の御案内をしているほか、市ホームページでも周知しているところでございます。

実施方法につきましては、市内外の医療機関と接種に係る行政事務委託を締結し、実施しているところでございます。

以上でございます。

続きまして、女性がん検診の実施状況につきましてお答えいたします。

現在、本市では女性がん検診として、子宮頸がん検診、乳がん検診、骨粗しょう症検診、この3つの検診を実施しております。

実施方法といたしましては、市民館等で検診車により実施する集団検診と、本市と契約する医療機関で受診する個別検診の2つがございます。令和5年度の受診状況といたしましては、令和6年2月末時点で、子宮頸がん検診が受診者数839人、乳がん検診が受診者数811人、骨粗しょう症検診が受診者数71人となっております。

また、受診率といたしましては、子宮頸がん検診が21.74%、乳がん検診が27.13%、骨粗しょう症検診が6.29%となっており、昨年度と比較しますと、受診率は若干減少しております。

次に、受診率の向上についてでございますが、具体的な取組としまして4点ございます。1点目は、受診機会を増やす目的から土日も含めて検診を実施しております。2点目は、未受診者の方を対象に受診勧奨の案内を送付し、毎年12月に事前予約制の脱漏検診を実施しております。

3点目は、冒頭説明いたしました個別検診として予約制で医療機関にて実施しております。令和5年度におきましては、今月末時点で子宮頸がん検診36人、乳がん検診29人の方が医療機関にて受診されております。4点目は、子宮頸がん検診及び乳がん検診において対象者を定め、無料で検診を受診できる無料クーポン券の発行を行っております。令和5年度におきましては、今月末時点で乳がん検診で3人の方がクーポン券を利用して受診していただいております。

引き続き受診率向上のため、実施方法の検討や広報周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

続きまして、発達に不安のある子供や保護者に対する取組・支援における早期発見のための実施状況につきましてお答えいたします。

保健課におきましては、大きく5つの取組を実施しております。1点目は、乳幼児健康診査における発達・発育の確認でございます。2点目は、乳幼児健康診査の結果や保護者からの相談に応じて開催する無料の個別相談会でございます。この相談会では、言語聴覚士や心理士による予約制の個別相談となっており、相談内容に応じて医療機関や療育機関等へつなげております。3点目は、遊びを通して親子の関わりや対応方法を学ぶことができる親子教室です。この教室では、子育ての悩みへの対応や就園後の支援につなげております。4点目は、市内全保育園、幼稚園を保健師、心理士で巡回する巡回相談です。この取組では、保護者や園からの相談に対し、保健師等が助言や情報交換を行っております。5点目は、本市の子育て世代包括支援センターにおいて定例会を開催し、保健・医療・福祉等の関係機関との連絡調整を行っております。

以上でございます。

○学校教育課長（川崎史明） 小中学校におけ

る早期発見のための実施状況についてお答えいたします。

発達に課題があり、支援が必要ではないかと考えられる児童生徒や保護者に対しては、学校と教育委員会が連携して対応しているところがございます。各学校においては、1学期の早い段階から校内教育支援委員会を開催しまして、支援が必要な児童生徒や支援方法の検討を行い、特別支援学級等での学びの場が健やかな成長のためには有効ではないかと考えられる児童生徒につきましては、保護者の理解を得て市の教育相談会への参加を勧めています。

市の教育相談会では、医療・心理・教育の3分野の専門家により、児童生徒の困り感やそれに起因する発達課題等を探り、保護者の思いも受け止めながら、その子にふさわしい学びの場を考えていきます。市の教育相談会は、以前は2回でしたけれども、相談件数が年々増えてきているため、保護者が相談しやすいように、令和3年度から8月に2回、10月に2回の計4回に増やしております。今年度は33家庭の相談がございました。

市の教育支援委員会におきましては、このような教育相談会を通した専門家の意見、各学校の校内教育支援委員会の意見を参考に、子供の障害や困り感に応じて、より良い成長を促す学びの場を検討しております。

なお、学びの場といたしましては、通常の学級、それから特別支援学級に加え、垂水小学校には通級指導教室がございます。通級指導教室というのは、通常の学級に在籍しながら、週に1～2時間、例えば感情をコントロールする方法や友達との関わり方など、ソーシャルスキルを学ぶことのできる場であり、保護者の方々へは、教育相談会においても情報を提供しております。

また、通常の学級で学習をする際に支援が必要な児童生徒につきましては、特別支援教育支

援員が担任と協力しながら支援を行っております。令和5年度は、12人の支援員で対応しているところでございます。発達等に困り感のみられる児童生徒につきましては、できるだけ早い時期から感情をコントロールする方法や他者との関わり方について学ぶことで、交友関係のトラブルや不適応を防ぎやすいと言われておりますので、保護者との連携を図りながら、情報提供や対応をしているところでございます。

以上です。

○福祉課長（森永公洋） 早期発見のための実施状況につきましてお答えいたします。

福祉課においては、障害児及びその傾向が見られる子供たちに対する支援として、障害児通所支援等を実施しているところでございます。対象となる子供・保護者の希望に寄り添い、関係課からの情報等をもとに、希望に応じたサービスに係る支給決定を行い、療育支援の場として、児童発達支援や放課後等デイサービス等の提供を行うことで、日常生活の基本的動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行うことに加え、日々の子育てに疲弊している保護者の心身の休息等を図ることも目的としております。令和6年1月31日現在で60名の方が障害児通所支援を利用しているところでございます。

早期発見の取組としましては、今年度、保護者や学校・保育施設・サービス事業所等を対象に、発達障害とはどういったものなのか、どのような支援が必要なのか等の基本的な理解を深めていただくために、発達障害に関する講演会を実施したところでございます。

以上でございます。

○企画政策課長（草野浩一） 子育て世帯テレワーカー事業の今年度の実績と成果につきましてお答えいたします。

令和5年第3回定例会における池田議員からの御質問に対しまして答弁させていただきましたとおり、本市のまちづくりの目標の1つであ

る産業振興については、第5次総合計画の中で、就労の促進と多様な働き方を支援するとしております。その中で、重点施策である子育て支援につきましては、仕事と子育ての両立を支援し、働きやすい就業環境を推進することにより、若者や子育て世代の定着を図ってきているところでございます。

また、令和3年第3回定例会において、人口減少が進んでいる要因として、社会動態における10代後半から20代の減少が、人口構造や出生数の現況に大きく影響を及ぼしており、この年齢層の流出傾向が要因の1つであると考えているとの答弁をしているところでございます。そのため、人口減少が進んでいる本市において、人口構造の若返りを図ることが持続可能なまちづくりを行う上で重要なことから、20代・30代や子育て世代、特に女性にとって魅力あるしごと、まち、環境づくりを進め定着、移住者を増やすことが必要であると考え、これまで様々な施策に取り組んできているところでございます。

そのような中、令和3年10月、子育て支援センターにおいて、当課が行った子育て世代を対象とした仕事についての聞き取り調査で、育児中の隙間時間を使って無駄なく働きたい、仕事をしたいが、働く間に小さな子供を預かってくれる場所がない、仕事をしながら育児の悩みを相談できるような環境が欲しいといった御意見を伺った経緯がございます。

このような御意見に対する施策としまして、市役所の中堅職員により構成される、垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略ワーキンググループから、子育て中でも自分の得意なことを生かして、自分の生活に合わせてできる働き方として、子育て世代テレワーカー育成事業について、企画・提案がなされ、先ほど議員が言われましたとおり、今年度新規事業として、昨年9月8日から12月8日までの間、実施したところでございます。

御質問の実績についてでございますが、まず、実施にあたり、市ホームページや公式LINE、広報たるみず等を通じ、同事業の周知と育成講座受講生の募集を行い、定員15名に対し、12名の方が受講していただくこととなりました。講座に先立ち、昨年9月にプレセミナーを開催し、オンラインにて先輩テレワーカーとのトークセッションを交えながら、本事業の概要について説明を行ったところです。その後、ウェブマーケティング分野のテレワーカーとして、自立できることを目的に、昨年10月から12月まで全5回の講座を実施いたしました。第1回目の講座では、基本的なパソコン操作やビジネスマナー、就業後も使用可能な連絡ツールやファイル共有ツールの使い方について学んだところでございます。第2回目の講座では、実際の業務で用いるアプリケーション、Excelの基本操作について学んだところでございます。第3回目の講座では、SNSの運用について学び、SNSの中でも画像・動画投稿に特化したインスタグラムを実際に運用したところでございます。第4回目の講座では、あらかじめテーマやターゲットが決められた文章を作成し、報酬を得るウェブライティングの基礎や具体的な手法について学び、実際に文章の作成まで行ったところでございます。第5回目の講座では、これまで運用してきたインスタグラムや第4回目の講座で作成したウェブライティングについて振り返りを行い、実際の業務におけるポイント等について講師より指導・助言がなされたところでございます。

受講生の中には、パソコンを所有していない方や操作に不慣れな方もいらっしゃいましたが、非常に熱意を持って講座を受講していただき、全5回の講座を通じて延べ62名の方に御参加いただいたところでございます。

次に、成果についてでございます。最終回となる第5回目の講座終了後、今回の養成講座を

委託した株式会社LIFULL様から、受講生にテレワーカーとして業務を委託したいとの提案があり、現在6名の方に継続的なテレワーカーとして活動していただいております。事業の目的である子育てと仕事の両立への支援として、働きやすい就労環境の整備や多様な働き方の推進につながっていくものと考えているところでございます。また、講座の時間中は受講生相互の活発なコミュニケーションが交わされ、非常に和やかな雰囲気の中進められたところでございますが、それ以外にも、本講座で構築した通信ツールによる連絡や、実際に運用したインスタグラムの相互閲覧等を通じ、交流が促進されたことから、事業のもう1つの目的であります新たなコミュニティが構築され、子育てにおける悩みの共有等が図られる環境の1つになっているものと考えているところでございます。

以上でございます。

○社会教育課長（大山 昭） 文化会館自主文化事業につきましてお答えいたします。

令和6年度は、平成28年度に実施いたしました演劇蒼空以来8年ぶりに、平和の尊さ・命の大切さをテーマにした演劇を計画しております。本事業は、本市を皮切りに、南さつま市、曾於市、錦江町の3市1町で同時期に合同開催することにより、単独公演より低価格の委託料で開催が可能となったものでございます。3市1町とも、小中学生に生の演劇を見るすばらしさを知っていただきたいという同じ目的から計画することとなりました。

本市では、8月1日に教育委員会で例年実施しております、わくわくどきどき！夢教室の一環として、市内の全小学校、中学校の児童・生徒をバスで送迎し、無料招待する計画としております。

演目は、桜舞であり、内容は太平洋戦争末期に行われた、桜花作戦をもとにした演劇となっております。夏休み期間の公演ではありますが、

小中学校にも御理解いただき、1人でも多くの児童・生徒に平和学習として、生の演劇を見ることにより、平和の尊さ・命の大切さについて学んでいただきたいと考えているところでございます。

なお、2階席につきましては、有料ではございますが、一般客も観覧可能となっておりますので、議員の皆様方もぜひご覧いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○池田みすず議員 御答弁いただきました。それでは、ここから一問一答方式で2回目の質問をいたします。

まず、たるたるおでかけチケットについてですが、今後の取組についてお答えください。

○福祉課長（森永公洋） 今後の取組につきましてお答えいたします。

福祉課では、先ほどお答えいたしましたアンケート調査の結果や御要望等を踏まえ、利用しやすい内容に充実させていくことで、本事業の目的である高齢者の方々の積極的な社会参加と健康保持・福祉の増進が図られると考えております。アンケートでチケット使用の用途を増やしてほしいという要望がございましたが、増やしてほしい用途の1つとして公共交通の1つでありますフェリーでの利用が挙げられております。また、アンケートで交付金額を増やしてほしいという要望がございましたが、チケットでご利用いただいているタクシーの運賃が、昨年8月に、牛根方面のバス路線の運賃が先月それぞれ値上げされております。病院への通院や買い物等で垂水地区へ来られる場合、遠方にお住まいの方々や自動車運転免許証自主返納者等、公共交通を頻繁に利用される方々にとりましては、公共交通料金の値上げは大きな影響があることから、先ほどのアンケート調査結果の際も申し上げましたが、新たな用途や増額の要望に対しまして、関係事業者や関係部署と協議を重

ねていく必要があると考えております。

以上でございます。

○池田みすず議員 たるたるおでかけチケットは、市民の外出促進に効果的な施策として期待されています。

しかし、現状では使用用途や交付金額に制限があり、さらなる拡充を求める声が多く聞かれます。今後の検討をお願いして、この質問を終わります。

次に、老人憩の家についてですが、今後の方向性について質問いたします。

○福祉課長（森永公洋） 今後の方向性につきましてお答えいたします。

垂水市老人憩の家事業は、老人福祉の向上を図ることを目的としておりますことから、交流の場として多くの高齢者に御利用いただきたいと考えております。

また、毎週土曜日にボランティア団体が実施する子育てサロンに参加される方々にも御利用いただいておりますことから、高齢者と子供たちとの交流や子育て支援の場として安心して御利用いただけるよう、必要な修繕や備品の更新等を行いながら、適切な管理運営に努めてまいります。

以上でございます。

○池田みすず議員 答弁いただきましたとおり、多くの高齢者が利用するこの施設は、高齢者にとって重要な憩いの場です。施設の利用者が安心して快適に過ごせるよう、必要な維持・修繕、また、適切な管理運営ができるよう提案して、この質問を終わります。

次に、予防接種の充実についてですが、新型コロナウイルスワクチンについてお伺いしたいと思います。

新型コロナウイルスについては、市民の皆様の中にも、今後どのようにしていくのか不安に感じている方も多いと思いますので、これまでの新型コロナウイルスワクチンの接種状況に

加えて、令和6年度以降の接種と市民周知の方法や時期についてお答えください。

○保健課長（永田正一） 新型コロナウイルスワクチンにつきましてお答えいたします。

まずはじめに、新型コロナウイルスワクチンの接種状況ですが、令和5年9月20日に開始しました令和5年秋開始接種は、初回接種完了者で、生後6か月以上の方を対象としたものでございますが、接種率といたしましては、国内で約22%、県内では約23%であるのに対し、本市では約27%となっており、令和6年2月13日時点で3,640名の方が接種を行っております。内訳としましては、生後6か月から11歳の方が11名、12歳から64歳の方が1,096名、65歳以上の方が2,533名となっております。特に65歳以上の方につきましては、41%の方が接種されております。

次に、来年度以降の接種でございますが、厚生労働省は、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会の議論を踏まえ、新型コロナウイルス感染症を予防接種法のB類疾病に位置づけた上で、個人の発病または重症化を予防し、併せてまん延防止に資することを目的に、同法に基づく定期接種として実施する方針案を示しております。

接種対象者と接種時期につきましては、季節性インフルエンザワクチンと同様、65歳以上の高齢者の方と、一定の基礎疾患を有する60歳から64歳の方を対象とし、秋から冬にかけて年1回の接種が想定されているところです。また、任意接種としても接種が可能とされていることから、今後、国や県、周辺自治体等の動向を注視しながら、任意接種のあり方についても検討を進めてまいりたいと考えております。

最後に、市民周知についてですが、今月1日に全戸配布したチラシにおいて、現在実施しております公費負担による接種が年度末で終了することに加え、来年度以降は秋から冬にかけて

定期接種として実施される旨をお知らせしたところでございます。

引き続き、国の動向を注視し、医療機関等の調整を踏まえながら、広報誌等を通じて、具体的な接種方法等について周知を図りたいと考えております。

以上でございます。

○池田みすず議員 次に、HPVワクチンについて質問します。

HPVワクチンは、子宮経がんの原因となる、ヒトパピローマウイルスの感染を防ぐワクチンですが、平成25年度からワクチンの有効性等を理由に、令和3年度まで接種が控えられておりましたが、国において検証がなされ、令和4年度から接種が再開されております。

また、近年では、HPVワクチンの男性への接種についても、国で議論されていると聞いております。

垂水市におけるHPVワクチンの実施状況と、男性への接種予定についてお答えください。

○保健課長（永田正一） HPVワクチンにつきましてお答えいたします。

はじめに、HPVワクチンについてでございますが、HPVワクチンは、子宮頸がんの原因となる、ヒトパピローマウイルスの感染を防ぐ予防接種ワクチンとして、平成25年に定期予防接種として位置づけられた後、国が一時的に積極的勧奨を控えておりましたが、令和4年4月からほかの定期予防接種と同様に、個別の勧奨を再開するよう示されたことから、本市においても対象者への個別案内を再開したところでございます。

令和5年度の対象者につきましては、小学6年生から高校1年生の女性に加え、国が積極的勧奨を控えていた間の接種対象者である高校2年生から27歳までの女性が対象となっており、総対象者数は約600人となります。

接種状況につきましては、ワクチンの接種に

応じて、1人当たり1回から3回接種することになりますが、1回以上の接種者は126人、接種率21%となっております。

次に、HPVワクチンの男性への接種についてでございますが、令和4年に開催された国の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会によりますと、令和2年度に4価HPVワクチンが肛門がんと尖圭コンジローマの予防に対する適応拡大として承認され、9歳以上の男性へのワクチン接種が任意接種で可能となっているところでございます。県内自治体において、HPVワクチンの男性への接種助成は実施していない状況であり、全国的に見ても非常に少ない状況でございます。

これらの状況を踏まえまして、今後も引き続き、国の動向を注視し、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○池田みすず議員 HPVワクチンの男性への接種については、接種する意義等の広報や接種助成への実施をされている自治体はまだ少ないと思っておりますが、助成されている東京都中野区などを参考に前向きに取り組んでいただきますようお願いして、この質問を終わります。

次に、女性がん検診の充実について質問いたします。答弁もありましたが、子宮がんの早期発見のためには、別の検査方法である子宮体がん検診も重要だと思っています。現在、本市では実施していないと思っておりますが、本市の方針と今後の実施見通しなどについてお答えください。

○保健課長（永田正一） 子宮体がん検診につきましてお答えいたします。

はじめに、子宮体がん検診につきましては、国の指針等において、その検査方法や検査の際に起こり得る受診者の体調の変化などから、検診者で行う集団検診ではなく、多様な検査・処置が可能な医療機関での検査が推奨されております。

このことから、本市における子宮がん検診におきましては、国の指針に定めている子宮頸がん検診を集団検診と個別検診にて実施しており、子宮体がん検診につきましては、実施していないところでございます。そのため、集団検診や個別検診の際に子宮体がんの症状が疑われる方等には、医師または本市保健師等から必要に応じ、子宮体がん検診の受診勧奨を行い、疾患の早期発見・早期治療につながるよう対応を行っているところではございますが、この場合の受診料は全額自己負担となっております。議員御指摘の実施の見通しにつきましては、県内においては唯一鹿児島市が個別検診にて実施していることから、鹿児島市をはじめとする先進事例を情報収集しながら、関係機関との調整を踏まえ、子宮体がん検診の受診の際の支援策等について検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○池田みすず議員 今後、前向きに取り組んでいただけることを期待いたします。

次に、新たな慈愛会産婦人科医療機関での検診について質問します。

今春、公益財団法人慈愛会において、本市に産婦人科医療機関の開設が予定されておりますが、この医療機関では女性がん検診が実施されるのでしょうか。実施されれば、女性にとって検診機会の選択肢が増えることになると思いますが、確認されておられるのでしょうか。

○保健課長（永田正一） 女性がん検診における新たな慈愛会産婦人科医療機関での検診につきましてお答えします。

本市においては、女性がん検診の医療機関での受診、いわゆる個別検診につきましては、公益財団法人慈愛会様との包括連携協定に基づき、令和4年10月4日から今村総合病院といづろ今村病院において実施しております。受診実績といたしましては、昨年度は子宮頸がん検診が62人、乳がん検診が42人、延べ受診者数は104人

となっております、今年度も継続して実施しているところでございます。

議員御指摘の今春開設予定となっております、慈愛会様の産婦人科医療機関での検診については、慈愛会様に確認しましたところ、子宮頸がん検診の実施を予定しているとの回答を得ております。今後も引き続き、より良い検診の実施に向け、両方で協議・検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○池田みすず議員 垂水市内で、子宮頸がん検診を受けれることは大変ありがたいことですし、受診率の増加につながるのではないかと考えます。1人でも多くの方が受診できるように、今後も取り組んでいただきますようお願いして、この質問を終わります。

次に、発達に不安のある子供や保護者に対する取組支援について質問します。現時点での取組状況は理解いたしました。冒頭申し上げましたとおり、保護者からの御相談があることも事実なんです。それは、新たな取組や支援を検討する必要があるということではないでしょうか。

そこで、新たな取組、提案について3点お尋ねいたします。1点目は、全ての子供を対象としたWISC-Ⅲ等の知能検査等の実施についてです。WISC-Ⅲについては、現在学校教育課において、就学時健診の前に希望者を募り実施していると思いますが、保護者にとって手を挙げることはハードルが高いという御意見もあります。また、発達障害の指摘を受け、医療機関を受診することに対する不安は多くの方が抱えるものです。将来への不安が受診を躊躇させる原因の1つとなっております。

そこで、学校生活での困りごとを抱える子供さんや保護者の不安を解消するため、全ての対象年齢の子供さんが発達検査を受けられる仕組みは考えられないでしょうか。

2点目は、関係機関内での情報共有・強化についてです。市には、要保護児童対策地域協議会や特別支援連携協議会、教育支援委員会があり、その中で様々な情報共有を行っていると思いますが、さらに強化し、新たなルールや仕組みを構築することで、より早期な支援につながるとは思いますが、いかがでしょうか。

3点目は、発達障害に関する講演会や勉強会の実施についてです。幼児や園児の保護者や保育園や認定こども園、児童クラブの職員、小中学校職員を対象に発達障害に関する講演会や勉強会の実施です。これらの取組を通じて、保護者の不安解消や保護者への早期支援、各機関の職員における資質や提供サービスの向上につながるとは考えますが、どのように考えているかお答えください。

○保健課長（永田正一） 発達に不安のある子供や保護者に対する取組・支援における新たな取組につきましてお答えいたします。

国においては、幼児期が言語理解能力や社会性が高まり、発達障害が認知される時期でありますことから、5歳児に対して健康診査を行い、子供の特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持等を行うこととしております。このことから、保健課におきましては、来年度におきまして、国の方針に基づき、新たな検査として、5歳児健康診査の実施を検討しております。

次に、関係機関との情報共有につきましては、福祉課及び学校教育課が所管する各種協議会を通じて、引き続き情報共有を図りたいと考えております。

最後に、発達障害に関する講演会や勉強会の実施につきましては、公益財団法人慈愛会様との包括連携協定に基づき、同会の協力を得て、来年度以降に発達障害や子育てに関する講演会を開催したいと考えております。

以上でございます。

○**学校教育課長（川崎史明）** 小中学校における早期発見のための新たな取組についてお答えいたします。

学校教育課としましては、来年度、新たな取組として、次の3点を行ってまいりたいと考えています。

まず1点目ですけれども、中学校への通級指導教室の新設についてです。垂水小学校の通級指導教室においては、通常の学級で学びながら、感情のコントロールや友達との接し方で困り感のある児童が、週1～2時間ソーシャルスキルを学んで、落ち着いた学校生活を送ることができる児童が増え、ニーズの高まりを感じております。そこで、継続した指導ができるように、垂水中央中学校に同様の教室を新設してもらえよう、県の教育委員会に対し、現在、要望を出しているところでございます。

2点目ですけれども、幼稚園・保育園と小学校の連携の工夫についてでございます。これまでも年度末に、引き継ぎとして、幼保小の連絡会を各小学校で行ってまいりましたが、卒園生が小学校の学習や学級集団に適応できているのかと心配されておられる幼稚園・保育園の先生方もいらっしゃるようです。

そこで、児童数の多い学校においては、1学期の中頃、5月から6月ぐらいにかけて連絡会を開催し、1年生の参観を通して、支援の仕方を具体的に情報交換する機会を設けたいと考えております。この取組は、各園が保護者へする働きかけにもつながっていくものと考えております。3点目は、10月に行われる就学時健診の際、発達課題の講演会を実施するというものについてです。発達課題の早期発見のためには、保護者の理解・連携は不可欠だと考えております。就学時健診には、全ての保護者が来られますので、その機会に発達課題についての講演会を開催し、理解を深めていただきたいと考えて

いるところでございます。

議員の指摘のとおり、早期からの気づきと対応により、集団生活や友達との関わりについて学ぶことで、発達に何らかの課題がある子供たちが、より生き生きと充実した学校生活を送ることができるよう取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○**福祉課長（森永公洋）** 早期発見のための新たな取組につきましてお答えいたします。

今後の取組といたしましては、引き続き、障害児及びその傾向が見られる子供に対する支援を継続するとともに、今年度実施いたしました発達障害に関する講演会については、50名程度の参加者があり、障害児に対する支援等への関心が大きいことを改めて感じておりますことから、今後も保護者及び事業者等に対し、早期発見につながるような、発達障害の理解を目的とした講演会等の取組を実施できるよう検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○**池田みずす議員** 今後も発達に不安のある子供や保護者が困らないように各課で情報を共有し、取り組んでいただきますようお願いしてこの質問を終わります。

次に、子育て世代テレワーカー事業について、今後の取組についてお答えください。

○**企画政策課長（草野浩一）** 子育て世代テレワーカー事業の今後の取組につきましてお答えいたします。

先ほども答弁いたしましたとおり、今年度の育成講座終了後、6名の方に株式会社LIFULL様のテレワーカーとして継続的に活動していただいているところでございます。今後、さらにテレワーカーとして受託業務の選択肢を増やすとともに、収入の安定化を図るべく、令和6年度はさらに実践的な内容を盛り込んだキャリアアップ講座を全6回実施する予定でござい

ます。具体的な内容といたしましては、今年度の講座で学びましたExcelやテレワークツール等について、さらに実践的な活用方法の習得を目指すほか、新たにプレゼンテーションソフト、PowerPointの操作方法の習得やSNSにおける写真撮影方法や画像編集といった見せ方、ウェブライティングの作り方、読ませ方等に関して、実際の運用上効果的な手法等の習得を目指していただくことを考えているところでございます。

また、この講座のほか、実際の業務受託を通じて生じた様々なケースを検証し、的確な対応等について共有する場を全6回設定する予定としております。併せて、今年度と同様、子供を預けられない人や預けない人でも育児と両立して受講できるよう宅児サービスを設ける予定でございます。

また、子育て支援センターの2階を週1回程度開放し、福祉課のファミリー・サポート事業等を利用することで子供と一緒に出勤することが可能となる子連れオフィスとして活用していただくことも計画しておりますが、そのための整備も行う予定でございます。

今後も講座の実施を通して本市にとって貴重なデジタル人材の育成を図るとともに、受講生がフリーランスのテレワーカーとして自立することで仕事と子育ての両立が実現し、子育て世代が働きやすい就業環境が整備されるよう支援を行うことで、多様な働き方や子育て世代の定着が推進されるよう努めてまいります。

以上でございます。

○池田みずす議員 最後に、芸術文化振興事業についてですが、自主文化事業につきましては理解いたしました。本市には2名の偉人が誕生しております。1人は先ほど質問の中で触れました三大マーチの一つとしてたたえられる軍艦マーチをはじめとした行進曲を作曲し、行進曲の父といわれる瀬戸口藤吉翁、もう1人は日本

洋画の先達と言われており、誰もが親しみやすい写実的画風が特徴で文化会館正面入り口に名画の1つであるレプリカの薔薇が飾ってある洋画家の和田英作画伯です。2名の偉人の功績と偉業を未来への継承としていくためには毎年継続的に顕彰事業を実施することが重要であると考えます。

そこで、令和6年度は第10回目の年になり、記念事業として計画されているようですが、内容について御説明いただけますか。

○社会教育課長（大山 昭） 和田英作・香苗記念絵画コンクールにつきましてお答えいたします。

議員が言われましたように、本市には瀬戸口藤吉翁、和田英作画伯の2人の偉人が誕生しており、2人の偉人と偉業を継承するために、それぞれの顕彰事業を毎年実施しているところでございます。しかしながら、継続していくためには同じことを続けるのではなく、その時代やニーズにあった新たな取組が必要となってくることから、瀬戸口藤吉翁行進曲コンクールも25回目を迎え、本年度から新たな顕彰事業として、瀬戸口藤吉翁グランプリコンサートを実施し、市民の皆様から好評を得たところでございます。

和田英作・香苗画伯記念絵画コンクールも来年度10回目を迎えるにあたり、第10回記念の絵画コンクールとして入賞作品に加え、これまでの大賞作品や和田英作模写作品並びに教育委員会所蔵の和田香苗作品を展示する特別展を計画しております。なお、一般部門名を和田英作部門、ジュニア部門を和田香苗部門とし、各賞の名称も変更することとしております。

本コンクールには県内はもとより、県外からも応募があり、本年度は北海道からの応募があるなど、年々知名度も上がっているところでございます。来年度以降もこれまで以上に和田英作・香苗画伯をPRするとともに、子供たちをはじめ市民の皆様には直接作品を鑑賞していた

だくことで、芸術の魅力を身近に感じていただけるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○池田みすず議員 今の時代、時間を忘れて文化に溶け込み、心を安らげるひと時を持つことが重要だと思います。文化は私たちに豊かな感性を育み、心を癒やす力を与えてくれます。

最後に教育長、文化事業に対する思いをお聞かせください。

○教育長（坂元裕人） 昨日の落語、池田議員もご覧になられたと思いますけれども、やっぱり身近にこの文化があるというのは非常に素晴らしいことで、昨日の宮治さん、桃花さん、この方の落語を聞きながら、私は近くに小学生がいたんですけれども、この子供たちも日本語のリズムとかテンポとか面白さ、そういったものを享受しているんだなど、結構笑っているんですね、喜んでいるんです。蕎麦をすするとかああいう所作、まさにそれを楽しんでいるんです。素晴らしいなと思いながら観覧したところでございます。

池田議員がおっしゃったように、あるいは大山課長が答弁したとおり、この顕彰事業、じゃあ誰が恩恵を享受するのかというと、実は垂水の子供たちであり市民の方々だと私は思っています。もちろんこれは広く発信していますので、市外の方々にももちろん絵を出してもらって表彰される、そして喜びに浸ってもらって、結果絵が好きになるといういわゆる好循環を招くわけです。ところが、この絵に親しんでいる年数は何といてもこの垂水で生まれ育った子供たちが時間的にも長いわけです。本コンクールの審査員でもある葛迫幸平先生がおっしゃるには、年数を重ねてくればくるほど子供たちの絵はより豊かになってきている。例えば線の細さ、あるいは太さであったり、こういう線でもうリズムができるようになってくる。非常に面白い

着眼点で子供の絵をご覧になられます。これも1つ、こういう偉人がいらっしゃるからこそなんです。

一方、また音楽のほうに目を転じますと、小学校から金管バンドの活躍がございまして。中学校に行くと吹奏楽の活躍がございまして。高校でも垂水高校で、少ない人数ではございますけれども、こよなく音楽を愛する子供たちがいます。そして、一般に至っては垂水吹奏楽団、この方々はまさに音楽を広く市民の方々に、あるいは子供たちに向けて演奏してございます。

このように身近にそういう音楽、芸術とか文化に触れる機会がふんだんにある生活は子供にとっても市民の方々にとっても非常に心を豊かに育んでくれる。そういうものだというふうに私は思っております。ですので、先ほど課長のほうから答弁がございましたとおり、時代に合わせた形で心はしっかりと基盤を置きながら、この偉人の顕彰事業を継続してまいりたいなと思いますし、また自主文化事業もいろんな市民の方々のニーズを捉えながら、いいものを提供していければなと思っております。

以上でございます。

○池田みすず議員 今後も市民の皆様へ感動を与えるような文化事業を継続して実施していただくことを期待いたします。

これで私の質問を終わります。

○議長（堀内貴志） ここで、暫時休憩いたします。

次は、16時10分から再開いたします。

午後4時5分休憩

午後4時10分開議

○議長（堀内貴志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番、池山節夫議員の質疑及び質問を許可いたします。

[池山節夫議員登壇]

○池山節夫議員 それでは、早速、議長に発言の許可をいただきましたので、先の通告順に従って質問してまいります。市長、教育長、関係課長の御答弁をよろしくお願ひいたします。

市政について。

尾脇市政4期目の方針として、笑顔・安心があふれる潤いのあるまちづくりを推進するために、デジタル技術を活用し、未来を変革していくことで、市民の幸福度の上昇と元気な垂水市の実現を目指すがありますが、具体的にお示しください。

令和6年度一般会計予算案について。

行政のDX化及び議会のタブレット化について見解を伺います。

安心なまちづくりのために、中央地区の冠水対策についての事業が掲げてありますが、内容について伺います。

能登半島の地震を受けて、鹿児島県内で災害時の緊急輸送道路にある橋の耐震化が遅れているという報道がありました。

鹿児島県では、緊急輸送道路全ての橋で致命的な損傷にはならないレベルの耐震整備は実施済みであり、落橋あるいは倒壊はしない程度の性能はあるが、県民の安心・安全を守るために限られた予算の中で計画的に整備を進めていくとしています。

そこで、垂水市内にある橋梁の長寿命化はどうなっているのか伺います。

錦江湾横断道路について。

議会において錦江湾横断道路推進特別委員会を立ち上げ、また尾脇市長を会長として、官民一体の錦江湾横断道路推進協議会も設立されました。ここまで議会としても様々な活動をしてまいりましたが、実施路線化へ向けて見解を伺います。

大隅開発期成会でも、昨年から錦江湾横断道路を要望項目に入れていただきましたが、錦江湾横断道路に特化した期成会の設立が必要との

声がありますが、この点についての見解を伺います。

教育行政について。

笑顔があふれるまちとして、教育環境の充実があります。英語教育の拡充のための予算として1,189万7,000円が計上されておりますが、内容について伺います。

SNSによるセクストーションが問題になっていますが、学校現場ではどのように捉えられておられるのかを伺ひまして、以上で1回目の質問を終わります。

○市長（尾脇雅弥） 池山議員のデジタル技術を活用し、未来を変革する4期目の方針についてお答えいたします。

2020年1月に国内で初めて感染が確認された新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会、経済、人々の行動や価値観など、あらゆる面に波及し、日本の社会に大きな変化をもたらしたところでございます。

このような社会の変化やデジタル化の遅れに対して、国は迅速に対処するとともに、新たな日常の原動力として、制度や組織の在り方などをデジタル化に合わせて変革していくデジタル・トランスフォーメーション（DX）を推し進めているところでございます。

コロナ禍以降、テレワークやワーケーションなど、時間と場所にとらわれない働き方が注目されるようになり、ICT技術の進化は、経済活動だけではなく、社会の在り方や各人が感じる幸福の形にも大きく影響を与えていると認識しているところでございます。

本市におきましても、市税のアプリ決済やコンビニ納付、GIGAスクール構想による教育現場でのICT技術の活用、LINEやインスタグラムなどのSNSを活用した情報発信など、デジタルの力を用いた動きをはじめ、DXを推し進めているところでございます。

国は、デジタルの力で全国どこでも誰もが便

利で快適に暮らせる社会を実現するために、デジタル田園都市国家構想総合戦略を掲げ、デジタルの力により地方創生の加速化・深化を図ろうとしております。

デジタルの力は、地域社会の生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活の質を大きく向上させ、地域の魅力を高める力を持っており、地方が直面する社会課題の解決の切り札となるだけでなく、新しい付加価値を生み出す源となることが期待されております。

本市においても、昨年DXの推進に関する具体的な取組内容を明記した垂水市DX推進計画を策定し、デジタルに代表される新しい技術を用いて、デジタルの力で元気な垂水を目指しているところでございます。そのため、DX推進計画においては、人に優しいデジタル推進により、全ての市民の皆様に住みやすいまちづくりの推進を掲げておりますが、本市のどこでも、市民の全ての皆様が便利で快適に生活することが可能になれば、市民の皆様の満足度・幸福度も必然的に上昇するものと考えているところでございます。

このようなことから、今議会初日の令和6年度施政方針の所信表明においては、元気な垂水市を実現するためのまちづくりの目標として掲げている笑顔があふれるまち、安心なまち、潤いのあるまちの3つの目標の実現のため、デジタル技術等を積極的に活用することで、垂水市の未来を変革し、市民の皆様の幸福度の上昇と元気な垂水市の実現を目指すと述べさせていただいたところでございます。

具体的な令和6年度の施策といたしましては、まずは市役所のDXを推進し、職員の業務負担軽減を図ることで、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくため、職員の業務用端末を更新しつつ、行政機関専用のネットワーク環境で使用する業務用コミュニケーションツールや、同環境のみで使用する生成AIを

導入等したいと考えております。このことは、川越議員の答弁でも述べましたとおり、本市において第1次産業や介護職等の担い手不足が課題となっている現状と同様に、将来的に市職員においても担い手不足が危惧される状況にあり、職員数の不足に伴う行政サービスの質の低下が懸念されますことから、庁内DXを推進することで職員の業務効率化と業務負担軽減を図り、市民の皆様へ提供する良質な行政サービスが維持できるようにするものでございます。

本市においては、人口減少や少子高齢化、産業の担い手不足、若者の市外流出など様々な課題がある中、市民の皆様の笑顔・安心があふれる潤いのあるまちづくりを推進するためには、デジタルに代表される新しい技術を積極的に活用するとともに、これまでになかった発想で本市の未来の変革を進めていくことが必要であると考えております。

今後につきましても、引き続き各種施策をスピード感を持って実施することにより、市民の皆様の幸福度の上昇と元気な垂水市の実現を目指し、粉骨砕身の覚悟で取り組んでまいりたいと思っている所存でございます。

以上でございます。

○財政課長（園田 保） 令和6年度一般会計予算案について、行政のDX化及び議会のタブレット導入の予算の考え方についてお答えいたします。

庁内のシステム導入・システム構築に際しましては、その利便性や費用対効果はもとより、操作性や拡張性のほか、情報セキュリティなどを検討しなければなりません。

これらの検討を行うために、本市におきましては、平成4年4月1日に発足しました管理職で構成された垂水市電子計算組織運営委員会において検討した上で、電算システムの導入やネットワークの構築を行ってまいりました。また、この委員会とは別に、今年度から行政改革会議

の下に若手職員を中心としたDX推進部会が発足し、行政サービスの向上や業務改善に向けて協議を重ねられているところでございまして、本年度の成果としましては、仮想ブラウザや令和6年度導入予定のLOGOチャットなどにつながっているところでございます。

タブレットなどの情報端末を使用した議案の配付や閲覧できる仕組みを構築することは、議会における議論の活性化及び議会運営の効率化の観点から、他自治体の議会でも導入が進んでいるようでございます。また、議会だけではなく、執行部といたしましても、様々な会議でのペーパーレス化などにもつながりますので、単に情報端末の導入だけではなくて、目的を達成するためのアプリケーションの導入、導入環境の整備、運用経費についての検討に加え、一定の使用ルールを定めた上で、合理的かつ適切な手法を、お互いを尊重して研究・検討していくことが重要であると考えております。一般的に、他市の状況を見ましても、DX化やペーパーレス化の方向性は今後さらに加速していくと思いますので、しっかりと議論していきたいと考えております。

以上でございます。

○土木課長（東 弘幸） 中央地区の冠水対策につきましてお答えいたします。

冠水対策につきましては、これまでも御質問いただいております、都市下水道事業が休止に至った経緯や、現在整備中でございます垂水9号線の計画において、完全な解消はできないが、少しでも冠水が軽減できるよう努めるなどの答弁をさせていただいております。

令和5年度は、下宮地区を中心に中央地区冠水対策調査業務を実施しており、現況の側溝排水能力やこれまでの冠水実績に基づいた冠水シミュレーションによる検証など、少しでも冠水軽減につながるような方法を検討しております。

今後につきましては、下宮地区の冠水軽減を

図る実施設計を作成しながら、同時に栄町地区や上町地区の調査を行うなど範囲を広げる予定でございます。

続きまして、橋梁の長寿命化につきましてお答えいたします。

橋梁の長寿命化につきましては、令和2年の第2回定例会で川越議員より、また昨年、第2回定例会で前田議員より御質問いただいております、答弁が重なる部分もあるかと思いますが、御了承いただきたいと思います。

土木課では、平成24年度に橋梁長寿命化計画を策定し、平成26年度より補修工事を実施しております。

国におきましては、当初橋梁の長寿命化計画をほかの施設に先行する形で推進するよう制度化しておりましたが、平成24年12月に中央自動車道笹子トンネルで天井板崩落事故が発生したことを受け、平成26年7月に道路法施行規則が改正され、トンネルや洞門、大型ボックスなどの道路構造物の長寿命化に向けた個別施設計画の策定や、5年に1回の頻度による点検が義務付けられたところでございます。

現在、土木課が管理する橋梁は101橋ございますが、毎年度約20橋ほど点検を実施し、状態の把握に努めているところでございます。損傷度の判定区分はⅠ～Ⅳまでの4段階でございしますが、Ⅰが健全、Ⅱが橋梁の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態、Ⅲが早期に措置を講ずるべき状態、Ⅳが緊急に措置を講ずるべき状態となっております。当初計画では、これまでの点検において、Ⅲ判定が18橋あり、そのうち15橋の補修工事が完了しており、今年度は残る3橋について発注し、全て完了したところでございます。令和6年度以降は、橋梁の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態のⅡ判定の橋梁補修工事に着手する予定でございます。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） まず、実施路線化についてお答えいたします。

錦江湾横断道路につきましては、これまでの議会において答弁させていただきましてとおおり、令和3年6月に鹿児島県のかごしま新広域道路交通ビジョン及び計画において、新たに構想路線として位置づけられ、翌7月には国土交通省の九州地方新広域道路交通計画においても、新たに構想路線として位置づけられたところであり、本格的な事業化へ向けて一歩前進したものと考えているところでございます。

構想路線の位置づけから、実施路線化や事業化に向けたこれからの取組につきましては、昨年12月議会で土木課長が県へ照会いたしましたことを答弁しておりますが、まずは事業効果の検討が必要であるが、実施路線化や事業化に向けた具体的な基準が設けられたものではないとのことでございました。そのため、県の実施路線化に向けて、まずは本市のみならず、関係市町の皆様へ広く情報発信を行い、地域全体の合意形成や機運の醸成を図るための様々な取組が必要ではないかと答弁させていただいたところでございます。

このような取組を推進すべく、昨年8月、官民一体で組織する垂水市錦江湾横断道路推進協議会が設立され、私が会長に就任させていただいたところでございます。その後、同月に県庁におきまして、塩田知事に直接お会いして、本協議会の設立趣旨等について御説明させていただいたところでございます。

直近の取組といたしましては、昨年11月に鹿児島県社会福祉センターにおきまして、鹿児島県、鹿児島市、鹿屋市、垂水市、鹿児島国道事務所、大隅河川道路事務所、第十管区海上保安本部の関係課職員等が出席した錦江湾横断道路ネットワークに係る勉強会が開催され、錦江湾横断交通ネットワークに関する最近の動向や今

後検討すべき課題などの共有と意見交換が行われ、出席職員から、防災・医療の観点から命を守る道路として必要不可欠であり、実施路線化と早期着工に向け、関係団体や周辺自治体等の協力を得ながら取り組んでいきたいと発言したとの報告を受けているところでございます。

当勉強会につきましては、昨年12月に開催されました鹿児島県議会におきまして、郷原県議より一般質問がなされたところであり、その中で県総合政策部長より、勉強会の内容は県のホームページで公開しており、県民への周知に努めていること、今後も県全体の機運の醸成に向け、関係機構との意見交換や情報収集に努めることなどの回答がなされたところでございます。また、知事からも、機運醸成などを図りながらしっかりと検討していきたいとの答弁があったところでございます。

錦江湾横断道路の早期実現は、交通の利便性の向上や生活圏の拡大、観光への活用など、本市をはじめ大隅半島や九州南部地域における産業・経済・文化の発展に寄与するとともに、近年、激甚化傾向にある自然災害への対応や救急医療体制の確保など、防災・医療の観点からも命を守る道路であり、必要不可欠と考えているところでございます。

今後につきましても、錦江湾横断道路の実施路線化と早期着工の実現に向け、市民の皆様方や関係団体の皆様方、周辺自治体と連携をして、市議会の皆様方より一層のお力添えを賜りながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、期成会の設立についてお答えいたします。

錦江湾横断道路につきましては、これまでも機会を捉えて要望活動を行っているところでございます。昨年8月には、錦江湾横断道路の早期着工について、大隅半島4市5町で構成する大隅総合開発期成会による国への要望活動を行うに当たり、私が直接、要望内容について説明

を行ったところでございます。

昨年12月に開催されました大隅総合開発期成会の構成市町の課長級職員による幹事会において、本市企画政策課長より、大隅4市5町が一体となった錦江湾横断道路の事業推進についての協力を依頼したとの報告を受けているところでございます。

具体的には、これまでのように複数ある要望項目の一つとしてではなく、別立てた一つの要望事項として取り扱うことに関する依頼でございます。この依頼については、現在、期成会事務局と調整中ではございますが、当市の依頼どおりの形で要望することがかかいますと、これまで以上に国・県に対し、錦江湾横断道路の重要性を訴求することになり、実施路線化の大きな推進力となるものと期待しているところでございます。

先ほども答弁しておりますとおり、錦江湾横断道路の実施路線化と早期着工の実現に向けては、市議会の皆様のより一層のお力添えが必要だと考えており、特に錦江湾横断道路特別委員会の皆様と連携を図りながら、国・県をはじめとする関係機関への要望を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○学校教育課長（川崎史明） 英語教育の拡充につきましてお答えいたします。

英語教育充実のための取組としましては、これまで英語を母国語としているALTを中学校を中心に配置したり、日本人の英語指導補助員としてのJTEを小学校を中心に配置したりして、児童生徒が英語に触れ合う機会の充実に努めてまいりました。

また、小学校高学年で英語が教科化され、週2時間の指導が始まったタイミングで、県教委と連携し、中学校の英語教員が小学校高学年の英語の授業を行う英語専科加配の配置を行ってきたところでございます。

さらに、令和元年度から中学生への英語検定補助を行ってきており、例年50%近くの中学生在が英検にチャレンジするなど、中学生の英語への興味関心が高まってきていると感じております。

なお、小学生の土曜英語教室につきましては、令和元年度から開催しております。今年度は小学校3年生から6年生までの8人が5回の講座に参加しております。

このような取組により、令和5年度の全国学力・学習調査における質問紙では、小中学生ともに「外国の人と友達になったり、外国のことについてもっと知ったりしてみたいと思う」や、「日本や住んでいる地域のことについて、外国の人にもっと知ってもらいたいと思う」、「英語の勉強は大切だと思う」、「将来、積極的に英語を使うような生活をしたり職業に就いたりしたいと思う」などの質問項目につきまして、全国平均よりも本市の子供たちは高い調査結果となり、英語についての興味関心が高まってきていると考えております。

一方で、「授業以外で、英語を使う機会があったか」の質問に対しては、低い調査結果となりました。英語に興味があり、使ってみたいという意欲はありながらも、なかなか使う機会が少ないということが本市の英語教育の課題として考えられます。

このことを踏まえまして、来年度の新たな取組として2点考えております。

1点目は、以前、夢の翼事業で交流を行った香港の王肇枝中学校（ウォンシューチ中学校）とのGIGAを活用したオンラインでの交流です。今年度、試行的に代表の生徒同士でオンライン交流をいたしました。垂水中央中の生徒は、垂水の環境や自然など、伝えたいことを事前にまとめ、一生懸命伝えようとする姿や、相手の話をしっかりと聞き取ろうとする姿が見られました。このように、相手意識や目的意識が

あることで英語への向き合い方が大きく変わると実感したところでございます。5月には、王肇枝中学校（ウォンシューチ中学校）の生徒20人ほどが垂水中央中学校に来て、直接交流を行う予定と聞いておりますので、この交流をきっかけに、その後の定期的なオンラインでの交流につなげて、海外の生徒と英語を使って積極的に交流する機会を確保してまいりたいと考えております。

2点目は、英語検定の小学生への補助の拡大です。小学校で英語が教科となったことにより、小学生の英語への興味関心も高まってきております。そこで、英検への補助につきまして、小学生にも拡大し、早期からの英語教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

引き続き、SNSによるセクストーションにつきましてお答えいたします。

セクストーションとは、性的脅迫・ゆすりのことと理解しております。代表的な手口としましては、インターネットやSNS等を通じて出会った異性に対し、親しみを感ぜさせた上で、相手の性的な画像や動画を送信させ、知り合いに送る、ネットにさらすなどの脅しをかけ、口止め料として金銭や電子マネーを支払うよう脅迫される案件でございます。また、SNSのやり取りの中で、交流用として称して特定のアプリをインストールさせることで、被害者の個人情報盗み取る手口で、脅迫から逃げられないようにする手口も使われているということでございます。

性暴力被害の相談を受け付けているNPOによりますと、被害者が女性の場合、性的な画像を要求され続け、被害者が男性の場合は金銭を脅し取られるなどの違いはあるようですが、相談件数としては男女ほぼ半々となっているということでございます。

GIGAスクール構想を推進している本市に

おいては、ICT機器の学びの活用方法はもちろんですが、その前提としまして、個人情報の取扱いやいじめにつながるような情報発信をしないことなど、市で作成した小中学生用の情報教育ガイドラインを基にした情報モラル教育についても、両輪として大切に取り扱っております。

現在、本市の小中学生で、SNSによるセクストーションに関するトラブルは発生してはおりませんが、児童生徒がこのような犯罪に巻き込まれないように、セクストーションの問題も含め、引き続き情報モラルの指導に取り組んでまいります。

以上でございます。

○池山節夫議員 それでは、一問一答方式で伺いますが、まずこの1番目の施政方針に関しては了解しました。

私は、まずこの1番目を聞いたのは、この2番目の、行政のデジタル化及び議会のタブレット化、一回、やっぱり議場で議員の側から発信をしないと、なかなかこれが進まないという思いがあって、今回、無理やり質問に入れさせていただきました。

資料をお配りしています。これを見ていただくといいんですが、熊取町に議会運営委員会で研修に行ったときの、このタブレットの中のアイコンというんですか、それなんですけど、我々も実際にこれをタッチしているいろいろ勉強させていただきました。簡単でいいんです、すばらしいんです。それで、私はここで、まず財政課長、さっきの答弁で、議会に検討しなければならないことだというようなことを言われて、運営委員会でも検討すると、タブレット化が進んでいるようでございますという答弁だった。進んでいるようでございます、じゃないでしょう。もう本当に進んでいる。私、今回この議運で熊取町と高槻市に伺って、タブレットに関する研修をして、質問をしたりして、ずっとやっ

ている間に向こうからのお答えをいただいたりしたら、いや、もうこの議題で議運として研修に行くのはもうやめないといけないと、つくづく思ったんです。この研修自体がもう恥ずかしいんです。これを研修に行っている市町村というか、議会自体がもう質問をしながら恥ずかしくなるんです。隣近所全部導入していますということですから、ここに、さっき資料をもらったんですけど、鹿児島県内19市の導入している自治体がどれだけか、19市のうちの12市は既に導入済みです。1市、出水市だけが令和5年度に導入する予定だと、これで13市です。19市のうち残っているのが、奄美市、伊佐市、志布志市、始良市、垂水市です。あと西之表市。あと残っているうち、このまちはどうなっているか。まず、始良市です。去年の12月にもう新庁舎が完成しています。これは当然タブレット入ります。新庁舎を造って入れていないことはないですから。それと、次が伊佐市。伊佐市は、今庁舎問題で住民投票とかやっていますけど、これももう今年の2月に市民に説明会を開いたりして、庁舎ができること当然入ります。あと残るのは、志布志市。志布志市に本庁舎を移しました。まだちょっとごたごたしていますけど、これもそのうちでしょう。そして、あと西之表市と垂水市です。西之表市は、自衛隊の補助金が来るからすぐ入ります、どう考えたって。私、これを見たら垂水市が一番最後です。もう順番的に残っている6つ見たら、うーんとかう考えたところが、どうも西之表市にも財源的に負けちゃうもんね。そうすると、一番最後だとやっぱ汚名を着る。そういうことで質問を無理やり入れたんです。どうか検討していただきたい。

先日の議会運営委員会の川畑委員長の報告を皆さんしっかり聞いていただきましたか。私、最後に拍手をしました。行った熊取町は、令和元年の9月に議会改革特別委員会を設置しました。それから5か月でもうタブレットを導入し

ています。それと、高槻市も平成30年から検討して、もう令和2年には入れているんです。この委員長の報告の最後にあるんですが、ちょっと読みます。「全国市議会議長会においても、コロナ禍の頃から協議されておりますオンライン委員会も標準とされていきますことから、機材の一つとして必須になることが考えられます。本市議会におきましても、導入に向けて早急に協議していくことが大事であると感じたところでもあります」こういう報告をされております。私自身は、議会運営委員会で例えばタブレットでの研修に行きたいと言ったら、それはやめてくれと断ります。行くこと自体がもう恥ずかしいからです。そのことをどうか市長も財政課長、皆さん、御理解いただきたい。私個人は、行政のDX化を言われるけれども、行政のDX化が一番進むのは、やっぱり議会にタブレットを導入することが一番早いと思うんです。そうすることで、資料のいろんな議案の差し替えとか、いろんなものが早くなる、タブレットに入れるためにDX化を進めないといけないという作業が要るから、当然早くなると思っています。ですから、今回この質問はこれだけで終わりますけど、もう恐らくこのままいくと19市の中で最後になると思います。先日、よく私が引き合いに出しますが、池田市長のところの都城市、あそこの議会のYouTubeでちょっと見たんですけど、もう議長席から全部タブレットです。やはり、もうここまで来たら、まず財源も大変でしょうけど何とかしてくれということですね。本当にもう、議運の方々みんなが思われたと思います。質問しながら、これは鹿児島の田舎の議会が来ているから、こんな程度だろうなと思われながら向こうが答弁されているのかな。私は、途中からもう帰りたくなりましたから、本当にそのぐらい遅い。だから、19市の中でまだ6つ残っていますが、どうか早く検討してくださいということを申し上げまして、この質

間を終わります。

それから、中央地区の冠水対策ですが、後に北方議員が控えていますから、これは譲っておきます。

それと、もう錦江湾横断道路に入りますけど、市長、我々も議会として一生懸命頑張ります。昨日のこの南日本新聞で、桜島が載っていましたが、機運も大分盛り上がってきているんです。そこで、我々議会としても、この前も鹿屋の議連の方に要望してきました。鹿屋が中心となって決起大会開いていただけませんかということをお願いして、そしたらいい感触であったんです。

ここで質問したいのは、首長のそういう集まりでも議会と連携しながら、この決起大会を早急に開催すると、そういうことをぜひ提案したり動いていただきたい、そのことについて見解があれば伺います。

○市長（尾脇雅弥） 錦江湾横断道路の実施路線化というのは、昨年1月の選挙公約の一つでありましたので、2月には全首長も会ってきました。それぞれの事情があるところもありますけれども、大方その趣旨は理解していただいております。また、議会のほうでも、昨年7月の東京陳情のことがきっかけになって大きく動き始めたということで、この辺の経緯を御存じのとおりだと思います。まずは、垂水のほうから錦江湾横断道路推進協議会が設立をされまして、いろんな動きがあると思いますけれども、垂水市の動き、4市5町の動き、鹿児島県の動き、あるいは国家事業としてどうするかと、いろんな位置づけがありますので、いろんな方向で、錦江湾横断道路、橋かトンネルかみたいな議論もあるんですけれども、いずれにしても、経済性、利便性もありますが、命を守るというところを最優先にしながら、桜島の状態がどうだこうだあるんですけれども、だからこそ避難道として必要なんだとか、いろんな考え方が

ございますので、その辺の最近の動向、県議会でもそうですし、皆さんが発言をしてその機運が高まっておりますので、まずは本年7月の知事選がございまして、ある程度ここへ向けて、先ほど答弁いたしましたように、4市5町の期成会の中で意見を取りまとめて、反対をされる首長の方はいらっしゃらないと思いますので、しっかりと効果的なステップを踏みながら、タイミングがございまして、首長会としてもしっかりと対応していきたいと思っておりますのでございまして。

○池山節夫議員 ありがとうございます。機運も盛り上がってきましたから、ぜひ手を取り合って頑張っていきたいと思っております。資料をお配りしましたこの裏面に、まだ予定ですけど、各市議会が錦江湾横断道路の早期事業化を求める意見書を議決していただく予定になっております。こういうのがそろってくるとやっぱり鹿児島県としても、そして森山先生に言われました住民運動、その地域を盛り上げるようにと、そういうことが大分熱を帯びてきたということになると思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。今回の能登半島地震も、能登半島というのは、こうぐるっと180度回すと、大隅半島の地形によく似ている。道路が一本だったりして、一旦地震が起こったりすると、緊急なこと、いろんなことで大変だと、そのことは、桜島、垂水のことも言えるわけで、ぜひ錦江湾横断道路ができるとあっちへ行ける、こっちへ行けるということになりますので、一緒になって頑張っていきたいと思っております。これについては、これで終わります。よろしく願いします。

あと、教育行政についてですけど、先ほどの説明でほぼ終わりです。このところ、鹿児島県警が2023年に認知した刑法犯が6,721件で、2年続けて増えている。特にやっぱり性犯罪が増加している。交流サイトを通じてトラブルに巻き込まれる事例が目立っており、学校でもそ

の啓発対策が強化すべきだというのが載っていたんです。この点については、教育長、簡単でいいですから、垂水ではまだそういう事例はないということですが、教育長の見解をお伺いしたいと思います。

○教育長（坂元裕人） 御質問ありがとうございます。毎回、池山議員から非常に新たな言葉が出てきて、そのたびに私どももまた勉強し直して、ありがたいことだなと感じているところなんですけれども、このSNSというのは非常に便利な情報発信ツールでもあります。一方、今おっしゃったように、県内でももう6,700件を超えるような、そういう性犯罪に巻き込まれる危うさ、危険性もある。つまり、表の部分と裏の部分がまさに表裏一体となっているツールであるということなんです。そうするならば、やはりこれは上手に付き合って、そしてうまく使っていかなければいけないというところが大事なんだろうと思います。そのことは、先ほど課長のほうで答弁があったとおり、情報モラルの問題もあるでしょうし、その使い方の問題もあると思いますけれども、もう一つ加えて言うならば、保護者がどれぐらいこのことを自覚、あるいは知っているのかということもあると思うんです。

実は、令和3年度、GIGAスクールがスタートするときに我々はチラシを作っているんです。それは、市P連と教育委員会と学校が一体となっていよいよ始まると、ここで気をつけなければいけないのはどうということだろうという中に、当然SNSも実は上がってきているんです。7つのルールを決めて、これをそれぞれの家庭で守っていこうということで、当時85%の家庭が参加してつくった7つのルールというのがあります。「スマホ・タブレット・ゲーム等の家庭で守ろう7つのルール」、これを見ますと、実際、垂水中央中の生徒会で3つのマナーをつくっているんです。それがまさに池山

議員が御指摘のもの、そのものなんです。例えば、「マナー（ア）」ですので、頭から言いますと、「まって！その言葉。相手の気持ちを考えて」、これもまさにそのとおりです。次は、「ないないない！人の写真や動画（個人情報）のアップ」、こういうことを生徒会で自分たちで決めているんです。そして、「あいせん！SNS上だけの知り合いには」というようなことを生徒会で議決して守るということで、広く中学生、あるいは中学生からまた保護者へというふうな双方向でこれは取り組んできたもので、3年経過しましたので、そろそろ中身も見直して、またさらにブラッシュアップしたもの作っていく必要があるなと思っております。

冒頭申し上げたように、非常に便利なものでもあるけれども、一方では危ういものもあると、その便利なところをうまく付き合いながら、子供たちにとっても、大人にとっても便利な発信ツールとして、またうまく活用できたらなと思っております。

以上でございます。

○議長（堀内貴志） 議員の皆様にお知らせします。本日の会議は、議事の都合によりあらかじめこれを延長します。

○池山節夫議員 ありがとうございます。このセクストーション、さっき課長から答弁があったんですけど、我々の昔の感覚と違って、被害件数が男女ほぼ平等という言い方、同じぐらいだと。このことも認識して、よく生徒指導、その教育をお願いします。終わります。

○議長（堀内貴志） 次に、4番、新原勇議員の質疑及び質問を許可いたします。

[新原 勇議員登壇]

○新原 勇議員 議会を延長して行いますので、最後までよろしく願いいたします。

まず初めに、このたび能登半島地震により亡くなれた方々に対しまして、慎んでお悔やみ申し上げますとともに、安否不明者の早期発見と

被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。被災されました能登地域の一日も早い復旧・復興をすることを心より願っています。

私は、議員として初めての行政視察が輪島市であり、高齢者の見守り対策や認知症サポーター養成などを勉強させていただきました。

また、風光明媚なところでもあり、棚田百選、国指定文化財名勝に指定され、奥能登を代表する観光スポットとして有名な白米千枚田にも無数の亀裂、また能登の魂と言われ、お祭りに欠かせない切子灯籠、輪島キリコ会館に展示されていた大小30基のうち、20基を超える五、六メートルのキリコが損壊し、また地域においては、津波で保管していたキリコが流されたそうです。お祭りは、生活とともに密接に関わっています。祭りができなくなってしまうと、みんなの心が折れてしまうと不安を口にされ、胸の痛い思いをいたします。

また、1月2日には、日本航空と海上保安庁の航空機が撃突し、海上保安庁の5人が亡くなられ、御冥福を申し上げます。

なお、日本航空516便は、乗務員と乗客の協力で、乗客367名を含む379人全員生還という奇跡に結びつきました。事故当時、機内のインターネットフォンが通じず、コックピットと連絡が通じず、客室乗務員自らの判断で非常口を開け、乗客を避難、機長は全員の脱出を確認して、最後に脱出スライドから降りたということで、到着から僅か18分で全員脱出いたしました。国際的な航空機設計基準は、脱出シューターが開いてから90秒以内に搭乗者が脱出できるように定めるとされており、日本航空の避難訓練が様々なシミュレーションでしていた成果が現れた結果となり、いかに普段の訓練が非常に大切かを改めて知ることになりました。

垂水市でも、台風や豪雨のときの避難訓練や桜島大爆発を想定した災害訓練がいざというときに活躍するでしょう。

それでは、質問に入ります。関係各課よろしくお願ひします。

消防団について。

度重なる免許改正で、普通免許で乗れる車が年齢に応じて違っており、例えば平成19年6月1日までに取得した方、おおよそ35歳以上の方は、普通免許で最大積載量5トン未満、車両総重量8トン未満まで、平成19年6月2日から平成29年3月11日までに取得された方、およそ25歳から35歳の方は、最大積載量3トン未満、車両総重量5トン未満、そして平成29年3月12日以降、25歳以下の方は、最大積載量2トン未満、車両総重量3.5トン未満と定められており、現在の分団車の現有車両の最大積載量の内訳と更改のサイクル年数についてお聞かせください。

高齢者支援について。

シニアカー購入費補助事業について。シニアカーも部品の高騰により、本体自体も2～3年前より5万円ほど値上がりしております。他市町村は早くから補助事業をやっており、垂水市にはないのかという市民の声もありました。

そこで、最大10万円の根拠についてお聞かせください。

解体費助成について。

空家対策特別措置法が深刻化する空き家問題を解決するために、平成27年2月から施行された法律ですが、法律施行後もむなしく空き家は増える続ける一方です。

そこで、国は新たに、令和5年6月に空家対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が公布されました。改正のポイントは、主に3つです。空き家の活用化、管理の確保、特定空家の除去等です。主に、周辺に著しい悪影響を及ぼす空き家を対象に対策が立てられていますが、現在、特定空家等の件数、また管理不全空き家の認定に至るまでの流れについてお聞かせください。

垂水高校振興対策事業について。

2月15日の新聞掲載で、2024年度公立高校入学者選抜学力検査の出願状況発表、倍率は0.84倍、定員割れは70校157学科のうち59校117学科です。県内の高校の84%、学科では75%が定員割れです。振興対策事業など、また在校生の地方創生☆政策アイデアコンテストで全国大会に行くなど頑張っていますが、垂水高校も定員割れという状況になっています。

そこで、今年度の垂水高校支援額の執行見込額を教えてください。

小売業店舗改装・開業支援補助金について。

今年に入り、中央地区でも1店舗が閉まり、2月には牛根麓、新城麓のお店が閉まります。先ほど、川越議員の発言で、商工会員数がピークの半分となっており、また人口減も待たないですけど、お店が閉まることにより、交通弱者の買物難民が今後増えると予想され、今後その方たちをどうするかがまた新たな課題となります。

今回、小売業店舗改装と開業支援補助金が提案されています。前々から、商工会からも制度設計だけでもお願いしていた事案です。やっという思いもありますが、まだこれから頑張っていくお店、そして垂水で起業したいと思う人のために、今回の内容と条件、どのような人が対象になるのかお聞かせください。

ヤンバルトサカヤスデの防御について。

皆さんにも議長の許可をいただきまして資料を配付しております。台湾原産の外来生物です。垂水市内ではまだ発生はしていませんが、県内では徳之島町、平成3年に異常発生してから、県本土には平成11年、南九州市を皮切りに徐々に県内全体で広がろうとし、現在43市町村のうち32市町村で確認されています。農作物や人には害を与えませんが、繁殖力が強く、おびただしい数で移動し、ブロック塀や壁を何百匹もよじ登ったり、また家の中に侵入し、強い不快感を与えるため、不快害虫とされます。ヤンバル

トサカヤスデは、外界からの刺激を受けると、シアン化合物を含むガスを発生すると言われますので、焼いたり、熱湯をかけているのは危険です。そのヤンバルトサカヤスデの発生の広がり原因と、発生したとき住民の対処方法の仕方及び市の対応についてお聞かせください。

これで1回目の質問を終わります。

○消防長（田中昭弘） 各分団の現有車両の総重量の内訳と更新のサイクル年数につきましてお答えいたします。

消防団に配備しております各車両の総重量は、一部を除き4トン以上6トン未満でございます。

更新のサイクル年数につきましては、消防団車両等整備事業計画に基づき、基準を購入後20年経過するものとしているところでございますが、車両の状態によっては延長する場合もございます。

以上でございます。

○保健課長（永田正一） シニアカー購入費補助事業の最大10万円の補助とした根拠についてお答えいたします。

本事業は、75歳以上で運転免許証を保持しておらず、運動機能の低下が見られるなどの総合事業に該当する方を対象とし、介護予防の観点から、閉じこもり予防や認知力低下の予防、社会参画の促進、また高齢者の移動手段の支援の観点から、シニアカー購入費の2分の1、1世帯当たり最大10万円を補助しようとするものでございます。

次に、10万円の根拠についてでございますが、県内で同様の補助を実施しております南大隅町、天城町、その他県外の市町村を参考に検討を行い、世帯への補助金としての妥当性を考慮した上で、最大10万円の補助額と算定したところでございます。

また、補助率を2分の1とした理由でございますが、様々な価格帯のシニアカーが販売されており、本体価格で平均30万円程度と高額であ

ること、また他市町村においては、おおむね3分の1の補助率としているところも見受けられますが、中には20万円程度の物もあるようでございますので、多くの方が利用しやすいように、他市町村よりも補助率を引き上げ、補助率を2分の1としたところでございます。

以上でございます。

○市民課長（岡山洋恵） 特定空家等の件数と認定に至るまでの流れについてお答えいたします。

現在、特定空家等として認定している空き家は1棟でございます。

認定に至るまでの流れでございますが、対象とする空き家の建築物そのものの物的状態や周辺に及ぼす影響、悪影響の程度と切迫性などについて、国が示しているガイドラインを基に、危険性、緊急性が高いものについて総合的に判断し、関係各課長で構成される垂水市空家等対策委員会において意見を聴取した上で、建築士会や司法書士会、不動産協会などの専門的知見を持つ方々が委員を務めます垂水市空家等対策協議会に諮問し、その答申を受けて認定するものでございます。

以上でございます。

○教育総務課長（堀留 豊） 垂水高校支援額の今年度の執行見込額についてお答えいたします。

垂水高校への支援補助金でございますが、垂水高校振興支援計画書に基づく振興支援策として、垂水高校振興対策協議会において、現在、通学費補助金、広報支援補助金、部活動等活性化補助金、検定試験費等補助金、通信講座受講料補助金、家賃補助金、制服購入補助金の7つのサポートメニューを決定し、垂水高校及び垂水高校に通う生徒の支援を行っているところでございます。今年度は、垂水高等学校生徒通学費等補助金として1,000万円を予算措置しており、鹿児島県立垂水高等学校生徒通学費等補助

金交付要綱に基づき、支出しているところでございます。

それでは、今年度の執行見込額を申し上げます。通学費用に対する通学費補助金410万1,362円、学校のイメージアップや地域振興を図る広報活動に対する広報支援補助金111万287円、部活動の活性化に対する部活動等活性化補助金138万2,794円、各種検定試験等の検定費用実額に対する検定試験費等補助金121万7,296円、東進ハイスクール通信講座受講料に対する通信講座受講料補助金22万880円、通学圏外からの入学者の家賃等に対する家賃補助金、これは実績なく0円、指定制服等の購入費用に対する制服等購入補助金89万4,950円と、総額892万7,569円でございます。

以上でございます。

○水産商工観光課長（松尾智信） 小売業等店舗改装・開業支援事業の補助金についての質問にお答えいたします。

小売業等店舗整備につきましては、小売業等を営む事業者の店舗の改装、設備購入にかかる経済的負担を軽減し、事業の継続や新たな集客につなげるための店舗整備支援事業補助金、また市内で小売業等を開業しようとする小規模事業者の経済的負担を軽減する小売業等開業支援事業補助金の2つの補助金制度に係る予算でございます。これらの補助金制度により、商工業の推進及び商店街の活性化を図りたいと考えているところでございます。

各事業の主な採択条件でございますが、まず小売業等店舗整備につきましては、補助対象者が市内で小売業等の事業を営んでいる個人及び法人で、市税の滞納がないことが条件となります。

補助対象経費につきましては、店舗の改修費、設備の購入費が対象で、補助率は2分の1、上限額は50万円でございます。

次に、新規開業支援事業につきましては、補

助対象者は小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業等の主に商店街店舗を形成するような業種で、市内に住所を有している個人及び市内に本店所在地が登記している法人であり、そのほかに市税の滞納がないこと、市商工会に創業を相談し推薦を得ること、当該事業に関しほかの補助金を受けていないことが条件となります。

補助対象経費につきましては、店舗等の新設や改装経費、設備購入費、広報費用が対象でございます。広報費用は、予算の範囲内であれば、複数回の使用も可能となります。補助率は4分の3、上限額は75万円でございます。

なお、開業後3年以内の店舗移設、廃業の場合は、補助金を返還していただくこととしております。

本事業に係る条件等につきましては、商工会と協議を行いながら、小売業者や新規事業者が利用しやすく、また使い勝手のよい条件を設定させていただいたところでございます。

以上でございます。

○生活環境課長（有馬孝一） ヤンバルトサカヤスデの防御につきましてお答えいたします。

本県におきましては、平成3年にヤンバルトサカヤスデの発生が確認されて以降、年々生息域が拡大してきており、さらなる蔓延が懸念されているところでございますが、幸いにして、これまで本市での発生確認はございません。

ヤンバルトサカヤスデは、人や農作物に直接被害を及ぼすことはございませんが、繁殖力が強く、おびただしい数で集団移動したり、家屋に侵入したりすることから、人に不快感を与える不快害虫とされております。

御質問でありますヤンバルトサカヤスデ発生 の広がり原因としましては、生息域からの庭木等の移動や堆肥等の移動とともに、卵や害虫が人為的に運ばれることであるというふうにあります。

次に、今後発生した際の住民の対処の仕方につきましては、環境に配慮していただき、薬剤による駆除を行っていただくことになるものと考えております。

最後に、発生したときの市の対応につきましては、ヤンバルトサカヤスデと思われる相談があった場合は、まず職員が現地に出向き、検体の回収、発生場所等を確認した上で、速やかに県へ連絡を行うこととなります。県で専門家による確認を行い、ヤンバルトサカヤスデと確認された場合は、県より環境への影響が少なく駆除効果の高い薬剤や蔓延防止の指導をいただき、市民の皆様からの問合せ等に対応してまいります。

なお、蔓延防止対策につきましては、市民の皆様のお協力も重要と考えております。

以上でございます。

○新原 勇議員 一問一答方式で2回目の質問に入ります。

消防の車に依じては、ほとんどは6トン未満ということで、準中型免許対応の車になっております。現在、機関員が運転できないという人はいないと打合せでは聞いておりますけれども、更改サイクルが消防車の場合はほかの車に比べて長いわけです。いざ出動するとなったとき、運転できる人がいない状況に陥ることも懸念されます。今、25歳の方が、新しい消防車が来たばかりの分団であれば、20年ということは45ということですので、そういう場合になったときに、やはり運転ができないという状況にもなってまいります。今後消防団車両の導入について普通免許対応またオートマ車の導入の考えはないかお聞かせください。

○消防長（田中昭弘） 今後消防団車両導入について普通免許対応・オートマ車導入の考えはにつきましてお答えいたします。

議員御承知のとおり、法改正により、平成29年3月12日以降に普通免許を取得した方につき

ましては、車両総重量3.5トン以上の車両は、普通免許では運転不可となりました。

先ほど、各分団の車両総重量を申し上げましたが、現在、消防団に配備しております車両は、ほぼ準中型免許対応となっております。

対応策として、現在、メーカー側も普通免許対応の車両を製作しており、国は更新時期に合わせて地域特性を考慮し、軽量車両に変更することも推奨しております。

さらに、現在、オートマ限定の免許保有者が増加しており、今後も続くものと予想されます。

以上のことから、今後は車両の更新に合わせて、軽量車両やオートマ車などの選定も考慮し、計画的な導入を検討してまいります。

以上でございます。

○新原 勇議員 メーカー側もやはりこの免許制度に応じて開発をしていますので、ぜひ垂水市のほうも考えていただくようお願いいたします。

先ほど申しましたとおり、車両更改のサイクルが長いので、機械の交代時に、いざ出動要請するであろう団員に対して、消防庁も各都道府県消防防災主管部長宛てに、消防団員の準中型免許の取得費用に対する公費助成制度に係る先行事例等について周知していますが、垂水市は免許の取得費用に対する公費助成制度の検討についてお聞かせください。

○消防長（田中昭弘） 消防団の準中型自動車免許の取得費用に対する公費助成制度の検討につきましてお答えいたします。

御質問の公費助成制度でございますが、県内各消防本部に伺ったところ、現在、公費助成を行っているところはございませんでした。

議員が懸念されておられる免許制度改正による団員の確保でございますが、現在のところ問題なく運用はできていると考えております。

先ほども申し上げましたが、当面は車両更新の際に普通免許対応の車両などの選定により、

団員の方々が運転業務に支障を来さないように取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○新原 勇議員 免許改正でいざ出動となる時に運転資格があるのか、各分団の中でも確認をする必要があると思います。いざ出動のとき、車両が出られないということがないよう、消防車の早めの更改、免許の公費制度があればいいんですけど、設計をつくっていただくよう要望しておきます。

次に、シニアカーの10万円の根拠は分かりました。これは新車だけでなく、中古車も使えるのかどうかお聞かせください。

○保健課長（永田正一） 補助対象について、新車のみとするのか、中古でもいいのかの質問についてお答えいたします。

シニアカーにつきましては、基本的には安全性や整備のことを考慮して、新車の購入を推奨するところではございますが、非常に高価なものであり、新車購入が難しい場合も想定されますことから、中古車両の購入も補助対象とする予定でございます。

以上でございます。

○新原 勇議員 中古車のほうも2分の1ということでもよろしいですね。ありがとうございます。バス停や乗り合いタクシーの乗り場まで行くのが苦勞されている交通弱者の方も非常に便利になると思われ、また散歩の一つの道具として使われることを期待いたします。

次の質問に参ります。

市でも家屋調査をしたときに、どうすることもできない空き家も大分あったかと思われまます。今回の法改正で自治体からも指導できるようになっております。令和5年12月13日から、施行日により、法改正の中には固定資産税が6倍になるタイミングが早まるという内容も含まれているため、6倍という言葉が一人歩きしているようです。特定空家等に対し、固定資産税の取

扱いについてお聞かせください。

○**税務課長（福島哲朗）** 特定空家に対しての固定資産税の取扱いにつきましてお答えいたします。

住宅用地につきましては、地方税法に基づき、住宅1戸につき、200平方メートルまでについては、評価額が6分の1、それを超える部分については、家屋の床面積の10倍までについて、評価額が3分の1となる特例措置が適用されております。

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく特定空家等に指定されると、まず特定空家等の所有者等に対し、現状を改善するよう、助言・指導が通知されます。そしてその際に、先ほど説明しました住宅用地の特例措置が解除される旨の予告が併せて通知されます。その後、現状の改善が見られない場合、助言・指導の次の段階の勧告が通知され、その際に住宅用地の特例措置が解除となる旨が併せて通知されます。固定資産税の課税基準日は1月1日ですので、例えば令和6年中に勧告を受けた特定空家等が、その後何の改善もなされず、令和7年1月1日を迎えた場合、当該特定空家等については、令和7年度の固定資産税について、住宅用地の特例措置を解除した後の納税通知を送付することになります。

以上で、特定空家等に対しての固定資産税の取扱いについての説明を終わりますが、当該制度につきましては、今後関係課とも連携し、広報誌等により納税義務者の皆様への適時の周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**新原 勇議員** 丁寧な取扱い、ありがとうございました。現状、それで3回、本人には督促状、勧告まで行くわけなんですけれども、これも今現在、全国でも大分空き家が増加しております。垂水市も人口減に伴い非常に多くなっていると思います。なので、取扱う件数もかなり

多くなろうと予測はされておりますけれども、早め早めに対策をどうかよろしく願いいたします。

次の解体費助成の申込み状況ですけれども、今年は間に合わなかったという話も聞いたりしております。ただ、そしたら、こういうものを壊さないと6倍になるという話があれば、みんな解体をしようかどうかというのは、勧告が来る前に、来たらなると思いますけれども、まず令和4年度の申込み状況はどうだったのかお聞かせください。

○**土木課長（東 弘幸）** 令和4年度の解体の申込み状況につきましてお答えいたします。

空き家解体につきましては、垂水市空き家解体撤去事業補助金交付に関する要綱に基づき、解体のみであれば対象工事費の30%、上限30万円、解体後住宅を新築した場合には対象工事費の50%、上限50万円を補助することとしております。

令和4年度の申込み状況につきましては、55件の申込みがあり、その内訳は解体のみが50件、解体後新築が5件あり、補助額の総額は1,661万2,000円となっているところでございます。

なお、空き家解体の補助につきましては、平成28年度が初年度でございますが、令和4年度までの7年間で248件の空き家が解体されており、総事業費が2億9,500万円、補助額が7,100万円となっております。地域経済の活性化や住環境の整備につきましても、少なからず効果があるものと考えております。

以上でございます。

○**新原 勇議員** 先ほど申しましたとおり、本当に空き家の固定資産税が6倍になるというのが大きな要因となり、今年度も解体される家が増えるだろうと予測をしていますが、今年度の見込額と見込み件数についてお聞かせください。

○**土木課長（東 弘幸）** 今年度の見込みにつきましてお答えいたします。

令和5年度の実績につきましては、40件の申込みがあり、内訳は解体のみが38件、解体後新築が2件ございました。事業費は5,100万円、補助額の総額が1,200万円となっております。

以上でございます。

○新原 勇議員 今回も解体されるだけでなく、跡地利用もあるということで、非常によろしいことだと思います。また、増加に対しては補正とか、そういうので対応をよろしく願いいたします。

垂水高校の今年度の支援額は分かりました。来年度に向けての考え方と、垂水高校振興対策協議会の助言についてお聞かせください。

○教育総務課長（堀留 豊） 来年度に向けての考え方と振興対策協議会からの助言についてお答えいたします。

垂水高校への振興対策につきましては、市内関係団体等の代表で組織される垂水高校振興対策協議会において協議いただいているところです。今年度ですが、これまでに垂水高校振興対策協議会を令和5年7月21日と11月21日の2回開催し、垂水高校への補助金の執行状況、垂水高校の活動状況並びに進路状況、そして新入生確保に向けた取組状況について協議を行ったところでございます。

さて、振興支援策の一つである各種補助金については、垂水高校に通う生徒や保護者の経済的負担の軽減と垂水高校のイメージアップに対して行われるものでございますが、今年度、広報支援補助金については、昨年行われた燃ゆる感動かごしま国体公開競技の綱引き競技に鹿児島県代表として、垂水高校から3チーム、延べ28人が出場しましたことから、この国体への出場が学校のイメージアップ及び地域振興の推進につながるということで、ユニフォームの作成を広報支援補助金の対象としました。

また、内閣府が主催した地方創生☆政策アイデアコンテストへの出場を祝う懸垂幕の制作も

行ったところでございます。

そのほか、各種検定試験補助金については、生徒の進路状況に応じて適切に対応してほしいとの助言などもありました。

来年度の補助金についてでございますが、令和6年度一般会計予算案において、令和5年度と同額となる1,000万円を計上しております。この補助金の執行については、引き続き、垂水高校振興支援計画書に基づき、振興対策協議会において適切に執行していけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

そのほかの助言でございますが、垂水高校の生徒の皆さんの活動や成果を様々な情報媒体を活用した情報発信に取り組み、市民の皆さんに広くアピールし、垂水高校の認知度を上げていくことが必要であること、また垂水高校は令和7年度に創立100周年という大きな節目を迎えますが、記念式典や記念事業を行う実行委員会が設置される予定であるとのことで、垂水高校同窓会からも振興対策協議会に対して十分な支援を行うよう要請されているところでございます。

以上でございます。

○新原 勇議員 来年度に向けての助言は分かりました。また、垂水高校振興対策協議会が年に2回されていることで、この中で入学増に向けてどのような発言があったかお聞かせください。

○教育総務課長（堀留 豊） 入学者増に向けての助言についてお答えいたします。

垂水高校振興対策協議会におきましても、入学希望者を増やしていくことを一つの目標として取り組んでいるところでございますが、地元の垂水中央中学校からの入学者確保策につきましては、補助金等の支援策の周知をはじめ、垂水高校と垂水中央中学校との連携を図り、垂水高校教職員による垂水中央中学校への出前授業や部活動への指導等を実施するなど、中高連携

の取組の充実を図ること、また市外からの入学者確保策につきましては、引き続き、鹿屋市や鹿児島市からの進学実績がある中学校などを訪問し、本市の行っている垂水高校振興支援策について、生徒への資料配布を依頼するなど、周知活動を継続して行うよう、助言をいただいているところでございます。

以上でございます。

○新原 勇議員 いろんな活動をしておりますけども、入学増に向けては、県内8割は定員割れという厳しい状況と思いますが、1人でも多い生徒確保をよろしく願いいたします。

垂水高校生は、今まで注文でほか弁から配達の温かい昼食がありましたが、ほか弁自体が人手不足のため、ほか弁からの配達打ち切られたそうです。また、学校内の電子レンジもどうい理由か使えず、生徒によっては朝買ってきたコンビニ弁当などを冷たい状況で昼食を取っているようです。

そこで、垂水高校PTAもふびんな生徒たちを救おうと、学校給食の対応を協議したり、研究したりしていますが、現在の生徒たちの昼食事情についてお聞かせください。

○教育総務課長（堀留 豊） 生徒たちの昼食の事情についてお答えいたします。

今年度、垂水高校3年普通課の生徒6名は、給食をテーマにした研究活動を内閣府地方創生推進室主催の地方創生☆政策アイデアコンテスト2023に応募し、結果、全国大会に出場し入賞するなど、大変貴重な経験をされたこと承知しているところでございます。

この研究活動の一環で、垂水高校生の給食事情について、生徒及び保護者に対して行ったアンケート結果によりますと、主に昼食として食べているものについては、お弁当ウィークを設けるなど、手作り弁当を推奨していることもあり、手作り弁当が77%、パンが9%、その他が14%となっているようでございます。

以上でございます。

○新原 勇議員 お弁当を作っている子供たちが多いということで、大変びっくりしております。

令和5年9月で同僚議員も給食提供について質問されていますが、あれから学校側の変化があったのか、また何が課題なのか分かる範囲で教えてください。

○教育総務課長（堀留 豊） 垂水高校への給食提供についてお答えいたします。

令和5年第3回市議会定例会において、池田議員の一般質問でもお答えしておりますが、小中学校で提供している給食の提供ができるかどうか、また課題等はないのか、庁内での検討をはじめ、現在給食の調理配送業務を委託している事業者との情報交換を行っています。ここについては、変わりはありません。

また、実施主体である垂水高校とも意見交換を重ねておりますが、現状、様々な調整事項等もあるとお聞きしていることから、安全・安心な給食を安定して提供するためには、関係機関と調整した上で、より慎重かつ丁寧な準備・対応が必要であると考えているところでございます。前回からも垂水高校に対しては、事あるごとにこの話はどうなっているのかというふうなプレッシャーはかけているところでございます。

以上でございます。

○新原 勇議員 学校給食のハードルはとて高そうですが、市外から来た生徒のためにも、コンビニ、デリバリーの利用、または垂水高校振興対策協議会でも、電子レンジ利用について何がネックなのか協議していただきたいと思えます。また、生徒の環境を考えてクーラー設置もできたことです。垂水高校100周年事業に向けて動き出そうとしていますので、生徒の環境づくりに生徒会の提案などがあれば、少しでもいい学校生活ができるよう配慮していただくことを要望しておきます。

次に、小売業店舗改装・開業支援の補助金について、開業支援の広報費用は、予算の範囲内であれば、複数回使えるということですが、ホームページとチラシ費用が仮に80万円とすると、補助率の4分の3、60万もらえるということで、上限額が75万ですので、残り15万円分は、年をまたいでも広報費用として使えるという考えでよろしいですか。

○水産商工観光課長（松尾智信） すみません、年度をまたいだということですか。

○新原 勇議員 はい。

○水産商工観光課長（松尾智信） 年度をまたいでは使えないということになっております。

○新原 勇議員 ありがとうございます。年度内であれば使えるということですので、新規店舗の方もホームページを作って、チラシを打って、またその予算が余っていたら、年度内であれば使えるということによろしいですよ。

先ほども言いましたが、地域においては人口減または世帯減による消費の低迷、その中でもこれから頑張っていく小売業にとってはありがたい補助金だと思います。国、県の補助制度はフットワークが悪く、今回使い勝手のいい条件設定で提案されたことで、既存のお店の活力や新規店舗の参入を期待して、この質問は終わりたいと思います。

ヤンバルトサカヤスデの現場を私は一度見たことがあります。本当に不快な思いをする害虫です。各市町村、薬剤を補助している自治体もありますが、個人に無料配付したり、無料薬剤散布もしています。発生したとき、垂水市の対応をもう一度お聞かせください。

○生活環境課長（有馬孝一） 発生した際の対応につきましては、県に確認を行い、ヤンバルトサカヤスデと確認された場合には、県に環境への影響が少ない薬剤等を紹介していただき、蔓延防止の指導をいただきながら、市民の皆様からの問合せ等に対応してまいります。

以上です。

○新原 勇議員 ありがとうございます。まだ発生していないので、大多数の市民の方は御存じないと思います。市としても、3年前のホームページで注意勧告をされておりますが、ただヤンバルトサカヤスデに御注意くださいとなっています。大量発生するので、見つけたら環境衛生課に至急連絡をくださいとホームページも変えるべきだと私は思っております。入れないとあつという間に広がっていきます。1か所発生した場合、それを市民が知らないで放置していた場合は、まだ卵を産んで団体で移動していきますので、あつという間に広がっていきます。また、広報誌でも知らせる必要がありますが、まだまだそこまではと思われるのなら、7月ぐらいに連絡協議会もありますので、せめて振興会長だけでもお知らせをしておいて、初期対応を素早く行い、垂水市での広がりを抑えていただけるとありがたいです。

以上で質問を終わります。長らくありがとうございました。

○議長（堀内貴志） 本日は、以上で終了いたします。

△日程報告

○議長（堀内貴志） 次は、明日午前9時30分から本会議を開き、総括質疑及び一般質問を続行いたします。

△散 会

○議長（堀内貴志） 本日は、これもちまして散会いたします。

午後5時39分散会

令和 6 年 第 1 回 定 例 会

会 議 録

第 3 日 令和 6 年 2 月 2 8 日

本会議第3号(2月28日)(水曜)

出席議員 14名

1番	高橋理枝子	8番	川越信男
2番	宮迫隆憲	9番	篠原静則
3番	前田隆	10番	感王寺耕造
4番	新原勇	11番	持留良一
5番	池田みすず	12番	北方貞明
6番	梅木勇	13番	池山節夫
7番	堀内貴志	14番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	生活環境課長	有馬孝一
副市長	海老原廣達	農林課長	森秀和
企画政策総括監	二川隆志	併任	
総務課長	濱久志	農業委員会	
企画政策課長	草野浩一	事務局長	
財政課長	園田保	土木課長	東弘幸
税務課長	福島哲朗	水道課長	岩元伸二
市民課長	岡山洋恵	会計課長	港耕作
併任		監査事務局長	福元美子
選挙管理		消防長	田中昭弘
委員会		教育長	坂元裕人
事務局長		教育総務課長	堀留豊
保健課長	永田正一	学校教育課長	川崎史明
福祉課長	森永公洋	社会教育課長	大山昭
水産商工	松尾智信	国体推進課長	米田昭嗣
観光課長			

議会事務局出席者

事務局長	橘圭一郎	書記	瀬脇恵寿
		書記	村山徹

令和6年2月28日午前9時30分開議

△開 議

○議長（堀内貴志） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりでございます。

△令和6年度各会計予算案に対する総括質疑・一般質問

○議長（堀内貴志） 日程第1、昨日に引き続き、令和6年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑及び一般質問を続行いたします。

それでは、通告に従って順次質疑及び質問を許可いたします。

最初に、6番、梅木勇議員の質疑及び質問を許可します。

[梅木 勇議員登壇]

○梅木 勇議員 おはようございます。2日目最初の質問者となりました。よろしく願いいたします。

今年の幕開け早々、元旦に、午後4時過ぎからNHKテレビの緊急割り込み放送による震度7を観測した令和6年能登半島地震状況報道と羽田空港での日航機と海上保安庁の航空機衝突事故の衝撃的なテレビニュースにくぎづけになりました。亡くなられた方々の御冥福をお祈りし、被災された方々、また避難されている方々にお見舞いを申し上げます。

今年の冬の農村環境では、有害鳥獣のヒヨドリが見られず、ヒヨドリによる被害がなく幸いでした。各地で早咲きの桜が見頃となり、指宿のフラワーパークや県内で伊豆の踊り子の開花情報の記事がありましたが、道端の草花も咲き始め、春がそこまで来ていることを感じる今日この頃となりました。これからの1年が穏やかで実りある年となりますよう願うところです。

それでは、議長の許可を頂きましたので、先に通告しておりました質問に入らせていただきますので、御答弁よろしく願いいたします。

まず、1問目、桜島大規模噴火の備えについて質問いたします。

今年の正月、1月1日に発生した令和6年能登半島地震は、北海道から九州にかけ広い範囲で揺れを観測し、建物の倒壊や火災が相次ぎ、輪島港では1.2メートル以上の津波を観測、珠洲市などの沿岸部で住宅被害が出た。1月31日時点で、石川県では死者が238人、1万4,643人が避難生活を送り、うち9,557人、65%に当たりますが、今も体育館や集会所といった一時避難所305か所に身を寄せている。地元に戻れるめどは立たず、仕事や介護などの事業を抱えた被災者もおり、県が呼びかけている二次避難は進んでいない。これは、1月3日と発生から1か月となった2月1日の南日本新聞一面の見出し記事であります。

建物の崩壊や道路・水道などインフラ設備の損壊、土地の地割れや隆起が発生し、人々の日常生活が奪われた大災害は激甚災害に指定されましたが、自然の脅威をまざまざと感じるところです。

このような状況から、我が垂水市を見ると桜島のことを思わなければなりません。桜島は、大正3年の桜島大正噴火から1月12日で110年となりました。令和5年12月の第4回定例会で、前田議員の桜島大規模噴火についての質問に対して、総務課長の答弁では、噴火の爆発音は九州・四国のほぼ全域で確認され、火災流や溶岩流、地震など様々な現象を伴い、大正4年9月頃までとされており、垂水市地域防災計画における大正噴火の記載では、本市における軽石や火山灰の降下は1月12日午前10時過ぎに、当時の牛根村に軽石が降下し始め、翌13日から2月上旬まで約1か月間降灰が続き、市内全域で軽石及び火山灰が3センチから30センチほど堆積

した。当時の牛根村の軽石と火山灰の堆積厚は多いところで105センチであったと記載されております。噴出物の範囲は大隅半島を広く覆ったほか、火山灰は小笠原諸島やカムチャツカ半島まで達したとされており、軽石は陸上だけでなく海面をも覆い、軽石の浮上層は60センチ以上にもなり、船舶の航行が著しく阻害され、また噴火後の降雨によって、それまで降り積もった軽石や火山灰による土石流が発生し被害をもたらしたと記載されていると答弁されております。

このような状況の大災害が私たちの地域でも110年前に起こっており、本市では、毎年防災訓練が行われ、今年も桜島大正噴火が発生した1月12日に牛根地区公民館で行われたが、訓練の内容と成果と課題を伺います。

2問目に、高齢者支援について質問いたします。

高齢化が年々進んでいく状況の中、昨年12月28日の南日本新聞では、国立社会保障・人口問題研究所が発表した2050年の市町村別将来推計人口によると、鹿児島県全43市町村で2020年（令和2年）に比べて人口が減り、65歳以上の高齢者の割合は8.7ポイント上昇し41.2%になる。10市町村では高齢者が全体の半数を超える。高齢化率が5割を超えるのは、南大隅町の58.6%をはじめ、垂水市は4番目の54.11%となっています。あくまでも推計ではありますが、26年後の2050年（令和32年）には人口は6,629人となり、高齢者は半数以上の3,586人となることとなります。

このように高齢者が増えていく状況の中、高齢化により運転免許証の返納者が徐々に出てきたりして、日常の生活用品の買物や近隣地域への移動に苦慮しているという高齢者の声をちょくちょく聞きます。新聞では、他自治体の高齢者向けの生活移動交通対策として、錦江町では週1回の錦江おでかけドライブ支援事業の取組

や霧島市のオンデマンド交通等を始めたことなどが紹介されたりしています。

本市では、地域交通の支援として、廃止路線代替バス運行費負担や乗り合いタクシー運営負担金、たるたるおでかけチケットの交付等の支援を行っていますが、まだまだいろんな声が聞かれています。

このような中、6年度の予算に新規事業としてシニアカー購入費補助事業が掲載されています。この事業については、昨日、新原議員が質問されて制度の内容の概略は分かりましたが、事業の周知はどのように行われるのか、お聞かせください。

次に、3問目、農業振興について質問いたします。

農業の現状は、全国的に農業者の高齢化や減少等により、農地の耕作放棄や荒廃化の増加がますます進んでいく状況にあると認識しているところです。人々が生きていくための大切な食料を生産する農地を守り、農業維持・継続・振興していくため、多種多様な施策が展開されていますが、本市でも荒廃農地解消事業、農地利用効率化等支援交付金、有害鳥獣捕獲事業補助金、また新規農業者の育成支援など支援施策が行われています。

6年度垂水市施政方針基礎資料に、新規事業として地域計画推進事業が掲載され、地域計画の合意形成に向けた話し合い活動を行い、地域農業のあり方や農地の集積・集約等、地域が10年後に目指す農地利用を示した目標地図作成を支援となっているが、地域計画推進事業について具体的内容をお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○総務課長（濱 久志） おはようございます。防災訓練の内容及び成果と課題についてお答えいたします。

本定例会初日に市長が述べました諸般の報告の中で申し上げましたとおり、先月12日、牛根

地区公民館を会場として、令和5年度垂水市桜島火山爆発総合防災訓練を実施いたしました。訓練は、牛根地区で令和4年度に作成した牛根地区防災計画及び牛根地区内における個別避難計画の実効性の確認と訓練を通じた課題抽出を目的とする初めての訓練形態で臨み、図上訓練方式で実施いたしました。

当日は、地元住民、消防第8分団をはじめ、市消防本部、市自主防災組織連合会、また近隣の霧島市、始良市、鹿屋市の防災担当者も視察に訪れるなど、総勢40名の参加及び協力がありました。

具体的な訓練内容につきまして申し上げます。

桜島の火山活動につきまして、噴火前兆現象から段階的に火山現象の程度やそれに伴う噴火警戒レベルが引き上げられる状況を訓練参加者に付与説明し、時折、火山防災上の知識や気象台等の情報内容について学習していただく時間も設けながら進めていく図上訓練の方式といたしました。

訓練は、基本想定に沿って平常時からスタートし、その後の噴火警戒レベルの引上げ、また鹿児島地方気象台から段階的に発表される火山の状況に関する解説情報やその臨時情報、市から随時発表する注意喚起情報や避難情報等を受け、それぞれの過程において地元住民同士の応急対応など、参加者は様々な状況下で想像力を働かせ、冷静な判断により行動や手順等を確認する作業を行いました。その際、牛根地区防災計画や個別避難計画の内容を確認していただき、自分たちが平常時に作成した計画が桜島大規模噴火の際、必要な情報資料となることを確認していただけたことは、成果であったと考えているところでございます。

さらに、訓練終了後の振り返りにおいては、例えば地元の支援関係者の不在時の対応や通学中の子供たちへの連絡など、関係機関からの御意見を含め検討すべき課題が幅広く出されたと

ころですが、支援関係者等にとりまして、これらの課題について考えるよい機会となったことも訓練を実施した成果であったと考えているところでございます。

以上でございます。

○保健課長（永田正一） おはようございます。シニアカー購入費補助事業の制度の内容につきましてお答えいたします。

昨日の新原議員の答弁の内容と重複する部分もありますけれども、改めて説明させていただきます。

本事業は、75歳以上で運転免許証を保持しておらず、運動機能の低下が見られるなどの総合事業に該当する方を対象とし、介護予防の観点から閉じこもり予防や認知力低下の予防、社会参画の促進、また高齢者の移動手手段の支援の観点からシニアカー購入費の2分の1、1世帯当たり最大10万円を補助するものでございます。

この事業の申請方法でございますが、シニアカーを購入する前に、保健課地域包括ケアまたは地域包括支援センターに相談や申請をしていただきまして、総合事業の該当者となるかどうか、また利用者の安全のために認知機能などに支障がないかなどの確認を地域包括支援センター職員が訪問をし、確認した上で交付決定を行うこととなります。交付決定後にシニアカーを購入していただき、領収書等の必要書類を揃えて市へ請求書を提出していただきますと、内容を審査した上で購入費の2分の1の額、最大10万円を補助するものとなります。

この制度の周知方法でございますが、本議会において当初予算案を可決していただいた場合、早速、年度初めに市報及びホームページで広報を行うと同時に、5月に開催される介護支援専門員全体会、民生委員連絡会など高齢者と接する機会の多い方々に周知して、普及が図れるようにしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○農林課長（森 秀和） おはようございます。地域計画推進事業の内容につきましてお答えいたします。

これまで人・農地プランの実質化に向けて、地域での意識醸成や体制づくりを推進してきたところですが、農業経営体や基幹的農業従事者の大幅な減少により、農地が適切に利用されなくなる危機的状況が懸念されております。このため、令和4年5月に公布された改正農業経営基盤強化促進法等に基づき、地域の協議により、将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を市町村が定め、それを実行すべく、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化など農地利用の最適化を進めることとなります。

地域計画を策定・実行していくことは、地域農業の将来を築く上で重要であり、地域の農業を維持・発展していくためのスタート地点となります。

また、当計画へ農業者の意見を反映させるために、農業委員会がこれまで行っている農地の「貸したい」「借りたい」アンケート調査を農地の意向把握に活用し、その結果を基に目標地図の素案を作成し、その後、地域ごとの話し合いを順次開始して地域計画を策定することが事業の内容となっております。

なお、今議会に上程した予算案の内容は、協議の場において活用する耕作者情報を表示した現状地図及び現状地図に農業者の意向等を反映した目標地図の作成に要する委託料が主なものとなっております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。それでは、一問一答方式でお願いいたします。

まず、1番目の桜島大規模噴火の備えについて、訓練の内容等をお聞きしましたけれども、訓練については、霧島市等からの参加を含めて40人程度が参加し、訓練、それと個別計画を作

成された。その個別計画に基づいて図上訓練等が行われたというようなことでありましたが、課題としては、不在の場合に残された高齢者等、そういう方々に対する対応の在り方が課題であるのではないかというようなことでありましたけれども、今後、そのような課題を解消するよう検討させていただきたいなと思います。

その課題については、今、課長も申されました、今議会初日の諸般の報告でも市長が申されましたが、訓練について幾つかの課題が見えてきたと報告されましたが、このような課題に対してどのように解消していくのか、お聞かせください。

○総務課長（濱 久志） 今後どうしていくのかという御質問にお答えいたします。

現在取り組んでおります地区防災計画及び個別避難計画の作成につきましては、市内地区ごとに推進を図っている段階でございます。作成の取組を終えた地区におきましては、今後も当該地区の地区防災計画等を活用した防災訓練の実施等により課題を抽出し、各計画の見直しのための取組を継続しながら、計画の実効性を高めるとともに地域防災力の向上を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 この課題の解消についてはいろんな取組が絡んでいきますので、なかなか難しいようなふう感じております。

牛根地区は、背後に山が迫り、内陸部がなく避難条件が厳しい地域で、霧島方面への広域避難も想定されているようでありますから、関係機関との連携、地元との協議を進め、他の地域とは違う牛根地区に合った住民の避難の在り方、意識の向上に努め、住民の安心・安全を高めていただきますようお願いして、この件については終わります。

次に、災害復旧対策についてであります。

まず、インフラ施設について、1回目で大正

3年の桜島大正噴火の状況を総務課長の答弁によって紹介いたしましたけれども、1月12日の南日本新聞では、鹿児島市では桜島の大規模噴火が近い将来起こる可能性が高いとされる、大正噴火級に備えるため、シミュレーション動画を作成し、2019年（令和元年）に公開した。動画は、市街地側に風が吹く日が多い夏場の設定とし、堆積した火山灰や軽石は最大約1メートルに達し、大正噴火と同様に地震が発生。複合被害もたらす切迫した状況を伝えるものとなっています。

このような想像を上回る状況に対してどのように対応し復旧していくのか、インフラ施設についての地域防災計画の復旧計画をお聞かせください。

○総務課長（濱 久志） インフラ施設復旧対策についてお答えいたします。

垂水市地域防災計画におきまして、被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は、住民の生活の安定と福祉の向上を図る上で不可欠であるとし、このため災害復旧に係る対策を講じるものとしております。

議員が御質問の道路インフラ復旧につきましては、同計画では次のように復旧を推進すると記載されております。

火山の噴火に伴う被害が比較的少なく、局地的な場合で、かつ被害が短期で終息することが予測されている場合は、迅速な現状復旧を原則とすると計画されております。一方、被害が甚大な場合で、迅速な現状復旧を目指すことが困難な場合は、災害に強い地域づくり等、中長期的課題の解決を図る復興を目指すことを基本的方向としております。

また、災害復旧事業をはじめその他復旧計画に基づく復旧のための施工には、多くの労働力、また施工業者の協力が不可欠となります。このため、市では垂水市建設業組合と災害時及び消防活動に対する応急対策に関する協定書を平成

30年度に締結しております。

この災害協定は、市が管理する公共施設における災害時の応急対策に係る業務等を迅速かつ的確に行うことを目的に締結されており、公共施設からの障害物の除去及び応急の復旧等、応急対策業務等につきまして、市の協力要請を受け、対応していただくよう協力体制を整備しているものでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。このような事態になったときは、建設業組合との協定を結んでいるというようなことでありました。

能登半島地震では、道路の地割れや寸断、隆起などにより車等が通行できず、被災地へ行けない、現場へ進入できず、被災状況の確認や復旧に大きく影響したようです。このような教訓を踏まえ、さらなる関係機関と連携・協議による計画の再確認など迅速な復旧ができますようお願いいたします。

次に、降灰・軽石の除去、災害廃棄物の対応について質問します。

大正3年の桜島大正噴火では、降灰・軽石が市内全域で3センチから105センチ、牛根村では多いところでは105センチであり、軽石は海面をも覆い、軽石の浮上層は60センチ以上になった。また、鹿児島市のシミュレーションでは、降灰・軽石の堆積は最大約1メートルに達したとされている。能登半島の倒壊した建物の状況を見るときに、膨大な廃棄物の処理はどうなるのかと思うところです。

このような状況を想定して、降灰・軽石の除去、災害廃棄物の対応についての計画をお聞かせください。

なお、降灰の除去については、昨日、前田議員が幹線道路の交通不能解消等で質問されており、答弁では、大正大噴火が起こると指摘されている。降灰が50センチ以上積もると予測されているとの答弁があり、関係機関の協力を求め

て対処するとありましたが、宅地内の除去についてお聞かせください。

○土木課長（東 弘幸） おはようございます。宅地の降灰除去につきましてお答えいたします。

宅地の降灰除去につきましては、国土交通省都市局所管の補助事業として実施しております。収集につきましては、議員も御存じのことではございますが、宅地の降灰は、市長が定めた場所、主にごみステーションでございますが、そこまで個人でお運びいただき、その収集場所からの運搬や降灰の処分までが補助事業の対象でございます。

大噴火に伴う宅地の降灰除去につきましても個人での対応となりますが、大量の降灰が予測されることから各個人での撤去・搬出は相当困難な状況であることが想定されます。仮にそのような状況下になった場合は、国、県、関係機関と情報共有した上で、様々な状況判断を行っていかねばならないと考えております。

以上でございます。

○水産商工観光課長（松尾智信） おはようございます。それでは、降灰・軽石の除去及び災害廃棄物の対応は、についての質問にお答えいたします。

桜島の大規模噴火により鹿児島湾を漂流する軽石等の除去につきましては、湾の管理者が県でございますことから、県に問合せをしましたところ、被害が広範囲に及び相当量になることなどから軽石の除去は行わないとのことでした。

一方、漁港や港湾につきましては、港内に流れ着いた漂流物は管理者が除去することになっており、市管理の漁港が中浜漁港、垂水南漁港の終原と新城の3港、港湾が浮津港と二川港の2港となります。県管理の漁港が境漁港、牛根麓漁港及び海瀉漁港の3港、港湾が垂水港の元垂水地区、本城地区の2港、計10か所の漁港・港湾がございますので、それぞれの管理者が除

去を行うこととなります。

しかしながら、大規模噴火となりますと、かなりの量の漂流軽石が港内に堆積することが予想され、除去作業に係る予算も莫大な規模となり、各自自治体の予算での対応はかなり厳しい状況となることが考えられますので、災害復旧事業として国の支援の下、管理者が除去作業を実施していくことが予想されるところでございます。

以上でございます。

○生活環境課長（有馬孝一） おはようございます。災害廃棄物の対応につきましてお答えいたします。

本市では、令和3年3月に垂水市災害廃棄物処理計画を策定しておりますことから、災害発生時には本計画に基づき、対応することを想定しております。

なお、本計画は環境省の定める災害廃棄物対策指針に基づき策定されたものであり、垂水市地域防災計画と整合性を取り、災害発生時の状況に即した災害廃棄物処理の業務内容を示したものとなっております。

本計画で定められている主な内容としましては、災害廃棄物の種類や災害対策本部からの収集すべき情報の項目、また国、県、他市町村、民間事業者団体との協力支援体制等となっております。

災害廃棄物の処理につきましては、災害廃棄物が一般廃棄物とされておりますことから、市が主体となって処理を行うこととなります。本市では、ごみの中間処理業務を大隅肝属広域事務組合において共同処理を行っておりますことから、災害廃棄物処理業務の実施に際しましては、近隣自治体との連携を図っていく必要がございます。

また、先の能登半島地震のような大規模災害が発生した際は、市の被害状況や災害廃棄物の発生量、職員の被災状況等から市による処理が

非常に困難な場合は、法に基づき災害廃棄物処理に係る事務を県に委託することができるようになっております。

その他、民間事業者団体との連携といたしまして、現在の廃棄物の収集運搬業者に加え、災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書を令和3年1月29日付で一般社団法人鹿児島県産業支援循環協会と締結しているところでございます。

議員御質問であります、桜島大規模噴火時に発生する災害廃棄物を適正かつ円滑、迅速に処理するためには、国、県、民間事業者団体等との協力支援体制が重要となってくるものと考えております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。降灰・軽石の除去、瓦礫等災害廃棄物の対応にそれぞれ答弁を頂きましたが、土木課の降灰除去の道路については、それぞれの道路の管理、関係機関が収集・除去する、宅地については私有地のため住民の方々収集し、搬出した灰を回収するとのこと、宅地の収集については現在も行われておりますが、この現在行っていることの継続のようであります。

昨日の答弁では、除去した降灰は一時的に廃校になった学校や国道沿いの空き地に仮置きした後、最終処分場に運ぶ計画であります。現在収集されている降灰の処分は、桜島の民間処分場に運んでいるとの話を聞いたことがあります。

昨日の答弁にありました50センチも積もることではありましたが、管理道路に50センチ積もったときの灰の量を算定され、現在の処分場で賄えるのか、賄え切れない場合の処分場の検討はされているのでしょうか。

また、海面に浮遊する軽石は港を管理する県と垂水市が管理する漁港、港湾についてそれぞれの管理者が除去することになっているとのこ

とでありますが、海面の軽石除去対応も土木課の降灰対応と同じで、仮に浮上30センチ、50センチといった厚さを想定して、各港の面積から軽石の量を算定し、処分場の検討をすべきではないでしょうか。そのように検討し、対応できる処分場の選定した計画はないようです。なければ早急に検討し、計画に盛り込むべきではないでしょうか。

能登半島地震における石川県の災害廃棄物は224万トンで7年分、そのうち本市と人口が同程度の珠洲市では57.6万トンの132年分、輪島市が34.9万トンで31年分と膨大な量であります。珠洲市では、仮置場の確保が難航している新聞記事もあります。

本市でも、このような状況になったときを想定し、廃棄物の集積、地区ごとの仮置場を選定し、その後、最終処分する計画が必要ではないでしょうか。それぞれがもう一步踏み込んで、確実な仮置場、最終処分場確保を検討され、復旧対応が停滞しないよう具体的な計画を作成し、計画に盛り込まれることを申し上げ、この件は終わります。

次に、高齢者支援について質問していきます。

シニアカー購入補助事業について、制度の内容については答弁で理解できました。また、周知については広報誌、ホームページ、介護専門員の方々が集まれるようなところで周知を図っていきたいというようなことでございましたけれども、しっかりと周知に努めていただきたいと思っております。

次にこのシニアカーについての、予算上限に達した場合の対応についてです。

本市では、公共交通のない地域に乗り合いタクシー運営事業があり、運転免許の有無に関わらず高齢者全員に対し、たるたるおでかけチケット交付事業もありますが、まだまだいろんな声が聞かれ、運転免許証を返納されたり、健康な高齢者の方々の移動交通の利便性が求められ

ているところです。

今回の新たな事業は、いろんな声の方々には朗報と思われれます。予算は100万円となっていますが、予算上限に達した場合の対応についてお聞かせください。

○保健課長（永田正一） 予算上限に達した場合の対応につきましてお答えいたします。

シニアカーにつきましては、介護保険制度の中で、要介護2以上であれば月々約2,000円でレンタルができることもあり、それに該当しない軽度者の方から地域包括支援センターに毎年5件程度の問合せがあることを踏まえまして、この事業を新規事業として考え、6年度は最大10件を見込み予算計上したところでございます。

基本的には、先ほど答弁しましたとおり、介護予防の観点から75歳以上で運転免許証を保持していないという方を対象としていることもあり、予算の範囲内での実施が可能と考えておりますが、新規事業でございますことから、実際どれだけの方が申請されるか、つかみきれていない部分もございますので、申請状況を確認しながら、予算上限を超えるようであれば、補正予算での対応について関係課と協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。本当にありがたい答弁を頂きました。

補助の条件は、新車、中古車を問わず、購入額の2分の1ということです。シニアカーの価格は20万円から30万円ぐらいのようです。この価格に補助の10万円を引くと、かなりの申請があるのではないかと思うところです。これからも高齢者は増えていくことが確実ですので、ただいまの答弁でもありましたが、補正予算での対応や拡充されることをお願いして、この件は終わります。ありがとうございます。

次に、認知症地域支援・ケア向上事業についてお

伺います。

日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究によると、国内の認知症の人の数は増え続け、2012年（平成24年）に約462万人、65歳以上の高齢者約7人に1人と推計されています。高齢化の進展に伴い、今後認知症の人はさらに増加が見込まれており、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年、令和7年には700万人前後になり、高齢者に対する割合は現在の約7人に1人から約5人に1人に上昇することが見込まれていますという記述があります。

認知症支援に新オレンジプランがありますが、この新オレンジプランとはどのようなものなのか、お聞かせください。

○保健課長（永田正一） 新オレンジプランについてお答えいたします。

新オレンジプランとは、2015年に国が公表したもので、その内容は、認知症の方の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けられる社会を実現することを目的としており、計画の対象期間は、団塊の世代が75歳以上となる2025年までとなっております。

この計画には7つ柱がありまして、1つ目が認知症の理解を深めるための普及・啓発、2つ目が適切な医療・介護の提供、3つ目が若年性認知症施策の強化、4つ目が認知症の人の介護者への支援、5つ目が認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり、6つ目が認知症予防などの研究開発、7つ目が本人・家族視点の重視が挙げられております。

本市におきましても、この計画に基づき事業を実施しているところでございますが、認知症の理解を深めるための普及・啓発としましては、正しく認知症を理解していただき、地域の中で認知症の方やその家族を支援していただくことを目的とした認知症サポーター養成講座の実施や、高齢者大学や地域の中で行われているサロ

ンなどに出向き、認知症についての講話を実施しているところでございます。

また、適切な医療・介護の提供では、サポート医を中心とした認知症初期集中支援チームを地域包括支援センター内に設置して、認知症の疑いのある高齢者の対応や支援方法をチームで検討して、適切に医療へつなげることや、同時に家族への理解、支援を行っているところでございます。

家族への支援につきましては、看護師、NPO法人による定期的な訪問による傾聴や安否確認、地域密着型事業所等の中で家族会や認知症カフェを開催し、認知症の方を介護している家族の交流や悩みなどを共有できる場を提供しております。

また、認知症にやさしい地域づくりとしまして、先ほど説明しました認知症サポーターを養成し、地域の中で認知症の方が生活する支援をしていただく取組や、さらには認知症サポーターを中心としたグループに認知症の方も参加するチームオレンジを整備して、認知症の方が社会参画できるような取組を実施しているところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。新オレンジプランは、7つの施策によって支援していくと、認知症高齢者にやさしい地域づくりを推進していくため、認知症の人が住み慣れた地域の環境で自分らしく暮らし続けるために必要としていることを的確に伝えていくことのプランであることが分かりました。

次に、この認知症対策についてはサポーターが必要であります。サポーターの養成状況についてお聞きいたします。

施政方針基礎資料によると、認知症の方を地域で支える取組として認知症サポーター養成講座の開催、チームオレンジの活動支援等を行うとありますが、これまで養成講座による養成さ

れたサポーターは何人なのか、またサポーターの日常、行動意識等についてお聞かせください。

○保健課長（永田正一） 認知症サポーターの養成状況についてお答えいたします。

認知症サポーターとは、地域で暮らす認知症の方やその家族に対してできる範囲で手助けを行う方々のことであり、本市においても認知症サポーターの養成講座を実施しております。この養成講座は、認知症に対する正しい知識やその特性等を学ぶとともに、認知症の方に対する接し方、声のかけ方等を理解していただき、地域の中で認知症の方について偏見を持たず、温かい目で見守っていただくことを目的としております。

また、この養成講座を受けたことで何かの活動を強制されることや、認知症サポーターとして特別な任務または活動を行うものではなく、職場や地域の中で、認知症もしくは認知症の疑いの方、その家族が地域で孤立しないように話を聞くことや、遠くから見守るなどの活動を自主的に行っていただくものでございます。

この養成講座は、自治体等のカリキュラムを受けた認知症キャラバンメイトが担っており、本市においては、市の保健師、地域包括支援センター職員、介護事業所職員等が中心となって講師を務めているところでございます。

市におきましては、認知症キャラバンメイト連絡会の事務局を担い、認知症キャラバンメイトの普及・啓発、認知症サポーター養成講座の広報活動や調整、実施に係る準備、進行等を行っております。

認知症サポーターの養成者数につきましては、記録が残っております平成20年度からの数値でお答えしますと、令和6年1月末現在で延べ1,126人、内訳が男性461人、女性665人でございます。

近年の受講者数で申し上げますと、令和3年度が131名、令和4年度が148名と増加しており、

令和5年度につきましても、現在のところ69名ですが、これから予定しております講座の参加見込者数から100名ほどになるものと思われま

す。
講習会の受講につきましては、基本的に地域や各団体から保健課もしくは地域包括支援センターへ申し込んでいただくこととなりますが、本市が認知症地域支援・ケア向上事業を委託しておりますNPO法人の職員が地域を訪問する中で、地域の方に認知症について理解してほしい場合などは、こちらからの呼びかけで行う場合もございます。

また、受講する団体、グループも以前は金融機関や高齢者が集まるサロン等が主でありましたが、近年は消防団や小中学生、PTAなどとなり、様々なところで年齢層問わず認知症について関心を持つ方が増加していることを実感しているところでございます。

さらに、今年度からは、市の新規採用職員に対しましても、職員研修にこの養成講座を組み込み、認知症の方への窓口対応等を円滑に行うための人材育成の場としても活用しているところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。これまでの受講された方は1,126人というようなことであります。

次に、チームオレンジについて聞きます。

認知症の方を支援するグループとしてチームオレンジがありますが、チームオレンジの組織内容と活動について、また本市のチーム数をお聞かせください。

○保健課長（永田正一） チームオレンジにつきましてお答えいたします。

チームオレンジにつきましては、認知症の方の意思決定や尊厳を守り、社会への参画をすることを目的として、令和7年度までに各市町村で整備するように求められているもので、具体

的には、認知症に対する正しい知識を持った認知症サポーターがチームを組んで、認知症の方やその家族に対して心理面・生活面からの支援等を行う取組であり、認知症の方もそのチームの一員として活動することが求められております。

一般的に、認知症になると全てのことができなくなるという認識を持たれがちですが、短期記憶がなくなり、同じことを何回か繰り返す症状はありますが、全ての人が何もできず生活ができない状況になるわけではございません。高齢者や認知症の方であっても、日常生活の中でできることはありますので、地域の皆様と一緒にボランティアでの交流活動など社会参画することで、地域の皆様からの支援を受けながら、地域の中でも孤立することなく生活ができいくものと考えております。

そのようなことから、本市におきましても、チームオレンジを今年度中に整備することを目標としておりましたが、現在までに、牛根境地区の住民主体で独自に行っているデイサービスのグループを対象に、認知症ステップアップ講座を受講していただき、1チーム整備できるところでございます。このグループにつきましては、生活支援コーディネーターを中心に10名ほどが集まって、食事を一緒に作ったり、季節ごとに祭りの装飾品を作ったりするなどの活動により、高齢者や認知症の方が社会貢献することで社会参画できており、生きがいを持って活動ができているところでございます。

さらに、今年度は新城地区の民生委員を中心として地域の見守り活動を行っているグループに認知症ステップアップ講座を受講していただき、もう1チーム整備できる予定としております。

市としましては、今後もこのような取組が各地域に広がり、高齢者や認知症の方に優しい地域が増えることで、いつまでも住み慣れた地域

で暮らし続けられるよう、地域の体制整備を支援してまいります。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。ただいまの説明では、養成されたサポーターの割には、まだ牛根境にチームオレンジのグループが1つだと、今後は新城地区を立ち上げ予定だというようなことがありますけれども、チーム立ち上げの支援についてお聞かせください。

○保健課長（永田正一） 市としてチームづくりをどのように支援していくかということになると思いますけれども、地域で増えていくための市としての支援につきまして、先ほど申し上げましたとおり、市としましては、地域で支え合うような取組が各地域で広がり、高齢者や認知症の方に優しい地域が増えるよう支援していく予定でございます。

ただし、このチームオレンジの活動は、あくまでも地域の自主性を重視するものとなっております。行政主導となった場合、チームの設立や活動の継続が厳しくなることも考えられますので、地域の自主性を尊重しながら、地域支え合いの気概を高めつつ、自主的な設立、継続的な活動ができますよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。高齢者の認知症の人は、私たちの周りにも少なからずおられ、これからも増えることが推測されますが、このような支援チームの活動によって認知症の人が住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるような支援に期待して、この件は終わります。ありがとうございます。

次に、農業振興についてでございます。

時間がございませんので、アとイの人・農地プランとの違いとメリットと続けて、計画策定について答弁いただきたいと思います。

○農林課長（森 秀和） 人・農地プランとの

違いとメリットは、につきましてお答えいたします。

高齢化や人口減少の本格化により、農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取組を加速化することが喫緊の課題となっております。

このようなことから、人・農地プランが法定化され、地域での話し合い活動により目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するとともに、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化等を進めていくため、地域計画を策定することとなりました。

地域計画の策定に当たっては、地域農業の将来の在り方を示した人・農地プランに加え、協議の場に地域の皆様が集まって、今後どのように農地を利用していくのか、地図を使った話し合い活動を重ね、10年後の地域の農地利用や農業の在り方を図示化した目標地図を作成することになります。

地域計画を策定するメリットでございますが、誰がどこで何を作るのかなど、地域の意向を踏まえた未利用地の有効活用、荒廃農地の予防及び解消による良好な営農環境が維持できること、並びに農地バンクを活用した担い手への農地の集積・集約が推進され、効率的かつ低コストの農業が期待されております。

また、地域計画を策定した地域では、各種補助事業を活用することが可能となることから、担い手の経営維持につながるものと考えております。

本市の目指すべき将来の農地利用の姿について、しっかりと地域の皆様と議論を深め、地域計画がより実効性の高い計画となるよう取り組んでまいります。

続きまして、計画策定についてでございます。

本市は、令和4年3月に10地区の人・農地プランを策定しておりますが、今回の地域計画については、農用地の集約・集積を加速化するため、学校区を基本とした8地区に再編し、計画の策定を進めることとしております。

現在、農林課では、話し合い活動のための調整及び現状の地区の作成に取り組んでおり、農業委員会では農地の出し手・受け手の意向調査により、農業者の経営状況及び農地の活用状況等の把握に努めているところでございます。

また、農協等の関係機関に地域計画の目的等を説明し、計画策定に係る協力を要請しております。

今後の取組としては、農業者、農林課、農業委員会、農協等の関係機関及び県との連携により、年度内に1地区から2地区の話し合い活動を行い、来年度早々に残りの地区の話し合い活動を開始し、令和6年度末までに全ての地区の地域計画を策定する予定としております。

地域計画策定に当たっては、地域の農業者の将来の在り方について活発な意見交換が行われることが重要となることから、事前に各地区のリーダーとなり得る認定新規就農者、認定農業者及び集落営農組合等へ積極的な情報の発信を行うとともに、農業委員会、農協、土地改良区等の関係機関に協力要請を行っているところでございます。

併せて、地域計画策定に当たっては、現状地区図を熟知している農業委員会の意見を反映しながら、計画策定を進めていくこととしております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。計画策定についてでございますが、協議の場に地域の実情を知る農業者の参加が重要であり、多くの地域農業者の参加により、地域に合った計画を作成し、有効な農地の維持・利活用につながる計画策定に頑張ってくださいようお願いいたします。

します。

これで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（堀内貴志） ここで、暫時休憩いたします。

次は、10時40分から再開いたします。

午前10時28分休憩

午前10時40分開議

○議長（堀内貴志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番、北方貞明議員の質疑及び質問を許可いたします。

[北方貞明議員登壇]

○北方貞明議員 皆さん、おはようございます。それでは、早速質問に入らせていただきます。

令和6年度施政方針について。施政方針の中で、笑顔があふれるまち、安心なまち、潤いのあるまちの中から、新規事業について質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、笑顔があふれるまちの中で、乳幼児用紙おむつ回収について。このおむつ回収の問題は、高橋議員も質問されていますが、私も最近、牛根地区の人から、垂水中央地区では常時おむつの回収が始まっているが、なぜ牛根地区では回収されないのかと相談を受けたことがありました。本年度、牛根地区・新城地区に新設する計画があり、私も大変喜んでるところでございます。

そこで伺いますが、回収ボックスの設置後、週1回の回収とのことですが、週1回の回収で衛生面は大丈夫なのか、お聞かせください。

次に、不登校児童生徒等の学び継続事業（校内教育支援センター）についてお伺いいたします。

事業額260万4,000円について、どのような事業内容なのか教えてください。

また、不登校の数が分かれば教えていただき

たいです。

次に、安心なまち、中央地区の冠水対策事業について。この問題は、昨日池山議員が質問されておりまして、その答弁の中で、栄町地区と上町地区という答弁でありましたので、これで納得いたしますので、割愛いたします。

潤いのあるまち、就業促進、インターンシップ事業について。インターンシップ事業が18万円計上されていますが、令和6年度から新たな垂水市役所に就労を目指す学生のための事業であるが、どのような事業内容なのか、お聞かせください。

次に、一般質問いたします。

教育委員会について。不登校児童生徒について、施政方針の中の事業で、不登校児童生徒等の学び継続事業（校内教育支援センター）が260万4,000円計上されています。児童生徒に不登校生がいるということであると思っております。不登校児童生徒にいろいろな理由があると思いますが、不登校などに対して教育委員会、学校ではどのように対応されているのか、お聞かせください。

児童生徒の登下校の車での送迎について。私は、交通安全立哨に年間70日ほどの計画がされている中、半分以上は朝の登校時に立哨しております。

そういう中、車での登校を見かけます。雨の日などは車での登校で、ほとんど登校する姿を見ません。このような実態を教育委員会、学校は把握されていると思いますが、教育的観点からどのように考えておられるか、お聞かせください。

次に、带状疱疹について。既に带状疱疹については、同僚議員の新原議員もワクチン接種に助成はできないかと質問されています。带状疱疹は加齢などによる免疫力の低下、発症の原因が特に50歳代から発症率が高くなり、80歳までには3人に1人が発症すると言われております。

私も最近、带状疱疹のことをよく耳にしたり、また相談を受けることもあります。

新原議員のワクチン接種の助成についての答弁では、今後、国、県内の他市の動向を注視し、情報収集に努めてまいりますと答弁されています。その後の調査検討をされたのか、また市内医療機関で年間患者数が分かれば教えていただきたいです。

以上で1回目を終わります。

○福祉課長（森永公洋） 乳幼児用紙おむつ回収につきましてお答えいたします。

令和6年3月末に牛根支所、新城支所に乳幼児用紙おむつ回収ボックスを設置し、令和6年4月より、牛根支所は毎週火曜日、新城支所は毎週月曜日の週1回、使用済み紙おむつ回収を行う予定としております。

設置場所につきましては、牛根支所、新城支所の出入口横を予定しており、雨を避けることができ、また通気性の高い、分かりやすい場所となっております。

設置予定の回収ボックスにつきましては、ポリエチレン製で、軽量スライド蓋タイプの容量350リットルの集積保管容器でございます。

なお、容量350リットルとは、通常使用される機会の多い45リットルのポリ袋がゴミの入った状態で約7個入るサイズとなっております。現在、子育て支援センターに設置している回収ボックスは、容量が800リットルのものですが、昨年11月まで350リットルの回収ボックスを使用しており、この回収ボックスは引き続き使用することができるため、支所へ移設することとし、新たに必要となる回収ボックス1個分の購入費用について、今回の補正予算にて計上させていただいているところでございます。

なお、回収ボックスを御利用いただく方に対しましては、衛生面を考慮し、使用済み紙おむつを回収ボックスにそのまま入れるのではなく、

レジ袋等のビニール袋に入れてから、回収ボックスに入れていただくよう御協力をお願いしており、牛根支所・新城支所へ設置予定の回収ボックスについても、同様の取扱いとさせていただきたく予定でございます。

令和3年度の子育て支援センターへの回収ボックス設置以降、庁内関係課の連携により、これまで衛生面における問題は生じていないところでございますが、牛根支所・新城支所へ設置予定の回収ボックスについても、衛生面における問題が生じないよう管理してまいりたいと考えております。

回収の頻度につきましては、牛根支所・新城支所におけるごみ回収量は子育て支援センターの半分以下と見込まれることから、子育て支援センターの回収頻度週2回に対し、牛根支所・新城支所は週1回で対応できるものと考えております。

以上でございます。

○学校教育課長（川崎史明） 不登校児童生徒等の学び継続事業につきましてお答えいたします。

不登校児童生徒の学び継続事業につきましては、これまでフリースクール等のなかった本市におきまして、来年度から国の学びの多様化学校、いわゆるCOCOLOプランを活用して、垂水中央中学校の空き教室を活用し、不登校生徒に対する学びの場としての校内教育支援センター、これは校内適応指導教室とも言われますけれども、この校内教育支援センターを新たに開設するものでございます。

御質問にありました260万4,000円につきましては、学校の業務経験の豊かな指導員に対する報酬や費用弁償などに係るものでございます。

続きまして、不登校の現状につきましてお答えいたします。

昨日の高橋議員の質問でも御説明いたしましたけれども、改めて御説明いたします。

本市の昨年度の不登校の児童生徒数につきましては、小学生8人、中学生13人であり、不登校の割合としましては、小学校で全国約1.7%に対し、本市は約1.5%、中学校では全国約6.0%に対し、本市は約4.7%でございました。全国的な傾向としても、年々増加しているという傾向でございます。

なお、本市において、今年度になって、年度途中ではありますけれども、2学期以降に小中学生ともに不登校の児童生徒が増えてきているという状況でございます。

以上でございます。

○企画政策課長（草野浩一） インターンシップ事業とはどのような事業かにつきましてお答えいたします。

昨日の川越議員への答弁でも御説明いたしましたとおり、将来的な職員数の不足が危惧されることから、まずはできることから着手すべく、今議会に新年度予算として垂水市インターンシップ事業関連予算を計上させていただいたところでございます。

令和6年度は、本市への若者の就業を図ることを目的とした「就地拡大プロジェクト」への取組の一環として、平成29年度に包括連携協定を締結した鹿児島国際大学の学生のうち、市役所での勤務を希望されている学生を対象にインターンシップ、いわゆる就業体験を行うもので、予算といたしましては、本事業に係る交通費や宿泊費等でございます。

具体的な事業内容といたしましては、2日間の研修期間を設定し、庁内業務の見学や市施設の見学、職員との意見交換等を行うこととしており、学生の就業意識の向上を図るとともに、自らの適性を考える機会を提供することで、将来的な職員の確保につなげることを目標とするものでございます。

先ほど申しましたとおり、令和6年度につきましては、本市と包括連携協定を締結している

鹿児島国際大学の学生を対象に実施する予定でございますが、その後におきましては、同様に本市と包括連携協定を締結している鹿児島大学や鹿屋体育大学、鹿児島女子短期大学等の学生も対象とするよう、調整を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○学校教育課長（川崎史明） 不登校に対して学校や教育委員会はどのような対応をしているのかについてお答えいたします。

最も大切なことは、担任が一人で抱え込まないようにすることですので、市教委としても管理職研修会や生徒指導主任の研修会等で、組織で対応する学校の体制づくりについて指導しております。

小学校では職員連絡会、中学校では生徒指導部会等の場を設定し、職員間で情報を共有するとともに、誰が、どのような場で、どのような対応をすることが効果的なのかを考えながら、不登校の児童生徒一人一人に対して支援計画を作成し、チームとして対応できるようにしております。

各学校におきましては、学校長のリーダーシップの下、個別の支援計画を作成し、情報を共有しながら、組織的な対応を行っておりますが、そのチームとしましては、例えば担任、学年主任、生徒指導主任、それから養護教諭、教頭を加えまして、家庭への深い関わりが必要な場合にはスクールソーシャルワーカー、それから家庭教育相談員、またカウンセリングが必要な場合、これにつきましてはスクールカウンセラー等、不登校になっている要因に応じたチームでの対応を心がけているところでございます。

続きまして、送迎についてです。登下校の車での送迎をどのように考えているのかにつきましてお答えいたします。

一般的に登下校につきましては、各学校において歩いたり、中学校では自転車、スクールバ

スを使ったりして通学していることが多いと考えます。

理由としましては、誘拐や犯罪等の治安が心配される国とは異なり、日本は比較的治安がよいこと、歩いて登校することが体力面などを含めて成長や生活リズムによい影響を与えることなどがございます。

ただし、体調不良やけがなどの児童生徒につきましては、各学校におきまして保護者による車での送迎につきましても許可するなどして配慮しているところでございます。

しかしながら、近年、不審者への心配などの理由により車での送迎が増えてきており、学校のすぐ近くに駐車することで交通渋滞や交通事故の危険性も生まれ、対応に苦慮している学校もあるようです。

本市においても、北方議員をはじめ、各地域の方々が学校周辺や交通量の多い交差点などで、毎朝ボランティアとして子供たちを事故や犯罪から守るための見守りをしていただいたり、集団登校の付添いをしていただいたりしておりますので、各学校からお願いされていることとは思いますが、徒歩や自転車等での登下校について御理解いただきますとともに、様々な事情により保護者による車での送迎が必要となるケースにつきましても御理解いただければと考えているところでございます。

以上です。

○保健課長（永田正一） 带状疱疹ワクチンの接種助成につきましてお答えいたします。

带状疱疹ワクチン接種助成につきましては、令和3年9月議会において、新原市議からも御質問いただいたところでございますが、その後、次の3点について、情報収集や確認等を行ってまいりました。

1点目は、国や自治体における動向の確認及び情報収集でございます。令和5年11月に厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会）が開

催され、带状疱疹ワクチンを定期接種で使用するものの是非等について協議がなされております。

その中では、新たな知見として、加齢がリスクとされ、50歳代以降で罹患率が高くなり、70歳代がピークとなる等の情報が公表されております。今後、国においては、疾病の蔓延状況やワクチンの有効性、費用対効果等について、引き続き検証を行っていくこととされております。

また、全国の自治体におきましては、全国保険医団体連合会によりますと、令和5年8月時点において、全国では都市部を中心に273自治体において助成が行われております。

県内におきましては、令和5年度において、県内19市での助成は行われておりませんが、3町1村において助成が行われております。

また、大隅管内におきましては4町において検討されているようであり、実施時期等は来年度以降とされているところでございます。

2点目は、市内医療機関への事前調査でございます。

先ほど議員からも市内の接種状況等の把握についての御質問がございましたが、現時点において、本市では市内医療機関における带状疱疹ワクチンに関する情報がないことから、市内医療機関に対し、ワクチンの取扱いや接種状況等の確認に加え、本市が助成事業を開始した場合に参加していただけるか等を調査する予定としております。現在はその準備段階であり、調査票が出来上がり次第、調査を開始したいと考えております。

3点目は、本市での制度設計に必要な事務手続等の確認でございます。

制度設計には助成対象者をはじめ、助成額、助成期間、助成方法等を整理し、実施要綱の策定等を行う必要があるほか、必要となる予算につきましては、接種見込数を踏まえ、算出する必要がございます。

このようなことから、今後どのような事務処理やスケジュールが必要になるか、現在、整理しているところでございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 それでは、一問一答でお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

今、おむつに関しては、新城と牛根にそれぞれ新設される。それで量が360リットルと、45リットルのごみ袋で例えて言われましたが、垂水市で使用している大きなほうは45リットルですね。それが今、一応7個と言われましたかね。（「はい」の声あり）7個入るぐらいが350リットルの容器なんですね。（「はい」の声あり）はい、そうですか。分かりました。

それで、1つ購入して、1つは、中央が使った後にどこかの支所に設置されるわけですよ。（「はい」の声あり）あるところは新品、あるところは使った後に置くと、何かちょっと寂しい回答であったと思います。できるだけこういふのは、新設するときには、やっぱり新しいのを設置して、中央のほうは足らなくなったなら、また中央にはそれを追加したらいいわけですよ。何でそのようにされるのか、ちょっと心寂しく思っております。

そういうことで、今衛生面も言われましたけれども、回収は、中央は2回、そして地方は1回と言われましたけど、この夏場を考えたら、1回でいいのかと、夏場は高温多湿で、腐敗がひどくなると思うんですけど、このようなことは改善すべきじゃないかと思っております。

そして、レジ袋でもいいと言われましたけれども、ほかの自治体では、この臭いのしないのが既に使われていると聞いておりますけども、レジ袋だったら、なおさら腐敗がひどくなると思いますけど、その辺を一つ教えてください。

○福祉課長（森永公洋） 子供が一番多い子育て支援センターにおいては、令和3年度から回収ボックスを設置しております。これまで衛生

面における問題は生じていないところでございますが、牛根支所、新城支所への設置予定の回収ボックスについても、衛生面における問題が生じないように管理してまいりたいと思っております。

以上です。

○北方貞明議員 衛生面は、特に気をつけていただきたいと思っております。

そして、今、牛根と新城でしたけども、協和地区、水之上地区はなぜされないのか、そして幼児がいないのか。

そして、そういうところは、もし幼児がいたら施設があるところへ持っていかなくてはならないと思うんですけど、なぜ協和地区と水之上地区が設置されなかったのか教えてください。

○福祉課長（森永公洋） 今回は両支所に限って設置するというので、ほかのところは今後またやっていく。またそれがどんどん広がっていくのではないかと懸念がありましたので、今回は両支所に限ってということで設置をさせていただきました。

○北方貞明議員 両支所に設置して広がっていくとはどういうことですか。広がってという意味がちょっと理解しにくかったものですから。

○福祉課長（森永公洋） ほかのところからも要望が出てくる可能性がどんどん出てくるのではないかと、この国道沿いのところに置いておけば、まず鹿屋方面、霧島方面に行く方も、いつでもそこに入れることができますので、そういうことで、まずは両支所をということで計画しております。

○北方貞明議員 国道筋ということですよ。

（「はい」の声あり）水之上は、国道筋というのは当てはまりますか。水之上地区はわざわざ、水之上地区だったら中央まで持っていかないといけないということですね。（「はい」の声あり）

それで、市民サービスとして平等にされてい

るという認識なんですか。

○福祉課長（森永公洋） この子供用紙おむつについては、燃えるごみとして、週1回の捨てる場所に捨てることはできますので、ただ、そうでないおむつが増えてくるところで、いつでも捨てる場所があったほうがいいということで、こういう回収ボックスを設置しておりますので、もし週1回のごみの燃える日にできないのであれば、多少は遠いんですけど、中央地区、また両支所のほうで、いつでも捨てていただけるよう設置いたしているところです。

○北方貞明議員 何遍も言いますが、それでは回答になりませんよね。市民が平等にサービスを受ける権利があるんですよ。何でそのような答弁になるのか、私は理解し難いんですけども、これは特に要望しておきます。早急に水之上地区、協和地区、そういうところにも設置をお願いしておきます。

これは担当が違いますが、大人の紙おむつの回収も役所内で検討していただければと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、次に移ります。

校内適応指導教室に対して260万4,000円は、その担当は1人と思えますけど、1人の人件費ということですよ。

この人件費1人の方が専属でおられるわけですよ。この先生は、中学校を対象にして、垂水中央中学校に常勤されているわけなんですか。その辺を教えてください。

○学校教育課長（川崎史明） 今御質問があった件についてですけれども、中学校の校内の空き教室を利用して、この校内教育支援センターを開設いたしますので、今本市の状況として、中学生の不登校が多いという状況からこのような形になったわけですが、対応につきましては、基本は中学生を対象としております。

小学生の不登校につきましては、また中学生とは違う要因等がいろいろありまして、例えば

市の放課後デイサービス等を利用して通っているお子さん等もおりますので、そういうところで、また対応するというのを考えているところでございます。

○北方貞明議員 1人の人件費ということで、260万4,000円、月にして21万7,000円と思えますけども、これは退職された人であるのか。1人の職員の年間所得にしては、ちょっと私は低いんじゃないかと思いましたので、こんな聞き方をしています。退職をして、既にそういう形の中でこういう支援の活動をされているのか教えていただければと思います。

○議長（堀内貴志） 答えられますか。

○学校教育課長（川崎史明） 人材につきましては、市のほうで募集をいたしまして、今採用手続のほうをしているところでございますので、まだ明らかにすることはできないところがあるんですけども、これまで学校の中でいろんな子供たちと関わりのある業務をされていた方を想定して、採用手続のほうをしているところでございます。年齢的にも、お仕事は一旦引かれてというところがございまして、このような金額のほうで雇用させていただきたいというふうに感じております。

○北方貞明議員 分かりました。この不登校については、また後のほうの一般質問でもさせていただきますので、よろしく願いいたします。

インターンシップ、これは職場体験という形ですよね。この中で、今職員が少なくなる、そして将来の職員を確保するためにこういう事業に取り組まれたとっております。

そういう中で、学校との提携で、国際大学と提携されているということなんですけれども、学校は分かるのですが、この社会に出て、一般の人は、こういう体験はできないのか。そういうのは考えておられないのか、お願いします。

○企画政策課長（草野浩一） 今回、企画政策課で考えているのは、学生を対象にした事業と

いうふうに考えております。

以上でございます。

○北方貞明議員 では、この18万円という予算なんですけど、大体何人を想定してこういう予算なんでしょうか。

○企画政策課長（草野浩一） 1組当たり、2人から3人を想定しております。

以上でございます。

○北方貞明議員 はい、分かりました。2人から3人ですね。この事業は将来のため、将来の役所の人材の確保、先行投資という形で、こういうふうな形をされていると思うんですけども、優秀な方が職場体験され、市の職員になられることを期待して、この質問は終わります。

教育委員会について、また質問いたしますけれども、不登校の数が年々増えているということを言われました。

そして、課長が、このところでは、その担任が1人で抱えないで、組織で対応していく。本当にこういう問題は1人で抱えたら大変な間違いとは言いませんけど、気づかない面がありますから、多くの方々に、組織をつくって対応されたいと私も思っています。

こういう一番大事なことは、不登校の児童生徒が出ないことだと思っております。そして、この不登校を未然に防ぐことが一番大事な対策と思っておりますが、この取組について教えていただければと思います。

○学校教育課長（川崎史明） 不登校を未然に防ぐ方策についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、不登校を未然に防止することが児童生徒の成長のためには最も大切なことであると考えています。児童生徒が不登校に至るまでには、その前に何らかの兆候があることが多く、そのサインを見逃さず、組織で対応していくことが重要であると考えております。

本市では、タブレット端末に導入しているスクールライフノートへ朝、夕、1日2回、心の

天気を入力させ、その入力結果を担当だけではなくて、副担任や養護教諭、それから管理職等、複数の職員で子供の心の変化を迅速に捉えて、校内で声かけをしたり、状況によっては個別に呼んで聞き取りを行ったりするなど、早期発見と対応に努めているところでございます。

また、理由不明の場合には欠席1日目から家庭訪問を行い、保護者との連携強化を図るとともに、校内での情報を共有し、組織で対応するようにしております。

また、長期的な視点といたしましては、本市は7つの小学校から1つの中学校に進学することになるため、小規模校の小学校間で行っているオンライン授業での交流を来年度から垂水小学校を含めた交流に広げて、早期からの交流の充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

[Blank lined writing area on the left side of the page]

[Blank lined writing area on the right side of the page]

带状疱疹についてですけども、先ほど全国の

自治体で273と言われましたかね。（「はい」の声あり）私が調べたところによりますと、2023年11月現在で、314市区町村で助成しているというふうに書いている資料を持っているんですけど、そして2024年度に3市が制度創設予定ということですけども、そういうふうな私の資料には書いてあるんですが、そこは訂正なり、あるいはどっちが正しいか、私は、帯状疱疹の自治体一覧表というのを持って言っているわけです。

○保健課長（永田正一） 申し訳ございません。私が持っている資料によりますと、2023年の8月24日現在でですね。申し訳ございません。

○北方貞明議員 県内では、この天城町だけと言われましたんですけども、徳之島町、伊仙町、十島村も実施されております。そして、鹿児島市でも来年度実施しようという動きがあるようでございます。そういうことで、垂水市も一日も早くこの問題に取り組んでいただいて、先ほど言いましたように、50歳代から発症します。

そういう中で、重症化すれば、大変苦しんでおられる方もいらっしゃると思いますので、できるだけこの問題は早く助成制度ができるように期待しまして、この質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（堀内貴志） 次に、9番、篠原静則議員の質疑及び質問を許可いたします。

[篠原静則議員登壇]

○篠原静則議員 皆さん、お疲れさまでございます。3月にしたら大分暖かいような気がしますけれども、以前は、もう20年ぐらい前になりますかね。今は、第2回定例会、6月議会です。現地視察、それが以前は予算が出された3月議会です。それがなぜ6月になったかと言いますと、とても寒いと、そしてとても天気が悪いと、これじゃ調査もできないというようなこと

で、6月議会に現地視察をやるかというお話になったような記憶がございます。そういうことで質問に入らせていただきます。

P F I 事業についてですけども、P F I 事業はどんなものかと調べました。以前も説明があったと思いますけれども、どんな効果があるかということで、市民に対して安くて質のよい公共サービスが提供される、それから公共サービスの提供における行政の関わり方が改善される、そしてまた民間の事業機会を新たにつくり、経済の活性化に貢献すると、まだまだいろんなことが書いてありますけれども、そういうことで、今回P F I 事業について質問させていただきます。

債務負担行為の追加変更と運営負担金の増額について質問いたします。

道の駅たるみずはまびらは、平成30年に開業して、今年度で5周年を迎えているようでございますが、11月には開駅5周年のイベントも実施され、大変なにぎわいだったようでございます。これまでの来場者数300万人を超えておりまして、本市の南の拠点としての役割を十二分に発揮されているようでございます。

交流人口の増加におきましても、一翼を担っているのではないかと考えております。12月議会の同僚議員の質問で、本市の交流人口200万人目標達成における進捗に関する質問がございましたが、本年度は僅かに及ばないと回答でしたが、記憶しております。来年度こそは交流人口200万人達成ができるよう頑張っていたきたいと思います。

そのためにも、県内でも上位の売上げと人気を誇る本市の両道の駅、そして森の駅の集客にさらなる期待をしたいところでございますが、さて今回の3月補正と新年度予算でP F I 事業に関する債務負担行為の追加変更と運営負担金の増額がございましたが、運営負担金の増額の理由と、そして債務負担行為に關しての追加変

更について、こちらは初日の補正予算説明でもございましたが、もう一度その変更理由を教えてくださいたいと思います。

次に、国体推進課についてお尋ねいたします。

国体推進課は、平成31年4月に垂水市教育委員会に新設され、燃ゆる感動かごしま国体の準備、開催、そして本市で開催されましたスポーツチャンバラ、綱引き、フェンシング競技の普及発展のために設置された部署だと認識しております。

当初は、2020年の第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」開催に向け準備をされておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により3年延期が発表されました。3年間の延期で、国体推進課職員の方々は大変苦労も多かったと思いますが、延期の間には、コロナ禍でもありましたが、フェンシング競技におきましては、東京オリンピックに出場するナショナルチーム合宿の受入れ、さらに次のオリンピック出場を目指すU-20、U-17の若い選手のキャンプを年間数回受けるなどの業務を行っていたと聞いております。

そこで、令和6年度以降、国体推進課がどのようになるのか。そしてこれまでに行ってきた業務はどのようになるのか伺います。よろしくをお願いします。

次に、高齢者支援と、先ほどからも出ていますけれども、シニアカーの購入助成についてお尋ねいたします。

新原議員、梅木議員も、このシニアカーについて質問をされておりますが、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。垂水市におきましては高齢化が進行しておりますが、私の地元におきましても、地域の中で高齢者が多くの割合を占めております。私もその一人でございます。

高齢者の方から、最近では病院や買物に行くのも大変だと、家からあまり出なくなったとの声

をよく耳にするわけですが、そのようなことから、高齢者がもっといろいろ出かけられるような対策が必要と考えます。

そこで、今回、シニアカー購入費補助金が当初予算に計上されておりますが、この事業の導入に至った背景と目的についての御答弁をお願いいたします。

次に、高齢者支援として带状疱疹についてですけれども、これは令和3年第3回定例会でしたか、新原さんからの御質問があつて、それ以降2年半ぐらいですか、御検討がなされたと思っておりますが、御説明をよろしく願いいたします。

続きまして、相続登記についてお尋ねいたします。

相続登記が、今年4月から義務化されるということでございますので、質問させていただきます。相続登記の申請の義務化について質問いたします。

不動産について、その相続登記がなされないために誰の土地か分からない、誰に連絡すればいいの分からない等の理由で、土地の有効利用が図られなかったり、公共事業が円滑に進まないなど、日本中で土地利用の問題が顕在化しております。これも相続登記の申請が義務ではなく、申請しても、しなくても、不利益を被ることが少なかったからだと思います。

そのようなことから、令和6年4月から不動産相続登記が義務化されることですが、その内容についてお尋ねいたします。

次に、最後ですけれども、農政について、公設市場の現状と今後の見通しですね。

関係者にお話を聞きますと、なかなか大変だと、キヌサヤ、インゲンが出荷される時はそこそこいいんですけれども、なかなか大変であるというようなことで、今年度の特別会計で268万5,000円の予算が計上されているようですが、そこら辺を考えた場合、ちょっとず

つ細々くなっているんじゃないかと考えております。先ほども申し上げましたとおり、現状と今後の見通しを課長のほうでよろしく御説明を頂きたいと思っております。

これで1回目を終わります。

○水産商工観光課長（松尾智信） 債務負担行為の追加変更と運営負担金の増額についての質問にお答えいたします。

今回、PFI事業運営負担金の見直しに伴い、債務負担行為の追加変更と運営負担金の増額の予算案を今議会に上程しております。道の駅たるみずはまびらの本体施設部分の運営負担金につきましては、財政支出を平準化させるため、平成30年度から令和15年度までの16年間に分割し、前期・後期の2回に分けて事業者へ支払うものでございまして、令和6年度は7回目となり、負担額は建物の設計・建設費用等が中心となったハード部分と16年間の維持管理費用等のソフト部分の費用を合計した額2,885万7,245円を支出いたします。前年度より38万4,081円の増額でございます。

なお、支払金額の算定に際し、契約書に基づき、物価変動に伴うサービス対価の見直しを行ったところであり、併せて債務負担行為も追加変更を行うものでございます。

以上でございます。

○国体推進課長（米田昭嗣） 今後の国体推進課につきましてお答えいたします。

多くの皆様の御理解・御協力の下、特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」が終了し、燃ゆる感動かごしま国体垂水市実行委員会につきましても、3月19日に解散総会を開催する予定としており、一体となり推進する業務が減少することから、3月31日をもって廃止することとなりました。

また、国体推進課が所管しておりましたフェンシングキャンプの受入れや垂水カップフェンシング競技会などの事業につきましては、社会

教育課文化スポーツ係に引き継ぐこととなる予定でございます。

以上でございます。

○保健課長（永田正一） シニアカー購入費補助金の導入に至った背景と目的につきましてお答えいたします。

令和4年度に行いました高齢者実態調査の中で、一般高齢者の5%、要支援、要介護1の軽度者の15%がほとんど外出しないという結果となっております。

また、日頃、地域包括支援センターの職員が地域を訪問する中でも、外出をあまりしないという方が多く、その理由として、足腰が弱くなり、長い距離が歩けなくなった等の意見が多く聞かれている状況でございます。このほか地域で行われているサロンにおいても、工夫を凝らした介護予防事業等も実施しておりますが、参加はしたいが、サロンまで行けないという方もいらっしゃるなど、公共交通機関の少ない本市では、移動手段がないということでお困りの高齢者が多い状況となっております。

そのようなことから、最近よく見かけるシニアカーであれば、車種にもよりますけれども、1回の充電で19～30キロメートルの走行ができますことから、高齢者の皆さんの行動範囲が広がることにより、閉じこもり予防が図られるとともに、近年、問題となっておりますごみ出し支援や買物支援にもつながるのではと考えたところでございます。

このように大きな目的は、閉じこもりによる身体機能・認知機能の低下を予防することになりますが、高齢者の日々の充実にも貢献できると考えて、新規事業としてシニアカーの購入費の一部を補助する予算を令和6年度当初予算案に計上したところでございます。

以上でございます。

続きまして、带状疱疹ワクチン接種助成につきましてお答えいたします。

带状疱疹ワクチン接種助成における検討につきましては、先ほどの北方議員への答弁と重複いたしますが、3点の情報収集や確認等を行ってまいりました。

1点目は、国や自治体における動向についてでございます。国では、厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会）を開催し、带状疱疹ワクチンを定期接種で使用するの是非等について協議がなされております。

また、自治体におきましては、2023年8月24日時点のデータとなりますけれども、全国で273自治体において助成が行われ、県内におきましては、令和5年度において、県内19市での助成は行われておりませんが、3町1村において助成が行われております。

2点目は、市内医療機関への事前調査でございます。

調査内容は、ワクチンの取扱いや接種状況に加え、本市が助成事業を開始した場合に参画していただけるか等を予定しており、現在、調査票を作成中でございます。調査票ができ次第、調査を開始したいと考えております。

3点目は、本市での制度設計に必要な事務手続等の確認でございます。

制度設計には助成対象者をはじめ、助成額、助成期間、助成方法等を整理し、実施要綱の策定等を行う必要があるほか、必要予算につきましては、接種見込数を踏まえ算出する必要があります。

このようなことから、どのような事務処理やスケジュールが必要になるか、現在、整理しているところでございます。

以上でございます。

○**税務課長（福島哲朗）** 相続登記の申請の義務化の内容につきましてお答えいたします。

相続登記の申請の義務化につきましては、不動産登記法の改正により、令和6年4月1日から不動産を取得した相続人に対し、相続の開始

があったことを知り、かつその所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請を義務づけるものでございます。

相続登記の申請の義務化の背景につきましては、相続登記がされないことにより、所有者不明の土地が発生し、管理されずに放置されること等により、土地の利活用が阻害されたり、隣接する土地への悪影響が発生するなどの問題があったためです。

また、この相続登記の申請の義務化は、令和6年4月1日の施行日以前の相続登記未了の不動産についても適用されることとなりますが、その場合は、改正法の施行日または不動産の所有権の相続を知った日のいずれか遅い日から3年以内に相続登記を行う必要があります。

正当な理由のない申請漏れには10万円以下の過料が科されることとなりますが、遺産分割協議が成立しないなど、速やかに相続登記ができない場合の救済措置として、新たに相続人申告登記が設けられます。

相続人申告登記とは、法務局に対し、相続が開始した旨と自らがその相続人である旨を申請義務の履行期間である3年以内に申し出ること、登記官の職権において、申出をした相続人の氏名・住所等が登記簿に記録されることにより、相続登記の申請義務を履行したものとみなされるものでございます。この相続人申告登記は、実際の相続登記とは異なり、権利の取得の事実を登記されるものではありませんので、申出をした相続人の持分までは登記されません。

また、後日、遺産分割協議が成立し、不動産を相続する相続人が決まった場合には、遺産分割成立の日から3年以内に相続登記を行う必要があります。

以上で相続登記の申請の義務化についての説明を終わりますが、本市においても、相続登記を促進し、所有者不明の土地の発生予防及び解消並びに利用の円滑化を図るため、広報誌等へ

の広報活動に努めておりますが、引き続き納税義務者の皆様に相続登記の重要性・必要性に関する理解を深めていただけるよう、法務局とも連携し、積極的に相続登記の周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○農林課長（森 秀和） 公設卸売市場の運営状況と今後の見通しにつきましてお答えいたします。

本市の公設卸売市場は、垂水大同青果株式会社を卸売業者としまして、競り売り等の業務を行っております。公設卸売市場の売上高は、平成8年度には9億3,500万円でしたが、人口減少、農業の担い手の減少、地域商店の閉鎖に伴う買受人の減少、流通形態の多様化などの影響により、令和3年度にはピーク時の4分の1以下となる2億円程度まで減少しております。

また、近年のエネルギー価格や物価高騰等に伴う運営主体の急速な経営悪化も懸念されているところでございます。御承知のとおり、公設卸売市場は特別会計による運営を行っており、その財源となるべきものが売上高割と施設使用料でございます。

売上高割については、垂水市地方卸売市場条例に基づき、売上金額の1,000分の1を納入していただいておりますが、年々減少傾向にあるところです。

また、施設使用料については、卸売業者の売上げ減少に伴い、厳しい経営状況が続いていることから、垂水市地方卸売市場条例及び規則に基づき、毎年度使用料の減免を行っているところでございます。

このように歳入が減少している一方で、施設老朽化に伴う修繕費等の維持管理費が増加しており、令和4年度は予算の不足分を基金から繰り入れております。

また、市場機能を果たしていくためには運営費の確保が重要でございますが、売上高減少に

伴って卸売業者の業務継続が課題となっており、市場の運営状況の把握に努めるとともに、垂水大同青果株式会社や庁内の関係課と定期的な協議を重ね、今後の見通しや方向性について情報共有を図っているところでございます。

以上でございます。

○篠原静則議員 ありがとうございます。それでは、2回目ですけれども、水産商工観光課長、先ほど課長の答弁によりますと、要するに物価高騰の影響によってサービス対価の見直しを行うということで、運営負担金が増える。そのことにより債務負担行為の金額においても追加の変更を行うものということは理解いたしましたけれども、今度は、もう少し具体的な変更の内容について教えていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○水産商工観光課長（松尾智信） 債務負担行為の追加変更と運営負担金の増額についての2回目の質問にお答えいたします。

今回、垂水市南の拠点整備事業（B棟）のサービス対価の見直しについては、物価変動に伴う対価の改定でございます。この負担金は施設の建築費等経費部分のサービス対価Aと施設の保守管理や清掃業務経費部分のサービス対価Bの2つで積算されておりサービス対価Bにつきましては物価の変動に伴い見直しを行うことが契約書に明記されております。

なお、PFI事業である株式会社鹿児島総合企業体グループとの契約につきましては、平成29年12月議会に上程いたしまして承認を頂いているところでございます。

見直しの基準としましては、物価変動指数が基礎となった年度指数と比較して年平均で3%以上変動した場合が対象となりますことから、基準に基づき変更したものでございます。

具体的に申し上げますと、厚労省が毎月出しております毎月勤労統計調査の指数に基づき、基礎となった年度、平成28年6月の指数と直近

の年間平均値、令和4年8月から令和5年7月の指数平均値を比較しますと、4.12%上昇し、3%を超えておりますことから、物価変動計算書によりまして、税込みで38万4,081円を増額したところでございます。

また、先ほども申し上げましたが、令和6年度から最終年度までの債務負担行為においても、同時に追加変更を行うものでございます。

以上でございます。

○篠原静則議員 ありがとうございます。今回のサービス対価の見直しにつきましては、物価高騰による3%以上の変動に伴い、契約に基づいた正当な理由であるということに理解しました。

急激な物価高騰による業務サービスの低下につながらないためにも必要な措置だと思わざるを得ないわけですが、これ以上の物価高騰が続かないことを期待いたしまして終わりたいと思いますが、次にこの道の駅において行われたPFI事業について、取りあえずは理解したわけですが、道の駅は垂水未来創造商社が運営しているわけだと思っておりますが、商社に対して垂水市も株主といいますか、出資者として入っているわけですが、そういうことで、中身はいいといたしまして、そういう垂水市も株主として、出資者として、このメンバーに入っているわけですが、そういう総会といいますか、寄り合い等があるのでしょうか。それに参加しているのでしょうか、教えていただきたいと思っております。

○企画政策課長（草野浩一） お答えいたします。

今、議員が言われますとおり、本市におきましても、出資は行っており、その株主総会には参加しているところでございます。

以上でございます。

○篠原静則議員 課長が参加していらっしゃるわけですね。年何回ぐらい総会があるのか教え

ていただきたいと思っております。

○企画政策課長（草野浩一） 実際の株主総会の出席者は、市長になります。それに関連して、所管である企画政策課が同行している状況でございます。開催は、年1回でございます。

以上でございます。

○篠原静則議員 それはそれといたしまして、私がかねて気になっておりまして、市として投資するわけですが、普通の民間であれば投資しただけの見返りを待っているわけですが、行政としてはそういうわけにはいかないと思っておりますが、先ほど言ったように、この株式会社垂水未来創造商社は法人でありますよね。お尋ねいたします。

○企画政策課長（草野浩一） お答えいたします。

株式会社垂水未来創造商社は、市内企業や本市のゆかりの企業に、本市を含めた合計7者の出資により、地域の活性化を目的として平成28年7月1日に設立された地域商社でございます。

以上でございます。

○篠原静則議員 地域商社としても、株式会社であるわけですが、それであれば、先ほど申し上げましたとおり、5年間で30万人の来場者があったということであれば、30万人の方が1,000円ずつ使っていただいたとしても30億ですか、そういうことを考えれば、交流人口が多いことはにぎやかでいいことだと思いますけれども、経済効果というのは目に見えないといけないと思うんですよね。

そうした場合は、この税込、個人の税込、法人の税の納め方、これで一番目に見えると思えますけれども、そういうのが税務課長ありますか。

○税務課長（福島哲朗） ただいまの特定をされたところにつきましては法人税がどうかというのはお答えできませんが、法人税で市に登記をされているのであれば、当然法人市民税がか

かるということになります。

以上でございます。

○篠原静則議員 それは当たり前だと考えておりますけれども、交流人口において、目に見えて経済効果はないと言ってもいいんじゃないかと私は思っております。考え方はいろいろあるかと思っておりますけれども、これでPFI事業についての質問を終わりました、次は国体ですね。

太陽国体から51年後の昨年10月に開催された燃ゆる感動かごしま国体は、多くの市民が関わり、生涯の思い出に残る大会になったと感じております。国体が終わり、これまで積み上げてきた実績や経験を一過性のものにはせず、今後も市民の健康増進のため、継続し、そして発展されていくための組織の充実を図っていただきたいと思っております。

具体的には、他の自治体では、専門性の高い文化部門とスポーツ部門は別々の業務を行ったところが多いようでございますが、垂水市は文化スポーツとして一つの係で業務を行っているようでありますが、私は、文化事業においては、そのことに精通した職員を配置し、スポーツ業務はスポーツ合宿など一元的に実施できるよう、組織の再編が必要であると考えておりますが、このことを検討していただきたいのですが、副市長におかれましては大変お忙しい中、質問から答弁まで全部把握されているとお聞きしておりますので、ぜひこちら辺をお答えいただきたいと思っております。

○副市長（海老原廣達） お尋ねの件でございますが、まず組織につきまして教育委員会にこちらの文化スポーツ系のほうが所属しておりますので、教育委員会のほうと市の組織をつかさどっております総務課のほうと入念な協議が必要であると考えております。

以上でございます。

○篠原静則議員 教育委員会と相談しながら進めるということですね。

そこで、市長に、もしお考えがあれば教えていただきたいと思っております。

○市長（尾脇雅弥） 篠原議員の社会教育課文化スポーツ係への増員・拡充ということにつきましてお答えいたします。

国体推進課長が先ほど答弁いたしましたとおり、国体推進課の職員の皆さんが熱意を持って真摯に取り組み、これまで良好な関係性を培ってきた日本フェンシング協会や鹿児島県フェンシング協会などの関係団体の御尽力、市民の皆様の御理解、御協力により、また天皇皇后両陛下も御来垂を頂きましたおかげで、燃ゆる感動かごしま国体を成功に導くことができました。国体推進課の皆様の長期にわたる御尽力と全ての職員の協力の成果だったというふうに考えるところでございます。改めて関係各位の皆様方に心から感謝を申し上げます。

今後の在り方を検討する参考とするために、2月16日、前フェンシング協会会長で、現在、国際フェンシング連盟理事、I O C（国際オリンピック委員会）委員として御活躍で、元オリンピックメダリストの太田雄貴さんと3年ぶりにお会いして、今後の垂水市との交流も含めて、約1時間意見交換をさせていただきました。

そのことも踏まえ、今後の展開を進めていきたいと考えているところでございますが、議員御指摘のことにつきましては、基本的な考え方は同じでございますが、市役所全体の業務を俯瞰しながら、また市役所等の規模等によってもなかなか難しい部分もございますので、その辺も今後フェンシング競技をはじめとする文化・スポーツの普及啓発に係る様々な取組を推進するために、必要な人員の配置を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○篠原静則議員 ありがとうございます。これは自分の考えでございまして、スポーツの振興、文化の振興、そこら辺りは別個にして、垂水の

子供、特に生徒さん方は多様性がございますので、別個にして頑張っていたら助かるなと自分では思っておりますので、教育委員会は市長部局外ではございますけれども、御助言をよろしくお願いいたします。

次に移りまして、介護予防と安全対策についてですね。

確かにシニアカーを使うことで外に出るようになり、移動支援の一つとして考えられますが、あまり歩かないということから、介護予防になるのか、疑問がありますが、その点について答弁をお願いいたします。

また、最近垂水市でも、歩道を走行するシニアカーをよく見かけますが、安全性や安全対策に問題ないのか、御答弁をよろしくお願いいたします。

○保健課長（永田正一） 介護予防の効果と安全性、安全対策の御質問についてお答えいたします。

まず、介護予防の効果の面ですが、閉じこもりがちの方が少しでも外に出て、他人とのコミュニケーションを図れるようになることで、日々の生活の活力につながり、また自分らしい生活が送れるようになる観点から、介護予防につながるものと考えております。

一般的にシニアカーに乗ることで、外で歩く機会は減るものと考えますことから、この事業は比較的まだ足腰がしっかりして、社会参画ができていた前期高齢者は事業の対象外とし、足腰が弱くなり、周りとの関わり合いが少なくなり始める後期高齢者の方を対象とするものでございます。

一般的に介護予防と聞きますと、体を動かす体操等をイメージしがちですが、介護予防は身体的なものだけではなく、精神的なものも必要であり、認知症や鬱病等の予防にもつながります。

そのようなことから、本市で介護状態となっ

た主な要因として上位を占める認知症、転倒骨折、脳梗塞の中の認知症予防と転倒予防に効果があるものと考えております。

次に、安全性と安全対策についてでございますが、シニアカーは自転車等と違い、歩行者扱いとなり、車道ではなく歩道を走ることとなります。操作も車と違ってハンドル操作が簡単で、足で操作するアクセル、ブレーキはなく、ハンドルの横の操作レバーを握れば進み、離せば止まります。スピードは時速6キロで、人の歩く速度と同じぐらいになり、本市のように歩行者が少ないところでは、歩行者とぶつかる可能性も低いものと考えます。

さらに、四輪のため安定性もあり、止まっている間はロックがかかることから、乗り降りや荷物の積卸しの際も安全となっております。

事故の状況につきましては、独立行政法人製品評価技術基盤機構の情報によりますと、2013年から2023年までのシニアカーの事故総数は全国で40件ほどあるということですが、主に踏切での事故が多いということであり、本市におきましては、踏切もなく、国道においても歩行者が多くないことから、比較的 안전한乗り物であると考えております。

また、梅木議員の質問で説明させていただきましたけれども、購入する前の補助申請時において、地域包括支援センターの職員が訪問して、申請者の認知度や判断能力等も含めての確認を行うこととしており、また購入方法や販売場にもよりますが、使用時に使い方のレクチャーをお願いするなどの安全対策も実施していく予定としております。

以上でございます。

○篠原静則議員 それでは、関連してシニアカーについては、30キロぐらいは走行できるということですが、中央地区の人は病院とか、買物に行きますけれども、遠いところ、特に牛根や新城の人たちはそういうわけにはい

かないと考えております。

車の運転ができない人は、バスまたはタクシーに頼る部分が多々あるかと思いますが、そこで、たるたるおでかけチケットの利用状況はどのようになっているのか、答弁をお願いいたします。

○福祉課長（森永公洋） 垂水市たるたるおでかけチケットの利用率につきましてお答えいたします。

令和2年4月から実施しております垂水市たるたるおでかけチケット交付事業は、病院への通院や買物等で垂水地区へ来られる場合、遠方にお住まいの方々や自動車運転免許証自主返納者等、公共交通を頻繁に利用される方々にとって費用の一部を補う移動支援でございます。

利用率につきましては、交付いたしましたチケットの合計金額のうち、チケットを利用した指定事業者からの請求額の合計金額の割合が利用率となります。事業開始年度からの利用率は、令和2年度が約75%、令和3年度と令和4年度が約83%で、事業開始年度から高い水準を維持しているところでございます。

以上でございます。

○篠原静則議員 できれば、校区ごとに利用状況を知りたかったわけですがけれども、それはそれといたしまして、私もたしか1回だけ利用させていただいております。3,000円ですね。3,000円チケットをもらいますと、大体晩にタクシーを利用することが多いわけですがけれども、うちの柘原は片道2,000円かかるんです。

だから、2回目はどこか、浜平で降りて、歩いて帰らなければならないわけですがけれども、そういうわけございまして、私は、たしか1回しかもらったことがないんですけれども、牛根、新城、それぞれ交通費がかさむと思うんです。

だから、校区ごとにこのチケットに差をつけるとか、中央地区が3,000円であれば、牛根地

区は最低6,000円とか1万円とか、そういうことをお願いしておきますので、考えていただきたいと思います。

これで終わります。

次に、带状疱疹ですがけれども、先ほど課長から答弁がございまして、全国で沖縄から北海道まで273の自治体が助成しているようでございます。鹿児島県におきますと、十島村、徳之島町、天城町、伊仙町が助成していらっしゃるようでございまして、この4町村は大変高齢者に思いやりがあるなど考えております。

どれぐらい全国で助成をされているかといいますと、5,000円、7,000円、1万円、その町々で助成金が違うようでございますけれども、ただいま申し上げましたとおり、沖縄から北海道まで至るところで助成をなさっているというようなことでございます。ぜひ垂水でも取り組んでいただきたいと思います。

そういうわけで、私も1回带状疱疹にかかったことがございまして、市長は優しい方ですから、年寄りにそんな痛い思いをさせないように予防注射の助成をしていただきたいと考えております。ぜひよろしく申し上げます。

今、私は行った医療機関でお尋ねしたんですがけれども、年にその医療機関では1人か2人の方が予防注射にお見えになれるようでございます。往々にして行こうかと言われる方は多々いらっしゃるようですけれども、1万円か2万円の注射もあるそうです。

だから、高額であれば、なかなか孫にくれるお金はあっても、自分では注射をしないというような御時世でございまして、そこはぜひ検討していただきたいなと思っております。

高齢者支援ですがけれども、先ほどはいろんなおむつの問題が出ましたけれども、子供支援ですか、おむつの回収、3か所になったということでございますけれども、人間ぜいたくなもので、それでは保育園に置かれぬのかとか、小

規模の介護施設に置いてくれないのかと、どちらかというと、高齢者支援で、おむつの使用率は、私は、この高齢者のほうが多いんじゃないかと考えております。

月に1回、おむつを配布されております、医療費から。あれは470世帯ぐらいと言ったかな。そして、枚数は個人差があるそうでございますけれども、そういうのを考えれば、高齢者のおむつの回収、そういうのも将来は出てくるんじゃないかなろうか思っておりますので、そこら辺もよろしく願いいたします、余計なことですけども、皆様この議会だよりに目を通されたかと思っておりますけれども、おむつ回収で考えたんですけど、産業厚生委員会で所管事項調査に行きまして、鳥取県の伯耆町、ここで大変勉強させていただきまして、紙おむつを全部回収して、ペレット化して地産地消エネルギーにしていると、温泉のですね。

そういうおむつの再利用もされている町もあるということですよ。これに関しては縁があったのか、タレントのイモトさん、あそこのお父様がこの伯耆町の職員でございまして、丁寧に説明していただきました。

本市においても、高齢化率の上昇に伴う使用済紙おむつの処理方法は喫緊の課題となつておりますので、再生利用を検討することで、ごみの資源を抑えた、維持可能な自然環境の推進に努めることが大事じゃないかと、産業厚生委員長が言ってらっしゃいました。そのときは飯も食わないで勉強させていただきました。

これで高齢者支援は終わります。

次に、相続放棄の2回目でございますけれども、相続放棄と相続土地国庫帰属制度について質問をいたしたいと思っております。全国的に一部を除き、土地の下落傾向が続いていると思っておりますが、これは様々な事情で、不要な土地が増加しているためだと感じております。

垂水市においても、農家の担い手がない等

の理由で、使われない土地が増えているのではなかろうかと思っておりますが、財産を相続されるときには相続放棄というものがあります。

また、令和5年4月には相続土地国庫帰属制度という新たな制度ができたようでございますが、どちらにいたしましても、不要な土地を手放す必要になる制度だと思っておりますが、それぞれの制度内容についてお尋ねいたします。よろしく申し上げます。

○税務課長（福島哲朗） 相続放棄と相続土地国庫帰属制度につきましてお答えいたします。

まず、相続放棄について説明いたします。

相続放棄とは、民法に基づき、相続財産について、法定相続人が自らその相続権を放棄するものです。

相続放棄の手続としまして、法定相続人は、相続が開始したことを知ってから3か月以内に被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所に届出を行い、それが受理されることによって手続が完了します。

相続放棄が認められると、相続人としての地位を失い、他の相続人だけが法定相続人となります。

相続放棄を行う理由としては、債務超過による負担を避けるため、相続財産に対する管理などのリスクを避けるため、また家族や他の相続人との関係を考慮してのものなどが上げられます。

次に、相続土地国庫帰属制度について説明いたします。

相続土地国庫帰属制度は、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律の制定により、令和5年4月27日に施行されたもので、相続または遺贈により取得した土地を手放し、国庫に帰属させる制度です。

相続土地国庫帰属制度ができた背景としましては、土地利用ニーズの低下等により土地を相続したものの、土地を手放したいと考える所有

者が増加していること、また相続を契機として望まない土地を取得した所有者の負担感が増しており、管理の不全化を招いていることなどが上げられます。

国庫帰属の手續としまして、相続または遺贈により土地を取得した申請者は、法務大臣宛てに帰属させたい土地についての承認申請を行い、法務大臣による要件審査・承認を経て、申請者が負担金を納付することで国庫への帰属となります。

なお、土地の要件審査では、通常の管理または処分をするに当たり、過分の費用または労力を要する土地は不可となります。例えば、建物がある土地、土壌汚染がある土地、危険な崖がある土地、他人によって使用される土地などがこれに該当します。

また、申請者は、土地の性質に応じた標準的な管理費用を考慮して算出した10年分の土地管理費用相当額を負担金として納付する必要があります。この負担金は、宅地、田、畑、雑種地、原野等については、基本的に面積にかかわらず20万円、森林については面積に応じての算定となります。

以上のとおり、相続放棄では、法定の期間である3か月以内に相続財産の全てを放棄するのに対し、相続土地国庫帰属制度では、自身の裁量により、いつでも帰属させる土地を選択できるという違いがあるところでございます。

相続土地国庫帰属制度につきましては、相続登記の申請の義務化と同様、新たな制度でありますことから、今後広報誌等により納税義務者の皆様への適時な周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○篠原静則議員 ありがとうございます。そういうことで、相続をしていない関係、個人でも畑を買ったが、名義は変わらなかったとか、いろんな話を聞きます。

行政でも、土木課長がよく言ってらっしゃいますけれども、内ノ野線の同意がもらえない。それは、相続が進んでいないからだとは考えております。

また、農林課の中間管理機構、本城の宮前ですか、ここも同意が100%出れば、圃場整備は農家の手出しなしでできるというすばらしい事業でありながら、相続が進んでいないために要請ができないと、100%同意があれば、本当に畑や田んぼはきれいになるわけですがけれども、それができないという中で、今出したばかりでしたら、70%ばかり同意が進んでいると、あとは相続の問題で前に進まないというようなことですので、ぜひ今後、また4月からと言わず、広報、啓発運動に税務課のほうで努めていただきたいと思います。

それでは、最後にこの公設市場がしぼんでくるのは人口減だと思っております。いろいろ聞きたいわけで、でも、出荷者が少なくなる、買受人が少なくなる、自然と市場が処分できるというようなことではなからうかと思っています。

そこで、市長、公設市場の利用の仕方、そこら辺を以前企業の方が営業所と冷蔵庫を作りたいと、市長も御存じかと思っておりますけれども、この冷蔵庫は特許を持っていらっしやいまして、野菜などが、鮮度が1か月やそこらは、収穫時と変わらないというのはすばらしい冷蔵庫であると聞いております。

そこで、市長、この話を誘致される気持ちはないか、お尋ねいたします。

○議長（堀内貴志） 市長、時間がありませんので、手短にお願いします。

○市長（尾脇雅弥） 以前、正式ではないんですけど、そういう考えがあるということは聞いたことがあります、なかなかその後の状況が変わったような状況でございまして、それ以降そういう相談がないというのが現状でございます。

○議長（堀内貴志） 時間になりました。

○篠原静則議員 ぜひ若い農家のため、青果業者のためにも、誘致をしていただきたいと、そういうふうを考えておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（堀内貴志） 篠原議員、速やかに終わってください。時間が来ました。

○篠原静則議員 どうもありがとうございます。

○議長（堀内貴志） ここで、暫時休憩いたします。

次は、13時30分から再開いたします。よろしくをお願いします。

午後0時28分休憩

午後1時30分開議

○議長（堀内貴志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、議員の皆様をお願いをしておきます。会議開催中の私語は慎んでいただきますようお願いいたします。

次に、11番、持留良一議員の質疑、質問を許可いたします。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 お疲れさまです。それでは、来年度の一般会計予算、なおかつ総括質疑、一般質問、これに入っていきたいと思います。

まず最初に、能登半島地震で亡くなられた方々に心から哀悼の意を表すとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

今、能登半島地震に対して、メディアなどによる国や県の対応を検証する報道がされています。初動の遅れ、物資搬入、備蓄の欠陥、避難所の劣悪さ、想定外が起きたときはどう対処するのかなど、また、そういう中で防災専門家は、今回は社会、行政の備えが不十分だったため被害が大きくなったとも指摘をしていました。垂水市も学ぶこと、多くあると思えます。今後、

検証され地域防災計画の見直し等に生かされるよう、取り組んでいただきますよう、まずお願いをしておきたいと思えます。

最初の質問は、予算編成について伺います。予算というのは、その自治体の顔とも言われています。市民に優しい予算か、厳しい予算かということです。今回の予算案は、子育て、地域経済支援など一定の評価ができますが、これらの中身については予算の審議の中でしっかりと深めて結論を出したいと思えます。

さて、国の基本的な予算規模を示す一般会計の総額は、当初予算が110兆円を超える。2年連続になりました。国債は最高最大を更新しました。今後厳しい財政運営が地方にも求められることになると思えます。そういう観点も含めて、以下の角度で質疑をいたします。

1つは、予算編成上の課題と財政の見通しをどのように考えられているのか伺います。財政指数など財政状況はどういう中での予算になったのか。また、予算編成作業の中で、財政フレームはどのように示されたのか伺います。

財政フレームとは、次年度の予算をどれだけ増やすのかという数値で表すものとなっています。

2点目には、予算編成と住民参加の考え方について伺います。予算編成に向けて市民の声の反映はあったのか、どのような作業で行われたのか伺います。

次は、第9期介護事業について。最初は介護保険料の問題を4つの角度から質疑いたします。最初は準備基金の問題です。準備基金は基本的には次期計画期間において歳入として繰り入れるものである。これは国が示している指針であると示されています。今回の措置は準備基金の一部を歳入として繰り入れ、市保険料の抑制を図られましたが、この老健局介護保険計画課の考え方から見たときに問題がないのか見解を伺います。

保険料を見るもう1つの視点は、予算を編成するときに重要な点となる事業量を、過年度の特徴と次年度の推計の見通しをどう検討されたのか、この点を伺いたいと思います。なぜここが重要かという点、保険料算出の根拠に大きな影響を与えるからであります。

2点目は、低所得者の生活を守る上で保険料が下げられたとはいえ、物価高騰や生活の基本となる年金は下げられています。生活を守る上でも一般財源、いわゆる独自の補填を投入して、特に低所得者の保険料率をさらに引き下げる検討はなかったのか伺います。

3点目は、公費半分、保険料半分ではもう限界に来ています。このままでは介護保険制度が崩壊するのではないかという考えが、多くの専門家も含めて出されていますけども、市の考え方をお聞きしたいと思います。

大きな2番目は、訪問介護での身体介護、生活援助について伺います。介護報酬は、人手不足が深刻な訪問介護が大きな影響を与えるのではないかと指摘されています。それは、身体介護も生活援助も基本方針を軒並み下げられるからであります。施設への影響等について、どのように考えておられるのか伺います。

次は、農業政策について質疑します。

食料自給率の低迷をはじめ、日本の食と農業が深刻な下で新しい年を迎えました。改めて問われるのは、農村を疲弊させ、食料の生産基盤を弱体化させる現実であります。中心的な担い手である基幹的農業従事者は、この30年間で20万人も減少し、従事者の59%は70歳以上です。垂水市も同じような状況ではないでしょうか。担い手の減少、耕作地の放棄など、生産基盤も崩れようとしています。去年12月に放送されたNHKスペシャル、食の防衛戦は、食料自給率が38%に落ち込む下で生産現場が危機的事態になり、食の安定供給の足元を掘り崩している現実をリアルに描き、注目を集めました。ご覧に

なった方もあったのではないのでしょうか。

そこで、2点について質疑いたします。1点目は、食料・農業・農村基本法には、国民への安定的供給は国の最も基本的な責務であることや、農業政策のそういう考え方が示されています。その基本法では、基本計画で食料自給率の目標を定めるとして、自給率目標はその向上を図ることを旨とし、定めることになっています。

国は、食料・農業・農村基本法を改正する方針です。その中で、基本法で農政の最大目標である自給率の向上の位置づけを後退させようとしているのではないかという懸念が広がっています。希望の持てる農政を転換することは緊急の課題であり、その柱となる自給率の向上が求められる中、後退させることや放棄するようなことがあってはならない問題と考えます。見解を伺います。

2点目は、持続可能な食料システムの構築を目指すみどりの食料システム戦略、再生へ向けた取組について3点質疑いたします。そのことは、垂水の農業の方向性についてもやはり大きく関係する中身だからであります。2021年の5月に、新たな農政の指針として、持続可能な食料システムの構築を目指すとするみどりの食料システム戦略が発表されました。また、一昨年に関連法が成立し、自治体でも取組が求められているものと考えます。

そこで、以下の3点について質疑いたします。

1点目は、本市での小規模や家族農業の位置づけはどうなっているのか。私は重要な担い手であることをこれまでも訴えてきました。

2点目は、有機農業の考え方はどうなっているのか。

そして3点目は、有機農産物の学校給食への取組が全国的に広がっています。千葉県かずみがうら市の市長は、子供の健全育成、農業の再生、後継者、耕作放棄地から持続可能な農業への必要性が農政の課題だ。これらの課題に取り

組むきっかけをつくったのはオーガニック給食であり、このことをしっかりと取り組んでいきたい。と強調されています。

そこで、学校給食としての有機農産物の考え方について伺いたいと思います。

最後は、一般質問として、教育問題、包括的性教育のあり方について3つの角度から問います。

基本は、教育の認識と考え方、今後に向けての取組についての考え方です。昨年、極めて深刻な子供への性暴力が明るみに出ました。受験生を狙った痴漢犯罪が社会問題となり、市民運動も高まる。そして、国や自治体が対策を強化するなどの動きもありました。子供たちを性暴力の被害者にもさせないためにも、現代平等教育としての性教育の推進が性の権利及び人権、体の権利の観点からも待たなしに求められていると考えます。

また、昨年、刑法が改正され、その審議の中で専門家から、性犯罪、性暴力の根絶は刑法改正だけでは決して実現をしない。包括的性教育が最重要課題だと意見が出されています。このようなことから、包括的性教育の緊急性、そして重要性が求められているというふうに思います。

そこで、以下の3点について問います。

1つは、学習指導要領、生命の安全教育で妊娠の経過は取り扱わないとする歯止め規定が設けられています。なぜなのでしょう。また、文科省は、保護者などの理解を得た上で教えることができるとしています。一見矛盾するような考え方ですけれども、理由をお聞かせください。

2点目は、性暴力、性犯罪をなくし、互いの性を尊重する人間関係を築くためにも、科学的包括的性教育が求められると考えますが、この点についても見解を求めます。

3点目は、七生事件、御存じの方もいらっしゃると思いますが、東京七生養護学校では、

教員たちが他者との信頼関係をつくるために、性をめぐる様々な課題について、心と体の学習として実践されていましたが、行き過ぎた性教育事件として裁判になりました。しかし、最高裁で判決が確定し、教員、保護者が勝利いたしました。自らの人権と健康を守る上で、体と性を学ぶことは不可欠の課題であることが証明された裁判でもありました。そこで、七生事件の考え方について、教育委員会の考え方をお示しください。

以上で質問を終わりますけれども、不十分な点については再質問を行います。

○財政課長（園田 保） それでは、持留議員の御質問にお答えいたします。

本市の令和4年度一般会計の決算における財政状況を表す数値は、実質公債費比率が8.5%、将来負担比率がマイナス13.7%と、いずれも早期健全化基準を下回っており、健全性を保っております。財政構造の柔軟性を示す経常収支比率は、令和3年度より1.4%上昇し、90.1%となっております。

また、地方債の令和4年度末残高は、3年度末より4億3,529万3,000円改善して、89億7,492万円。積立金の残高は、3年度末より4億3,782万2,000円増加し、52億9,130万2,000円となっております。

当初予算編成に当たり、昨年12月に示された令和6年度の地方財政対策の概要では、社会保障関係費や人件費の増加が見込まれる中、地方団体が住民のニーズに的確にこたえつつ、子ども・子育て政策の強化など、様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に供給できるよう、地方交付税等の一般財源総額について、令和5年度を上回る額が確保される見込みとなっております。

このような国の予算の状況を踏まえて、各事業の成果に重点を置いて予算の質を高めることで、財政運営の健全化を図りつつ、子育て支援

や高齢者支援、市民の安心安全に係るインフラ整備、産業振興・経済活性化、それからデジタルを活用した市民幸福度の向上等に関する事業費を優先して、本市令和6年度の予算編成を行ったところでございます。

財政フレームにつきましては、当初予算の編成におきまして、市で策定している各種計画や、継続して実施している整備事業のほか、緊急度、優先度に基づいた施策・事業について、各課から予算要求を受け、財政課において国の地方財政計画による財源の見込み等を検討の上、これまでもお伝えしておりますけど、第2次財政改革プログラムの基本的な考え方を念頭に予算編成を行っているところでございます。

以上でございます。

○保健課長（永田正一） 準備基金の繰入れに係る見解についてお答えいたします。

第9期介護保険料につきましては、議案で提出させていただきましましたとおり、基準額を現行の6,200円から200円引き下げ、6,000円に改めようとしております。保険料の算定に関しましては、第1号被保険者の人口推計や、要介護認定者数の推計、介護給付費の推計等から算出することとなりますが、その抑制策として、介護給付費準備基金からの繰入れを行っているところでございます。

先日説明させていただきましたが、特に第8期期間中は、計画値に対し給付実績額が大きく下回ったことにより、想定外の基金積立が生じたため、この基金を少しでも保険料の抑制のために有効に活用するという観点から、慎重に検討して、基金繰入れを行う計画としております。また、その際は、第10期以降、65歳以上の市民の皆様への負担が急増しないように、負担額の均衡という点からも検討して、基金繰入額を算定したところでございます。その結果、令和4年度末の基金残高は、約1億8,000万円でございますが、第9期計画期間中に約1億6,000万

円を繰り入れる計画としたところでございます。

この基金の繰入れの取扱いにつきましては、垂水市介護給付費準備基金条例第5条に定めておりますが、介護保険の保険給付及び地域支援事業に要する費用が不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるとき、またはその他介護保険の財政の均衡を保つために必要な財源に充てるときに該当する場合に、基金の全部または一部を処分することができるとしております。今回第9期の給付額の計画値を定めておりますが、あくまでも計画値でございますので、想定外に給付実績が計画値を上回ることも考えられます。そのような場合、財源不足分を基金で補う必要があるため、安定的な保険運営を考慮し、備えておく必要があります。

また、介護給付費準備基金は、介護保険事業計画を策定する際、保険料の急激な高騰を招かないよう、各期保険料を平準化できるよう調整する財源として利用することも可能とされております。

なお、国は、保険料の上昇に留意した適切な保険料を検討することとし、足元の物価・賃金の動向を踏まえ、全てを取り崩すのではなく、一部を留保することも検討するよう示しております。今回の9期計画の取崩し額につきましては、昨年10月に大隅地域振興局で行われた県のヒアリングにおきましても、基金残高から見た取崩し額の確認において、取崩し額の妥当性が認められたところでございます。よって考え方としましては繰り返しになりますが、まずは、介護保険制度の安定運営及び市民の皆様様に急激な負担増が生じることがないように、中長期的な見通しをもって慎重に検討を行い、基金繰入額を算定したところでございます。

以上でございます。

続きまして、第9期計画の事業料の見込み方について、過年度の特徴と今後の推計をどう見たのか。また、介護予防の考え方につきまして

お答えいたします。

まず過年度の特徴ですが、第8期計画期間中の令和3年度から令和4年度にかけては、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、外出の制限や集会の禁止等、行動制限がかけられたことに伴い、介護サービスにおいても、利用者のサービス利用控えや、介護事業者側の感染防止対策によるサービス提供の制限等があり、サービスを利用する環境が大きく変わりました。また、計画期間中は、介護職員の人材不足により廃止となった事業所やサービスの利用定員を縮小する事業所も出てくるなど、第8期計画期間中には、これまでにないことが生じたところでございます。

これらの理由により、介護給付費の実績は減少しており、具体的には、通所介護や通所リハビリテーション、地域密着型通所介護などの通所系のサービスや、介護老人福祉施設や介護老人保健施設などの施設サービス、認知症対応型共同生活介護の実績が大きく減少する見込みでございます。ただ、今年度だけで見ますと、昨年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、行動制限などが撤廃されたことなどにより、給付費の実績は増加傾向にあり、徐々に戻りつつある状況となっております。これらを踏まえ、第9期の給付見込みについてでございますが、第8期の実績がこれまでにない状況下でのものであり、参考にしにくいことから、給付見込み額の設定は非常に難しいところでしたが、直近のサービス利用の実績を踏まえつつ、介護サービスを利用したい方が安心して利用できるよう、また、給付費に不足が生じることがないように精査し、給付見込額を設定したところでございます。

その結果、令和6年度の介護給付費は、第8期計画期間の初年度である令和3年度と同程度の約21億2,000万円になることが見込まれ、令和7年度、8年度につきましては、高齢者人口、

要介護認定者数の見込み数がほぼ横ばいで推移すると見込まれることから、必要な介護サービス量もほぼ横ばいで移行するものと見込んだところでございます。

次に、第9期計画期間中における介護予防事業の考え方についてでございますが、介護予防事業につきましては、現在、市内各地域において、ウェルスポ鹿屋と共同で、はんとけん体操を実施し、地域の皆様が自分たちで自主的にできるような取組を中心に、身体能力の維持を目的として予防事業を実施しております。

また、令和5年度からは地域の皆様からの要望もあり、柘原にある鹿俣体育研究所に依頼して、各地域のサロンでの笑いの体操、顔の体操などのリハビリテーション活動支援事業を実施しているところでございます。この試みが好評であることから、来年度以降につきましても、体力の維持が必要と考える方には、はんとけん体操を、精神的に支援が必要な方、閉じこもりがちな方については、リハビリテーション活動支援事業を紹介し、利用者の好みに合わせた介護予防事業を実施することで、参加者を増加させたいと考えております。

また地域での介護予防事業等を実施する中で、長い距離を歩けないため会場に行けないといった声もございましたので、移動支援及び閉じこもり防止の一助となるよう、一般会計において、シニアカー購入費補助金を新規事業として計上したところでございます。

このほか、栄養教室や認知力アップ教室等を実施し、延べ約1,400名の方に参加していただいておりますが、今後は、理学療法士や作業療法士等の専門的知識を利用して、リハ職のいない通所介護事業所などの職員のスキルアップを図る取組や、対応が難しい重度の方については、個人宅を訪問し、転倒予防や日頃家でできる体操などを指南し、転倒予防につなげる取組を充実させていく予定でございます。

なお、高齢者、認知症の方に対する支援につきましては、梅木議員のところでも説明させていただきましたが、地域の中で課題を解決できる体制づくりや、認知症サポーターの養成、チームオレンジ整備等、地域の中での見守りや支援、居場所づくりができる体制等の支援に努めてまいります。

この取組を継続して実施していくことが、介護保険サービスに頼らない状況につながり、ひいては介護給付費の抑制が図られるものと考えております。これらの事業は、介護保険事業の中の地域支援事業で実施するものでございますが、令和6年度も9,485万円程度の予算を計上しており、事業成果については急な改善が目に見えづらい部分でもございますが、介護認定率等を意識しながら引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

続きまして、一般財源を投入して、特に低所得者の保険料をさらに引き上げる検討はしたかの質問にお答えいたします。

一般会計からの低所得者層に対する公費負担につきましては、介護保険法第124条の2に基づく、低所得者保険料軽減負担金により定められた市町村の負担割合分を毎年、一般会計から繰り出しているところでございます。

この制度は、第1段階から第3段階までの保険料を引き下げるもので、第1段階は平成27年度から、第2、第3段階については、消費税が10%に引き上げられた令和元年度から、保険料の軽減策として適用しているものでございます。

令和6年度予算における本制度の公費負担の総額は、3,280万1,000円を計上しており、内820万1,000円が市負担分となります。この法で定める公費負担による軽減策は実施しておりますが、法定外の一般財源の投入による負担軽減につきましては、厚生労働省が示している単独減免に係る三原則に適さないことから、本市に

おいては検討していないところでございます。

以上でございます。

続きまして、公費半分・保険料半分では限界に来ており、介護保険制度は崩壊するのではないか、また、持続可能な制度とするために国庫負担増が必要ではないかの見解についてお答えいたします。

議員からもありましたとおり、介護保険制度は、おおむね公費が半分・保険料が半分の負担で、介護給付費及び地域支援事業を賄うよう設計されている制度でございます。公費負担の内訳は、介護給付費の居宅分で説明しますと、国庫負担が25%、県、市の負担がそれぞれ12.5%となり、保険料の内訳としましては、40歳から64歳までの第2号被保険者の負担分が27%、65歳以上の第1号被保険者の負担分が23%となっております。超高齢化社会を迎え、この財源構成で介護保険制度を維持していくことが困難な局面を迎えていることから、国は保険料の上昇を抑制するためには、高齢者世代間での利用者負担の見直しが必要と考え、その所得範囲の判断基準の見直し、すなわち、介護サービス利用の2割負担対象者の拡大に係る協議を、厚生労働省介護保険部会で始めたところでございます。

この2割負担対象者の拡大は、今年4月からの導入は見送られましたが、令和8年度までに何らかの結論を得ることとされており、サービス利用負担額の増加も予想されるところでございます。その場合、昨今の物価高騰との影響等もあり、必要な介護サービスを使いたくても負担が増えることから使えないという状況に陥る方が出てくることも想定されます。

このように介護保険制度の円滑な運営が厳しくなっている状況から、全国市長会においては、令和5年6月7日付で国に対し、介護保険制度に関する重点提言を行っており、介護保険財政の持続的かつ安定的な運営のため、被保険者の保険料が過重とならないよう、国費負担

額を引き上げることや、国の責任において低所得者対策を講じること等を提言しております。

本市におきましても、本提言内容の実現に向けて、今後も引き続き県市長会、全国市長会を通じて国費負担割合引上げなどの要望等を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

続きまして、訪問介護報酬引下げの方針だが影響をどのように考えているかにつきましてお答えいたします。

国が示した令和6年度の介護報酬改定の改定事項において、訪問介護サービスにおきましては、現行の基本報酬単位数が、身体介護の時間単位ごとに2.1%から2.4%、生活援助の時間単位ごとに2.2%から3%引き下げられるところでございます。引き下げられる要因としましては、全国の訪問介護事業所の平均利益率が7.8%と高い水準であったことから、ほかの介護サービスとの均衡を図る上で見直されたものとされておりますが、そもそも利益率が高かった要因は、都市部の影響が大きく、都市部においてはサービス付き高齢者向け住宅などを短時間に効率よく訪問できるという利点がございしますが、地方においては訪問先が遠距離で、利用者宅間も離れており、サービス提供の回転率も悪くなることから、都市部ほどの利益率は上がらないとされており、さらに今回の引き下げで経営にも影響が出るものと懸念されているところです。

この引き下げによる影響でございますが、基本単価自体は引下げとなりますが、介護職員の賃金改善や職場環境整備のために支給される処遇改善加算は、ほかのサービスよりも高く設定されており、今回の改定で経験技能のある介護職員等を配置した場合、さらに高い加算率を設定することができるようになることから、事業所の取組次第では不利益は生じないものとされております。

本市の訪問介護事業所は、垂水市社会福祉協議会のみであり、訪問介護職員の不足や職員の高齢化による退職などもある中、限られた人材の中でサービス提供を行っているとお聞きしております。本市の訪問介護サービス利用者数は、市外事業所利用者も含め、令和3年度で延べ1,039人、令和4年度で延べ925人、令和5年度12月までの利用者数が延べ779人となっており、利用者数の多いサービスの一つとなっております。

市としましても、訪問介護サービスの利用者が今後も希望するサービスを安心して受けることができるよう、また事業所が不利益を被らないよう、加算適用等の情報を提供し、健全な事業所運営が行われるように助言してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○農林課長（森 秀和） 自給率向上を後退させることは問題と考えるが見解をにつきましてお答えいたします。

食料・農業・農村基本法は、農政の基本理念や政策の方向性を示すものでございますが、制定から四半世紀が経過しており、近年の世界的な情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや地球環境への対応など、農業を取り巻く状況は、制定時には想定されなかったレベルで変化しております。激変する世界情勢の中で生活の根幹を支える食料については、国内で生産することの重要性が高まり、このため基本法の見直しに向けた議論が行われていると認識しております。

さて、我が国のカロリーベースでの食料自給率は、昭和40年度には73%ありましたが、米の消費が減少する一方で、畜産物や油脂類の消費が拡大するなど、食生活の変化により長期的に減少傾向で推移しておりましたが、2000年代に入ってから、おおむね横ばいで推移してきており、令和4年度は38%となっております。

農林水産省は、令和12年度までにカロリーベース食料自給率を45%に高める目標を掲げておりますことから、本市としましては、食料の自給率に貢献できるよう、農作物の生産に直結する農業者の確保育成と農地の確保に引き続き取り組むことが重要と考えております。

このようなことから、新規就農者の生活給付金、施設・機械導入助成などの各種補助事業の実施や営農指導等により、農業者を確保・育成していくとともに、農業委員会・農地中間管理機構と連携して、農地利用の促進や荒廃農地の再生に努めてまいります。

併せて、地元で生産された新鮮で安全安心な野菜など地域内経済循環を活性化していくため、市民の皆様へ垂水産農産物の魅力を紹介し、市内での消費拡大に努めながら、国の食料自給率向上に貢献できるよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、小規模や家族農業の位置づけはにつきましてお答えいたします。

農林業センサスでは、農家は経営耕地面積が30アール以上、または農産物販売金額が50万円以上の販売農家と、経営耕地面積が30アール未満かつ農産物販売金額が50万円未満の自給的農家に区分されております。令和2年農業センサスによると、本市農家戸数は販売農家285戸、自給的農家314戸の計599戸となっており、自給的農家は全体の約53%を占めております。また、販売農家にも農業法人等から専業農家、兼業農家など、様々な経営形態がございます。農業者が減少している現状がある中、自給的農家など小規模農家も重要な農業者であると認識しており、農業生産の面だけでなく農村コミュニティーの維持など、大変重要な役割を担っていただいております。

今後も農業に関する技術的な指導や、中山間地域等直接支払制度等による資金面での支援等を行い、食料自給率の向上や本市の農業農村の

維持に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、有機農業の考え方につきましてお答えします。

現在、食料の安定供給、農林水産業の持続的発展と地球環境の両立が強く指摘されており、SDGsの観点からも、2050年のみどりの食料システム戦略目標の達成に向けて、化学肥料の低減や有機農業の面積拡大などの施策が取り組まれております。

また、経営所得安定対策においても、レンゲやソルゴーなど、地力増進作物への支援が創設されるなど、みどりの食料システム戦略の目標達成に向けて、緑肥等の有機施用による土づくりというものが盛り込まれております。

本市の有機農業の取組でございますが、適正な肥料の使用を推進するため、土壌分析の実施や農薬だけに頼らず、天敵を利用し、害虫を駆除するなどのIPMの取組を推進してきたところでございます。併せて、国の環境保全型農業直接支払交付金を活用した支援も行ってきております。

一方で有機農業は、認証検査が厳しく、栽培に高い技術を要することに加え、化学肥料や化学農薬を代替する有機資材にコストがかかること、作業の手間がかかり、品質や収量の低下が起りやすいことなど、農業者や消費者の理解が十分とは言えないことなどの課題もございます。

本市では、地域有機資源である生ごみ、し尿、と場糞汚泥を活用した良質堆肥生産を行うことで、畜産農家と耕種農家の連携を促進し、環境保全型農業の実現のため稼働している堆肥センターがございます。化学肥料の高騰が続く中、堆肥センターを含めた地域の堆肥活用を推進し、輸入原料に依存している化学肥料の使用量を低減することは経費節減にもつながり、国が進めるみどりの食料システム戦略の目標である、化学肥料30%削減に向けた持続可能な食料システ

ムの構築につながる機会と考えております。

今後も、慣行栽培と比べて、化学肥料や化学農薬の使用を減らした特別栽培を含む環境保全型農業を推進するとともに、有機農業に取り組んでおられる農業者等に聞き取りを行い、関係機関や関係団体等と連携しながら、化学肥料の低減及び有機農業の啓発を推進してまいります。

以上でございます。

○教育総務課長（堀留 豊） 学校給食などに有機農産物の供給の方針はについてお答えいたします。

本市学校給食センターにおきましては、日々、安全安心なおいしい学校給食の提供を第一に献立の立案、食材の調達、調理、配送など、学校給食関係業務に努めているところでございます。

御質問の有機農産物でございますが、一定の基準を満たす有機栽培によって生産された安全性が高い農産物であり、国の教育振興基本計画においても、学校給食における地場産物、それから有機農産物を活用する取組の充実、こういったものが設定されていると承知しているところでございます。また一方で、有機農産物は、先ほど農林課長もありましたとおり、審査機関による認証の基準があることから供給量が少なく、コストも高いという一般的な認識があるようで、生産者からも有機農産物の定義が厳しく、なかなかチャレンジしにくいといった声が聞かれているようでございます。

さて、学校給食業務における献立の立案や食材の調達については、第3次垂水市食育・地産地消推進計画において、学校給食における地場産物利用割合70%以上、うち垂水産40%という計画目標がありますので、学校給食センターとしても可能な限り垂水産・県内産の食材調達に努めているところでございます。

このように垂水産・県内産の利用を優先していることと、先ほど述べましたとおり有機農産物に対する認識などもありますことから、現在

のところ、特別に有機農産物の供給の方針は示していないところでございます。しかしながら、学校給食センターとしましては、安全安心な食材を調達するため、生産者と月1回の打ち合わせを行い、生産状況の確認を行うなど、安全安心な食材の提供をお願いしているところでございます。

また、農産物の搬入の際には、栄養教諭、または担当職員が品質の確認を行っているところでございます。今回、持留議員から全国の事例などを交え、問題提起いただきましたことから、学校給食センターとしましても、有機農産物に関する情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○学校教育課長（川崎史明） まず、妊娠の経過は取り扱わないとする歯止め規定が設けられている理由と、保護者などの理解を得た上で教えることができるとしている理由についてお答えいたします。

歯止め規定につきましては、小学校5年理科の生命の誕生におきまして、胎児の母体内での成長の様子を学ぶ学習がございますが、留意事項として、人の卵子と精子が受精に至る過程については取り扱わないものとすることや、中学校1年生の保健体育で、成長に伴う男女の体の成熟や受精卵の体内での成長の学習におきまして、妊娠の経過は取り扱わないなどの留意事項が学習指導要領に示されているということを指しているものと理解しております。

我が国では、性に関しては様々な価値観の相違があり、性教育についても様々な考えがございますけれども、学校における性教育として求められる内容は何かという視点で、これまで検討がなされ、学習指導要領に反映されており、その中で、学校における性教育につきましては、小中学生の発達段階を考えたとき、子供たちは社会的責任を十分には取れないことや、また、

性感染症を防ぐということからも義務教育段階で取り扱う一斉指導の内容としましては、子供たちの性行為については取り扱わないという基本的な立場で指導内容が検討されていると理解しているところでございます。

また、性に関する指導につきましては、発達段階を考慮すること、学校全体で共通理解すること、保護者・地域の理解を得ること、集団指導と個別指導の内容の区別を明確にすることが留意点として示されているように、性に関する指導が必要な場合は、保護者とも連携して個別指導を行っていくことが必要であると考えているところでございます。

このように、性教育については、集団で一律に指導する内容と、個々の児童生徒の抱える問題に応じ、個別に指導する内容を区別して行っていくことが大切であると考えているところでございます。

以上でございます。

続きまして、性暴力・性犯罪をなくし、互いの性を尊重する人間関係を築くために、科学的包括的性教育につきましてお答えいたします。

各学校におきましては、性に関する指導の基本的な考え方や、教科横断的な全体計画、発達段階を考慮した各学年ごとの指導計画を作成し、教育課程に位置づけて、保健体育科や道徳、特別活動の時間を活用して、年間を通して計画的に指導を行っているところでございます。

例えば、小学校では、1年生の特別活動、知らない人の誘いで性被害に遭わない方法を指導したり、4年生の保健、思春期に現れる変化で、これから迎える思春期の体の変化として、初経や精通について学び、だんだんと大人の体に近づき、新しい命を生み出すための準備が始まることを学んだりしているところでございます。

中学校では、1年生におきまして、心理的側面としての異性との関わり、3年生では、社会的側面としての責任ある行動など、発達段階に

応じて、どの学校でも系統的な指導を行っております。

このように、学校における性に関する指導につきましては、児童生徒の人格の完成を目指し、生命尊重、人格の尊重、人権の尊重などの精神に基づき、生理的な側面、心理的な側面、社会的な側面などの視点から、総合的に捉えた指導に努めており、議員御指摘の包括的性教育と同様の趣旨の教育であると考えております。

続きまして、七生事件についての考えにつきましてお答えいたします。

七生養護学校事件につきましては、20年ほど前、東京都の養護学校において、知的障害のある児童に対して行われていた性教育の授業内容が不適切であるとの非難を受け、東京都教育委員会が当時の校長や教職員に対し、厳重処分を行ったことに対し、都教委の処分が教育への不当介入に当たるとして、都教委及び都議会議員に損害賠償及び降格処分の取消しを求める訴訟を起こし、いずれも原告側の勝訴が認められた裁判であると認識しております。裁判につきましては、既に結審しておりますので、市教委として考えさせられたことについて御説明したいと思っております。

それは、学校と教育委員会の連携のあり方についてでございます。各学校におきましては、日々、様々な課題を抱え、その対応や課題解決のために、校長を中心に誠実に対応していただいております。しかしながら、学校経営や生徒指導、保護者対応に苦慮することもございます。校長が判断に迷ったときに、解決策を一緒になって考えるのが、教育委員会の大切な役割だと考えております。早い段階で、学校と教育委員会が課題を共有し、効果的な指導や学習指導要領の捉え方、場合によっては法的根拠などについて指導助言し、一緒に論点を整理することで、校長をはじめとする学校が、自信を持って判断し、対応に当たることができるよう、今後も

信頼関係を基盤としまして、学校と教育委員会がしっかり連携して、様々な課題に対応していくことができるように努めてまいります。

以上でございます。

○持留良一議員 それでは、1問1答で再質問を行っていきたいと思います。

まず最初に、財政問題について。私は今回、非常に今後の地方財政の運営で危惧しているのは、先ほども言いましたとおり、国が相当規模の国債発行をしてきているということ。私たちはこのことで、歴史的にも、様々なことを90年代に経験してきていますよね。財政改革プランということで、地方に人件費の削減などを含めた形での、地方へのある意味しわ寄せが来たということがあるんですけども、今回、こういう中で、改めてまた出てきたのが、基金の考え方、23年、24年、今年も出てきていますけども、基金の活用、要するに基金をもっと活用することができるんじゃないかみたいなことを示唆するような連絡文書だったと思うんですが、今後、やはりいろいろなことで考えられるのは、物価高騰等のように金利の上昇が当然出てくるだろうと。このことは、県の最初の予算案でも、金利上昇というリスクを抱えるというようなことも書かれています。そういう意味で、利払い費の増のリスクも出てくるだろうと。今後、さらに財政削減というのが求められてくるのではないかとこのように思います。そういう意味では、まだ今年まではきちんと確定はしていますけれども、そういう中において、財政事情に対する自治体の基金の活用というのが動きがあったということは、そういうことを示唆するような中身であると思うんですが、この点についての認識をお聞かせください。

○財政課長（園田 保） 基金の活用につきましては、当然御承知のとおり、目的を持って積み立てている基金は、施設整備基金などがありますが、財政調整基金につきましては、予算編

成において、基本的に財源不足が生じた場合に繰入れを行うというようなものでございます。起債等借りる際の物価高騰、また利息、利子のところも、今、日銀もいろいろ検討に入っているようなところもありまして、今後の財政状況としては、そういうことも予想されているところですが、今のところは具体的な情報というのはこちらには入っていない状況です。

そういった中で、市の貯金であります基金です。基金が多くあることが果たしていいのかという考え方もありますし、基金がないと、また不慮の災害等に対しても対応ができないというところもあります。今、第2次財政プログラムの中でも、まずは、市債の残高を当時計画をつくるときは107億円残高があったところを、90億円という目標を立てて、第2次財政プログラムが進行しておりまして、現在のところ89億円台になったというところで、一定の目標達成はできているのかなというふうに思います。このように、いろんな目線から、公債費比率とか、こういうのも財政プログラムの中の数字と今の数字を勘案しながら、適正な財政運営を努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○持留良一議員 今後、そういう点で財政の締め付けとかを含めて、先ほど言ったように、ふるさと納税は特に大きなターゲットになる可能性が高いと思いますので、そういう意味では、様々な動きの情報に注視しながら、財政運営に当たっていただきたいというふうに思います。

介護問題に移りたいと思いますけども、本当に大変苦労されて、確かに約7割、8割を基金に繰り入れて、それは大変評価できるというふうに思います。ただやっぱり、結果として200円平均として下がったということなんでしょうけども、皆さんに資料を示しましたけども、この20年間下がりっぱなしの年金というのがお手元にあるかと思えます。

もう一つは、こんな形で、保険料の変化です。皆さんお手元にあると思うんですが、制度を発足してから約2倍近く保険料が値上がりされたということがあります。

そしてもう一つは、国民の負担率の問題を書いた資料もお手元に置いたというふうに思いますけども、そういう中で、国民の負担率が高くなっているということです。これだけでも、国民負担率は令和5年度で約46%。これだけ年金が減り負担が増え、そして結果として国民の負担率が増えているという資料になりますけども、その資料を見ていただいたと思います。そして基金を取崩しということで、先ほど言いましたけども、国が示していた当初の中身は、当該基金に造成された期における保険者に還元されるべきものであり、基本的には次期計画において歳入として繰り入れるべきだということも言われています。まずこのことについては、先ほどいろんな取組で結果としてあのようになったということは、この点についてはもうこの場では議論することはできませんけども、しかし実態としては、基金の取崩しにより次期保険料を抑制する、そういう目的を持った中身だと。本来であれば全て入れていくべきだというのは当初の法律のスタートだったと思いますけども、そのことは再度また議論をしていきたいと思います。

それと一般会計からの繰入れの問題なんですけども、それはまた後のところで議論していきたいと思います。そういう意味で一般会計からの繰入れの問題については、改めて予算審議の中でこの点については議論させていただきたいというふうに思っています。

次の問題として、農政問題について。報酬問題についても改めて議論の場を設けたいというふうに思っています。農政問題について、こんなことが書かれていたんです。岸田内閣は12月11日に農業基金の概要を示す文書を決定しましたが、

驚くことに文書には食料自給率という言葉も、若い担い手を増やすための新規農業支援者という言葉もなかった。こういうことが書かれているということは一体これはどういうことなんだということで、この目的は何なのかということでも私たちが非常に危惧しているわけですけども、果たしてこういうことでいいのかということが改めてこの法律の見直しの中で問われているんじゃないかなというふうに思います。先ほど、自給率の向上は重要な課題なんだという認識を課長のほうは示されたと思いますけども、ぜひそういう方向での取組をさらに地方からも声を上げていくということを取り組んでいただきたいというふうに思っています。これが重要な中身だと思います。

あと、みどりの戦略の問題については、いろいろな努力をされているということも明らかになり、ぜひそういう方向でもっともっと上げていくためには、農家を支援していく、そういう補助金を出していくとか、これも含めて先ほどお見せした通り地球的な規模の問題でもあります。農業の再生にもつながります。子供の健全育成にもつながる。何よりも後継者、耕作放棄地から持続可能な農業をつくり出していくところで、大きな役割を果たしていくと思えます。そういう意味で国も2050年という長期のプランを立てている取組はそこにあると思しますので、ぜひそういう視点でこの問題も取り組むような中身で、今後農業政策を取り組んでいただきたいというふうに思っています。

あと教育問題について最後言っていきたいというふうに思っています。共通する中身もいろいろあるかと思えます。ただ様々な課題、問題がある中でどう取り組んでいくのかというのが今、求められている。そういう中で被害者をなくしていく、そういう取組が非常に重要になってきているというふうに思っています。そういう観点での捉え方をどうしていくのかということも大変

重要な中身になってくると思います。そういう中で、身体の権利ということで、こういうことを言われた参加者が、去年、性教育研究協議会が鹿児島で大会が開かれたんですけども、助産師を目指す女性なんですけれども、幼い頃から性教育を受けられれば性の学びに違和感を持たなくなる。指導する側が正しい意識を持つ大切さを実感した。今、性暴力や性事件の様々な問題が発生していますけども、問題の原点はそのところにあるんだということを私たちはしっかり見ていかないと、その点でも包括的教育というのはなかなか日の目を見る状況にはないですけども、底辺では様々な動きが進んでいるということを私たちは見ていかなければならないというふうに思います。そういう意味でこの包括的性教育というの、国際的にもこの運動が広がってきているということもあります。だからこそ私たちはしっかりとそういう状況の中で、垂水市も日本の学校教育もそうなんですけれども、それにしっかりと立ち会っていく状況をつくらなければいけないし、何よりも大事なものは身体の権利という問題です。身体の権利、これはなかなか難しい点もあるかと思いますが、今そういう状況に子供たちは、性教育を巡る問題はあるんだということを知っていただきたいし、この点について改めて教育長の認識と考え方をお示しいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○教育長（坂元裕人） 先ほど川崎課長の方から答弁があったとおりでと思うんですけども、我々は公教育ということで、どうしても寄って立つところは学習指導要領でございます。その中で、いわゆる保健体育であるとか、あるいは特活、あるいは理科、もっと広げていうと人権の問題、命の問題等々、広く広くやはりその基盤を考えていく必要があるだろうと思っています。そのことを学校教育全体で指導すること、これが肝心なのかなと思っています。今、い

ろいろと示唆を受けましたので、我々もまた改めて学んで、よりよい性教育の在り方について、学校とも連携しながら進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（堀内貴志） ここで、暫時休憩をいたします。

次は、14時40分から再開いたします。

午後2時30分休憩

午後2時40分再開

○議長（堀内貴志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番、川畑三郎議員の質疑及び質問を許可いたします。

[川畑三郎議員登壇]

○川畑三郎議員 1月1日午後4時10分頃、石川県能登半島に震度7.6の地震があり、240名を超える方の死亡が確認されております。建物の倒壊や火災が相次ぎ、珠洲市では9割方の家屋が全壊やほぼ全壊という状況で、壊滅的な被害があると報道されております。令和6年能登半島地震と命名され、新潟県、富山県、福井県、岐阜県にも多数の被害が発生しております。亡くなりました方々にお悔やみを申し上げ、被災され生活を余儀なくされている方々にお見舞いを申し上げます。

それでは、先日通告いたしておりました案件について質問いたします。

産婦人科医療体制確保事業について。12月の議会において、開設準備経費3,300万円が計上され、現在開設準備が進んでおります。今回も1,200万円の予算が計上されました。改めて、この事業の概要について説明をしてください。

次に、外国人との共生支援事業について伺います。

本市においても、外国人の方々を見かけることが多くなり、外国人の方々が産業の担い手と

して期待されているという背景は十分感じられます。昨日、川越議員の質問で理解いたしましたが、具体的な取組につきまして、もう少し詳しくお聞かせください。

垂水市地域公共交通計画について。昨年12月の一般質問において、新原議員の乗合タクシーに関する質問の答弁で、垂水市が目指すべき公共交通の在り方や、公共交通以外の移動手段の活用を含めた垂水市地域公共交通計画を策定することとし、計画策定に当たり、各種アンケート調査を実施するとのことでありました。具体的にどのような調査を実施し、その結果はどのようなのか、お知らせください。

消防団第一分団消防庁舎整備事業について。この事業については、先日の宮迫議員の質問で大方理解いたしましたが、これまでの経緯等を含めて再度説明をお願いいたします。

農林事業について、6年度農政施策の主要な事業内容をお知らせください。

土木事業についても、6年度主な工事についてお知らせください。

水産振興について、令和6年度事業計画について質問いたします。垂水市の水産業につきましては、本市の重要な基幹産業であります。これまで様々な事業を実施されておりますが、6年度主な事業についてお知らせください。

垂水市中央運動公園内の体育施設の改修事業について伺います。

垂水市中央運動公園の体育施設は、多くが昭和50年代に建設されており、キララドーム以外の施設は老朽化が進んでいることから、施設の改修に向けて全体計画を立て、取り組んでいく必要があります。平成25年に垂水市中央運動公園のあり方検討委員会が設置され、4回の検討委員会において協議され、平成26年1月に当時、私が委員長をしていたことから、市長に対して提言書を提出したところであります。その後、提言書に基づき、年次的な施設改修に取り組んで

おられるものだと思います。庭球場の改良もその中の一つであり、様々な要望があったと思いますが、全ての要望に対応するためには多額の費用が必要であることから、年次的な改修計画に基づき、本年度、庭球場管理棟の外壁改修を含めた施設設計を業務委託され、令和6年度当初予算に7,240万円の改修事業費が計上されています。内容についてお知らせください。

これで1回目の質問を終わります。

○保健課長（永田正一） 産婦人科医療体制確保事業の事業概要につきましてお答えいたします。

本市には産婦人科がないため、女性が婦人科の診療や妊婦検診等を受診する際には、垂水市外の産婦人科医療機関へ足を運ぶ必要があり、身体的・経済的・時間的負担を抱えているといった地域課題がございます。この課題の解決に向けて、本市と公益財団法人慈愛会様と協議を重ねた結果、慈愛会様の御理解、御協力により、令和6年春に垂水市内に産婦人科医療機関を開設していただけることとなり、この取組を産婦人科医療体制確保事業とし、新たに垂水市と公益財団法人慈愛会との産婦人科医療体制確保事業に関する協定を、令和5年12月18日に締結したところでございます。

この事業は、本市と慈愛会様が相互に連携、協力し、思春期から老年期における女性の健康長寿の延伸を図るとともに、子育て世代が安心して子供を産み育てられる環境の整備を図るため、垂水市内における産婦人科医療体制の安定確保の実現に寄与することを目的とするもので、協定において具体的な取組を3点掲げております。

1点目は、本市と慈愛会様において両者で事業推進の連携を図り、定例会議の実施や情報共有、運営課題の解決を図ることとしております。

2点目は、慈愛会様において産婦人科医療機関を開設・運用していただくこととしておりま

す。

3点目は、本市から慈愛会様へ経済的支援として補助金を交付することとしております。

今後、この協定に基づき、垂水市内における産婦人科医療体制の安定確保の実現に努めてまいる所存でございます。

以上でございます。

○企画政策課長（草野浩一） 外国人との共生支援事業の具体的な取組につきましてお答えいたします。

昨日、川越議員の答弁にて御説明させていただきましたとおり、本市における外国人の数は年々増加傾向にあります。受入れ側の事業所や住居として提供しております錦江町定住促進住宅等におきまして、言葉や文化、生活習慣の違いに起因する様々な課題が表面化してきており、それらの課題への対応が求められていることから、本年4月から、外国人の皆様と雇用する事業所、地域住民の皆様との橋渡しを担う多文化共生まちづくりコーディネーターを2名、地域おこし協力隊の制度を活用して採用する予定とされているところでございます。本コーディネーターの採用に際しましては、地域おこし協力隊員のやりたいことと、自治体が協力隊員に望む姿に乖離があり、任期の途中あるいは任期終了後に地域を離れる、いわゆるミスマッチを回避するとともに、本市が望む協力隊員を採用すべく、地域おこし協力隊員の採用に知見を有する企業に支援業務を委託したところでございます。

その業務の一環として、受託者と一緒に外国人を雇用している事業所を訪問し、抱えている課題等について伺った経緯がございます。その際、事業所より要望されたことが、交流イベントの開催でございました。外国人とは言葉や文化の相違により、様々な違いがあり、そのことを起因として様々な誤解や衝突が生まれやすい状況がございます。しかしながら、実際に仕事

を通じて、外国人の人柄や性格について理解し、評価している事業所から雇用している外国人について、地域住民の方に知っていただくことで、外国人と共生できる地域づくりを推進する一助としてほしい、との要望があったところでございます。

そこで、まずは、外国人について理解し、良好な関係性を構築する一助として、交流イベントの企画・運営を多文化共生まちづくりコーディネーターの業務の一つとして位置づけたところでございます。交流イベントにつきましては、外国人と地域住民だけではなく、外国人と、外国人を雇用する事業所、外国人相互の交流等も計画する予定であり、様々な関係性の中で、良好な関係性を構築するよう努めていただく予定でございます。またこのように、外国人との共生社会実現のためには、相手のことを知ることがその第一歩だと考えておりますことから、来月1日発行予定の広報誌3月号において特集を組み、実際に外国人を雇用している事業所や、外国人技能実習生、特定技能外国人、地域住民、有識者の声を掲載することで、外国人に対する理解の一助としたいと考えているところでございます。また、日本語教室の開催も業務の一つとして位置づけているところでございます。日本語教室の開催につきましては、これまでも市内事業所から要望があったところでございますが、外国人によって日本語習得レベルの度合いが異なることから、今回主要な業務として位置づけ、4月から採用を予定している2名のうち1名は、実際に日本語教室で日本語を教えた経験を有しております。

また、今年元日に発生した能登半島地震では、被災した外国人に対する支援についても、報道等で取り上げられたところでございますが、本市におきましても桜島大正噴火から110年を数え、今後桜島大規模噴火が予想されることから、

災害時における適切な避難を呼びかけ、また被災後の支援を図るため、日本語の習得は必須であると考えるところでございます。災害時においては迅速な意思疎通が必要とされることから、日本語教室では、やさしい日本語の指導に努めたいと考えているところでございます。この他にも今後、外国人や事業者との対話を通して、課題の解決に向け尽力していただくほか、地域おこし協力隊として、本市の魅力発信や移住・定住に関する業務等にも取り組んでいただくこととしております。

以上でございます。

続きまして、垂水市地域公共交通計画策定に係るアンケート調査の結果につきましてお答えいたします。

初めに、地域公共交通計画を策定するに至った経緯について述べさせていただきます。地域公共交通を取り巻く環境は、人口減少に伴う利用者の減少、運転手不足の深刻化などにより、公共交通の維持が全国的に容易ではなくなっている状況にあり、2024年問題と言われる働き方改革に伴う、本年4月1日からのドライバーの時間外労働時間の上限設定により、各交通事業者は撤退や運行の業務縮小を迫られている現状にあります。地域における移動手段の維持・確保をしていくことは、交通分野にとどまらず、まちづくりや観光振興など様々な分野に関わることから、地方公共団体が中心となって、地域戦略の一環として、地域における移動手段の維持・確保に取り組んでいくことが求められております。

このような状況を踏まえ、国の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が、令和2年11月に改正され、地方公共団体による地域公共交通計画の策定が努力義務化されました。このことを受け、本市におきましては、今議会初日の施政方針でお示ししましたとおり、既存の公共交通に加えて、地域における輸送資源の総動員

による持続可能な地域旅客運送サービスの提供を確保することを目的とした垂水市地域公共交通計画を策定することとし、現在、策定作業を進めているところでございます。

この計画を策定するに当たりましては、住民ニーズや利用者ニーズを十分に把握し、その結果を計画へ反映させる必要があると考えておりましたことから、議員御質問のとおり、各種アンケート調査を実施し、その結果の分析を行ったところでございます。具体的には、乗合タクシー利用者アンケート調査、市民アンケート調査、振興会長アンケート調査、路線バス乗降者調査、路線バス利用者アンケート調査、高校生アンケート調査をそれぞれ実施し、その結果分析を行ったところでございます。その結果について、主なものを幾つか申し上げますと、まず、市民の移動実態として、買物の移動状況につきましては、自ら運転する方が85%、家族や知人による送迎の方が11.5%、徒歩の方が9%となっております。また、多くの地区の方は、市内中心部での買物が多い一方、霧島市への買物が境地区で82.6%、牛根地区では57.7%となっております。

通院の移動状況につきましては、自ら運転する方が79.5%、家族や知人による送迎の方が13.8%、徒歩の方は5.8%となっております。通院先につきましても、多くの地区で市内医療機関への通院が多い一方、霧島市方面へ通院される方は境地区で68.2%となっております。

次に、高校生の通学状況でございます。登校時の移動手段として、家族などによる送迎が50.7%と最も多く、次に、路線バス利用、垂水フェリー利用が多くなっております。

次に、振興会長アンケートにおいて、振興会内に交通弱者がいると回答した振興会は、全体の69.8%となっており、市内9地区、全ての地区において交通弱者がいると回答した割合が最も多くなっております。

次に、路線バスの利用状況でございます。直近1年間で路線バスを利用したと回答した割合は、全体の9%となっており、利用していない方の割合は88.9%でございました。路線バスを利用しない理由としましては、自家用車のほうが便利が83.5%と最も多く、次いで運行便数が少ないため、利用したい時間に便がないため、家族等が送迎してくれるためとの理由が多い結果でございました。

次に、事前予約型乗合タクシーについては、現在運行している地域において利用したことがあると回答した割合は32.2%となり、利用しない理由としましては、自家用車のほうが便利と回答した割合が85.7%と最も多くなっております。利用される方々の利用目的につきましては、病院が78.1%で最も多く、次いで買物、市役所等の公共施設といった回答が多くなっております。

また、乗合タクシーの改善が必要と感じる点についても調査をいたしましたところ、誰でも自宅前で乗り降りできるようにするが48.5%で最も多く、次いで、路線バスや垂水フェリーとの乗り継ぎを考慮した運行時間にする、運行便数を増やす、スマートフォン等でも予約できるようにするといった回答が多くなっております。

次に、公共交通の今後の在り方について、市民アンケート調査では、将来必要となるため維持してほしいが60.6%と最も多く、次いで、市外からの来訪者のために維持してほしい、自分・家族が利用しているから維持してほしいとの回答が多くなっております。

最後に、70歳代以上の方の運転免許の返納意向につきましては、加齢により運転能力の低下を感じてはいるが、車の運転が生活に欠かせないため、返納を考えたことがないとの回答が32.7%で最も多く、次いで、免許証返納を考えたことはないとの回答が29.4%でございました。このように、各種アンケート調査において、ほ

かにも様々な質問項目を設けたところでございますが、この調査結果に基づき、分析を行うことで明らかとなった本市公共交通の課題と、その解決の方向性について、今回策定する垂水市地域公共交通計画に盛り込むこととしていただいております。

以上でございます。

○消防長（田中昭弘） 消防団第一分団消防庁舎整備事業の内容につきましてお答えいたします。

昨日の宮迫議員の質問にもお答えいたしましたが、改めて御説明申し上げます。

第一分団庁舎は、市役所本庁北側に位置し、築52年が経過しており、老朽化が著しく、現在1階の車庫部分だけを活用しており、詰所につきましては、消防本部2階の一部を利用している状況でございます。第一分団は第員数が最も多く、現在の詰所は手狭なことや女性団員の増加等もあり、令和4年に消防団関係者から市長へ新庁舎建設の陳情書が提出され、その後公約に掲げられ、公有財産を活用して候補地を選定するよう指示がございましたことから、関係課を交えて会議を立ち上げ、協議を重ね選定を行いました。

建築基準法や浸水区域外などの様々な要件をクリアした候補地の中から、最終的に候補地を決定し、その後、第一分団や建設候補地の地区住民、中央地区住民に対し、説明会を開催し、御理解いただいたところでございます。

建設地については、土木課所管の鉄道公園利用者駐車場の一部でございます。

今会議に基本及び実施設計業務委託費を上程しております。議決をいただけましたら、今後、建築の工法や建物の規模等について協議していくこととなります。

その後、令和7年度に工事費を計上し、御審議いただきたいと思いますと考えております。

事業を進めるに当たりましては、第1分団員

及び女性団員並びに地域防災の活動拠点としての機能を有する施設となるよう、十分協議してまいります。

以上でございます。

○農林課長（森 秀和） 令和6年度の農業施策の主な事業内容につきましてお答えいたします。

垂水市の農業を持続可能な産業として維持していくためには、10年後の農地利用を示した地域計画の策定や、その受皿となる農業の担い手を確保していくことが不可欠となります。

また、新規就農者を確保するとともに、人材育成や労働環境の改善を通じて農業者の定着を高めるとともに、生産資材の高騰が続く中、輸入依存から脱却し、地域資源の循環利用を普及させていくことが重要と考えております。このようなことから、新規就農者の生活給付金、施設・機械導入助成など、各種補助事業や営農指導等による新規就農者の確保に努めてまいります。

また、地域ごとの実情に応じた農地利用を促進するため、農業委員会・農地中間管理機構と連携して荒廃農地の再生に取り組むとともに、稼ぐ農業を推進するためのスマート農業、6次産業化を支援して、生産・加工体制の強化・付加価値の向上を図る事業を実施してまいります。さらに、災害や異常気象による減収に備えるための収入保険に加入する農業者に対して補助を行うなど、ソフト・ハード両面から支援できるような事業を実施していくこととしております。

そのほか、農産物の被害軽減のため有害鳥獣対策を担ってもらっている猟友会員の育成、捕獲活動への支援、個人・地域が行う侵入防止対策の支援も継続してまいります。畜産業については、草地や畜舎等の生産基盤の整備、優良家畜の改良増殖など、総合的な施策の展開により、高品質で低コストな生産技術の普及を図り、畜産経営の安定化に取り組んでいくとともに、昨

年、佐賀県で豚熱の発生が確認されたことを受け、令和6年度において、養豚農家が行う豚熱ワクチン接種費用の一部を助成する豚熱ワクチン接種支援事業を創設するため、今議会に当該予算案を上程したところでございます。

農用地、水路、農道等の維持管理・保全管理については、多面的機能支払交付金や、中山間地域等直接支払交付金事業により地域活動を支援するとともに、地域からの農道等の路面補修や、用排水路等の補修・除草・堆積土砂除去などの要望に対し、環境整備班や重機借り上げにより迅速な対応ができるよう、また、ため池の防災・減災対策のため調査を行うなど、安心安全なまちづくりに取り組んでまいります。そのほか、森林環境譲与税を活用した森林整備の推進、鹿児島県産木材利用の推進、林業担い手の確保・育成、松林保全対策などが主な事業となっております。

以上でございます。

○土木課長（東 弘幸） 令和6年度の主な事業につきましてお答えいたします。

まず、土木係所管の事業でございますが、工事請負費につきましては、単独工事としまして、一昨年より継続しております市道高野線の舗装工事や浜平大都線の舗装工事、新規計画としまして上野中央線の舗装工事など8件と、社会資本整備総合交付金の補助事業では、垂水9号線道路改良工事、桜島口牛根麓線のり面工事、牧橋橋梁補修工事、元垂水原田線道路改良工事について、今議会に予算案を上程しております。

次に、県施工の工事でございますが、急傾斜地崩壊対策工事を浜平2地区や中俣2地区など4地区、砂防施設整備工事を新光寺第2小川や仏石川など5地区、港湾整備工事を垂水港元垂水地区の長寿命化工事と垂水海岸堤防等老朽化対策工事の2地区につきまして、負担金に係る予算案を上程しております。

最後に、管理用地系の住宅管理費でございま

すが、柘原団地の建替えを進めており、令和6年度は解体と造成工事費を今議会に上程しております。

以上でございます。

○水産商工観光課長（松尾智信） 令和6年度事業内容はについての質問にお答えいたします。

水産業は本市の基幹産業であり、その振興は市政の大きな柱でございますので、これまで様々な事業を実施してまいりました。令和6年度新年度予算案に係ります、主な事業について御説明いたします。

まず、種子島周辺漁業対策事業でございますが、本事業は種子島から打ち上げられます、ロケット発射による漁業者の影響を緩和することを目的に実施しております事業でございます。牛根漁協につきましては、辺田沖の係留施設60台分の更新事業費2億1,026万6,000円を予定しております。なお、補助率につきましては、国（JAXA）が70%、県が5.3%であり、事業主体であります漁業協同組合が残りを負担することとなります。

次に、人工種苗購入助成に係る補助事業でございますが、人工種苗を養殖することにより、消費者へ安全で安心な養殖魚を安定的に供給し、また、付加価値の高い魚づくりを行うことによる6次産業化の推進と国外輸出の拡大、さらには、人工種苗の生産及び育成技術の向上を図るため、市の単独補助事業として実施しております。補助額につきましては、購入経費の10分の1を補助し、上限を50万円としまして、313万8,000円を予算計上しております。

次に、販路拡大支援事業に係る事業でございますが、JALの連携子会社でありますJALUXと連携しまして実施する事業でございます。タイ向け輸出拡大事業としまして、JALUXが運営するトンロー日本市場及び日系スーパーのフジスーパーにてプロモーション販売を実施いたします。イベントを通じ、年々カンパチの

認知度も高まっており、さらなる認知度向上、お客様増加に向けたプロモーション販売を実施いたします。また、新たに冷凍商品開発としてカンパチを使用した冷凍寿司開発を進めるための費用として150万円を予算計上しております。

次に、県営漁港整備補助事業でございます。

県が管理を行う漁港、海潟・牛根麓・境漁港の工事に伴う負担金として予算計上したものです。令和4年度より、牛根麓漁港の埋立てに伴う岸壁工事、浮き桟橋の整備が実施されており、これまで工事費ベースで5億円の予算規模でしたが、令和5年度は3億5,000万円を補正予算で上乘せしまして、事業を進めているところです。令和6年度は、県と協議を行った結果、事業規模が8億5,000万円となることから、その負担金1億4,450万円を予算計上しております。漁業者の安全確保に向けて早期に完成することが重要であると考えておりますので、今後も県と連携し、早期完成に向けて事業を進めてまいります。

以上でございます。

○社会教育課長（大山 昭） 庭球場管理棟の改修につきましてお答えいたします。

庭球場は、市内小中学生の利用をはじめ、鹿児島市からのアクセスなどの利便性が高く、各種大会が頻繁に開催され、年間利用者数が多いときでは2万5,000人を超え、稼働率が非常に高いこと、また、全国大会等で実績があるジュニア世代の育成継続のためにも必要な施設でございます。

議員が言われますよう、利用者からは様々な要望がありますが、全ての要望に対応するには多額の費用が必要でありますことから、安全性を優先とした年次的な改修計画に基づき進めているところでございます。本年度、庭球場管理棟の外壁改修を含めた設計委託を行い、令和6年度当初予算案に改修事業費として7,240万円計上させていただいているところでございます。

改修内容につきましては、雨漏り対策として屋根・外壁の亀裂補修・内装の張り替え、車椅子使用者・高齢者・子供連れなどの多様な人が利用できるよう、トイレの洋式化と多目的トイレの設置、熱中症対策として2階会議室へ空調の設置、大会等で必要となる放送設備の機器更新など、安全性と利便性を重視した改修を計画しているところでございます。選手はもとより、応援に来られた皆様や市民の方々が安心して利用できる施設となりますよう、環境整備に努めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○川畑三郎議員 それでは2回目に入りたいと思います。1問1答方式でよろしく願いいたします。

質問事項が多いので、順を追ってスムーズに進めていきたいと思っております。

まず、産婦人科の医療体制確保事業について、課長の方から説明がありました。この件については、12月議会でも一応予算化されて、今、事業は進んでいるわけですがけれども、大変いいことだと私自身は考えているところでございます。

そこで、市から慈愛会に対する経済的支援として補助金を出すということで、予算書のほうにも1,200万円が計上されております。補助金のこの目的と予算額の積算について教えてください。

○保健課長（永田正一） 医療機関の概要と補助金につきましてお答えします。

初めに医療機関の概要でございますが、2月15日時点における慈愛会様の情報提供によると、施設の形態としては、いわゆるサテライト型医療機関となります。サテライト型医療機関とは、母体病院から離れた場所で外来診療を行うために開設する直営の小さな診療所のことを指します。

今回の場合は、慈愛会様の今村総合病院が母体病院となり、今村総合病院の産科医が従事す

ることとなります。診療日は、週2日、火曜日と木曜日の午後1時30分から午後4時30分を予定しており、1日当たり最大9人の外来を想定していると聞いております。診療内容につきましては、産科は分娩機能はなく、基本的には妊婦健診等が想定されております。また、婦人科につきましては、月経や婦人科疾患に関する相談、更年期外来、女性の心身の不調の相談や漢方治療のほか、ストレッチャーで搬送できるような施設改修を行うと聞いております。

最後に補助金についてでございますが、垂水市産婦人科医療体制確保補助金交付要綱に基づき、産婦人科医療体制の安定確保等を目的として、開設後の運営等に係る経費を補助するものでございます。当初予算で計上しております1,200万円につきましては、慈愛会様より提供されました収支概算資料をもとに、本市にて収支シミュレーションを行い、算定した補助金額となります。

以上でございます。

○川畑三郎議員 鹿児島県によりますと、産婦人科健診を行う産科や産婦人科のない市町村は、県内で22あり、垂水市と医療機関が連携する方式は県内初として地域医療のモデルケースになるのではないかと新聞でも報道されているようでございます。これについて大変期待しているようであります。事業自体は大変いいことだと思いますので、今後できるだけ市からの補助金が少なくなるように頑張りたいと思います。

最後の質問になりますが、私、どのような病院が出来上がるのか大変気にしているところですが、オープンにあたり、ぜひ見学会等ができたらしめてもらいたいと思うんですが、予定はどうでしょうか。また、この事業の今後についてどのような展望を持っているのかお尋ねしたいと思っております。

○保健課長（永田正一） 産婦人科医療体制確

保事業の今後につきましてお答えいたします。

見学会等についてでございますが、現在、慈愛会様と開設に向けた協議を進めており、産婦人科医療機関の開設前に内覧会等のセレモニーを実施する方向で計画しております。実施時期や方法等につきましては、今後内容が決まり次第、御案内させていただきたいと考えております。

今後の展望につきましては、先ほど申し上げました産婦人科医療体制確保事業に関する協定に基づき、本市と慈愛会様において定例会議を行い、運用状況について情報共有を図りながら、運用課題を洗い出し、経営の安定化に向けて双方で知恵を出し合っていきたいと考えております。

また、市内外の多くの皆様に利用していただける医療機関となるよう、患者様等から本市に寄せられた御意見等は慈愛会様へフィードバックし、よりよい経営につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○川畑三郎議員 頑張って、いい医療体制になるように頑張っていたきたいと思えます。これで終わりたいと思えます。

次に入ります。外国人との共生支援事業についての質問に入らせていただきます。

多文化共生まちづくりコーディネーターについて、具体的な取組内容を検討された経緯や、その内容について理解することができました。外国人の存在は、人口減少が進む本市において、また産業の担い手として大きく期待されているものであり、今後、持続可能な垂水市を考える際、とても重要な要素となるものと考えるところです。外国人との共生に関する市長のお考えを、ここでお聞かせいただきたいと思えます。

○市長（尾脇雅弥） 外国人共生に対する考えにつきましてお答えいたします。

昨年9月に発表された令和4年の全国の出生

者数は過去最少であり、人口減少、少子高齢化は、これまでも増して解決すべき喫緊の課題となっております。本市においても、令和2年国勢調査の結果によりますと、15歳から64歳までの生産年齢人口の割合は、市全体の人口の50%を下回り、この傾向は今後さらに進行するものと推定され、転出による社会減の割合も増加傾向にあり、若年層、特に女性の流出が課題でございます。このような状況にあつて、本市における外国人の皆様の人口は、平成26年には127人であったものが、令和5年12月時点で401人と増加傾向にあり、人口減少が進行する本市においては希望となる要素であると考えているところでございます。

また、本市の基幹産業は漁業、農業等の第1次産業でございますが、人口減少社会において第1次産業や介護職の従事者が減少しており、大きな課題になってきているところでございます。このような状況にある中で、技能実習生や特定技能外国人の皆様の、第1次産業や介護の現場における担い手として大きく期待をされているところでございます。

また、第5次総合計画では、まちの将来像として、9つの彩り豊かに健やかな人を育むまち垂水を掲げ、各地域において地域振興計画に基づく地域づくりを展開していただいておりますが、今後、地域における担い手の高齢化などにより、将来的には地域行事等の縮小等についても、検討せざるを得ない状況が生じることが危惧されるところでございます。このような状況にあつて、地域によっては、外国人の皆様の積極的に地域行事やイベントに招き、交流を実施しているところもあり、交流を通じて地域がにぎやかに、明るくなり、防犯面においても効果があるとの声が聞かれるなど、外国人の皆様の、単に人口減少対策や産業の担い手だけではなく、地域行事やイベントの担い手として明るく活力ある地域の実現のためにも大きな位置を占めて

きており、本市における外国人の皆様が果たす役割は極めて大きく、本市における地域課題の解決にもつながっていくものと考えております。

そのようなことから、本市ではこれまで住居として、錦江町定住促進住宅の紹介を行ってきたほか、地域住民との生活の中で重要なごみ分別表の多言語化、これまでの中国語、英語、ベトナム語に加えて、今年度はミャンマー語、インドネシア語の表記の追加等に取り組んでおり、本年4月からは地域おこし協力隊制度を利用した多文化共生まちづくりコーディネーターを2名設置し、外国人の皆様と市民の皆様、外国人の皆様と雇用する事業所との橋渡しを行っていただこうと考えているところでございます。

冒頭に申しましたとおり、人口減少は本市にとって様々な面に影響を及ぼす大きな課題でございますが、人口減少は全国でも進行していることから、地方においては全国的に減少する人口の取り合いではなく、これ以上、人口流出、減少させないために、人口の定着率の増加を目指した取組が必要となると考えているところでございます。そして、そのためには地域住民の幸福度、ウェルビーイングが上昇するような施策を展開することが必要だと考えております。ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的によい状態にあることで、短期的な幸福だけではなく、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念のことでございます。このウェルビーイングの上昇のため、本市の未来を担う子供たちの心身の健全な育成を図るべく、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援の実現に向けた取組をより一層推進するとともに、幸せの基盤である安心のための医療・福祉や防災対策など生活基盤の充実のための事業を推進してまいりたいと考えております。

また、外国人の皆様のウェルビーイングの上昇のため、多文化共生まちづくりコーディネーターの採用をはじめとする外国人共生支援施策

を推進し、寛容性と多様性のあるやさしい社会の実現に努めてまいりたいと考えております。

外国人の皆様が本市に住み続けていただくことで、産業や地域の担い手不足といった地域課題の解消や活力ある地域の実現が期待されることから、市民の皆様のウェルビーイングの上昇にもつながり、幸せの好循環がなされるものと考えております。今後も、外国人の皆様や市民の皆様にとって、住んで幸せになれるまちの実現に向け、外国人との共生のまちづくりにもしっかりと取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○川畑三郎議員 ありがとうございます。外国人の存在が単に人口減少対策となるのみならず、産業の担い手や地域の活性化等、本市の問題解決や活性化のため大きな役割を担うことが期待できること、そして外国人との共生の支援のため多文化共生まちづくりコーディネーターに代表されるような様々な取組を行っていくことについて理解することができました。

産業や地域行事等の担い手として大きな役割を果たすことが期待される外国人の皆様が住みやすく働きやすい環境の実現のため、引き続き御尽力いただくことを要望して、この質問を終わります。

次に、垂水市地域公共交通計画策定についての2回目の質問をさせていただきます。

先ほどの答弁で、垂水市地域公共交通計画策定に至った背景、計画策定に当たって実施した各種アンケート調査と、その調査結果について御説明をいただきました。そのアンケート調査結果により、本市の公共交通の課題とその解決に向けた方向性を明らかにすることが計画策定において大変重要になってくると考えますが、企画政策課長の答弁でも本市公共交通の課題とその解決に向けた方向性を計画の中に盛り込んでいくと説明がありました。その本市公共交通

の課題解決に向けた方向性について具体的にお聞かせください。

○企画政策課長（草野浩一） 垂水市地域公共交通計画の策定におけるアンケート調査結果から明らかとなった、本市公共交通の課題とその解決に向けた方向性につきましてお答えいたします。

まず、事前予約型乗合タクシーの利便性向上でございます。

1回目でご答弁いたしましたとおり、事前予約型乗合タクシーの運行区域において利用したことがあると回答した割合は約3割にとどまっております。利用したことがある方から、停留所での乗り降りが基本となっているため、自宅から停留所まで離れていることから、利用しづらいため、自宅前で乗り降りできるようにしてほしいとの御意見や路線バスや垂水フェリーのダイヤに合わせた運行時刻ではないため、乗り継ぎが不便であり、垂水フェリーや路線バスとの乗り継ぎを考慮した運行時間へのダイヤ変更を求める御意見が多くございました。そのため、市民の皆様方に今まで以上に乗合タクシーを御利用いただくためには、乗合タクシーの利便性をさらに高める必要があり、解決の方向性として自宅から目的地まで、いわゆるドア・ツー・ドア方式の運行見直しや他交通機関との乗り継ぎを考慮したダイヤ設定など利便性の向上と利用拡大に向けた取組を進める必要があると考えているところでございます。

次に、交通空白地域解消に向けた対応でございます。

本市では路線バス停留所から離れており、事前予約型乗合タクシーも運行されていない交通空白地が存在しており、今後高齢化の進行により運転免許や自家用車を持たない住民の増加が見込まれる中、安心して生活するための移動手段の確保が求められております。そのため、現在の事前予約型乗合タクシー運行区域の見直し

や市内の多様な輸送資源の活用、市民協働の交通サービスなどについても検討を進める必要があると考えているところでございます。

次に、市民の移動ニーズに応じた交通サービスの提供でございます。

市内の商業・医療施設は市中心部に集積しており、アンケート結果からもわかるように、市民の多くは市中心部へ買物や通院をされております。しかし路線バス停留所から離れた施設への移動や市中心部施設間の移動の際に公共交通は利用しづらく、利便性は高くない状況となっております。買物や通院等の日常生活において、公共交通をさらに利用していただくためには、市街地の移動利便性を高める新たなサービス提供について検討を進める必要があると考えているところでございます。

次に、公共交通に関する情報発信と利用促進でございます。

市民アンケートでは直近1年間で路線バスを利用した割合は1割以下となっており、70歳代以上においても利用していないとの回答が大半を占め、市民の多くは公共交通を利用していないという現状にございます。

また、高齢者の方々も自家用車での買物・通院等の移動が多く、運転免許自主返納後の移動手段に不安があることから運転免許証の返納が低い状況となっております。

より多くの市民の方々に公共交通を利用いただけるよう、移動ニーズに合わせた交通サービスの提供や、公共交通に関するより分かりやすい情報発信を行うことにより、公共交通で出かけたくなる環境づくり、公共交通に対する利用意識の醸成を図る必要があると考えております。

次に、持続可能な公共交通でございます。市民の多くは公共交通を維持してほしいとの意向を持っておりますが、一方交通事業者においては乗務員の高齢化、人手不足が深刻となっております。

り、今後交通サービスの維持・確保が困難となることが予想されております。持続可能な公共交通の確保に向けて、既存の公共交通を基本としつつ、多様な関係者と連携して地域の実情に合った交通サービスについても検討し、市民の移動手段を確保する必要があると考えております。

1回目の答弁でも申しましたとおり、今回明らかになりました本市の公共交通の課題とその解決の方向性を現在、策定作業を進めております。垂水市地域公共交通計画に盛り込むこととしております。この課題解決のための具体・個別の施策につきましては、本年6月に開催予定の九州運輸支局や鹿児島県旅客事業者、運送事業者、住民代表などで構成します、垂水市地域公共交通活性化協議会において計画の御承認をいただいた後、本計画に基づき事業実施のための財源等に関する関係課協議や交通事業者との調整、多様な関係者との連携強化など、各事業実施に向けた調整、協議を行いながら将来にわたって持続可能な生活交通の確保及び持続並びに利便性の向上が図られるよう検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川畑三郎議員 丁寧な説明ありがとうございました。市民が住み慣れた地域に安心して暮らし続けることができるよう、持続可能な公共交通体系を確立していただくことを要望いたしまして、この質問を終わりたいと思います。

次に、消防第一分団の消防庁舎の整備事業ですけれども、この件についてはやっぱり第一分団の消防庁舎については、早くからいろいろな地域の人たちの要望がありまして、特に後援会から庁舎を別なところに造ってくれというお話がありまして、今回予算化されているということで、私も同じ消防団員として長くおりましたので、非常にわかっていますので、早くこの消防庁舎の建設は、計画内に進めていただきます

よう要望して終わりたいと思います。

次に、農林事業についてであります。今の課長のいろいろ説明がありましたので、よく農林事業については頑張っているなあと私は兼ねてから思っているわけですが、昨年5月に佐賀県で豚熱が発生して、ワクチンの接種を義務づけられたようになっているわけですが、垂水市でも今回補助が出るということですので、豚熱のワクチン接種はまだ済んでいないのか伺います。

○農林課長（森 秀和） 豚熱のワクチンについては、県によりますと、1回目の接種が終わっております。12月末で終わっております。

以上でございます。

○川畑三郎議員 ありがとうございます。今後、垂水市は養豚が結構多い地域でありますので、引き続きワクチン接種には協力して補助金を出したりしてやっていただきたいということをお願いして終わりたいと思います。

それと、土木事業についてであります。いつも課長からはいろんな面ですぐ電話をすれば対応してくれたり大変ありがたいと思っております。6年度の事業もいろいろ聞きましたら、また例年どおり頑張っていたきたいということをお願いして、昨日池山議員のほうから、垂水9号線の改良工事を急いでやったほうがいいと。今でも続けていますけれども、垂水市内が上町もでしょうけれども、垂水市のこの周りの冠水対策も大事だと思いますので、この9号線は冠水対策をやっていますけど、それが効果があったとか、どうかということですけど、今おっしゃったように、上町のほうもお願いしますということですので、そこら辺も、垂水市全体を見ながら続けてやっていただきたいということで、質問いたします。

○土木課長（東 弘幸） まず垂水9号線の工事の効果でございますけれども、市長の諸般報告でもございましたとおり、令和6年度で完成す

る予定としております。

現在効果について、昨年度も大雨時に私どもが現場に行きまして、Aコープ前やさかやフレンズ前の交差点も完成している部分なんですけど、確認をした時点では冠水は1回も確認されておりませんので、少なくとも効果があつたものと、今のところは考えております。御質問の中央地区の冠水につきましては、池山議員や北方議員からも質問いただいております、今後とも、少しでも冠水が軽減できるように努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○川畑三郎議員 ありがとうございます。水産振興費ですけれども、いつも水産業については質問しているわけですが、人工種苗の実績と効果、カンパチとブリの人工種苗があるわけですが、今年も何万匹か予定されているわけですが、カンパチのほうは中国のほうから来る。ブリの稚魚は試験場のほうでやっているんですけど、まだまだ結果が大分出ていない中で、あの匹数が今年が多いということで、それに対する補助が出るわけですが、ありがたいことだと思いますけれども、特にやっぱりブリの問題。ブリは外海で捕れるわけですが、もう少し力を入れてやっていただきたいと思います。この前の新聞の中にも、養殖ブリということで、県の人工種苗の改良に着手ということが載っていたようです。先日の県議会でも地元の県議がこの人工種苗のことを質問されているようでしたので、水産商工観光課で一生懸命やっていますので、この人工種苗についても力を入れて、今後垂水市の水産業に貢献するように頑張りたいと思います。

以上でこれは終わりたいと思います。

最後に、運動公園の部分ですが、今の課長のほうから丁寧に説明がありました。今後いろいろな改修する施設が多々あると思います、ここで聞きたいわけですが時間もございません

ので、適宜、年次的にさせていただいて、立派に施設をつくり上げてやっていただきたいと思います。どうか頑張ってください。

以上で私の質問を終わります。

○議長（堀内貴志） ここで、暫時休憩いたします。

次は、15時50分から再開いたします。

午後3時40分休憩

午後3時50分再開

○議長（堀内貴志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番、感王寺耕造議員の質疑及び質問を許可いたします。

[感王寺耕造議員登壇]

○感王寺耕造議員 皆さんお疲れさまです。最後の登壇になります。手短かに済ませる予定ですので、よろしく願いいたします。

本年年明け早々、能登半島地震が発生し、多数の死者と甚大な被害が発生してしまいました。亡くなられた方々に改めて哀悼の意を表するとともに、御遺族と被災された方々に心からお見舞い申し上げます。また、一日も早い復興をお祈り申し上げます。その後、羽田空港で避難物資を積載した海上保安庁の飛行機と日航機が接触事故を起こしてしまいました。幸いにも日航機の乗客、乗員の皆さんは全員無事でしたが、残念ながら災害復興を果たそうとした職員の皆さん5人がお亡くなりになりました。非常に痛ましい事故であります。ヒューマンエラーであったとのこと。辰年は暴れ年だと言われますが、これ以上自然災害、また人災がないことを祈念いたしまして、最後の質問いたします。

それでは、議長の許可をいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。

まず、防災対策について質問します。

県内には11の活火山があり、特に桜島につい

ては、京都大学防災研究所の井口教授によりますと、大正噴火時に噴出したマグマのほぼ全量が再び蓄積しており、大正噴火クラスの噴火を起こす準備ができています。警戒を要する時期に入ったとのこと。1941年（大正3年）の桜島大噴火から110年にあたる1月12日、本市でも桜島の大規模噴火と地震を想定した図上訓練を牛根地区公民館でなされました。非常にタイムリーな企画であったと評価いたします。市の職員や消防、また地区の代表など約40人が桜島の噴火警戒レベルが現在の3、入山規制から段階的に最高の5、避難に引き上げられた想定で、個別避難計画に基づく要配慮者への対応や、広域避難の手順を目的としたとのことでもあります。関係機関の連携と、また地区防災計画の習熟が目的で、772世帯、1,295人の牛根地区は、自力避難が難しい要配慮者が53人、また桜島がレベル5になると同地区では津波の可能性があると霧島市への広域避難を想定された訓練だったとのことでもあります。

また霧島市など周辺3市の防災担当も参加され、広域連携が図られたという話を聞いております。この牛根地区図上訓練での成果・課題、今後の防災訓練の方向性について、また大災害時の避難計画の策定と避難場所について、総務課長に伺います。どのような立場の人からどのような問題提起があったか、そのような形で、こと細かく説明していただきたいと思っております。

次に、交通弱者・買物難民対策について質問いたします。2月15日、私の地元の新城で麓のコンビニが閉店いたしました、現在宮脇にコンビニが1店、また諏訪に生活雑貨を中心とした個人商店が1店あるのみでございます。自力での自家用車での移動手段を持たない方々は不便になったと困惑されております。

国の地域公共交通確保維持改善事業のうち、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金を

活用し、現在4系統の乗合タクシーが運行されております。しかしながら、事業対象外の地域については、1人当たり年間3,000円のお出かけチケットのみしか対応されておりません。地域間格差が甚だしいと感じております。バス代も上がっており、市単費での乗合タクシーの拡充やお出かけチケットの増額の考えはないのか伺います。

また、本年5月策定予定の地域公共交通計画策定の方向性につきましては、同僚議員の川畑先輩の話で出ましたので、これについては割愛いたします。

次に、垂水市空家等対策計画、空き家の有効活用について質問いたします。

まず、特定空家の手続について、空家等対策特別措置法第22条第1項の規定に基づいて、助言、指導、その次に勧告、また命令、強制代執行、このような形できちっとやる覚悟があるのか、空家等対策計画には明示されておりますけれども、こういった覚悟があるのか考えを示してください。

また、パートナーシップ制度について質問いたします。志布志市はLGBTなどの性的少数者のカップルを公認するパートナーシップ宣言制度の受付を開始されました。県内では指宿市、鹿児島市、日置市に続いて4自治体目とのこと。本市の取組の関係はどうか、関係課長に伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○総務課長（濱 久志） 先月12日の桜島訓練において出された課題と今後の防災訓練の方向性についてお答えいたします。

訓練終了後の振り返りで出されました課題と訓練中の参加者の意見などを整理いたしましたので、次のとおり報告いたします。

訓練に参加した地元住民から、避難支援を担当する人が平日は不在の可能性が有ること、また、消防分団参加者からは、特に若手の団員に

については、休日などは出かけて不在となる可能性があるとの意見があり、支援者不在の際の対応を課題といたしました。

同じく地元住民から、通学中の中学・高校生などの子供たちが帰宅困難になり、孤立化する可能性があるとの意見があり、孤立化対応を課題としたところでございます。

さらに、地元住民から要配慮者などの避難支援を拒否した場合の対応が難しいとの意見がありましたので、その対応を課題としたところでございます。

最後に振り返りの際に訓練アドバイザーから、個別避難計画は時間が経つと当事者情報や支援者情報などの内容が変わってくるため、計画の定期的な見直しの実施と今回のような訓練を通じて、今後も実効性を高めていってほしいとの意見がございました。訓練においては以上のような課題や意見などが出されたところでございます。防災担当課として、これらの課題などを重く受け止め、今後対応について検討してまいりたいと考えております。

今後の防災訓練の方向性ですが、総合防災訓練は、災害対策基本法及び地域防災計画に基づき、各種の災害応急対策が迅速かつ適切に行われるように防災体制の実効性について検証及び確認を行うとともに、市民の防災意識の高揚と知識の向上を図るものとされております。したがって、従来実施してきました実動訓練の必要性につきましても十分に認識し、今後も防災関係機関と相互に緊密な連携を保ちながら、様々な形態の訓練を検討し、計画及び実施をしてまいりたいと考えているところです。

続きまして、大災害時の避難計画の策定と避難場所についてお答えいたします。

避難計画につきましては、現行の垂水市地域防災計画火山災害対策編の中で避難体制の整備や平常時の訓練の実施について定めているほか、牛根麓、海潟地区の一時集合場所、指定緊急避

難場所、指定避難所を示し、広報をはじめ、避難、被災者の輸送等の応急対策を実施して、市民の安全確保を図る計画としております。

一方、桜島口以北につきましては、桜島周辺海域において海底噴火に伴う津波も想定されており、この場合の避難対策につきましては、市単独での対応は困難となることが考えられます。そこで、本市では当該地域の居住者には噴火が発生する前の広域避難が必要であるとして、現在、霧島、始良両市の防災担当部署に対し、避難先として両市の施設に受け入れていただくための体制の整備について相談し、担当間で具体的な協議を行っているところでございます。そうした中、県においては、県が設置する桜島火山防災協議会における避難計画策定を検討する場が設けられており、本市を含む関係機関により、今年度中に2回の協議があったところでございます。

本計画は、避難に関する基本的な考え方を示すものとして、本年6月をめどに策定される予定と伺っております。先ほども申し上げましたとおり、広域の避難に関する自治体間の調整は当然必要であり、現在関係市防災部署との協議を行っている最中ですが、海底噴火の発生地点や噴火の規模を想定することは現時点では難しいとされております。この状況の中で、避難する側と受け入れる側の調整は県が行う必要があると考えられることから、県に対しましても、早期の計画策定をお願いしている状況でございます。

予定されております県の避難計画の策定後、先ほど申し上げました近隣市との協議をさらに本格化し、本市の実情を踏まえた広域避難計画の作成を推進するとともに、市民の皆様に対する周知方法を検討するなど、広域避難の体制を整えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○福祉課長（森永公洋） たるたるおでかけチ

チケットの増額の考えにつきましてお答えいたします。

令和2年4月から実施しております垂水市たるおでかけチケット交付事業につきましては、チケットを受け取られた方々の利用率は高い水準を維持しており、また、令和4年度に実施いたしましたアンケート調査結果で、チケット利用者はリピーターが多かったことから、高齢者の移動支援としての役割を一定程度果たしているものと考えております。日頃から公共交通等を利用して病院への通院や買物等で垂水地区へ来られる場合、遠方にお住まいの方々や自動車運転免許証自主返納者等の方々におかれましては、今回のバスやタクシーの公共交通料金の値上げをはじめ、地域の商店の閉店等により大きな影響を受けられておられることから、アンケート調査結果等を踏まえて、今後チケットの増額につきまして関係部署と協議を重ねていく必要があると考えております。

以上でございます。

○企画政策課長（草野浩一） 乗合タクシーの拡充に対する考えにつきましてお答えいたします。

先ほどの川畑議員の御質問にも答弁いたしましたが、事前予約型乗合タクシーにつきましては、利用者のニーズに合わせた運行内容の見直しに取り組み、利便性の向上を図る必要があると考えているところでございます。そのために、事前予約型乗合タクシーにつきましては、運行区域の見直しを行うこととし、交通空白地域解消に向けた取組については、市内の多様な輸送資源の活用、市民協働の交通サービスなどについても、垂水市地域公共交通計画の中に盛り込む予定としているところでございます。

具体・個別の施策につきましては、本年6月に開催予定の九州運輸支局や鹿児島県、旅客自動車運送事業者、住民代表などで構成します垂水市地域公共交通活性化協議会において計画の

御承認をいただいた後、本計画に基づき、事業実施のための財源等に関する関係課協議や交通事業者との調整、多様な関係者との連携強化など事業具現化に向けた調整、協議が整った後、事業が実施されることとなります。

先ほど申し上げました事前予約型乗合タクシーの運行区域の見直しなどの利便性向上についてでございますが、これまでの乗合タクシーの運行につきましては、議員が先ほど言われましたとおり、地域内フィーダー系統確保維持費による国庫補助金を活用して運行してきており、この国庫補助の制度の対象とならない区域での乗合タクシー運行につきましては、事業実施のための財源確保が必要となります。

また、運行区域を見直すに当たり、市内タクシー事業者、路線バス運行事業者との調整も必要となりますので、計画の御承認をいただいた後、財源確保に向けた関係課協議や事業実施に向けた関係事業者との協議・調整を行い、運行区域見直しを含めた事前予約型乗合タクシーの利便性向上に向け、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○市民課長（岡山洋恵） 特定空家等の手続についてお答えいたします。

特定空家等につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等と定められております。

本市においても現在1棟の空き家を特定空家等と認定しており、特別措置法第22条第1項に定められている指導又は助言を行っているところでございます。

今後改善されない場合には、法に基づき、勧告、命令、最終的には行政代執行と実施していかなければならないと考えております。

以上でございます。

○企画政策課長（草野浩一） パートナーシップ宣誓制度への取組の考えにつきましてお答えします。

初めにパートナーシップ制度については、自治体ごとに根拠、交付書類、対象等、内容が異なり、同性に限らず、事実婚パートナーや子などの近親者も制度の対象としている自治体もあることから、議員が取り上げられた志布志市の定義で申し上げますと、パートナーシップ宣誓制度とは、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に責任を持ち、協力し合う2者の関係であることの宣誓について自治体はその思いを尊重し、宣誓書の受領書等を交付する制度でございます。

この制度は法的拘束力はありませんが、行政や民間企業が提供するサービスの対象となる場合があります。この制度を利用できる方は、性的マイノリティーの方や法律婚ができる異性のカップルであったとしても、何らかの理由で婚姻できない方、事実婚の状態にある方などで、パートナーシップの宣誓によって、少しでも悩みや生きづらさの解消につながる方とされ、志布志市は先月1日に志布志市パートナーシップ宣誓制度を開始されているようでございます。

県内では、志布志市のほかに指宿市、鹿児島市、日置市がパートナーシップ宣誓制度を既に導入しており、今月1日から出水市が開始したことにより、現在、県内5市がこの制度を導入しており、南さつま市において、令和6年度に導入に向け検討しているとのことでございます。

本市では、国の男女共同参画社会基本法第3条から第7条の基本理念に基づき、本市の全ての人がある人権を尊重され、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することができる

男女共同参画社会の実現を目指し、第2次垂水市男女共同参画基本計画を令和3年3月に策定しているところでございます。この計画の重点目標の一つとしまして、男女共同参画社会の形成に向けた教育・学習の推進を掲げており、重点目標達成のための具体的施策の一つとして、性的マイノリティーへの理解の促進と支援を掲げ、性的マイノリティーに関する正しい情報の提供と理解促進のための啓発に取り組むこととしているところでございます。

同制度について、受付する窓口と想定される市民課にも確認いたしましたところ、これまでのところ本市においてパートナーシップ制度の相談等を受けたことはないとのことでございます。

パートナーシップ宣誓制度につきましては、宣誓するための要件、宣誓したことにより利用できる行政サービス、民間事業者との連携によるサービス提供など、様々な視点から制度設計をしていかなければならないと考えておりますことから、性的マイノリティーの方の潜在的な声を拾い上げるためにも、まずは性的マイノリティーに関する正しい情報の提供と理解促進のための啓発に引き続き取り組み、市全体で性的マイノリティーに対する理解促進と支援する機運の情勢を高めることが大切であると考えております。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 非常にタイムリーな訓練で、それでまた総務課長も懇切丁寧に教えていただきましたけども、いろんな課題がそういう立場で出てくるということでもあります。だから、結局、実際どこの地域でも、1つ指摘しておきたいのが、消防団でも先ほど出ていましたように、なかなか昼間はいない。自営業者が少なくなったものですから、私の地元でいきますと、新城で農業をやっている人が2人です。あと新城の地元の企業に勤めているのが1人。あと池田議

員が1人です。昼間は4人いるだけなんです。どうするのかという部分もあります。また、あと一つ自主防災組織についても、やっぱり高齢化が進んでおります。うちの部分の自主防災組織の長をなさっている方がもう80近いと思うんです。そうなった場合、要支援者の部分、その部分を消防団はいない、若い人もいない、それで近隣の人も地域外で仕事をしているという部分がありますので、やはりこういった問題がありますから、指摘された問題です。結局こういう防災訓練をやった後に、きちっとワークショップを開いて、どうするんだと。それでまた定期的な見直しもどうするんだと。幸い、鹿児島市と違いまして、本市はどこの地域でも、横の地域の連帯が強くございます。だからどこか旅行に行くとか、どこか冠婚葬祭で外出するときは呼びかけて、いざ何かあったら、余計な時間はないわけですから、そういったような地域のコミュニケーションづくりという部分が大事だと思いますので、これからも図上訓練も各地でやられることでしょうけども、そういった地域との問題点、牛根境とうちの新城では状況が違いますから、また二川と麓、この辺もやっぱり大変な場所だと思っていますので、地域地域の地理的な問題、あと災害が桜島が噴火したときどうするのかというものも含めて、地域での話し合い活動を進めていただきたいと思います。

なぜこういうことを申しますかという、鹿児島市でも訓練していたみたいです。八幡校区ということで、桜島の中腹から噴火したと。ちょうど風は東から西へ鹿児島市に行くということ、そのとき、ワークショップで分かれたのが、どうするかといった場合、大きく2つに分かれたそうです。一方の人達はマンションで建物はしっかりしてるからと、家もしっかりしてるからそこまではないだろうということで、二、三日避難していれば救援が来るだろうという方と、

いやそうじゃないんだと。もう10センチ降灰がたまれば動けない。すぐ爆発っていうときに逃げるんだっていう人たちと、二通りに分かれたそうなんです。だから、自分の身をどうやって守るかという部分についても、やっぱりそういった部分の後先になりますけども、そういった視点も大事だと思いますので、その辺も踏まえて頑張っていただきたいと思います。

避難計画については、総務課長がおっしゃったとおり、広域避難になりますと、うちは防災活動でも、4市協議会をつくっております。鹿屋市、垂水市、鹿児島市、霧島市と、そのほかにも、始良市についても、錦江湾奥会議でもありますし、ただ、やっぱり大元は県の部分、ここの部分がきちっとしていただく。6月に県の部分の策定があるということですので、近隣の4市、始良も含めて連携していただきたいと思います。

またあと一つ、市長にお願いしたい部分が、特に鹿児島市との連携なんです。

ここの部分、南日本新聞報道によりますと、鹿児島市が、独自の防災専門機関をつくる。この背景には、2023年6月に成立した活動火山対策特別措置法、この部分で、専門家の育成や確保が自治体の努力義務に定められたということです。鹿児島市は自主財源をいっぱい持っていますから、6人体制で、桜島のほうにつくられるみたいですので、こういった情報収集の部分も、きちっと市長が先頭に立って、やっていただきたいと思います。ちょっと質問があれなんです、ここまでに、市長の思いという部分があれば手短にお話しいただければと思います。

○市長（尾脇雅弥） なかなか手短には難しそうですねですけども、この桜島の大爆発ということは、先ほどからいろいろな御質問があつて、ウイングを広げているんなことを想定しなければいけないというふうに考えています。爆発の

イメージとしては、火口からというものもありますけれども、今おっしゃった山の山腹から、あるいは海底火山から、マグマは底にありますから、そのことを想定しながらこれまでもそういういろんな防災訓練、県も含めた桜島防災訓練もやってまいりましたし、垂水市としても、道の駅たるみずはまびらができた翌年ぐらいに、あそこを拠点として、自衛隊などいろんな方々と想定しながら、また小さい部分では今お話しいただいた牛根の中でも想定をしてやってきましたので、年々、そのマグマの状況とかいろんなもので鹿児島市も含めてその時期が来ているという認識はありますので、今お話ししていただきました営農の関係とか近隣4市の中でも、そういう項目を設けて、いざ大爆發の時にどういう連携をするのかということも含めて協議を合っておりますので、そのことを、いろんなシミュレーションしながら万が一にしっかりとウイングを広げて対応できるように備えていくというのは、いろんなことを重ねていきたいと考えているところでございます。

○感王寺耕造議員 鹿児島市、霧島市、鹿屋市、始良市、この部分はもういいですから情報収集の分、鹿児島市にお願いして、また同僚議員の梅木さんの分でしたか、2019年に、シミュレーション動画を鹿児島市が作っていらっしゃるんです。やっぱりああいうのを見れば、一番分かるわけです。さっき言ったようにこういう形でいくと、これはどうするのか、どういう状況になるのかというのが動画の部分で、バーチャルリアリティーで見ればより分かりますので、そういった活用の仕方とかあればいいと思いますので、ぜひとも御協力をいただいて、そういう情報もいただければお願いしたいと思います。

あとこの辺の問題について、あと1点、先ほど、昨年の4市で構成する桜島火山活動対策議会協議会で今要望している部分が、垂水市側へ赤外線映像装置をつけてほしいと。そうすれば

24時間、熱を感知して観測できる。あと観測用データの設置も、現在台数が少ないですから、その設置もお願いしております。

あと、私ども議会は議会でやりますけども、市長にお願いしたい部分が、鹿児島大学の柿沼太郎准教授、この方が指摘されているのです。垂直避難が求められるのは海底火山噴火や山体崩壊、地滑りによる土砂崩れで起こる津波も同じであるということです。そうすると、現在、沿岸部には住宅が連なる桜島をはじめ監視や予備体制が未整備だということなんです。湾奥の異常潮位を示すように監視し、すぐに住民に注意するシステムが必要だと訴えておられます。結局システムの部分が足りないんだと。そういった先ほど言いました観測データとか、赤外線映像装置とかこの准教授が言われるような、潮位を示すようなシステムという部分を、議会はもとより、首長として市長が先頭に立って、やっていただければありがたいと思っていますので、そういうことでお願いしておきます。

あと、防災教育の在り方について、これはとりあえず防災教育についてどのようにするのか学校教育課長、答弁してください。学校のほうと、一般の市民のほう、ちょっとどういう形で防災教育を捉まえているか答弁ください。

○学校教育課長（川崎史明） 学校における防災教育につきましてお答えいたします。

まずは、桜島火山の噴火を想定した防災教育の現状についてでございますけれども、各学校におきましては、大雨、台風、地震、津波、火災など様々な災害発生時に対する避難訓練を年3回以上行っており、桜島に近い北部の学校におきましては、特に火山噴火やそれに伴う津波を想定した避難訓練も行っております。例えば、桜島に近い松ヶ崎小学校においては、6月の土曜授業の際に高い場所へ避難する、いわゆる垂直避難を行い、その後、日本赤十字社や地域の方々の協力を得て炊き出しを行った後、保護者

への引渡し訓練も併せて行っております。これまでは、津波を想定して屋上への垂直避難を行っていましたが、避難訓練の職員反省会の中では、火山噴火の際には噴出物が降ってくるため、予想される最大津波10メートルを超えつつ、噴石からも身を守るためには、海拔14メートルの2階教室がより安全ではないかなど児童の命を守るという視点で常に訓練の仕方を検討し、改善策につなげているところでございます。

このように、あらゆることを想定した訓練が、様々な災害の際に命を守るという判断や行動につながっていくものと考えております。

今後の防災教育についてでございますが、大正噴火から110年を迎えたことを機に、来年度から文部科学省の学校安全総合支援事業の2年間の研究指定を受けまして、松ヶ崎小学校を拠点校とし、牛根小学校・協和小学校も含めて桜島火山の噴火を想定した防災教育に取り組んでいく予定であります。

研究実践の内容でございますけれども、知る、判断する、避難するの3つの視点から考えております。噴火予知につきましては近年観測体制が整ってきておりますので、噴火の仕組みや噴火が起こる兆候、大正噴火の際の被害状況の歴史など、火山の専門家による指導を児童生徒だけでなく、保護者・地域の方々も併せて行ってもらうことが有効であると考えております。そのような確かな知識が実際に災害が発生した際に、学校が児童の命を守るための避難の場所や方法的確かな判断につながると考えております。

大正3年の桜島大噴火の際は松ヶ崎小学校は火山からの噴出物により校舎が倒壊したり牛根小学校も噴火の影響で校舎が被害を受け、約2年間にわたり境小学校に通ったりしたとの歴史もございます。

子供たちの命を守る避難訓練をはじめとした防災教育につきまして、2年間の研究実践を通して、北部の3校でまずは確立し、そして他の

小中学校へも広げて、様々な災害から児童生徒の命を守る各学校の危機管理能力をさらに高めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 時間がないので先に進みます。防災教育ですよね、学校教育課長が言われたとおり、まず知る、判断する、避難するということだと思います。東北の地にはてんでんこという言葉があります。親であろうが、子であろうが、孫であろうが、じいちゃん、ばあちゃんであろうが、何かあったら逃げるんだと、津波常習地域ですから、そういったことだと思います。まず歴史を知ることだと思うんです。ここに本がありますけれども、これは鹿児島県の危機管理局と鹿児島市の危機管理局が100周年記念で作ったものです。そうしますと、これを広げてみますと、すごく勉強になるんです。よくこんなものを作っていただいたなと思って感激しているんですが、そうしますとここら辺で1471年から1476年に起こった文明噴火、あと1779年から1782年の安永噴火、当然、大正噴火とこの3つについてだと記録に残っているわけです。だからこれを見ることによって、どういうことが起こったのかという部分がわかります。ちょっと2例だけお話させていただきますけれども、まず、大正噴火のとき、何が起こったのか。ちょっと読んでみますが、噴火は中腹で始まったんだ。そして、大地震が起きてしまった。1月12日月曜日、朝になると様々な異変が起きました。井戸も吹き出てきた、熱湯も出てきた。それ以前には、母子2名が火山ガスで死亡したという記述もあります。しかしながら、住民が海岸に集まり避難しようとしたんだけど当時の測候所の判断を信じた村長さんによって、とどまるよう言われて被害が広がったということでもあります。また、垂水市における被害の状況ですけども、これについても、書かれています。二川集落での話ということで、今村茂彦さんと

という方が記念史岳野百年の歩みということで、昭和59年、1984年に出されたものです。1月12日朝早くから不気味な地震が始まった。午前12時、大音響とともに黒雲が広がり、真っ暗になり、軽石が降ってきた。この世の中もこれで終わりだと家族が仏像のところによって線香をたき、手を合わせたということです。そうするうちに、降灰が70センチに積もったということです。埋め尽くした。ただ、その後一番恐ろしかったのが、降灰が終わって、ある程度何日かたって終わった後、大雨が降って、土石流が起って、家も流され死んでしまうということです。こういうまず歴史を知ることだと思えます。こういうことが学校教育の場でも求められていますし、また、子ども、一般市民の部分についても求められています。

あと、事例、どういうことが今まで起こったか。大川小学校の例です。ここの部分も悲しい歴史があります。石川県石巻市の震災遺構に、大川小学校もなっています。いろんな方々が全国から来られて、防災教育の場所になっています。自治体学校も含め、そこで何が起こったか。大川小学校については、ここの部分は石巻市は災害地域に指定していなかったということです。今までここまでは津波が来なかった。しかし津波が来てしまった。ただ何が起こったかということ、災害指定も受けていなかった。校長先生は、昼から年休を取った。生き残った1人の先生を除いて、大勢の方がお亡くなりになりました。全校児童108人のうちの7割に当たる74人が死亡、それでまた先生も亡くなって一人だけ生き残った先生がおられまして、そのとき、40分ぐらい、校庭に避難されて、どうしようかと談判したということなんです。すぐ逃げていれば助かったわけです。中には、やはり地震常習地帯だから、じいちゃん、ばあちゃんからずっと言われてた小学校の子が僕は逃げるんだって言って逃げて助かった子もいます。だから、こうい

った事例を踏まえて、何が起こったのか、何がどうなのかということなんです。その後は皆さんも承知のとおり、訴訟になりました。最高裁判決までいきましたけども、石巻市や県のほうが敗訴しました。責任の所在がどこだっていう部分もなんですけども、こういう事例も、事情を考えて、自分たちはやっぱり災害対策をやっていかなきゃいけないということでもあります。

だから、今までお話ししましたけどもそういう形で、防災教育を進めていただければと思っております。

あと、教育長に手短にお願いしたいんですが、私どもの修学旅行、中学校のとき多分私も熊本から長崎に平和教育ということで行きました。

私はコロナ禍以前は、毎年のように、雲仙に行っていたんです。長島町から天草、牛深の上に行って、それから上に上がって、雲仙普賢岳が爆発してから、あのメモリアルパーク、記念館があります。そこの部分を見ればすごい勉強になるんです。それでここの部分も一例挙げさせてもらいますけども、火砕流が起こる前、一般市民の方はみんな避難しろってことで避難させたんです。消防団も降りろ、山降りろって命令が下りました。しかし、マスコミの一部の方々でしょうけども、民家に入って電気を盗んだりとか電話勝手に使ったりとか、居残った。そういう被害を受けたものですから、消防団は自主的に上に上がってしまったんです。そういう部分がなければ、これもやっぱり一つの教訓だと思えます。自分の身は自分で守るんだと、いくら消防隊員でも、そういった部分もありますので、ぜひとも、修学旅行でもまた雲仙普賢岳に行っていただきたいと思えます。

○教育長（坂元裕人） 確かに感王寺議員がおっしゃるとおり、雲仙普賢岳で学ぶことっていっぱいあると思います。一方で、またこの修学旅行というのは目的も内容も費用も行程も、そしていわゆる得られる効果、そういうものを考

えながら、実は1年前からもう校長は、保護者あるいは生徒の意見等も踏まえながら、決定しているんです。ですので、今後、そういう学びの必要性、そういったものは、校長初め職員、そして子供、保護者、そういう方向であれば、そちらのほうもいわゆる学んで、そして平和学習もというようなコースもあり得るのかなと思います。ただ、子供の負担を考えるとどうかなということも含めまして、情報提供はしていきたいと思います。ありがとうございます。

○感王寺耕造議員 これで、3番目は終わります。

4番目、高齢者や妊婦、乳幼児、技能実習生など、災害弱者の避難対策ということなんですけども、特に技能実習生344人ですか、垂水市にいらっしゃるとい話を聞いております。その中で、先ほど企画政策課長から説明がありました地域おこし協力隊を活用した共生支援事業ということで2人配置するというので、いいことだと思うんです。その方たちを中心として、やはり災害が起こるなんて働いている方々は考えていらっしゃらないと思うんです。同僚議員の宮迫君のところもいっぱい雇用していらっしゃいますけど、多分分からないと思うんです。だからその辺の部分も、生活環境課もいろいろ努力して、ごみの出し方も何か国語かでやったわけですから、その協力隊の方々の力を得て、地域とも連携しながら、特に外国人の方々は、せっかく住んできていただいて仕事をきちっとしていただいているんですから、この人たちをまた元の故郷に返すような形でやっていただきたいと思います。その際には、やはり受入れ企業の協力も必要だと思うんです。有給を取って、きちっと災害訓練に出るとか、そういった部分も必要だと思いますので、受入れ企業の部分にやっていただければと思っております。

駆け足でいきますけども、避難場所の運営ということ。1点目が、分散備蓄ということ

が言われています。この能登半島地震において、幹線が寸断されて、支援物資が届かないという部分が出ておりますので、本市について分散備蓄がきちっと図られているかということが1点です。

もう1点が、女性の部分なんです。女性活用の部分であります。内閣府は、避難場所での安心安全を確保するために、2020年に運営上の留意点というのを列挙したチェックシートを配布されております。また、自治体のほうは、2022年12月末時点で、避難計画などを策定する防災危機管理部局に女性職員が1人もいない市町村が61.1%ということです。そういうことで、女性の視点が全く欠けているということでもあります。うちは人員配置の部分で、なかなか女性の職員を災害部局には置けませんけども、ただいざ避難があったら、避難場所の部分で、女性の視点で、やはり避難所を運営していく必要があると思うんです。高橋議員もお話されたんですけども、やっぱり、能登半島地震でも女性の生理用品とかそういう部分が、無造作に人に見える、男の人も見えるところに置いてある。着替えるところもない。また避難所を運営している人がほとんど男ですから、その方々に、どうにかしてくれと言っても、ダンボールで仕切っているから、そこで着替えればいいでしょうという部分で困ったということもあります。

また、この内閣府の通達の部分でも、足りない部分が防犯ブザーとか、ホイッスルという部分も用意するような形になっているんです。それはなぜかという、熊本震災のときも、また東北震災のときも、北海道胆振東部地震のときも、性的被害が起こっているんです。だからそういった部分を防ぐような避難所運営という部分が必要だと感じているんですが、その点について考えを教えてください。

○総務課長（濱 久志） まず、1点目の分散備蓄の件を回答いたします。現在、避難所を開

設する予定のある場所には、食料、水、あと防災備品等、それにつきまして、大量ではないですけど備蓄する対応はとっております。

それと、避難所の運営面のことですが、現在、女性や子育て家庭のための防災備蓄品として生理用品とか液体ミルクは備えております。ただ、女性や男性、妊婦や子育て家庭などの様々なニーズの違いに配慮して必要な物資が完備されている状況とは言えない状況でございます。ここにつきましては、今回の能登半島地震の影響というところで、検討をし直さないといけないところだと考えております。

それと、女性に対する配慮です。総務課の安心安全係には、3年前までは女性職員が配置されておりました。現在、女性職員は配置されておりませんが、避難所運営に関しては、全て男性職員を配置しているわけではございません。女性職員も、当然、避難所対応に回っております。ただ、絶対数が女性職員は足りませんので、可能であれば女性職員の配置をできるように努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○感王寺耕造議員 特に災害だから、男の手が必要だということで、どこの自治体もそうだと思うんです。うちは、とにかく人間足りませんから、ただ、まず最初は逃げることです。情報を得て、真っ先に逃げるんだと、その後、避難所をどうするかという話なんです。そうなったとき避難所を運営するとき、やはり女性の視点という部分が必要ですから、そのときは、専任の人をつくる必要はないと思うんですが、保健師さんであるとか、福祉部局にいらっしゃる女性たちが、少しでも1人でもいていただいて、避難所の部分ですから女性の立場で見ることが必要だと思います。あと、避難物資の見直しもするということで、前向きの答弁いただきました。先ほど言い忘れましたけども、一番肝心な部分、下着類。この部分が当初、全くな

かったそうです。津波でみんな着の身着のまま避難しているわけですから、紙おむつで過ごされたということです。その避難の物資、支援物資の部分、保管物資の部分の見直しをお願いします。

これについては、もうこれで終わります。

あと、交通弱者、買物難民について、前向きな答弁をいただきました。おでかけチケットも増額していただきたいということでもあります。そういう部分の答弁もあったと思いますので、あと一つ、その部分でお願いしたいことは、要望だけに変えておきますけども、場所によって、ちょっと見直しもしてほしいという部分があります。この部分が、私の地元、新城麓から市役所まで往復でバス代が820円かかるんです。そうするとまた下境っていうんですか、そこからだと1,560円かかるんです。中央地区についても、温泉につかったりとか、そういう部分は必要です。ただ、地域の部分で実情を変えて、おでかけチケットの増額を考えていただけないかが1点、お願いします。

企画政策課についても、ドア・ツー・ドアを目指すということで、前向きな答弁をいただきましたので、2024年問題とか、あと国交省の部分、ライドシェアをどう考えるのかわかりませんが、今度、協議会の部分で協議して、出されるということですので、楽しみにしていますから、よろしくお願いします。

なぜこういうことを言うかと言いますと、新城の話で、ローソンがなくなりました。25年間頑張っていたいただきました。大型の台風が来るといときは、パンとかお弁当を余分に仕入れたりとか、懐中電灯を仕入れたりとか、地元に着した品揃えでありました。2月15日で閉めて、何で閉められるかという部分、現在、いただいた住基の情報によりますと、令和6年1月末で、新城の人口513世帯、837人しかいないんです。30年前はどうだったかという、687世帯、

1,591人いました。30年前は、食堂も5～6軒ありました。地域に各振興会ごとに、お店がありました。それが、人口が半分になっているから、お店も成り立たないわけです。あと、全国道路街路交通情勢調査によりますと、令和3年度、交通量、1日あたり1万3,400台ありました。平成27年度には、1万4,300台ありました。だから、現在では令和3年度の数字だから、もう1,000台以上1日、少なくなっているわけです。だからお店も成り立たない。買物難民が出る。じゃあ買物に行こうかと言っても、自家用車は乗れない。また自家用車免許を持っていても、免許証も返納できない。都会にいる娘・息子は、お母さんが85になったから免許返しなさいよと言ったって、買い物する場所がないわけです。そういった背景がありますので、交通弱者対策、買物難民対策、きちっとやっていただくことを要望いたします。

次に、空き家対策。市民課長のほうでね、きちっとやっていきますということで、場所はもう言いませんけどね。以前から言っているスクールゾーン、市道沿いの部分。その部分についても協議が進んでいるということですから、やっぱり交通量の多い部分。また特にスクールゾーン、市道、また集落道も含め国道も含め、その辺については、きちっと事情を説明してやっていただきたいと思います。

空き家の有効活用ということで、ずっと言ってきたんですが、なかなか進まないです。ちょっと時間がないから、全国市議会旬報なんですけども、空き家の問題、有効活用の問題についても、所有者が売却や解体などの意思決定をしない、なんとなく空き家が一番の原因なんだと。空き家をうまく活用すれば地域をつなぐ絆になると大学の先生が強調しておられます。その上で行政が、空き家を何とかすればいい、行政がすべきだというのは間違いであり、民間の力を活用すべきであると主張されております。この

部分は私も主張した部分と一緒に思うんです。各係長を筆頭に、若い人たちがワークショップをやっていると思うんですけども、またそのワークショップについての議論についてはまた後ほどいただきたいと思っております。

最後になりました。パートナーシップ制度があります。この部分、パートナーシップ制度をやったからといって、なかなか法的な部分の利点という部分はないわけです。ただお互い異性であれ、同性であれ、なかなか籍を入れられない方はいらっしゃるみたいです。ただ、それをするによって自治体によっては公営企業に入居できる。あと、生命保険会社によっては、生命保険を受け取れるというような利点もあります。なおかつ一番大きい部分は、性的マイノリティーの人たちの人権を守るという部分も含めて、また啓発活動を市民がやるんだと。そういった政策的な要素もあると思うんです。教育長、先ほど性的な部分での教育ということで色々ありました。難しい部分もあるんですけども、性的マイノリティーの方々の、人権、それをきちっと守っていくんだ。それを守ることが、自分たちの人権を守るんだということにつながると思いますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

早く終わろうとしましたが、申し訳ございませんでした。これで終わります。

○議長（堀内貴志） 以上で、令和6年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑及び一般質問を終わります。

△議案第20号～議案第29号予算特別委員会・議案第20号庁舎整備検討特別委員会設置、付託

○議長（堀内貴志） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第20号から議案第29号までの議案10件については、13名の委員をもって構成する予算特別委員会を、また議案第20号中の耐震化に関する予算については、13

名の委員をもって構成する庁舎整備検討特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（堀内貴志） 異議なしと認めます。よって、議案第20号から議案第29号までの議案10件については、13名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、また議案第20号中、耐震化に関する予算については、13名の委員をもって構成する庁舎整備検討特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、審査することそれぞれ決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算特別委員会委員及び庁舎整備検討特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、高橋理枝子議員、宮迫隆憲議員、前田隆議員、新原勇議員、池田みすず議員、梅木勇議員、川越信男議員、篠原静則議員、感王寺耕造議員、持留良一議員、北方貞明議員、池山節夫議員、川畑三郎議員、以上13名を予算特別委員会委員に、高橋理枝子議員、宮迫隆憲議員、前田隆議員、新原勇議員、池田みすず議員、梅木勇議員、川越信男議員、篠原静則議員、感王寺耕造議員、持留良一議員、北方貞明議員、池山節夫議員、川畑三郎議員、以上の13名を庁舎整備検討特別委員会委員に、それぞれ指名いたしたいと思います。これに御異議はございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（堀内貴志） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました方々を予算特別委員会委員及び庁舎整備検討特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任いたしました予算特別委員会及び庁舎整備検討特別委員会の委員の方々は、次の休憩時間中に委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

ここで、暫時休憩いたします。

午後4時51分休憩

午後4時52分再開

○議長（堀内貴志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△予算特別委員会・庁舎整備検討特別委員会正副委員長互選結果報告

○議長（堀内貴志） 予算特別委員会及び庁舎整備検討特別委員会における正副委員長の互選の結果について報告がありましたのでお知らせいたします。

予算特別委員会委員長、北方貞明議員、副委員長、池山節夫議員、庁舎整備検討特別委員会委員長、北方貞明議員、副委員長、池山節夫議員、以上でございます。

本日の日程は、以上で全部終了いたしました。

△日程報告

○議長（堀内貴志） 明29日から3月17日までは、議事の都合により休会といたします。

次の本会議は、3月18日午前10時から開きます。

△散 会

○議長（堀内貴志） 本日は、これをもちまして散会いたします。

午後4時54分散会

令和 6 年 第 1 回 定 例 会

会 議 録

第 4 日 令和 6 年 3 月 1 8 日

本会議第4号（3月18日）（月曜）

出席議員 14名

1番	高橋理枝子	8番	川越信男
2番	宮迫隆憲	9番	篠原静則
3番	前田隆	10番	感王寺耕造
4番	新原勇	11番	持留良一
5番	池田みすず	12番	北方貞明
6番	梅木勇	13番	池山節夫
7番	堀内貴志	14番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	生活環境課長	有馬孝一
副市長	海老原廣達	農林課長	森秀和
企画政策総括監	二川隆志	併任	
総務課長	濱久志	農業委員会	
企画政策課長	草野浩一	事務局長	
財政課長	園田保	土木課長	東弘幸
税務課長	福島哲朗	水道課長	岩元伸二
市民課長	岡山洋恵	会計課長	港耕作
併任		監査事務局長	福元美子
選挙管理		消防長	田中昭弘
委員会		教育長	坂元裕人
事務局長		教育総務課長	堀留豊
保健課長	永田正一	学校教育課長	川崎史明
福祉課長	森永公洋	社会教育課長	大山昭
水産商工	松尾智信	国体推進課長	米田昭嗣
観光課長			

議会事務局出席者

事務局長	橘圭一郎	書記	瀬脇恵寿
		書記	村山徹

令和6年3月18日午前10時開議

△開 議

○議長（堀内貴志） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△諸般の報告

○議長（堀内貴志） 日程第1、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から、令和6年1月分の出納検査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで、北方貞明議員から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

○北方貞明議員 皆さん、おはようございます。

私は、去る2月28日の総括質疑、一般質問の不登校児童等の質問に際し、通告もせず、かつ不適切な発言及び質問をいたしました。この不適切な発言及び質問の部分一切について、取消しさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（堀内貴志） ただいま北方貞明議員から、2月28日の本会議における発言について、垂水市議会会議規則第65条の規定によって、取り消したいとの申出がありました。

お諮りいたします。これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 異議なしと認めます。したがって、北方貞明議員からの発言取消しの申し出を許可することに決定いたしました。

△議案第1号～議案第13号、議案第20号～議案第29号、陳情第3号～陳情第

5号一括上程

○議長（堀内貴志） 日程第2、議案第1号から日程第14、議案第13号までの議案及び日程第15、議案第20号から日程第24、議案第29号までの議案23件並びに日程第25、陳情第3号から日程第27、陳情第5号までの陳情3件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第1号 垂水市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第2号 垂水市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び垂水市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第3号 垂水市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第4号 垂水市課設置条例等の一部を改正する条例 案

議案第5号 垂水市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例 案

議案第6号 垂水市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例 案

議案第7号 垂水市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例 案

議案第8号 垂水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 案

議案第9号 垂水市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第10号 垂水市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例 案

議案第11号 垂水市介護保険条例の一部を改正する条例 案

議案第12号 垂水市給水条例の一部を改正する条例 案

議案第13号 鹿屋市との間において締結した大隅定住自立圏形成協定の変更について

議案第20号 令和6年度垂水市一般会計予算案

議案第21号 令和6年度垂水市国民健康保険特別会計予算案

議案第22号 令和6年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算案

議案第23号 令和6年度垂水市交通災害共済特別会計予算案

議案第24号 令和6年度垂水市地方卸売市場特別会計予算案

議案第25号 令和6年度垂水市介護保険特別会計予算案

議案第26号 令和6年度垂水市老人保健施設特別会計予算案

議案第27号 令和6年度垂水市水道事業会計予算案

議案第28号 令和6年度垂水市病院事業会計予算案

議案第29号 令和6年度垂水市漁業集落排水処理施設事業会計予算案

陳情第3号 川内原発20年延長に反対する陳情書

陳情第4号 令和6年度能登半島地震の住宅被害を教訓とし耐震診断及び耐震改修の促進を求める陳情

陳情第5号 ゴミステーション衛生環境推進員(仮称)を会計年度任用職員での新設を求める陳情

○議長(堀内貴志) ここで、各委員長の審査報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長、新原勇議員。

[産業厚生委員長新原 勇議員登壇]

○産業厚生委員長(新原 勇) おはようございます。

去る2月14日の本会議において、産業厚生常

任委員会に委員会付託となりました案件について、3月1日に委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告します。

最初に、議案第7号垂水市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案及び議案第8号垂水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案並びに議案第9号垂水市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

審査の過程において、いずれも特段の質疑はありませんでした。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号垂水市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

審査の過程において、垂水市内の保険医療機関に限定した理由について質疑があり、制度開始後、垂水市と保険医療機関で、それぞれ連絡や調整等が必要であるため、現時点で本市独自の事業として対応可能であるのが垂水市内にある21保険医療機関のみと判断したとの回答がありました。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号垂水市介護保険条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

審査の過程において、介護保険料基準額の検証等について質疑が交わされました。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号垂水市給水条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

審査の過程において、水道管の耐震化率について質疑あり、管路全体の耐震化率が9.4%、病院や学校へつながる基幹管路が30%程度となっているとの回答がありました。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、陳情第3号川内原発20年延長に反対する陳情書については、令和6年能登半島地震の影響を受けて、危惧する部分もある。川内原発の運転が停止した場合、電気代の高騰が予想され、家計の負担が増えることになるなどの意見が交わされました。

審査の後、本陳情の取扱いについて採決を諮ったところ、不採択となりました。

次に、陳情第4号令和6年能登半島地震の住宅被害を教訓とし耐震診断及び耐震改修の促進を求める陳情については、垂水市として補助金交付要綱の周知等に取り組んでおり、様子を見るべきなどの意見が交わされました。

審査の後、本陳情の取扱いについて採決を諮ったところ、継続審議となりました。

次に、陳情第5号ゴミステーション衛生環境推進員（仮称）を会計年度任用職員での新設を求める陳情については、中身については理解できるが、現状の生活環境課職員で対応できている部分もあるなどの意見が交わされました。

審査の後、本陳情の取扱いについて採決を諮ったところ、趣旨採択となりました。

以上で、報告を終わります。

○議長（堀内貴志） 次に、総務文教委員長、池山節夫議員。

[総務文教委員長池山節夫議員登壇]

○総務文教委員長（池山節夫） おはようございます。

去る2月14日の本会議において、総務文教常任委員会付託となりました各案件について、3月4日に委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第1号垂水市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案では、今回改正する会計年度任用職員の処遇改善に至る背景について質疑が交わされました。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号垂水市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び垂水市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案では、来年度から支給することになった理由や正職員との違いについて質疑が交わされました。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号垂水市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案では、継続して雇用される会計年度任用職員の期末手当の支給月数の考え方について質疑が交わされました。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号垂水市課設置条例等の一部を改正する条例案では、これまで市民目線に立ったら分かりにくいという声が上がっていたが、実際、現場ではどのような声が上がって、今回の改正となったのかという質問があり、保健課と福祉課から提案があり、令和4年度から2年かけて協議を重ねてきた。特に、高齢者部門と子育て関係部門が分かりにくいとの意見があったので、市民目線に立って利便性を考えて、組織再編を行ったとの回答がありました。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号垂水市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例案では、本条例を改正した理由や他市の動向について質疑が交わされました。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号鹿屋市との間において締結した大隅定住自立圏形成協定の変更については、定住自立圏の部分で垂水市に関係した主な

事業について質疑が交わされました。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

最後に、議案第6号垂水市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例案では、附則と法令との期間のずれについて質疑が交わされました。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

以上で、報告を終わります。

○議長（堀内貴志） 次に、予算特別委員長、北方貞明議員。

[予算特別委員長北方貞明議員登壇]

○予算特別委員長（北方貞明） おはようございます。

去る2月28日の本会議において予算特別委員会を設置し、委員会付託となりました令和6年度各会計予算案について、3月6日及び7日の議案に対する質疑、11日には市長への総括質疑の計3日間にわたり委員会を開き、審査をいたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第20号令和6年度垂水市一般会計予算案については、放課後児童健全育成事業における職員の処遇改善の必要性に対する総括質疑がなされ、専門的な知識と技能を高めるため、長期的に安定した雇用が必要ではないかとの質問に対し、給与体制については市の会計年度任用職員給与単価等を参考とし、キャリアアップ手当や処遇改善等加算が行われており、スキルアップのために県が実施している研修への旅費等の経費を市が支出しているとの回答がありました。

審査の結果、異議はなく、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号令和6年度垂水市国民健康保険特別会計予算案につきましては、異議はなく、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号令和6年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算案につきましては、賛成多

数により、原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号令和6年度垂水市交通災害共済特別会計予算案、議案第24号令和6年度垂水市地方卸売市場特別会計予算案、議案第25号令和6年度垂水市介護保険特別会計予算案、議案第26号令和6年度垂水市老人保健施設特別会計予算案、議案第27号令和6年度垂水市水道事業会計予算案、議案第28号令和6年度垂水市病院事業会計予算案及び議案第29号令和6年度垂水市漁業集落排水処理施設事業会計予算案につきましては、いずれも異議はなく、原案のとおり可決されました。

以上で、報告を終わります。

○議長（堀内貴志） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（堀内貴志） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 今、報告された中身において、議案第22号について反対の立場で討論を、また陳情第3号については賛成の立場で討論させていただきたいと思います。

議案第22号令和6年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算案について、反対の討論を行います。

討論に先立ち、令和6年度一般会計予算について、一言述べさせていただきたいと思います。

今回の一般会計予算では、子育て世代への支援が大きく前進する内容になっています。特に、子ども医療費窓口負担ゼロ、保育料の完全無料化が提案されたことは大きな前進でした。

さらに、シニアカー購入費事業補助事業による高齢者支援の計画が図られました。

さらに、まちづくりの関係では、店舗改装な

どによる支援事業も一定の前進だと考えます。

一方では、総括質疑で取り上げた放課後児童健全育成事業や行政システムの環境標準化など、問題点、課題も指摘させていただきました。これらについては、今後の検討課題であることも表明もされました。その点については、今後の取組に大いに期待をしていきたいというふうに思います。

それでは、令和6年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算案について、反対の討論を行います。

この15年間、後期高齢者医療保険は2年ごとに値上げがされ、2008年から2009年に年7万4,000円だった全国平均は、2022年から2023年度には年7万7,000円となっていました。来年度は鹿児島県の後期高齢者医療保険料の所得割率、均等割額が共に引き上げられることが決まり、結果、保険料が値上げされ、自治体への影響が生まれることとなります。

今回の改定は、後期高齢者全体に保険料の負担を押しつけるものであると言わざるを得ません。2つの問題点を指摘したいと思います。

高齢者の命綱とも言える公的年金は、この10年間で実質6.7%も削減されています。年金が削減されているのに、食料品など物価高騰が続いています。保険料の負担増で、医療費に係る負担増が高齢者の命と暮らしに大きな影響を与えるのは、もうこれは必至です。さらに一昨年、2割窓口負担の導入もされ、今後、保険料の引上げの影響が受診控え、それによる重症化への懸念が厚労省の資料でも明らかにされています。高齢者の生活に関わる負担はすでに限界にあり、これ以上の保険料の引上げは問題です。これが1点目の問題点の指摘です。

ちなみに、令和5年度の国民負担率は租税負担と社会保障負担率の合計46.8%、財政赤字を加えた潜在的な国民負担率は53.9%と前年度を超えています。まさに、税や社会保障の重たい

負担が生活に大きな影響を与えることは、この数字からも明らかではないでしょうか。

もう一つの問題点は、定期的ないわゆる年ごとの見直し、保険料の値上げに加えて、少子化対策の財源の確保と現役世代の負担率軽減の名目で、値上げの上乗せの問題です。公的医療保険の中で、後期高齢者医療制度だけが支出していないということで、今回から支援が求められる仕組みに変わったということです。

これらの2つの問題点が、やはり今度の制度による高齢者への大きな影響が出てくるものと考えられます。

最後に、後期高齢者医療制度の創設前、いわゆる75歳以上の高齢者は健保や国保に加入し、現役世代と同じ健康保険料や国保料、いわゆる国保税を払っていました。同時に、それらの高齢者が負担する保険料は、出産一時金を含む子供の医療関連にも充てられていました。高齢者と現役世代の保険料の伸び率が異なるという状況は、この以前の制度では起こり得ませんでした。政府の言う、後期高齢者だけ子供の医療費に関わる負担をしていない、後期高齢者と現役世代で保険料の伸びが違うなどの状況は、後期高齢者の制度創設によって生じたものと言わざるを得ません。高齢者が優遇されているような言い立て、痛みを押しつけるやり方は、私は問題だと考えます。

今、求められているのは、国庫負担の割合を増やすことです。負担割合は、制度発足時、約45%でしたが、今では33%前後にもなっています。医療に対する国の責任後退こそ、高齢者と現役世代の両方に痛みを負わせてきた元凶です。この点について、全国後期高齢者医療広域連合協議会が国への要望書の中で、高齢者医療を持続可能にするため、定率国庫負担割合の増加を求めていることも明らかではないでしょうか。

以上の理由等から、令和6年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算案については反対の討論

をします。

次に、続きまして、陳情第3号川内原発20年延長に反対する陳情書に賛成の立場で討論をいたします。

2024年1月1日、能登半島で発生した大規模地震は、私たちに大きな衝撃を与えました。マグニチュード7.6、震度7、活断層がおよそ105キロ以上にわたって連動している、このことも指摘されていますが、能登半島には北陸電力の志賀原発があり、北陸電力はそのような活断層の存在は把握しておらず、原発の耐震設計にも反映されていなかったのではとされています。

震度5を観測した志賀原発では、2系統の外部電源を喪失するなど重大な事故となりましたが、同原発が運転停止中であったことが幸いしました。2023年3月、規制委員会は、この志賀原発の活断層に問題なしと判断し、まさに再稼働目前であったことも明らかにされています。

また、今回の大地震では60か所の崖崩れ、無数の倒壊家屋によって道路は寸断され、多くの集落が孤立しており、川内原発への避難計画は、まさに絵に描いた餅に過ぎないことを指摘せざるを得ません。

川内原発近傍には、国の地震調査委員会がマグニチュード7.5の地震が起こると評価する甕断層、また甕海峡中央断層の存在が明らかになっています。同委員会は、この断層が川内原発直近に伸びる可能性も指摘しており、熊本大学の田中均名誉教授は、川内原発近傍に中央構造活断層の存在も証明しています。

このような多くの問題を抱える川内原発をこのままさらに20年稼働させてよいのか、能登半島地震を受け、再度検討すべきではないでしょうか。放射能は30キロ圏内にとどまるわけではなく、あっという間に南九州3県は放射能に汚染されるであろうことが予想されます。このことは、川内原発の20年延長は鹿児島県下全市町村の存亡に関わる問題です。

以上の理由で、私は市民の命と暮らしを守る立場で、川内原発の基準地震680ガルを超える震度6弱以上の地震が起きないという完全な保障がない限り、川内原発の20年運転延長に反対する陳情には賛成をしたいというふうに思います。

以上で、私の討論を終わります。

○議長（堀内貴志） 以上で、通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

[池山節夫議員登壇]

○池山節夫議員 私は、ただいま討論がありました陳情第3号の川内原発20年延長に反対する陳情、これに反対の立場で討論を行います。

まず、持留議員が言われました様々なこと、これについては、原子力委員会、九州電力のほうで十分な安全対策が施されているということが述べられております。

それに、いつも持留議員が言われております庶民の生活を守る、原子力発電の20年延長がそのまま反対されて延長されないと、当然、電気代は上がることとなります。このことをもってしても、持留議員の庶民の生活を守るという論理はおかしいのではないかと思います。まずは原子力発電を20年延長して電気料金の値上げを抑える、このことが必要だと考えます。

そういう意味からも、私はこの陳情には反対の立場で討論をいたします。よろしく申し上げます。

○議長（堀内貴志） ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（堀内貴志） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

最初に、議案からお諮りいたします。議案第1号から議案第13号までの議案及び議案第20号から議案第29号までの議案23件については、各委員長長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 御異議がありますので、議案第22号を除き、各議案を各委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 異議なしと認めます。よって、議案第22号を除き、各議案は各委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第22号を起立により採決いたします。

なお、起立されない方は否とみなします。

委員長の報告は可決であります。それでは、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（堀内貴志） ありがとうございます。起立多数です。よって、議案第22号は委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、陳情をお諮りいたします。

まず、陳情第3号をお諮りいたします。陳情第3号に対する委員長の報告は不採択であります。原案について、起立により採決をいたします。本陳情を採択とすることに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（堀内貴志） 賛成少数です。よって、陳情第3号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第4号及び陳情第5号の陳情2件をお諮りいたします。陳情第4号及び陳情第5号の陳情2件については、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 異議なしと認めます。よって、陳情第4号及び陳情第5号の陳情2件については、委員長の報告のとおり決定いたしました。

△議案第30号～議案第39号一括上程

○議長（堀内貴志） 日程第28、議案第30号から日程第37、議案第39号まで、議案10件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略します。

議案第30号 垂水市農業委員会委員の任命について

議案第31号 垂水市農業委員会委員の任命について

議案第32号 垂水市農業委員会委員の任命について

議案第33号 垂水市農業委員会委員の任命について

議案第34号 垂水市農業委員会委員の任命について

議案第35号 垂水市農業委員会委員の任命について

議案第36号 垂水市農業委員会委員の任命について

議案第37号 垂水市農業委員会委員の任命について

議案第38号 垂水市農業委員会委員の任命について

議案第39号 垂水市農業委員会委員の任命について

○議長（堀内貴志） 説明を求めます。

○市長（尾脇雅弥） 議案第30号から議案第39号までの垂水市農業委員会委員の任命についてを一括して御説明申し上げます。

令和6年5月31日をもって現農業委員会委員の任期が満了となることから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づきまして、農業委員会委員を任命することに同意をお願いします。

議案第30号、村山繁稔氏の住所は垂水市牛根麓2723番地2、生年月日は昭和41年8月12日でございます。

議案第31号、瀬角初美氏の住所は垂水市中俣462番地2、生年月日は昭和36年7月28日でございます。

議案第32号、下瀬秀氏の住所は垂水市中俣579番地、生年月日は昭和35年1月5日でございます。

議案第33号、葛迫巧氏の住所は垂水市浜平1949番地、生年月日は昭和30年9月13日でございます。

議案第34号、塚田光春氏の住所は垂水市田神156番地7、生年月日は昭和30年1月12日でございます。

議案第35号、池田穰二氏の住所は垂水市柘原3386番地、生年月日は昭和38年3月19日でございます。

議案第36号、永吉浩幸氏の住所は垂水市田神1838番地1、生年月日は昭和39年11月5日でございます。

議案第37号、中条裕二氏の住所は垂水市本城914番地、生年月日は昭和42年1月19日でございます。

議案第38号、重吉伸哉氏の住所は垂水市新成915番地1、生年月日は昭和60年12月27日でございます。

議案第39号、森永みどり氏の住所は垂水市市木2225番地1、生年月日は昭和34年1月2日でございます。

なお、任期につきましては、令和6年6月1日から令和9年5月31日までの3年間でございます。

以上で、議案説明とさせていただきます。御同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（堀内貴志） ここで、暫時休憩いたします。

休憩時間中、全員協議会室において全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持って御参集願います。

午前10時35分休憩

午前10時45分開議

○議長（堀内貴志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題といたしました議案に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第30号から議案第39号までの議案10件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 異議なしと認めます。よって、議案第30号から議案第39号までの議案10件については、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りします。最初に、議案第30号について、同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 異議なしと認めます。よって、議案第30号については、同意することに決定いたしました。

次に、議案第31号について、同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 異議なしと認めます。よって、議案第31号については、同意することに決定いたしました。

次に、議案第32号について、同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 異議なしと認めます。よって、議案第32号については、同意することに決定いたしました。

次に、議案第33号について、同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 異議なしと認めます。よって、議案第33号については、同意することに決定いたしました。

次に、議案第34号について、同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 異議なしと認めます。よって、議案第34号については、同意することに決定いたしました。

次に、議案第35号について、同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 異議なしと認めます。よって、議案第35号については、同意することに決定いたしました。

次に、議案第36号について、同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 異議なしと認めます。よって、議案第36号については、同意することに決定いたしました。

次に、議案第37号について、同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 異議なしと認めます。よって、議案第37号については、同意することに決定いたしました。

次に、議案第38号について、同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 異議なしと認めます。よ

って、議案第38号については、同意することに決定いたしました。

次に、議案第39号について、同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 異議なしと認めます。よって、議案第39号については、同意することに決定いたしました。

△議案第40号上程

○議長（堀内貴志） 次に、日程第38、議案第40号垂水市議会会議規則の一部を改正する規則案についてを議題といたします。

説明を求めます。

○議会運営委員長（川畑三郎） 議案第40号垂水市議会会議規則の一部を改正する規則案の提案理由を御説明申し上げます。

今回の改正は、これまで議会において、議会からの通知や議会への陳情や請願について紙文書と限定されていたところですが、地方自治法改正に伴い、本規則を改正することで、電子媒体でも同様のことが可能となるよう改正を行おうとするものです。また、現在の社会情勢等に照らして改正が適当と判断される事項に対し、同じく改正を行おうとするものであります。

なお、附則といたしまして、この規則は公布の日から施行するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わりますが、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀内貴志） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第40号垂水市議会会議規則の一部を改正する規則案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 異議なしと認めます。よって、議案第40号垂水市議会会議規則の一部を改正する規則案については、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第40号を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり決定されました。

ここで、暫時休憩いたします。

次は、10時55分から再開いたします。

午前10時51分休憩

午前10時55分開議

△意見書案第4号上程

○議長（堀内貴志） 次に、日程第39、意見書案第4号を議題といたします。

案文は配付いたしておりますので、朗読を省略いたします。

意見書案第4号 「錦江湾横断道路」の早期事業化を求める意見書 案

○議長（堀内貴志） 説明を求めます。

○池山節夫議員 「錦江湾横断道路」の早期事業化を求める意見書案について、説明いたします。

今回の提案理由であります。錦江湾横断道路は、令和3年6月に策定されたかごしま新広域道路交通ビジョン及びかごしま新広域道路交通計画において、構想路線に位置づけられてお

ります。

この道路は、九州南部地域の産業・経済だけではなく、近年、頻発・激甚化傾向にある自然災害への防災・医療の観点からも必要不可欠な道路と考えます。このため、昨年8月には、官民一体となって垂水市錦江湾横断道路推進協議会が発足されています。

私も垂水市議会といたしましても、実施路線化、そして早期事業化に向けて強く要望していただきたいという思いから今回提案するものであります。議員の皆様の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀内貴志） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。意見書案第4号を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 異議なしと認めます。よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書案が議決されましたが、その提出手続及び字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 異議なしと認めます。よって、その提出手続及び字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

△議会運営委員会の閉会中の所掌事務調

査の件について

○議長（堀内貴志） 次に、日程第40、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第103条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△各常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○議長（堀内貴志） 次に、日程第41、各常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてを議題といたします。

各常任委員長から所掌事務のうち、会議規則第103条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、本例定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

△市長挨拶

○議長（堀内貴志） ここで、市長より発言の申出がありますことから、これを許可いたします。

○市長（尾脇雅弥） 本議会に提案をいたしま

した全ての案件につきまして、熱心に御審議を賜りまして、いずれも原案どおり可決をいただきましたことに対しまして、心から厚く御礼申し上げます。

本議会及び各常任委員会、予算特別委員会等で御審議を通じて頂きました貴重な御意見、御要望等につきましては十分留意いたしまして、今後の市政運営に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

間もなく新年度を迎えます。令和6年度におきましては、4月から、本市独自の制度といたしまして、本市在住の18歳までの全ての子供を対象に、住民税の課税状況に関係なく、垂水市内21か所の医療機関・調剤薬局における医療費窓口無料化を県に先駆けて実施いたします。また、この春には、公益財団法人慈愛会様の御理解と御協力を賜り、産婦人科医療機関を開設していただけることになりまして、現在、その準備が進められているところでございます。

これらの新規事業に加え、各事業をしっかりと推進し、本市が抱える社会的課題の解決を図るために、着実に丁寧に、そしてスピード感を持って粉骨砕身の覚悟で取り組んでまいります。

市民の皆様笑顔と安心があふれる、潤いのあるまちづくりを推進するために、デジタルに代表される新しい技術を積極的に活用するとともに、これまでにない思い切った発想で本市の未来の変革を進めてまいりたいと考えております。

二元代表制の一翼を担う議員の皆様方におかれましては、今後の市政運営におきましても、引き続き御支援、御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。

結びに、議員の皆様方のますますの御健勝と御活躍をお祈り申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

△閉 会

○議長（堀内貴志） これをもちまして、令和
6年第1回垂水市議会定例会を閉会いたします。
午前11時6分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員